

平成 28 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)

**生活困窮者自立支援制度との連携を踏まえた  
生活福祉資金貸付制度の実態と今後のあり方に関する調査研究  
報告書**

平成 2 9 年 3 月

一般社団法人北海道総合研究調査会



## － 目次 －

### 【調査研究事業のまとめ】

1. 調査の全体像.....	1
2. 連携・運用上の課題.....	2
(1) 情報共有・役割分担の認識.....	2
(2) 制度上の課題.....	6
3. 自立相談支援事業の利用が要件化したことによる効果の検証.....	9
(1) 平成 27 年度見直し事項に関する実態.....	9
(2) 「貸付を通じた自立」(償還)に向けた関わり.....	13
(3) 家計相談支援事業との連携.....	18
(4) 独自資金等の仕組みづくり.....	22
4. 効果的な連携に向けて.....	24

### 【調査編】

第 1 章 本調査研究の概要.....	33
1. 調査の目的.....	33
2. 調査の全体像.....	33
3. 調査の実施概要.....	36
(1) アンケート調査.....	36
(2) ヒアリング調査.....	37
(3) 研究会の開催.....	38
第 2 章 アンケート調査結果.....	39
1. 社会福祉協議会アンケート調査結果.....	39
(1) 回収状況.....	39
(2) 調査対象の概要.....	39
(3) 生活福祉資金貸付事業の実績.....	41
(4) 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付.....	43
(5) 「総合支援資金」における自立相談支援事業との連携の状況.....	47
(6) 「緊急小口資金」について.....	53
(7) 生活福祉資金貸付事業以外の取組の実施状況.....	54
(8) 生活困窮者自立支援制度との連携における運用上の課題.....	55
2. 自立相談支援機関アンケート調査結果.....	56
(1) 回収状況.....	56
(2) 調査対象の概要.....	56
(3) 相談支援及び生活福祉資金の利用実績.....	57

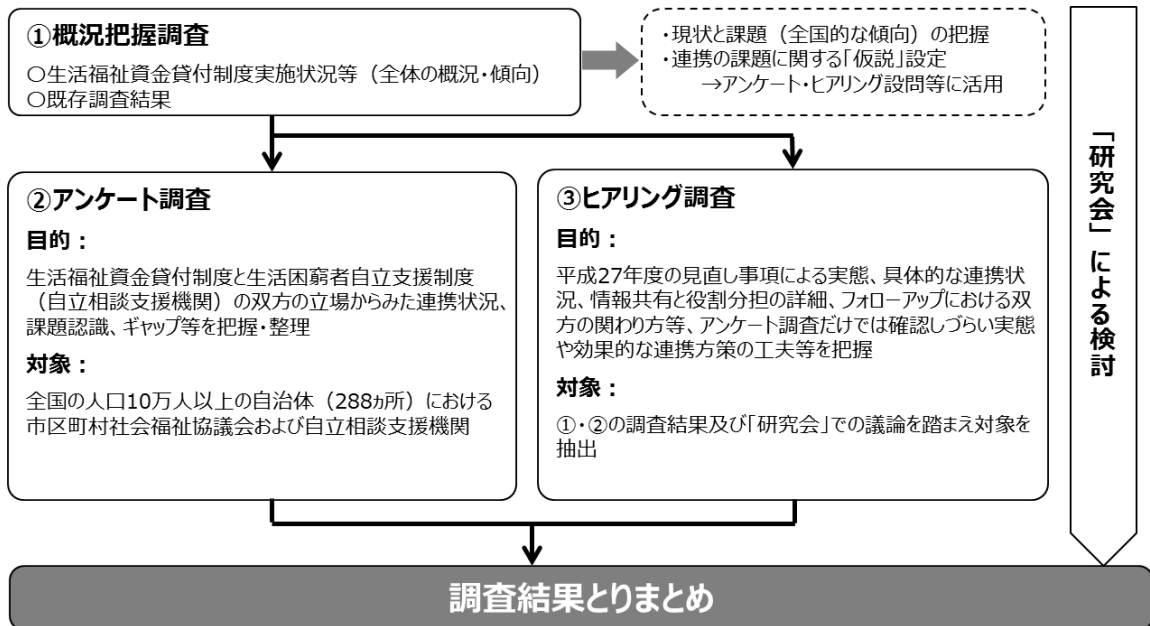
(4) 「総合支援資金」における生活福祉資金貸付制度との連携の状況 .....	58
(5) 生活福祉資金貸付事業以外の貸付事業の把握・活用状況について .....	64
(6) 生活福祉資金貸付制度との効果的な連携にあたって .....	64
3. 調査結果の分析・ポイント .....	65
(1) 「総合支援資金」の貸付期間 .....	65
(2) 貸付終了の判断 .....	66
(3) 貸付終了に関する両者間での合意と評価 .....	67
(4) 社協へのプラン提供（自立相談支援事業の利用を前提として貸付） .....	68
(5) 両者の役割分担・情報共有の実態 .....	68
(6) 償還開始後の連携状況 .....	68
(7) 両制度の理解・連携のための取組 .....	69
(8) 償還状況からみた支援内容 .....	71
4. 自由記入による主な意見の整理 .....	75
(1) 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携について .....	75
(2) 緊急小口資金について .....	90
(3) 独自の貸付事業等の有効性について .....	93
第3章 ヒアリング調査結果 .....	95
1. ヒアリング調査実施概要 .....	95
(1) 訪問先一覧 .....	95
(2) 調査実施時期 .....	96
2. ヒアリング調査結果 .....	97
(1) 社会福祉協議会（生活福祉資金担当）・自立相談支援機関ヒアリング調査 .....	97
(2) 都道府県社会福祉協議会ヒアリング調査結果 .....	113
<b>【資料編】</b>	
1. 「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」調査票	
社会福祉協議会調査票 .....	118
自立相談支援機関調査票 .....	124
2. 「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」集計結果	
社会福祉協議会対象 .....	130
自立相談支援機関対象 .....	147

# 【調査研究事業のまとめ】

## 1. 調査の全体像

本調査研究では、生活福祉資金貸付制度が生活困窮者の自立支援において有効なツールとして機能することが期待されていることを踏まえ、特に平成27年度の生活困窮者自立支援制度の施行に伴い原則、自立相談支援事業の利用が要件化された総合支援資金と緊急小口資金を中心として、全国における運用や自立相談支援機関との連携の実態及び課題、連携強化方策等を明らかにすることを目的とした。具体的には、アンケート調査及びヒアリング調査から実態(現状と課題)を把握・整理するとともに、生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の効果的な連携のためのあり方について、有識者等で構成する研究会を通じてとりまとめた。

以降では、調査結果に基づき、「連携・運用上の課題」「要件化に伴う効果の検証」「効果的な連携に向けて」の項目に分けて考察を行った。



## 2. 連携・運用上の課題

### (1) 情報共有・役割分担の認識

- 生活福祉資金（貸付担当）側からみた自立相談支援機関との連携上の課題として、「窓口が離れているため、相談者の負担になる」「貸付要件（貸付可能性）に関して自立相談支援機関との認識にずれがある」「貸付後の情報共有・役割分担が不十分」といったことが多くあげられている。
- 実際の情報共有等の状況については、自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれにおいても連携開始のタイミングとして約 6～7 割が、インテーク・アセスメント段階から連携している。
  - ※社協において自立相談支援事業を受託している場合、連携開始のタイミングとして「インテーク面談時から両制度の担当者が同席」も約 4 割と高い（「受託なし」の場合、9.8%）。
- 社協側で貸付申請の妥当性を判断するにあたり、自立相談支援機関側の「インテーク・アセスメントシート」「プランシート」等によるアセスメント情報等を活用している実態もある。
- 一方、貸付を行った相談者の自立に向けた具体的な支援方針等を共有する「プラン」について、自立相談支援機関から社協に提供されたケースは約 6 割である。また、支援調整会議には「社会福祉協議会の資金担当者は基本的に参加しない」が約 3 割を占めている。
- 相互の理解やコミュニケーションの充足状況としては、自立相談支援事業「受託あり」の社協では「ある程度は充足したものと考えている」が半数を占めるが、「受託なし」の場合、「まだまだ不十分なものと考えている」が 4 割強である。
- 自立相談支援機関から社協の貸付につなぐ場合だけでなく、先に社協の相談窓口にお金を借りることを目的に来所した人の中にも、背景に深刻な生活課題を抱えているケースがあり、必要に応じて自立相談支援機関につなぐ「連携」も重要である。しかし、特に両事業の窓口が離れている場合において、貸付を目的に相談に来た人に対して、生活支援の必要性を理解してもらい自立相談支援機関につなぐことが難しいとの意見・実態もあった。

#### 【今後の検討課題】

- 自立相談支援機関による継続的な支援を前提に貸付を行う点からは、「プラン」が社協側へ提供されないケースも一定程度あることや、支援調整会議等を活用した情報共有が行われない地域もあることは課題と考えられる。
- 貸付要件に関する双方の認識の違い（ギャップ）や、貸付から償還までの役割分担が十分共有されていないなどの状況がうかがえ、特に自立相談支援機関と社協（貸付担当）とが別組織である場合、より一層相互のコミュニケーションが図られることで徐々に連携がスムーズになるのではないかと。
- 実際に良好なコミュニケーションをとって機動的に連携している多くは、プラン等の書面や会議はもとより、日頃の顔のみえる関係を構築し、事前協議や、電話・メール・お互いへの訪問等を行うことで効果的に連携を図っている実態もあり、ケースの蓄積を通じて双方の信頼関係を深めることも重要である。
- 各地では、支援調整会議や個別ケースを通じた協議等においてケースバイケースの検討を行うことによ

って、双方の率直な意見を踏まえ、かつ相談者にとって負担の少ない連携方法を試行している。地域の運営体制の状況等を踏まえて協議・検討が進むことが期待される。

- 生活福祉資金の借入の相談者のうち、就労支援が必要な人や、複合的な課題を抱えている人、一定の収入があっても収支のバランスが崩れているため家計の支援が必要な人等については、双方の担当者が相談段階から連携するなど、利用を円滑に行えるように体制を整えることが重要である。

#### 【ヒアリング調査からの参考事例】

##### <情報共有・連携の方法>

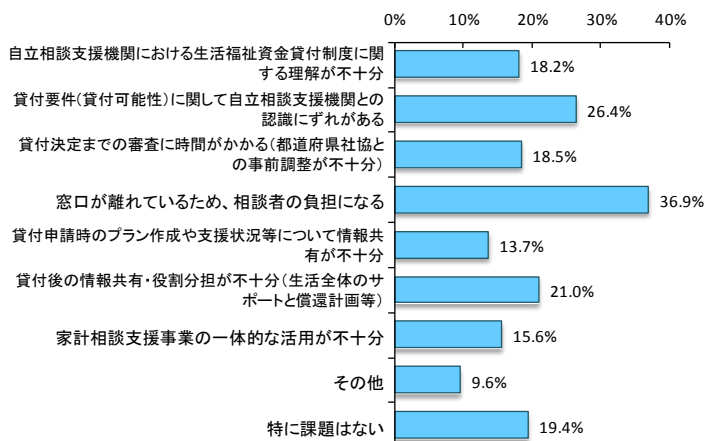
- 社協の貸付相談の「記録票」と、自立相談支援機関で相談受付した際の「記録票」も、同じ記録票を使用することにより、どちらが受付した場合でもすぐにケース概要を共有しやすい。（M市／委託：社会福祉協議会）
- 自立相談支援事業、生活福祉資金の制度の利用が適切と判断される相談者については、基本的に両制度の相談員が同席した面談を行う。特に、初期対応が重要という認識から、アウトリーチを含めて訪問支援（双方の相談員が同行）に力を入れている。一見手間のようだが、①1回で双方の相談員の共通理解ができること、②窓口が離れていることによる相談者の不便解消（双方の相談者が一緒に同行訪問する場合も多い）という面で効果的・効率的である。（N市/直営）
- 基本的に、貸付に関しては、プランを作成する前から社協の貸付担当と相談しながら利用する形である。実際に貸付を申請するにあたっては、事前連絡等を行ったうえで自立相談支援機関の職員が相談者に同行して社協と一緒に相談、手続を行う。（C市／委託：社会福祉法人）
- 社協と自立相談支援機関まで車で10分弱離れていることもあり、社協に生活福祉資金の借入相談に来た人のうち、自立相談支援機関につなぐべきと判断したケースについても、①自立相談支援機関の担当者に社協まで来てもらい面談に同席、②緊急の場合などは車で社協の担当者と一緒に自立相談支援機関に訪問して面談、といった方法をとることにより、借入の相談者の心理的ハードルや拒否感を低減できるように努めている。（G市／直営）

##### <協議・検討のプロセス、相互のコミュニケーションの回り方>

- 当初は、お互いが混乱をし、ケースごとに、自立相談支援機関が先に対応するのか、社協が先に対応するのか、貸付するためにプランを作るのか、どちらがイニシアティブを取るべきかといった調整が必要なことが多々でてきた。その都度個々の事例において、支援調整会議をはじめ、インフォーマルな形でも協議を重ねてきて、最近ようやくお互いの役割分担が明確になってきた。（B市／委託：NPO）
- もともとケースを通じた常日頃からのコミュニケーションがあることに加え、自立相談支援機関が開催する運営委員会<sup>※</sup>に社協も参加してもらい、逆に、社協が福祉権利擁護センターとして主催する会議に自立相談支援機関も参加するなど相互の交流があるため、両制度の運用にあたり共通理解ができた。（C市／委託：社会福祉法人）

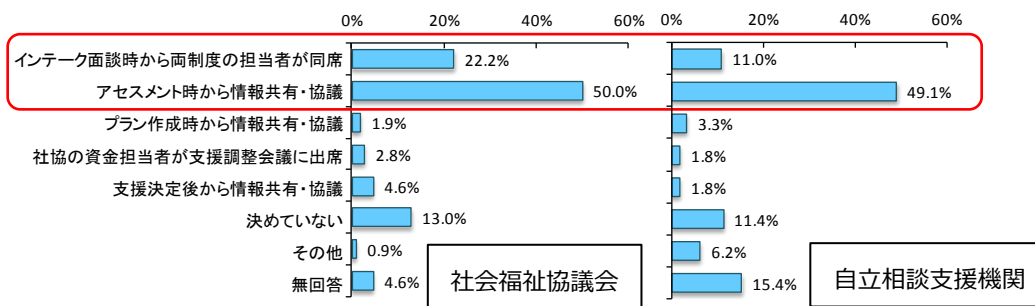
※自立相談支援機関の進捗報告や連携のあり方を検証するために行われるもので、市内の医療、福祉、就労、法律各分野の多職種の団体・機関（地域包括支援センター、民生委員、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーション、病院等）に参加してもらい運営している。年4回開催。

図表 0-1 自立相談支援機関との連携における運用上の課題 (n=314 社会福祉協議会、複数回答)



図表 0-2 連携開始の具体的なタイミング (n=108 社会福祉協議会、273 自立相談支援機関)

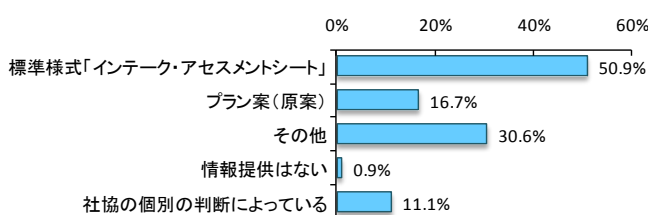
※両制度を兼務していない主体のみ。社協については、平成 27 年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績が 1 件以上あるもののみ



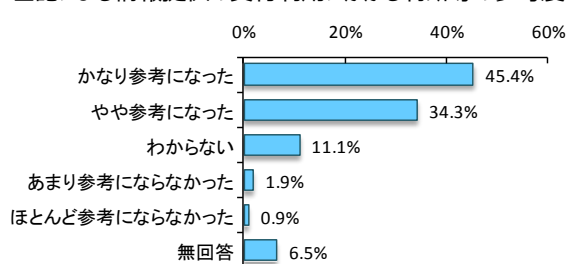
自立相談支援事業の受託有無別

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
インテーク面談時から両制度の担当者が同席	18	38.3%	6	9.8%
アセスメント時から情報共有・協議	24	51.1%	30	49.2%
プラン作成時から情報共有・協議	2	4.3%	0	0.0%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席	0	0.0%	3	4.9%
支援決定後から情報共有・協議	0	0.0%	5	8.2%
決めていない	1	2.1%	13	21.3%
その他	1	2.1%	0	0.0%
無回答	1	2.1%	4	6.6%
合計	47	100.0%	61	100.0%

図表 0-3 社会福祉協議会において貸付申請の妥当性を判断する情報 (n=108 社会福祉協議会)

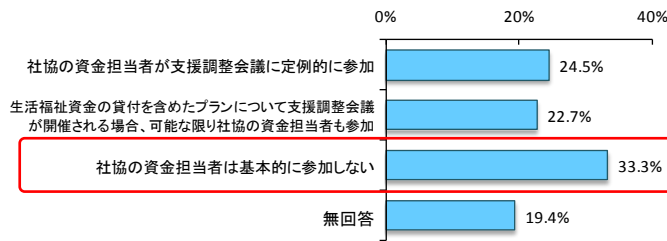


左記による情報提供の貸付利用にかかる判断等の参考度

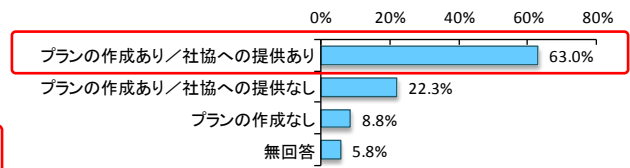




図表 0-4 支援調整会議への社会福祉協議会の資金担当者の参加状況 (n=273 自立相談支援機関)



図表 0-5 自立相談支援機関によるプランの状況 (n=479※)



図表 0-6 相互の理解やコミュニケーションの充足状況/自立相談支援事業の受託有無別 (n=314 社会福祉協議会)

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
十分なものと考えている	11	8.2%	3	1.7%
ある程度は充足したものと考えている	70	52.2%	70	38.9%
まだまだ不十分なものと考えている	18	13.4%	80	44.4%
全く不十分なものと考えている	0	0.0%	5	2.8%
相談員が兼務等のため非該当	26	19.4%	0	0.0%
どちらともいえない	6	4.5%	13	7.2%
無回答	3	2.2%	9	5.0%
合計	134	100.0%	180	100.0%

※平成 27 年 4 月～平成 28 年 7 月 1 日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金（生活支援費）を貸し付けたケースのうち、貸付決定時期が早いものから 5 件まで回答のあった件数。  
回答は 175 社会福祉協議会

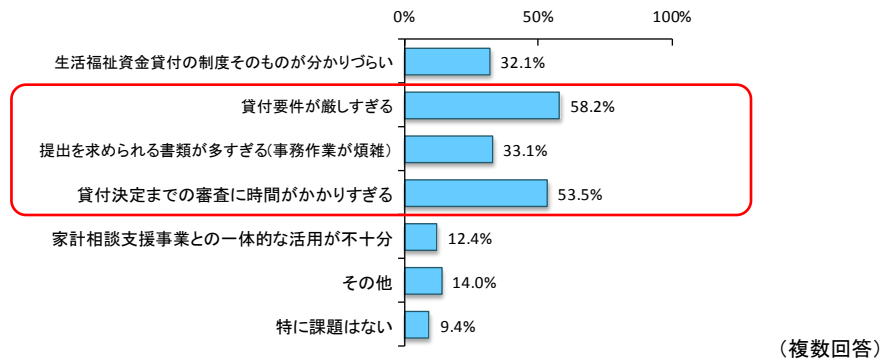
## (2) 制度上の課題

- 自立相談支援機関からみた生活福祉資金貸付制度との連携上の課題として、「貸付要件が厳しすぎる」58.4%、「貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる」53.3%、「提出を求められる書類が多すぎる」33.1%など、貸付要件や貸付決定までの期間の長さ等の課題が指摘されている。
- **貸付要件について：**貸付要件が厳しい、又は不明瞭であるという事例は様々なものがあるが、その原因としては、①実施要綱等の規定によるもの、②実施要綱等に規定はあるが詳細な定めがない、③実施要綱等に規定がないことによるもの、の3つに整理がなされている。（図表 0-10 参照）
- **貸付までの期間について：**
  - ※ 貸付のための審査や手続きに時間を要するとの意見があるが、その背景には、①申込者本人が相談後、実際の申請申込に訪れるまでに日数があくケース、②申込書類を適切に記入できず加筆修正を求めざるを得ないケース、③必要書類が用意されないために貸付審査までに時間を要するケースなど、さまざまな理由があることに留意が必要である。
- 緊急小口資金では、相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間「1週間程度」「1週間から2週間程度」がそれぞれ約4割（全体で8割以上が1週間以上かかる）で、生活困窮者自立支援制度施行後も約7割が「変化がみられない」。
- 自立支援制度施行後、貸付決定・資金の送金までの平均的な期間が「早くなった」地域においては、①県社協と事前調整、②自立相談支援機関でのアセスメントやプラン作成により相談者の生活状況等の把握がしやすく貸付の判断や申請書類を整えることが早くなった、等の理由があげられている。（詳細は「調査編」アンケート調査結果：P90～92 参照）
- 手持ち金も底をついた困窮状態で窓口を訪れる相談者に対し、緊急対応に使えない場合もあり、そのため緊急時の現場では、独自の貸付事業やフードバンク等の活用により対応がなされている。
- 総合支援資金では、概ね1ヵ月程度かかるという意見が多いが、都道府県社協の方針としてできる限り迅速な対応を行えるよう、申請書類を整えば、概ね10日から2週間弱程度で振り込むことが可能という地域もあった。（特定の審査日を設けず、随時に決定を行っている場合）
- 生活福祉資金の入金までの期間のつなぎとしても、独自の貸付事業等が活用されている。
- **提出書類について：**提出書類には、住民票や印鑑登録証明書等、書類発行手数料のかかるものがあり、相談者が負担できない場合があることや、書類を揃えることの相談者の負担、そこにかかる手間と時間が利用しづらさにつながっているとの意見があった。
- その他、自立相談支援機関側からは、貸付審査基準の明確化や、都道府県社協による審査等、地域により運用のばらつきがあることなどへの意見・指摘もあげられている。（詳細は「調査編」アンケート調査結果 P75～89 参照）
- なお、貸付要件や審査時間についての指摘は、特に社協以外が運営している自立相談支援機関（直営含む）において課題として多くあげられており（図表 0-7）、今後、社協の貸付担当とのコミュニケーションが進み、お互いの制度についての理解が深まることで一定程度、解消される面もあると考えられる。

【今後の検討課題】

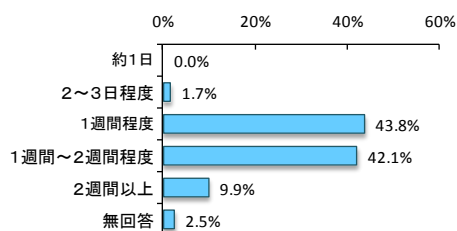
- 生活福祉資金は全額公費を財源とする貸付制度であるため、福祉の貸付とはいえ償還を前提とする適切な運用が求められる。この厳格な運用を担うにあたり、社協の立場として必要な書類を求めざるを得ない実態がある。また、実施主体である都道府県社協における運用上の相違については、各資金の償還率等を踏まえた都道府県行政との協議の上で、償還の実効性を確保するために設定されているものであるため、貸付要件や提出書類等の運用上の課題については慎重な検討が必要である。
- その上で、生活困窮者の自立支援のためのツール（当座の資金ニーズ）として生活福祉資金制度を活用するにあたっては、生活困窮者の実態も踏まえて貸付が有効に活用されたかどうかや具体的な効果等を現場の担当者レベルで検証するとともに、実施主体となる都道府県社協を交えた協議の機会などにおいて、その評価や課題を踏まえた運用上の改善点等についてさらに整理が必要ではないか。
- 自立相談支援機関側からみた課題として多く指摘のある貸付要件や審査時間については、市社協と県社協との事前調整や、自立相談支援機関によるアセスメント・プラン情報の共有をうまく図ることで対応している地域もあることから、地域レベルでの工夫がなされることも期待される。

図表 0-7 生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題（n=299 自立相談支援機関、複数回答）

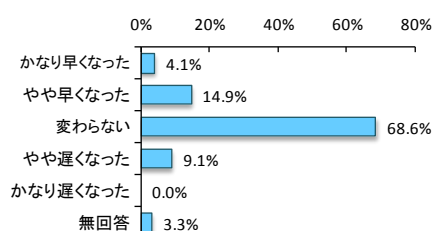


	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
生活福祉資金貸付の制度そのものが分かりづらい	28	22.0%	68	39.5%
貸付要件が厳しすぎる	49	38.6%	125	72.7%
提出を求められる書類が多すぎる(事務作業が煩雑)	51	40.2%	48	27.9%
貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる	61	48.0%	99	57.6%
家計相談支援事業との一体的な活用が不十分	16	12.6%	21	12.2%
その他	18	14.2%	24	14.0%
特に課題はない	20	15.7%	8	4.7%
全体	127		172	

図表 0-8 「緊急小口資金」の相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間



図表 0-9 生活困窮者自立支援制度施行前と比較した変化



(n = 121 社会福祉協議会、平成 27 年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)

図表 0-10 貸付要件についての実態

貸付要件に対して聞かれる主な意見		実施要綱等の定め
要件が厳しい	債務・滞納がある場合に一律対象外とされる。	疑義照会回答集において、債務を有する者に対する総合支援資金の貸付について、 □ 機械的に判断しないこと、 □ 例えば家計相談支援事業等の専門機関と連携して貸し付けの可能性を検討する、自立相談支援事業を利用し関係機関からの継続的な支援を受けることを貸付要件とすることにより、必要な人に必要な貸付が行えることが重要、としている。
	自己都合離職により失業給付の3ヶ月間の給付制限があり、生活費が必要であるが、総合支援資金の対象外とされた。	制度要綱において、失業等給付等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないことを要件として規定。
	総合支援資金について、離職後2年以内の場合しか認められない。	※ 実施要綱等では規定はない。
要件が不明瞭	償還能力の判断基準が不明瞭。 ※ 雇用契約書のある人に限っている事例から、自立相談支援機関との連携があれば対象としている事例まで、様々。	制度要綱においては、貸し付ける資金の額について、借入申込者における償還能力等を勘案の上、真に必要な額について決定することと規定。

(資料：厚生労働省「第5回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会資料」より)

### 3. 自立相談支援事業の利用が要件化したことによる効果の検証

#### (1) 平成 27 年度見直し事項に関する実態

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしており、総合支援資金については約 9 割、緊急小口資金については約 4 割が自立相談支援事業とセットで貸付が行われている。
- 緊急小口資金については、「仕事は決まったが、初任給までのつなぎが必要なケース」「毎月生活できている人で、当月のみ急な出費増があったケース」「生活保護受給までのつなぎ」等による利用も多く、社協の貸付相談員の判断により自立相談支援事業を併用しない貸付も多い。
- 平成 27 年度見直し事項に関する実態として、平成 26 年度と平成 27 年度の貸付決定件数を比較すると、特に総合支援資金において「減少」したところが多い。
  - ・「総合支援資金」：減少が 5 割、増加が 3 割、変化なしが 2 割弱
  - ・「緊急小口資金」：増加と減少ともに 4 割強、変化なしが 1 割
- 総合支援資金では、ヒアリング調査対象地域においても多くは貸付件数が減少傾向にあった。
- これについて、社協側からは、自立相談支援機関と社協（貸付担当）が別組織の場合、2 機関での手続が必要となり相談者の心理的負担があるとの意見も聞かれた。一方で、利用が抑制されたというよりも、自立相談支援事業を介することでアセスメントを通じて本人の状態像や債務の有無、返済の可能性等についての判断材料が得やすくなったことで生活保護へのつなぎを含め、貸付対象者が適正に整理された側面があるのではないかとの見解も示された。
- 上記のほか、自立相談支援事業とセットによる効果としては以下のような意見がある。

- ・貸付によらない（＝債務を負わない）支援スキームが確保された（※）
  - ・貸付の対象外となった相談者も自立相談支援機関へのつなぎにより支援・対応がなされるようになった
  - ・プラン作成により出口を明確にした上での関係機関等との協働による支援が行いやすくなった
  - ・さまざまな関係者による多角的な視点で自立に向けた支援を検討しやすくなった
- 貸付期間は、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、総合支援資金の貸付期間を原則 3 ヶ月としたことから、実態としても 3 ヶ月が最も多く約半数を占める。短期の貸付で就労に結び付くことは、その後の返済金額が抑えられるため、利用者にとって生活安定までのスタートアップ時の負担を軽減するという点でも効果的であるという意見がヒアリングにおいて確認された。
- なお、自立相談支援機関と社協（貸付担当）が別組織の場合には、相談者の負担軽減を考慮し、自立相談支援機関で先に受け付けて貸付が有効と判断されるケースについて、貸付担当者に貸付が可能かどうか事前に協議・確認をしておくとともに、相談員が社協に同行して一緒に相談、手続を行うなどの工夫がなされている。

#### (※)「貸付によらない支援スキーム」について

ヒアリング調査からは、これまでは貸付が本人の自立にとって妥当だと言い切れない場合にも他の支援ツールがないため貸付を検討する、という場面があったことに対し、以下のような点で貸付以外の選択肢が広がったとの意見がある。

- ・ハローワークや若者サポートステーション、障がい者の就労支援機関、就労訓練事業などの就労支援を担うさまざまな社会資源との連携を図ることによって早期の就労や次の就職に向けたステップアップにつなげる
- ・家計の見直しを行うことで、貸付を行わずとも、生活継続できるよう指導する
- ・収入が少ない場合に、就労面の支援を行うとともに家計に見合った支出を行えるよう支援

なお、貸付を行う場合にも、必ずしも上限全額ではなく、本人にとって本当に必要な額だけを貸付する方向にするなど検討・対応がなされている。

#### 【ヒアリング調査からの参考意見】

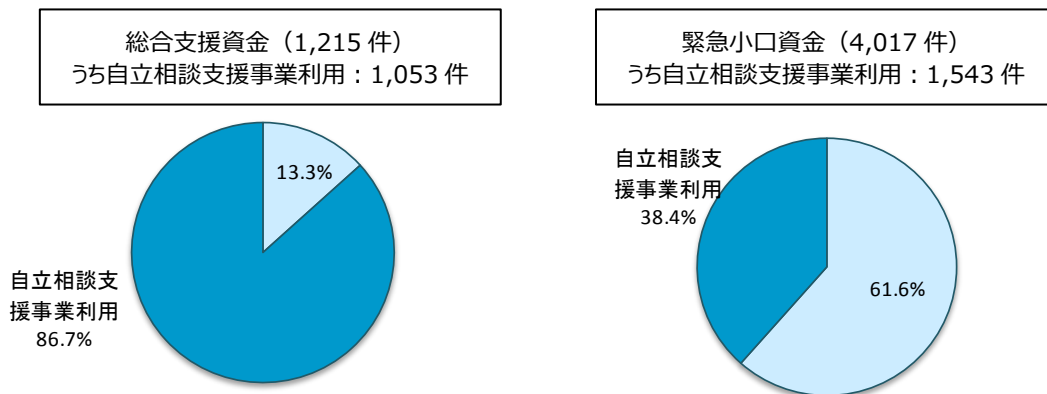
- 自立相談支援機関が関わることで、課題を解きほぐし、目標に基づいたプランで定期面談を約束でき、また、プランにおいてつながり先・出口を明確にした上で、関係機関等に協力してもらうといった連携により、滞納のリスクも減ったと思われる。就労定着以降、地域の見守りまでをプランで組み込むことで、貸付し、その後就職したものの、また離職して戻ってくる、といった事例は少なくなってきた。（B市／委託：NPO 法人）
- 社協側としては、自立相談支援事業の利用と原則セットにしたことによって、①要件に合わない人（貸付できない層）への対応策・つながりができた＝「自立相談支援機関に受け止めてもらうこと」ができる、②貸付以外の支援方策によって自立支援が可能となったこと、が良かったと感じている。（I市／委託：協同組合）
- 生活困窮者自立支援制度がはじまる前は、社協で相談受付、アセスメント、貸付可否の判断を一手に担っており、自己完結しなければならない状況であったが、自立相談支援機関が事前にアセスメントをしっかりとらつないでくれるため、事務手続きがスムーズになったと感じている。また、社協に直接相談に訪れた方についても、貸付要件に合わず貸付不可となった場合のつながり先があることは、貸付担当にとっても安心感があり、非常に重要。（G市／直営）
- 就労準備支援事業の受託団体は企業とのつながりがかなり豊富で幅広く情報を持っているため、連携しながら就労支援を行うと概ね3～6ヵ月ほどで仕事が決まる。より短い期間で就労が可能となったことで、貸付期間が長期化しないため、その後の返済の負担を軽減できている側面があるのではないかと。（J市／委託：社会福祉協議会）
- 貸付担当者と自立相談支援機関担当者の両方の視点で本人の状況を把握し、貸付利用についての見解を示すことができるようになったことは大きい。市社協から都道府県社協への相談においても、「この方はこういう支援によってこのように自立できる」ということを明確に意見してくれることが多くなった。それは、相談者に貸付利用についての理解を得ることにもつながっていると感じる。（L都道府県社会福祉協議会）

参考事例

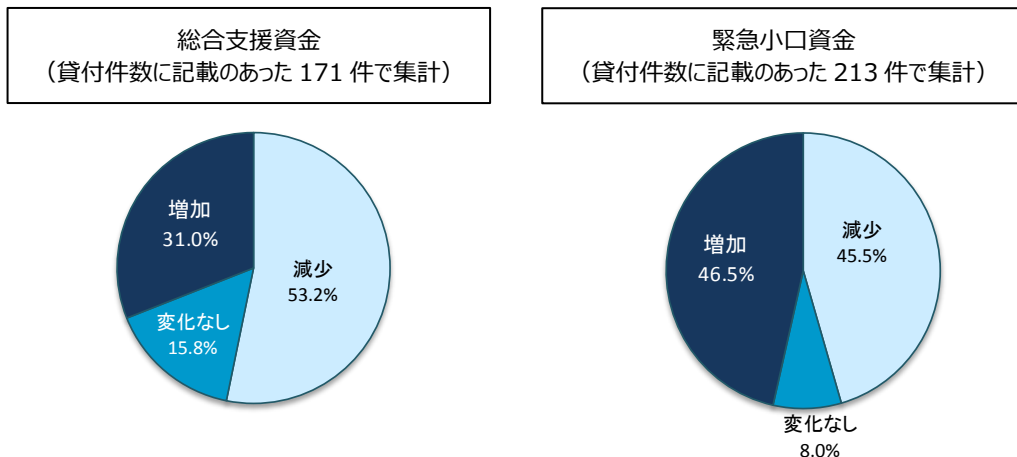
生活福祉資金貸付の利用を行わず支援したケース

基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30代男性、単身</li> <li>・家賃滞納あり。自己破産歴あり。</li> <li>・貯金がほとんどなく翌月中旬に初回受給予定の雇用保険が入る見込みだが、それまでの生活費がなく市役所に相談。自立相談支援機関につながる。</li> <li>・両親は本人が小さい頃に離婚。父方の祖父母に育てられる。父親の紹介で就職した会社を辞め、一気に父親との関係に距離ができた。今までもお金の立て替えや援助してもらっていたため、もう援助してもらえない。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌月の雇用保険支給日までの生活費として市の貸付制度を申請。また、その貸付審査期間の生活費として民生委員助け合い給付を申請。</li> <li>・住居確保給付金を申請。家賃支払いを待ってもらえるよう大家さんに掛け合う。</li> <li>・滞納金額を確認。滞納解消に向け、いつ、いくら支払うか一緒に支払計画をたてる。また、家計収支を明らかにし、1週間分のレシートを見ながら一緒に確認し、希望する生活を送るには、どの程度の収入が必要なのかを確認。</li> <li>・「就労訓練事業」をスタート。生活リズムをつくるとともに、人見知りがあり苦手なコミュニケーション能力を高めることを目指し、就労訓練事業を継続しながら就労を目指す。</li> </ul>
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就労訓練事業」で「仕事をしたい」というモチベーションを高め、無事就職決定。</li> <li>・1ヵ月の試用期間を経て、正社員での登用となった。職場にも定着した様子。</li> <li>・仕事が見つかったことにより、父親との関係も改善。</li> </ul>

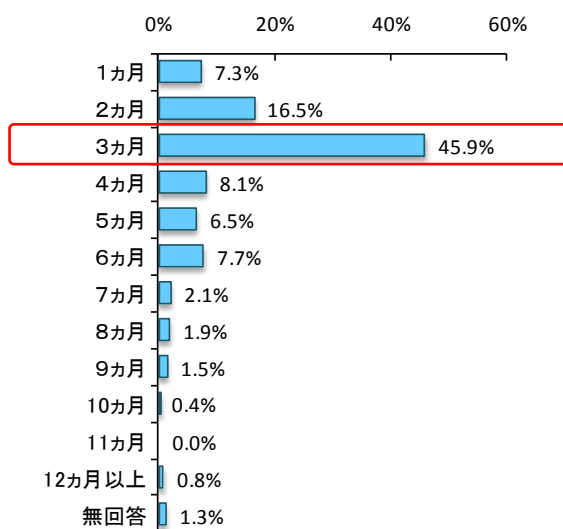
図表 0-11 平成 27 年度の貸付決定件数のうち、自立相談支援事業を利用している割合  
(アンケート対象社協における実績状況)



図表 0-12 平成 26 年度と平成 27 年度の貸付決定件数の比較



図表 0-13 総合支援資金の貸付期間 (n=479※)



※平成 27 年 4 月～平成 28 年 7 月 1 日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金（生活支援費）を貸し付けたケースのうち、貸付決定時期が早いものから 5 件まで回答のあった件数。  
回答は 175 社会福祉協議会



## (2)「貸付を通じた自立」(償還)に向けた関わり

### **貸付決定後の状況(総合支援資金)** (注)

- 貸付を受けた人の貸付を終了した理由としては、「就業したから」が6割強と最も多く、就業による貸付終了者の就業形態を見ると、「正規職員」が約半数を占めることから、総合支援資金の貸付が、相談者の自立支援に一定程度寄与しているものと思われる。
- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金貸付で償還期間が到来しているものについて、「償還計画どおり償還中」が約4割、「一部滞納はあるが償還を継続」が2割弱、あわせると約6割が償還を継続している。
- 現在の就業状況としては、「把握していない」が4割程度あり、把握しているケースで「就業中」は4割にとどまる。
- 自立相談支援事業による支援を終了する場合の判断は、「就業した」55.7%、「当面の生活の目処がたった」51.3%が大半であり、次いで「家計の収支の改善」28.2%。一旦就職をしても、その後離職してしまうケースなども多い一方、多くの場合、就業等をもって自立相談支援機関の支援が終了してしまうことで、その後の償還を含む自立が達成されたかどうか確認がなされない状況もある。

### **貸付決定後の状況(緊急小口資金)**

- 償還中の緊急小口資金のうち、自立相談支援事業を利用中のものが半数を占めている。また、「償還が滞っているケース数」が約半数、その内訳としても自立相談支援事業を利用中のものが半数を占め、自立相談支援事業の利用の有無に関わらず、半分程度は償還が滞っている状況。
- 緊急小口資金においては、迅速な対応を行うことが最重要である一方、相談者に関わる時間が短い傾向にあり、信頼関係を築いた上で継続した関わりをもって償還につなげていくことが難しいとの意見もあった。
- 具体的に、初任給までのつなぎや一時的な出費増への対応などが貸付ケースの多くを占めるが、①就労が続かなかった、②自立相談支援機関の利用を申し込んだ場合にも、その後に面談を行うなどの継続した関わりをもつことができない場合が多い、③自立相談や家計相談が離れると、貸付が行われたことで借受人の気持ちが離れ、据置期間を経て償還の確認を行う段階で連絡がとぎれてしまう、等の実態が把握された。
- 一方、K県社協では、緊急小口資金において、自立相談支援事業の利用が4割程度あり、全体として償還率が8割まで達成できたという実態もあり、初期のアセスメントが的確になされることと、貸付後の自立相談支援機関による関わり方が良い方向に影響しているのではという意見もあった。

### **償還期間を含めた両者の関わり方・連携の実態**

- 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付ケースについて、約 75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して償還状況に関して何らかの報告を行っている。また、滞納が滞っている場合に、約半数の資金担当が自立相談支援機関に情報提供を行っている。  
※自立相談支援事業を受託している社協では約 8 割が情報提供を行っているが、受託していない社協では 3 割にとどまり、約半数が「情報提供を行っていない」と回答
- 貸付終了の判断・合意に関して、約半数の自立相談支援機関が生活福祉資金担当と一緒に協議・確認を行っている。また、約半数が、支援を終結する場合の連絡・確認を行っている。

### **日常生活自立支援事業との連携**

- 償還が滞っているケースでその状況を確認した際や、家計相談支援事業による支援を行う過程で、日常生活自立支援事業の利用が適切と判断され、移行されるケースも一定数ある。

#### **(注)「貸付決定後の状況」(本アンケート調査の集計)について**

平成 27 年 4 月～平成 28 年 7 月 1 日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金（生活支援費）を貸し付けたケースのうち、貸付決定時期が早いものから 5 件まで回答のあったものを集計。このため、償還がはじまって比較的時間もない状況を聞いていること、また、調査対象として人口 10 万人以上の地域を抽出していることに留意が必要である。

#### **【今後の検討課題】**

- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金の貸付について、「就業」を理由に貸付終了したケースにおいて、正規職員での就業は半数程度にとどまることや、現在の就業状況を把握しているケースのうち「就業中」は約 4 割にとどまることなどから、その後も就労継続によって安定した収入を得て、適切に償還が行われるかどうかについては、もう少し時間をかけて効果を検証、評価を行うことが必要である。
- なお、償還期間中の借受人の就業状況について、「把握していない」が約 4 割に上るという点では、社協の貸付担当者、自立相談支援機関いずれもが借受人に関わっていない状況がうかがえる。両事業の職員体制の充実が必要である状況を示すものとして踏まえるべき点もあると考えられる。
- 自立相談支援機関としての償還開始ケースへの関わりについては、新規相談や継続ケースの蓄積がある中で、マンパワーの限界もあり、多くは支援終了後一定期間経過しているためほとんど追跡できないのも実情。このことに対し、自立相談支援機関として、貸付利用者に対し、就労後（≡プラン終了後）一定期間の定着支援を実施することや、就労後は家計相談支援事業をプランのメインに切り替えて生活安定を見守る取組を行っているところもあり、フォローアップの体制について検討が必要である。
- また、社協の貸付担当として償還が滞っているケースを把握した場合に、自立相談支援機関へ情報共有することで、必要に応じて自立相談支援機関からのアプローチを行うことや、再プランにつなげるなど、状況悪化に陥らないよう対応することの重要性を示す意見が多く聞かれた。
- このため、自立相談支援事業を利用した貸付に関して、社協側（貸付担当）における貸付の終了やその後の償還状況、あるいは、自立相談支援機関における支援（プラン）の終了などの双方が有する利用者に関わる情報が適切に共有されていない地域も一定数あることについては、本質的な連携

強化に向けて改善が期待される。

- 自立相談支援機関が貸付に関わることで効果として、「出口」面においては、償還状況がよくなったかどうかについては「わからない」「今の時点ではそれほど影響がない」との声が多数であった。（ただし、制度が始まってまだ2年弱であり、出口側での連携が緒についた段階であることには留意が必要）。
- 緊急小口資金は、総合支援資金に比べ貸付額が小さいながらも、自立相談支援事業の利用有無に関わらず半数程度の滞納を抱える状況にある。このことから、資金ニーズの緊急性と貸付額が比較的少額ということにより十分なアセスメントが行われなままに貸付が行われているケースがあることも想定されることである。貸付の利用に関する判断が適切になされているかや、貸付を行った場合においても、継続支援が必要と考えられる人、就労可能とはいえ定着が難しいことが想定される人等についての対応が適切に行われているかといった分析が必要である。
- 貸付終了後（または自立相談支援事業による支援終了後）の定着支援等、フォローアップに関しては現状で実施できていない地域も多いことが想定される。貸付後のフォローアップや相互の状況共有の実施によって、償還支援が向上している事例、さらなる状況悪化を未然に防ぐ効果も取組事例から把握されており、貸付後の両者の情報共有と役割分担・体制を確認することが重要ではないか。
- 自立相談支援機関や貸付担当だけで継続的に関わり続けることは難しく、地域の社会資源と連携したフォローアップの体制を整備することも重要ではないか。

#### 【ヒアリング調査からの参考事例】

##### <貸付利用者に対する自立相談支援機関による支援終了の判断（認識）>

- 自立相談支援事業の利用を通じて貸付期間中から家計相談（任意事業）を行い、就労により貸付終了後も生活安定のめどが立つまで週1回程度の面談を行うなどして支援を継続している。就職後等に行われる家計相談の内容としては、実際に給与明細を持ってきてもらい月々の収入と支出を確認し、収入範囲でどの程度の生活費とすることが妥当か等、自分自身で確認してもらうことが一番のポイントである。概ね現状の就労状況が継続し、収入・支出のバランスと本人の家計管理への自覚がある程度できるようになり、家計の安定に向かえそうだと判断した時点で自立相談支援事業による支援を終了としている。（F市／委託：社会福祉協議会）
- 人的支援、食料等の緊急支援、そして必要に応じて貸付も活用するが、一番重要なことは、相談と支援を通じて「関係の貧困」を改善していくこと。相談にくる人のほとんどが、人とのつながりがない。支援を通じてそこを回復させていくことが重要。（B市／委託：NPO法人）

##### <貸付終了後のケースにおける情報共有・フォローアップ>

- 貸付の斡旋があった全借受人の償還状況一覧表を作成し、自立相談支援機関に償還状況を報告するとともに、プラン終了者についても情報共有している。自立相談支援機関においては、支援調整会議で終了を判断し、3ヶ月程度は様子を見るが、その後についてほとんど追跡できていない状態にあるのは課題。ただし、終了後も社協からは返済状況を確認しており、返済が滞った利用者に対して、生活状況を確認し適切な助言等を行うように努めている。（H市／委託：社会福祉協議会）
- 自立相談支援機関として、就職・職場定着の見守り期間を経た後プランの終了としているが、据置・

償還期間が長期にわたるため、多くは自立相談支援事業や家計相談支援事業が終了となる。ただし、プラン終了後であっても、償還が滞っている場合にはそのことをきっかけに貸付担当と情報共有を行い、一緒に訪問するなどして「その人の生活はどうなっているのか」を確認し、危機的状況や、仕事を継続していても家計の見直しが必要などの実態がわかれば自立相談支援機関も介入する。（C市／委託：社会福祉法人）

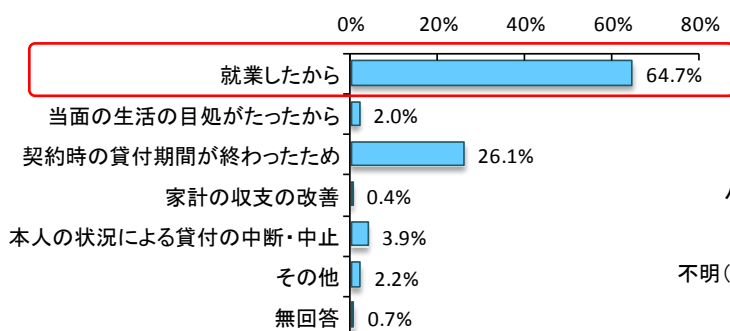
- 県社協と市町社協職員とで、訪問活動による償還指導を行っている際、その後の状況が気になる方について、自立相談支援機関の相談員も同行（同席）する場合もある。逆に、償還指導の活動の中で、ライフラインが止められている等の緊急事態が把握された場合や、困窮を繰り返していることが把握された際、自立相談支援機関につなぐケースもある。（K県社会福祉協議会、L県社会福祉協議会）

### <日常生活自立支援事業との連携について>

- 生活困窮者自立支援制度が始まる以前に総合支援資金の貸付をしたケースについて、償還が滞っているということで制度開始以降、自立相談支援機関が関わったところ、本人に軽度の知的障がいがあることが明らかになったケースがある。一般就労では長続きせず、生活に困る日々が続いていたため、福祉的就労という選択肢についても助言したところ、本人の理解が得られ、その後は日常生活自立支援事業による金銭管理を行っている。（D市／委託：社会福祉協議会）

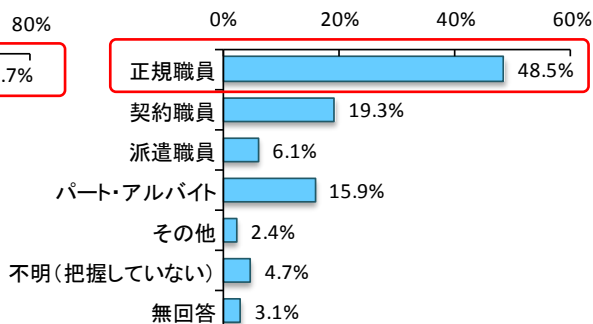
図表 0-14 貸付を終了した理由 (n=456)

※現在、貸付終了している 456 件について集計

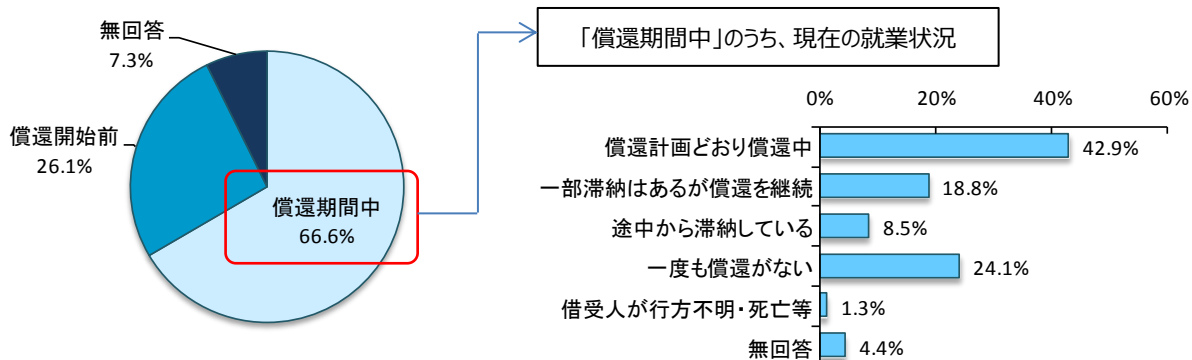


図表 0-15 「就業したから」の場合の就業状況 (n=295)

(n=295)



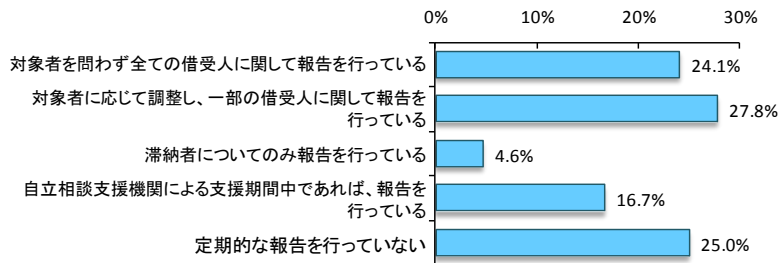
図表 0-16 総合支援資金の償還の状況 (n=479)



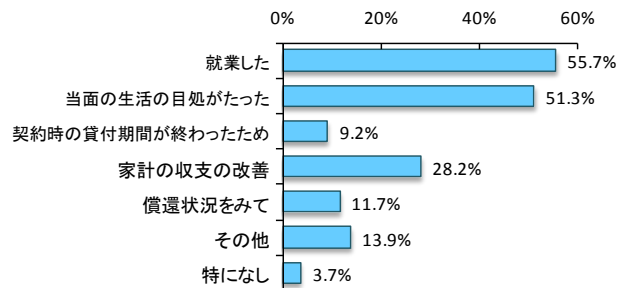
図表 0-17 平成 28 年 7 月 1 日時点の「緊急小口資金」の概ねの償還状況

	ケース数		うち、自立相談支援事業利用		うち、自立相談支援事業利用していない	
	平均	合計	平均	合計	平均	合計
現在、償還期間中のケース数	19.5件	2071件	9.5件	1003件	10.6件	1103件
		n=106		n=106		n=104
償還が滞っているケース数	10.9件	1147件	5.1件	537件	5.0件	517件
		n=105		n=105		n=103

図表 0-18 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況についての定期的な報告  
(n = 108 社会福祉協議会) ※両制度を兼務していない主体のみ。27 年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績が 1 件以上あるもののみ



図表 0-19 自立相談支援機関による支援を終了する場合の判断 (n=273 自立相談支援機関、複数回答)



### (3) 家計相談支援事業との連携

- 貸付を利用するケースにおいては、家計相談支援事業との連携により効果的な自立支援につながると考えられる。自立相談支援事業を利用した総合支援資金（生活支援費）貸付ケースの状況をみると、貸付担当者側で自立相談支援機関による支援内容を把握しているケースのうち、任意事業による家計相談支援事業を利用したケースは約 1 割にとどまっている。
- ヒアリング調査対象自治体において、家計相談支援事業を実施している地域では、自立相談支援事業を利用した貸付において、概ね家計相談支援を行っている場合が多く（利用者が拒否した場合を除く）、併用による効果として以下のような点があげられている。

- ・面談時に家計相談支援の観点も踏まえることで実態がよくわかりアセスメントが効果的にできる
- ・県社協との事前協議において、償還が不安なケースでも返済計画等により申請サポートが可能
- ・キャッシュフローを整理することで先の見通しができ、利用者が安心する
- ・家計相談を行うことを通じて、生活全般の見守りに関わることができる（支援後含む）
- ・貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけを行うことにもつながる
- ・すぐ改善・返済に持ち込めない場合でも、貸付後の状況確認や償還指導がしやすくなった

- 家計相談支援事業未実施の自治体もまだ多いが、ヒアリング調査では、貸付の利用に際し、家計相談を併せて行い、「家計の見える化」及び「中長期的な見通しを立てること」に対する重要性は、どの地域も共通した認識をもたれていた。
- 貸付との併用において必要な機能としては、ファイナンシャルプランナー等による専門的な支援というよりは、どちらかという①簡易な家計管理シートへの記入等による「見える化」などを通じて、収入・支出のバランスと本人の家計管理への自覚を促す支援や、②家計相談を行うことで生活全般の見守りに関わっているという利用者との信頼関係の構築・状況確認、③償還への意識づけのための関わりといったイメージのようであった。このため、自立相談支援事業の相談員が通常の相談の延長線上で家計相談を行っている場合も多くみられた。
- 一方で、以下のような点で、家計相談支援事業は、自立相談支援事業とは別にあること（相談員も別）が望ましいという意見もあった。

- ・自立に向けた支援と、家計の見通しを立てるアドバイスとは方向性の異なるものである
- ・家計相談の部分で専門の相談員が担うことで、相談支援員は生活全般や就労の支援に集中することができる（業務の分散化）
- ・小規模地域では、自立相談支援事業を受託した社協において、貸付の相談員が両制度を兼務、さらに家計相談支援事業を実施する際に家計相談支援員も兼務するような場合もあった。本来であれば、貸付する側、自立支援を行う側、家計の指導を行う側、という複数の視点をもって関わることで、本人にとってより良い支援を検討できるのではないかと

### 【今後の検討課題】

- 任意事業による家計相談支援事業を実施する地域では、自立相談支援事業を利用した貸付において家計相談支援事業を併用するケースが多いが、まだ実施をはじめない地域もあり（28年度から実施等）償還状況の向上といった具体的な成果に結びついていない状況もうかがえた。
- その理由の1つとして、家計相談支援員が関わることで、債務の有無等を含めた相談者の実態把握による効果的なアセスメント、面談等を通じて利用者自身の家計管理への自覚を促すこと、返済計画によって金銭面での見通しをたてる、といった比較的初期の支援には効果が発揮されるが、就労の実現・継続など自立に向けた支援後期の部分において関与が薄くなる、または、支援終了した人への家計相談面でのアプローチはほとんどなされていない実態も垣間見える。
- 一方で、家計相談支援事業の実施地域の中には、現状の就労継続によって安定した収入を見込むことができるようになり、かつ本人の家計管理への自覚がある程度できるようになったと判断した時点で支援を終了としているところもあった。
- これには一定程度の期間が必要という認識であり、実際に貸付後も数か月間は主に家計相談による面談を月1回程度行う、支援の終了後も貸付担当から償還状況を確認し、返済が滞った場合は可能な限り両者が同席のもと、本人に対して適切な助言等を行うようにしている事例などがある。こうした事例も参考に、家計相談支援事業による償還への関与の方策を検討していくべきではないか。
- なお、貸付と家計相談支援事業との連携のあり方を深めるには、地域ごとの相談体制の実情を踏まえた上で、その機能をどう位置付けることが効果的であるかを検討する必要がある。

### 【ヒアリング調査からの参考事例】

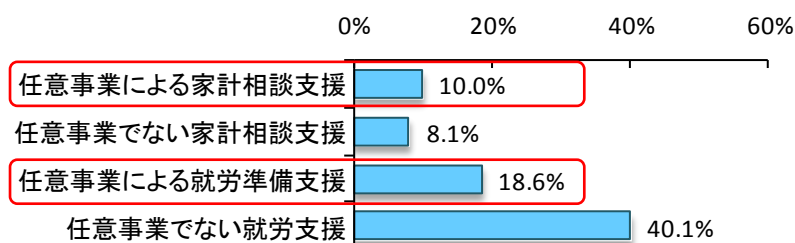
- 自立相談支援事業によるプランを作成することによって、貸付担当者だけでなく、特に家計相談を行うことで生活全般の見守りに関わっていけるということが重要である。償還の状況についても家計相談の面談や連絡等により確認することもしやすく、また貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけを行うことにもつながっている。（F市／委託：社会福祉協議会）
- 償還が適切に行われていないことを貸付担当者から情報入手した場合、家計相談員も、本人へ電話相談もしくは自宅訪問を行い、支払いができない状況の把握に努め、今後支払いができるように助言や家計相談を行い、再建に向けて促す。（H市／委託：社会福祉協議会、M市／委託：社会福祉協議会）
- まずは家計相談支援員とともに返済計画をしっかりと立てた上で、償還時期になり、収入の状況等によって返済が厳しいといったことがわかれば、初期の返済額を減らすなどの変更を行い、計画を立て直すことができるようになり、利用者も少額でも返し始めようという動きもみられるようになった。（H市／委託：社会福祉協議会）
- 社協の貸付担当としては、インテークの面談で滞納や生活状況等についての聞き取りを十分に行い、貸付申請する場合も、その人の家計に必要な額・実態に即した額となるよう本人に納得してもらうようにしている。その際、家計の状況把握を丁寧に行い、今後の生活に向けた助言を行う。最初に貸付の

相談に来て自立相談支援事業につながれたケースで、結果的に貸付の利用に至らなかったケースについても、このインテーク時の貸付担当者による簡易な家計状況の把握や指導の情報が、自立相談支援機関でのその後の支援やプラン作成にあたり大変参考になっている。（N市/直営）※家計相談支援事業は未実施

### 参考事例 緊急小口資金の貸付を利用し、償還までの家計相談支援を行ったケース

基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50代後半、女性</li> <li>・生活保護受給の父親と同居していたが、父親が亡くなり生活保護も打ち切りとなるため、仕事をしたいと相談のため来所。</li> <li>・もともと仕訳作業等の就労経験があるが、ここ数年は父親の介護のため継続して仕事をする事ができずにいた。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず就職支援を行ったところ1ヵ月程度で仕事が決まった（非正規雇用）</li> <li>・市営住宅で女性1人ならば1ヵ月10万円ほどあれば暮らしていける、という状況ではあり、職探しの最初の1ヵ月は手持ち金で賄うことができたが、初回給与が振り込まれるのがさらに1ヵ月先ということで、「緊急小口資金」を利用（7～8万円借受）。</li> <li>・就職決定後さらに3ヵ月のプランを立て、初回給与の振込も確認しながら月1回の面談を行い仕事の状況なども話してもらっている。</li> </ul>
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と相談し、償還期限の12ヵ月を待たずして、7千円/月×10ヵ月での返済計画を立て、適切に償還が行われている。</li> </ul>

図表 0-20 支援内容（社協でプランを把握している場合）n=409※注（複数回答）



※注）社協調査票における総合支援資金（生活支援費）の自立相談支援事業利用ケースの記載のある479件のうち、自立相談支援機関による「支援内容」を把握している場合の409件について集計。  
409件の記載元の該当社協数：149カ所。その概要は以下のとおり。

#### 人口規模

人口規模	件数	割合
10万人未満	11	7.4%
10万人以上15万人未満	46	30.9%
15万人以上30万人未満	54	36.2%
30万人以上50万人未満	26	17.4%
50万人以上	12	8.1%
合計	149	100.0%

#### 任意事業の実施状況

（複数回答）

任意事業の実施状況	件数	割合
自立相談支援事業	79	53.0%
〈任意事業〉家計相談支援事業	28	18.8%
〈任意事業〉就労準備支援事業	7	4.7%
〈任意事業〉一時生活支援事業	5	3.4%
〈任意事業〉子どもの学習支援事業	12	8.1%
〈任意事業〉その他事業	4	2.7%
全体	149	



【参考】「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標」調査/5月グループ集計結果（厚生労働省）

※9,702件のデータのうち「A:自立相談支援機関における継続的支援の対象としている」に該当した4,428人について集計

(複数回答)

		任意事業の利用状況						全体
		就労準備	一時生活	家計相談	生保受給者等就労自立促進	認定就労訓練	いずれも利用無し	
性別	男性	100 3.8%	127 4.9%	176 6.8%	455 17.5%	6 0.2%	1,817 69.8%	2,602
	女性	56 3.1%	13 0.7%	177 9.7%	261 14.4%	2 0.1%	1,356 74.6%	1,817
	その他	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 66.7%	6
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	3
合計		156 3.5%	142 3.2%	353 8.0%	717 16.2%	8 0.2%	3,179 71.8%	4,428

〔任意事業の実施自治体数〕

- ・就労準備支援事業 H27年度：253自治体（28%）、H28年度：355自治体（39%）
- ・家計相談支援事業 H27年度：205自治体（23%）、H28年度：304自治体（34%）

#### (4) 独自資金等の仕組みづくり

- 自立相談支援事業を対象としたアンケートにおいて、自立相談支援機関における相談実績人数：平均 387.5 人のうち、生活福祉資金の貸付相談・申請があった概ねの人数は平均 61.1 人（約 16%）、さらにその中から貸付決定した概ねの人数は平均 16.6 人（約 30%）とさらに絞りこまれる。※うち、総合支援資金：3.6 人、緊急小口資金：9.0 人
- 自立支援のツールとして、生活福祉資金の貸付対象となるのは要件上限られた層ではあり、生活福祉資金貸付以外の生活困窮者支援に対する独自の取り組みを実施している社協の割合は約 7 割となっている。実施内容としては、「緊急時の食料供給」や「独自の資金貸付・給付（小口資金・善意銀行など）」が約 7 割を占めている。
- 社協による独自の資金貸付・給付としては、上限 3 万円～5 万円、多くて 10 万円程度である場合が多く、原則連帯保証人を求めるもの・必要のないものなどがある。
- その多くは、生活困窮者自立支援制度の施行以前より、各社協において地域の生活困窮者等の相談支援の実態に即して検討・創設されてきた仕組みである。即日支払などスピーディな対応が可能であるため、総合支援資金や緊急小口資金にも要件が合わないケース、より緊急度が高いケースに活用され、生活福祉資金よりも貸付実績が多い傾向にあった。
- メリットは、早急な対応が可能であること、生活福祉資金と比べて金額は少額となるが、生活困窮者は少しのお金で危機的状況の回避や自立への足掛かりをつかむことができる部分が大きく、返済が負担とならない面も考慮すると有効であるとの意見が多い。
- 少額であっても貸付である以上返済を伴うため、利用の際には家計相談支援事業を原則併用することとしている社協や、自立相談支援事業の支援対象者で独自貸付を利用し償還が滞っているケースについては自立相談支援機関側へ情報提供しアプローチを要請しているところがあった。
- 独自の貸付事業等の種類を多く有する地域では、生活福祉資金だけでは対象者が限られることを踏まえ、自立相談支援機関や社協等の独自の貸付や給付事業があることで、さまざまな組み合わせを検討して相談者のバリエーションに応じた支援（資金ニーズ）に対応している。

#### 【今後の検討課題】

- 生活福祉資金貸付制度で対応できない部分、または貸付制度の支給に至るまでのつなぎ等において、地域の独自の取組が有効に働いている。既存の事業を有効活用できる場合はよいが、地域によっては生活困窮者の当座の資金ニーズに対応し得る事業がない場合もあると考えられる。
- 地域課題として、独自の貸付や給付等のニーズをくみ取り、必要に応じてボトムアップで有効な支援メニューの充実に向けて取り組むことも、自立相談支援機関として重要な役割ではないか。

【ヒアリング調査からの参考事例】

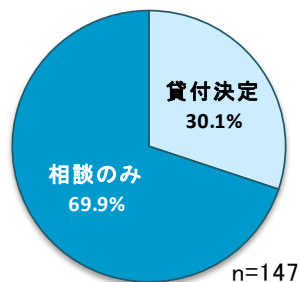
- 生活福祉資金だけでは対象が絞られてきてしまうため、自立相談支援機関や社協に独自の貸付や給付事業等があることで、さまざまな組み合わせを検討して相談者のバリエーションに応じた支援（資金ニーズ）に対応できている。（C市／委託：社会福祉法人）
  - ※総合支援資金貸付件数：2件（実人数1人） 平成27年度
  - 社協「福祉資金貸付事業」（上限2万円）：488件 平成27年度
  - 自立「貸付相談事業」（上限2万円）：25件 平成27年～28年12月まで
  - 上記のほか、
  - 社協独自財源による給付型：上限10万円
  - 自立の受託法人による「家計再生支援貸付」：年利9%、限度額300万円 などがある
- 自立相談支援機関側として、社協の貸付担当者と自立相談支援事業での連携や協議を進める中で、「なぜそうした負債要件があるか・重要か」を理解するようになり、やむを得ないことではあると納得できた面もある。逆に、そうした状況から、本当に必要な人に対しては柔軟性のある独自の貸付（下記参照）を活用し、対応することが可能となっている。
  - 「N市福祉資金」（実施主体：市社協）：5万円を貸付限度として、担当民生委員の確認および福祉資金貸付運営委員会による審議を経て貸付。
  - 「緊急生活資金」（実施主体：市社協）：「N市福祉資金」でも貸付要件に該当しないケースも見受けられたことから、平成28年度から新たに生活困窮者自立支援事業利用者を貸付対象とした。申請窓口は自立相談支援機関。2万円を貸付限度額として、自立相談支援機関・市社協との協議を経て貸付。（N市／直営）

図表 0-21 生活福祉資金貸付事業の実績等（n=299）

①自立相談支援機関における相談実績人数	平均	387.5件
②生活福祉資金の貸付け相談・申請があった概ねの人数	平均	61.1件
③生活福祉資金の貸付決定した概ね人数	平均	16.6件

【参考】「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」（平成23年3月、総括・分担研究報告書）において、首都圏の基礎自治体にあるP社会福祉協議会の協力を得て、一定期間（2010年春）の相談受付票（n=143）の提供を受け、相談対象者の属性等を整理した集計結果によると、相談受付数に対し、貸付決定したのは約30%であった。

図表 0-22 貸付決定の状況（N=143）



## 4. 効果的な連携に向けて

調査結果及び「今後の検討課題」として、これまで整理してきたことを踏まえ、生活福祉資金貸付制度と自立相談支援事業との効果的な連携に向けて検討すべき事項を以下にまとめた。

### **「貸付を通じた相談支援」を目指す連携**

- 総合支援資金は、貸付により就職等自立に向けた生活の立て直しが見込める人に対し、貸付とともに相談支援を行うものであり、就労を含め生活にさまざまな課題を抱えている人たちからの借入相談に対応してきた。
- この制度の趣旨・経緯を鑑みると、貸付→返済という直線的な関係だけでなく、相談者との信頼関係を築きながら、生活面や就労面などの支援を通じて一定期間関わる「手段」として位置づけられるべきものであることをあらためて踏まえることが重要ではないか。

### **貸付が有効な「対象者層」について** ※ P 30～32 に参考事例等を整理

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、原則、自立相談支援事業の利用が要件化されたことに伴い、社協（貸付担当）と自立相談支援機関の担当者の両方の目線からのアセスメントを通じて、相談者の自立に向けた観点から貸付対象者の「適正な」判断に寄与している側面があると考えられる。
- 自立相談支援機関側からは「要件が厳しすぎる」との意見もあるが、貸付は本人の債務となるものであり、返済を伴うものである。貸付前後の相談支援やフォローを十分にできない場合には自立を阻害する一面もある。公的な福祉資金としてカバーし得る範囲を明確に、本人の自立に本当に有効かどうか、貸付担当者側と自立相談支援機関側との十分な共通理解をもっておくことが重要である。

### **生活福祉資金貸付制度を生活困窮者支援の観点から「有効に活用」するための視点**

- 自立相談支援機関側からは、手続や必要書類、貸付要件、貸付までの期間等、運用上の課題が指摘されており、地域ごとの運用の差や生活困窮者の実態も踏まえ改善が期待される点もあると考えられる。
- 緊急小口資金については、全体で 8 割以上が申請から支給まで 1 週間以上かかる状況ではあるが、一部の地域では、都道府県社協との事前調整やコミュニケーションが図られることで、2～3 日程度で対応が可能なケースもある。運用面で改善が可能な対応については各地域で検討がなされることが期待される。
- また、貸付審査においては、自立相談支援機関のプランや、家計相談支援事業による返済計画等をあわせることで、都道府県社協による判断時に参考とされているケースもある。アセスメント結果を踏ま

えた適性なプランや返済計画は、貸付への信頼につながるとともに、その後の償還に向けて、どのような関係者が、どのように支援に関わるかを含む道筋となることから、自立相談支援機関側と貸付担当側との連携したプランの作成、個別支援が重要である。

※現状では、貸付申請時や決定後すみやかに自立相談支援機関から社協へプランがあがってこないケースもあり、自立相談支援機関としては、家計相談支援事業の活用やアセスメントを踏まえ就労可能性等を見込んだプラン案をできる限り早期に作成し、社協の貸付担当と共有することも重要ではないか。

- 家計相談支援事業等と連携して返済計画を立てるとともに、償還時期に返済が厳しい状況であれば、当初予定の返済額を減らす等、計画の変更・立て直しのフォローを行うなどにより、少額であっても返済をしていこうという借受人のモチベーションアップにつながられるような関わりも重要ではないか。
- 就労により自立相談支援機関による支援終了となった借受人の中には、初任給から少しずつ償還していくことを希望する人もいる。据置期間を設けないなど早期に償還を始める方が本人負担の軽減や償還の促進につながる場合もあることから、社協の貸付担当者、自立相談支援機関、家計相談支援機関等とも協議の上、適切な据置期間の設定を行い、返済計画について助言を行うことも有効と考えられる。
- 任意事業である家計相談支援事業も併用することにより、貸付時のアセスメントが効果的に行われるということや、返済計画の作成等により先を見通した上でより信頼性を伴う貸付が可能となること、また貸付中から定期面談を継続することで利用者自身の家計管理や返済への自覚を促すといった面で効果的であるとの意見がある。就労の継続や家計の安定したやりくりを見越した「自立」につなげるにあたり家計相談支援事業の活用を促進することが有効ではないか。

### **償還を含む「継続的な支援」のための連携のあり方**

- 自立相談支援機関としては、新規相談や継続ケースの蓄積がある中で、多くは支援終了後一定期間経過したケースについて追跡できないのが実情である。就労した人への一定期間の定着支援を実施することや、家計相談支援事業、関係機関等と連携の上、フォローアップの体制を敷くなど、貸付を利用した相談者が就労等により支援を終えた後、安定した収入を得て自立に向かっているかどうかの確認を行うことが重要である。
- 緊急小口資金においては、総合支援資金に比べ貸付額が小さいながらも、半数程度が滞納を抱えるという実態が把握された。今回の調査では、緊急小口資金の借受人の就業状況等について把握を行っていないため、今後は滞納者の状況把握を行い、迅速な対応、利用しやすさの視点だけでなく、初期相談での総合的なアセスメントが適切に行われているか、安易な貸付となっていないかなどの分析が必要である。
- また、緊急小口資金の貸付に伴う相談支援においては、借受人の就業状況から面談や家計簿をつける等の手間が負担になる点や、金銭的な問題が解決すると支援機関との関わりを断とうとするなどの理由から、継続的な関わりが難しい面もある。家計面の相談や就労後の心配事等に関して気軽に相談できる場を紹介・つなぐなど、継続支援が必要と思われる対象者については償還までを見据えた関

わりを前提に緊急小口資金を利用することが望まれる。

- 償還に関して、自立相談支援機関がどこまでも継続して支援し続けるのは難しく、また償還時においては多くの場合、支援が終了している。償還状況については貸付担当者が主体的に確認をとり、自立相談支援機関側で把握されたその後の状況等とあわせて相互に情報共有の機会を作り、必要に応じて自立相談支援機関との連携を図るとともに、都道府県社協による償還指導等とも併せながら支援機関同士のつながりをもって対応することが重要と考えられる。
- 自立相談支援機関や社協に貸付を含めた相談に来る人のほとんどが、貧困や低所得といった問題を抱えているだけに、人とのつながりがなく社会的に孤立しやすい。貸付の支援を通じて「関係の貧困」を改善していくことにより、利用者が地域で自立した生活を営めるよう、社協が有するさまざまな地域の福祉サービスや、自立相談支援機関を中心とする関係機関等のネットワーク、さらには地域住民を巻き込んだ「見守り」などの支援活動を広げていくことが必要ではないか。
- 高齢者の生活支援や子育て支援、ひきこもり支援等の地域づくり活動の一環として、サロン、居場所づくり等に取り組んでいる地域も少なくない。こうした「入口」面での取組を、貸付利用者を含む就労定着後のフォローアップ（気軽に立ち寄ることができる場）として活用することも有効と考えられ、地域レベルの支援システムで対応することも重要である。

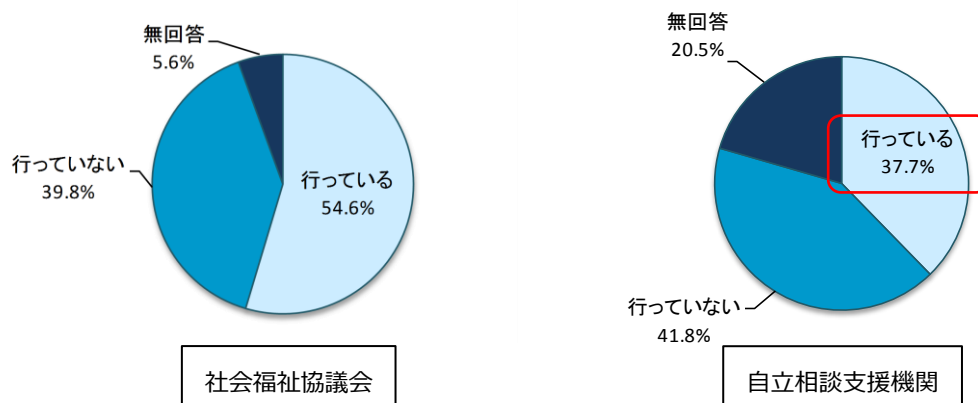
### **生活困窮者の「当座の資金ニーズ」への対応**

- 貸付は本人に債務を背負わせることになるため、その決定には慎重な判断が求められるが、一方、生活困窮者支援の現場からは、小額でも当座の資金があることで自立に効果的に向かうことができる可能性があるとの意見は多くの地域で聞かれており、資金ニーズに対応するため多様なツールを整備していくことは重要である。
- 生活福祉資金でカバーできない部分を独自資金等で対応がなされるケースも多く、特に総合支援資金の貸付件数がほとんどないにも関わらず独自貸付をさまざま組み合わせて対応している地域もある。
- 一方、地域によって、生活困窮者の資金ニーズに対応する資源（独自の資金制度）がない場合もある。
- 生活福祉資金という公的な福祉資金を活用しつつ、社協等による独自貸付事業のほか、民間の関与も引き出し、連携を図ることができるよう（今は、生協、グリーンコープ等が主力であるが、これらが無い地域もある）、全国的な働きかけを行うことも必要ではないか。
- また、都道府県や市町村が原資を補助し、独自に行われている関連制度もみられ、実施の内容や運営方法は地域に応じてさまざまである。「第2のセーフティネット」として、貸付等を通じた相談支援のツールを強化することは、生活保護費の負担を減らすといった側面も持ち合わせていることから、自治体が積極的に関与することも重要ではないか。

## 貸付が本人の自立につながったかどうかの「評価」

- 両制度の連携による本当の意味での「効果」としては、長期的視点で見ると、自立相談支援事業とセットで貸付を利用した人・世帯が、償還を適切に行うことを含めて生活の安定につながり、地域での自立した生活を送ることができるまでを見据える必要がある。
- アンケート調査結果からは、プラン評価の段階で、貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を社協の資金担当者と一緒に「行っている」自立相談支援機関は約 4 割にとどまっている。
- 貸付を有効に利用し、生活困窮者支援に「活かす」という点からは、最終的な支援の効果について、支援調整会議等の場も活用しながら両担当者間での評価・検討を行う機会を設けることが重要と考えられる。
- 制度間の連携が始まって間もない段階では、まずはノウハウの蓄積が非常に重要であることから、例えば、年に1回程度、両事業の担当者間で、自立相談支援事業を利用した貸付ケースに関して、「こういう人には有効であった」「こういうケースには難しさがあった」などの率直な意見を出しあい、効果を検証していくことで、その後の連携による支援の質の向上や継続的かつ効果的な連携へとつながっていくのではないかと。

図表 0-23 プラン評価の段階で、貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を社協の資金担当者と自立相談支援機関とで行っているか（n = 108 社会福祉協議会、n = 273 自立相談支援機関）



## 「生活福祉資金貸付制度の捉え方」について

- 生活福祉資金貸付制度は、民生委員の世帯更生運動から始まり、生活困窮者自立支援制度創設以前より長きに渡って、貸付とともに、継続的な世帯の見守りや相談支援が行われてきた。その中において、総合支援資金は、平成 21 年 10 月「新たなセーフティネット」対策の一つとして、主に離職者（失業者）への支援制度として創設された背景からも、そもそも多様な課題を抱えた生活困窮者支援の実態に即した支援ツールとして設けられた制度ではない点に留意が必要である。
- そのため、現状では、生活困窮者自立支援制度における支援ツールの一つではあるが、自立相談支援機関が求める全てのニーズに対応が可能な制度設計にはなっていないことを踏まえるべきである。

- 生活困窮者支援の観点からは、例えば、一時生活支援事業と緊急小口資金を併用することで当面の衣食住を確保しながら関係性を構築し、次のステップの支援につなげるといった方策もとられている。
- 上記のように両制度の連携による有効な活用例はまだ限られていることから、平成 27 年見直し後の連携の効果や課題について継続して検証・評価した上で、生活困窮者支援の観点から当座の資金ニーズ等への対応が期待される貸付制度のあり方をあらためて検討する必要もあるのではないかと。

### **生活福祉資金貸付と自立相談支援機関の両事業における「職員体制」の確保**

- 以上で掲げた論点を検討し、さらなる連携強化に取り組むにあたっては、「貸付を通じた相談支援」を体現するための相談者との継続的な関わり、支援機関のみならず地域住民等の地域の社会資源ネットワークを整備すること、また、連携の「効果」を検証してノウハウ・スキルを有する人材が安定的に確保されることが重要である。
- 現状では、社協の生活福祉資金貸付担当側においても、専任職員の配置がある市区町村社協は全国でも 2 割で、8 割の市区町村社協には専任職員が配置されていない状況がある（平成 28 年 4 月 1 日現在、「業務体制調査」※全社協調べ）。配置されている場合も有期雇用職員が少なくなく、経年での知識経験の蓄積が困難な状況にある。
- 現場レベルでのノウハウの蓄積が、P D C A サイクルに基づく効果的な事業実施につながることから、両事業において十分な人員体制を確保することも求められるのではないかと。
- 貸付の利用者に対する家計相談の重要性については、自立相談支援機関及び社協の貸付担当者、双方より指摘されているところであり、制度上や、地域の各自治体において家計相談支援事業の適切な位置づけがなされ、連携に必要な人員体制を含めて考え方を整理すべき点もあるのではないかと。

### **「住居確保給付金」との関係について**

- 住居確保給付金との関係では、総合支援資金との併用による支援を行うにあたり、支給決定に比して貸付（住宅入居費）の決定が遅れるといったタイミングとの関係で、迅速な支援がとぎれるケースもあるとの意見がある。
- 特に両制度の実施主体が別の場合において、連携を密に行うよう留意する必要があるのではないかと。
- また、居住支援協議会等と連携し、構成員となっている不動産団体とのネットワークを活用して敷金・礼金が不要な物件のあっせんなどにも取り組むことで、迅速な対応、本人負担を軽減することも重要と考えられる。
- 一方、家賃相当額を「給付」とする一方で、敷金・礼金について「借入」で賄うこととしている制度のあり方についても、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて考慮すべき視点ではないかと。（敷金・礼金も「給付」で対応することで、本人に新たな負担（負債）を負わずに、生活基盤となる住まいを確保することにつながる。）



## その他

- 自立相談支援事業を社協が受託している場合、受託していない場合のそれぞれで、両事業の担当者にとって、メリット・デメリットがある。  
(社協内で両制度を担当している場合、情報共有が行いやすい。一方、特に兼務体制の場合、1人の視点で自立・貸付・家計支援等の対応が求められることとなる。その点、自立相談支援員が別にある場合、償還時におけるアプローチがしやすいケースがあることや、家計相談支援事業等、さまざまな担当者が相談者に関わることで、多角的なアセスメントが可能となり、効果的なプランにつながるという意見もある。)
- 大規模自治体においては、市区町村社協が各自治体に窓口があるのに対し、自立相談支援機関が1カ所または圏域ごとに数カ所のみ設置されている場合もある。地域によっては、総合支援資金や緊急小口資金の貸付利用において、車で長距離かけて自立相談支援機関の利用同意を得なければならない状況もあり、制度施行後に利用が減っている地域もある。地域的な課題として、運用面で検討がなされることも重要ではないか。
- 教育支援資金の利用ケースにおいては、お金があればあるだけ使ってしまうなど金銭感覚のない親からの借入相談なども見受けられ、貸付を行ったとしても世帯の生活がよくなると予想されるケースにおいては自立相談支援事業や家計相談支援事業の利用が促進されることが期待される。

## (参考1) 貸付の「対象者層」について

「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」(平成22年度 総括・分担研究報告書)において、首都圏の基礎自治体にあるP社会福祉協議会の協力を得て、一定期間(2010年春)の相談受付票(n=143)の提供を受け、貧困低所得者の対象類型のいずれに該当するかを分類を行った結果、以下のように整理されている。

143件のうち、「貸付に至ったケース」は約3割にあたる43件であり、その中で「類型1」「類型2」に該当するケースがそれぞれ3割ずつ、「類型3」が2割程度となっている。「貸付にいたらなかったケース」100件の内訳をみると、類型1、2のほか「類型3(準)要保護層」「類型4(要保護層)」の占める割合も高くなっている。

貧困低所得者の類型

類型	資力状態(ストック・フロー)	対象者の状態	必要な支援
類型1 低所得層(1)	一時的なフロー減	・低収入の仕事か一時的に仕事無 ・資産少 ・住宅あり	一時的な費用補填(貸付等)
類型2 低所得層(2)	恒常的なフロー小	・低収入・不安定な仕事か一時的に仕事無 ・資産少 ・住宅あり	・恒常的収入確保の支援(就労支援等) ・それまでの費用補填(給付・貸付) ・生活課題の支援(家計管理含)
類型3 (準)要保護層	恒常的なフロー小、ストック無	・低収入・不安定な仕事か仕事無 ・資産ほとんど無 ・住宅喪失の危機	・住宅支援 ・就労支援 ・生活資金の手当 ・生活課題の支援(家計管理含)
類型4 要保護層	フロー極少、ストック無	・低収入か仕事無し ・資産無	・最低生活保障と自立支援
類型5 極貧層	フロー極小、ストック無	・定収入か仕事無し ・資産無 ・恒常的住宅喪失	・保護適用を前提とした最低生活保障と自立支援

貧困低所得者類型の分類ケース数

	全体	貸付に至ったケース	貸付に至らなかったケース
類型1 低所得層(1)	44[100%] (30.8%)	15[34.1%] (34.9%)	29[65.9%] (29.0%)
類型2 低所得層(2)	32[100%] (22.4%)	12[37.5%] (27.9%)	20[62.5%] (20.0%)
類型3 (準)要保護層	35[100%] (24.5%)	9[25.7%] (20.9%)	26[74.3%] (26.0%)
類型4 要保護層	20[100%] (14.0%)	0[0.0%] (0.0%)	20[100.0%] (20.0%)
類型5 極貧層	9[100%] (6.3%)	7[77.8%] (16.3%)	2[22.2%] (2.0%)
分類不可	3 (2.1%)	0 (0.0%)	3 (3.0%)
計	143[100%] (100.0%)	43[30.1%] (100.0%)	100[69.9%] (100.0%)

※1 ( )内の%は、「全体」「貸付に至ったケース」「貸付に至らなかったケース」の各類型の分布比率  
 ※2 [ ]内の%は、類型別の「貸付に至ったケース」「貸付に至らなかったケース」への分布比率

出所) 森川美絵「低所得者支援における社会福祉的アプローチの方向-生活福祉資金貸付事業を入口として」厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究(H21-政策-一般-004)平成21年度総括・分担研究報告書  
 第2章:29-41、図表2-2、を適宜編集

## (参考 2) 両制度における連携事例

### ①総合支援資金により対応した事例

事例 1	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50 代男性、単身</li> <li>・5 年ほど前に自分で経営していた会社が倒産。倒産に伴い、離婚。</li> <li>・仕事をしたいが就職が決まらず、家を失い、友人宅に一時的に身を寄せている。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居を借りる初期費用と生活費を捻出するため、住居確保給付金を申請。あわせて、総合支援資金の申請ができる状況を一緒に整え、申請。</li> <li>・無料定額診療事業を利用し、食事をとることが難しい状況であった持病を治療。</li> <li>・当初 3 か月は生活支援費の貸付と住居確保給付金の支給を受けながら就職活動を実施したが、延長申請の際に、生活支援費不承認。日払いのアルバイトと住居確保給付金、生活保護受給者等就労自立促進事業を利用しながら就職活動を継続。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘り強く就職活動をした結果、相談開始から約 5 か月で就職が決定。安定した生活を目指して頑張っている。</li> </ul>
事例 2	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20 代男性、単身</li> <li>・働いていた職場で、同僚からいじめにあい精神的に耐えられなくなり仕事を辞めてしまった。</li> <li>・そのことがトラウマになり次の仕事になかなかつげずいたため、貯金が少なくなり家賃が払えない状況となりアパートを追い出され、手持ち金も底をつきかけた状況で相談につながった。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金の申請を行い、あわせて自立相談支援機関の利用、総合支援資金の申請を行い、貸付決定した。</li> <li>・就労支援として、主にハローワークに同行し、就労自立促進事業による専属の担当者に仕事探しを手伝ってもらうよう協力を依頼。</li> <li>・4 か月後に就職が決まり、同時に貸付も終了。その後、3 か月ほどの見守り期間を経て支援を終了した。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通り償還していたが、償還のない月があり、貸付担当者から自立相談支援機関へ情報共有。自立相談支援機関担当者から連絡をとったところ、転職して収入が一時的に少なくなったため、その月は返済できなかったことがわかった。</li> <li>・その後は、再び償還を継続している。</li> </ul>
事例 3	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50 代男性、妻と長男の 3 人自宅暮らし</li> <li>・郵便局で 35 年勤めて 2 年前に退職。なかなか再就職できず貯金を切り崩してきたが、生活費が少なくなってきた。持ち家、自家用車があり、生活保護は受けたくないとの意向。</li> <li>・妻は病気で働けず、長男も本人と同じ頃に会社を辞めて引きこもり。</li> <li>・仕事に就きたいという相談で来所。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金（生活支援費）の申込を行い、3 か月分借入れが決定。</li> <li>・35 年間郵便局しか勤めていなかったことから、履歴書の書き方や面接対応が不十分であったため、そうした面について就労支援により改善を目指した。</li> <li>・支援の中で、年金の繰上げ支給が 2 年後にできる見込みが見えてきたこと、それまでの程度の収入が必要か目標を立てることができた。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間内に駐車場整理員の仕事に就職し、計画通り償還を行っている。</li> <li>・父親が就職活動を頑張っている姿を見て、長男も求職活動をはじめようになった。</li> <li>・長男は、運送会社に就職が決定した。※長男に対しては直接的な支援ではなく、本人を介して間接的に助言等を行った。</li> </ul>

## ②緊急小口資金により対応した事例

事例 1	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40代男性、妻（持病あり無職）と2人暮らし</li> <li>・2ヵ月前に勤めていた飲食店正社員を退職し、ハローワークで求職活動・面接を繰り返すも不採用が続き、当座の雇用保険支給までの生活費が足りなくなり相談に来所。</li> <li>・疾病を持つ妻と公営住宅に居住しているが、家賃を払えなくなった。</li> <li>・本人は調理師の専門学校を出て飲食店経験が長く、最後に勤めた店舗で店長として働いていた際、ノルマと営業成績へのプレッシャーからうつ病を発症、離職を余儀なくされた。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラウマを抱える調理師以外の就労が希望など本人の意向を確認しつつ、ハローワークに同行して一緒に次の就職先についての選択肢を検討。</li> <li>・並行して、緊急小口資金に関して支給に向けた調整を行い、支援調整会議で合意。</li> <li>・ハローワークの専門ナビゲーターをつけてもらい、履歴書作成、面接技法等の支援を実施。</li> <li>・流通関係を目指すこととし、自動車学校に通い大型自動車免許を取得した。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヵ月後に就職が決まり、3ヵ月間の見守り期間を経て支援を終結。</li> </ul>
事例 2	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20代の夫婦と子ども</li> <li>・3年ほど勤めた会社を辞め、現在の会社へ就職した。給与支払いが翌月末であるため、翌々月末にならないと給与が入らない。</li> <li>・生まれてすぐの子ども（生後1ヵ月）がいるため、当面の生活費を工面したいと相談。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回給与支払いまでのつなぎとして、緊急小口資金を申請。</li> <li>・民間の子育てサポーターとともに自宅を訪問し、子育てのアドバイスとともに子ども服等の支給を行った。保健師とも連携し、情報共有。</li> <li>・ライフラインの支払い目途が立たないなどの話を聞き、家計の見直しも実施。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金等により、初回給与までの生活費を安定させることができた。</li> <li>・家計収支を見直したところ、ライフラインについては料金プランの変更により支払額を減らせるものもあることなどを助言。</li> <li>・並行して子育て支援サポーターの家庭訪問、保育園見学をサポートするなどにより、妻の就労支援を含めて見守りを継続している。</li> </ul>
事例 3	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60代女性、単身</li> <li>・単身で生活費に困り、Wワークをしていたが収入が足りないため「生活福祉資金を貸してほしい」と社協の相談窓口に来所。</li> </ul>
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協の窓口担当者が聞き取りを行い、収入と支出の状況等を確認したところ、家計のバランスがとれていないことが把握され、すぐに貸付を行わず、自立相談支援機関につないだ。</li> <li>・自立相談支援機関で1ヵ月ほど面談を行い、具体的に生活にどのくらい収入が必要で、それによってどのような働き方が適切か家計相談支援を実施。</li> <li>・その後、本人が自ら求人を探してきて応募したところ、新たな仕事が決まった。</li> <li>・最初の給与が支払われるまでのつなぎとして緊急小口資金を利用。</li> </ul>
	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金の貸付後、約2ヵ月、次の就職先での定着支援を行いつつ、家計のアドバイスを継続したのち、支援を終結。</li> </ul>

# 【調査編】

## 第1章 本調査研究の概要

### 1. 調査の目的

生活福祉資金貸付制度は、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い所要の見直しが行われ、なかでも総合福祉資金と緊急小口資金は、原則、自立相談支援事業の利用が要件化されるなど、双方の制度は密接な関わりがある。

そのため、全国における運用や連携の実態及び課題を把握するとともに、課題の解決に向けた方策を検討することは、両制度の効果的・効率的な運用につながるものと考えられる。

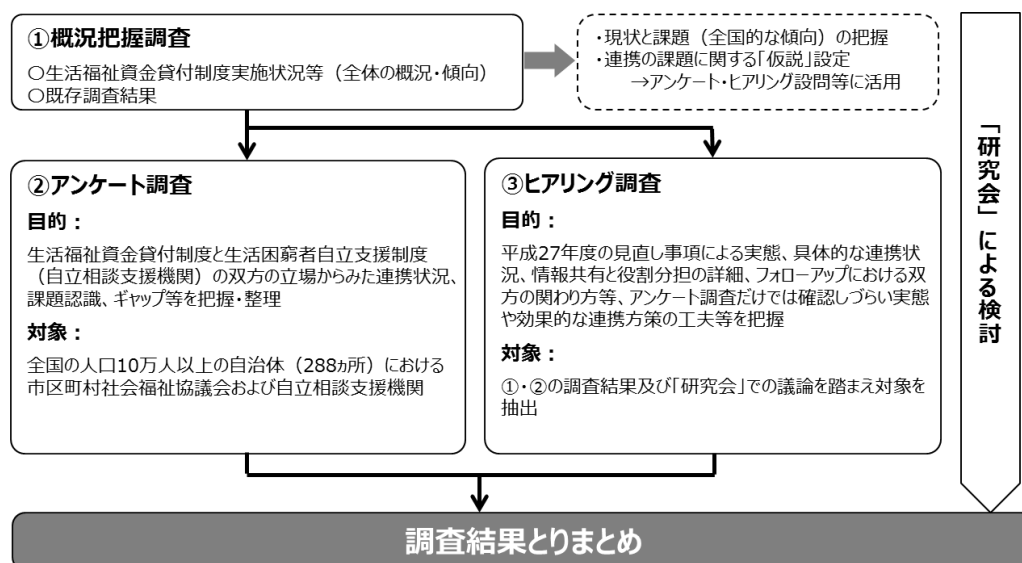
一方で、両制度が効果的に連携することにより、貸付の利用や貸付後のフォローがうまくいくなどし、相談者の自立の促進につながるなどの好事例もあることから、そうした効果的な連携方策や取組事例を明らかにし、参考となるよう広く発信していくことも有効と考えられる。

また、生活福祉資金による貸付が困難な人や、より迅速な支援が必要な人などへの対応として、生活福祉資金以外の独自の貸付事業等が展開されており、自立相談支援機関による相談支援と連携することにより、効果的な運用につながっている可能性がある。

そこで、本調査研究は、アンケート調査及びヒアリング調査から現状と課題を把握・整理するとともに、生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の効果的・効率的な連携方策のあり方について、有識者等で構成する研究会を通じてとりまとめることを目的として実施した。

### 2. 調査の全体像

本調査研究の全体構成は以下のとおりである。



## ■ 生活福祉資金貸付制度について ■

### 制度の目的等

#### ○目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること

#### ○実施主体

都道府県社会福祉協議会

#### ○貸付対象

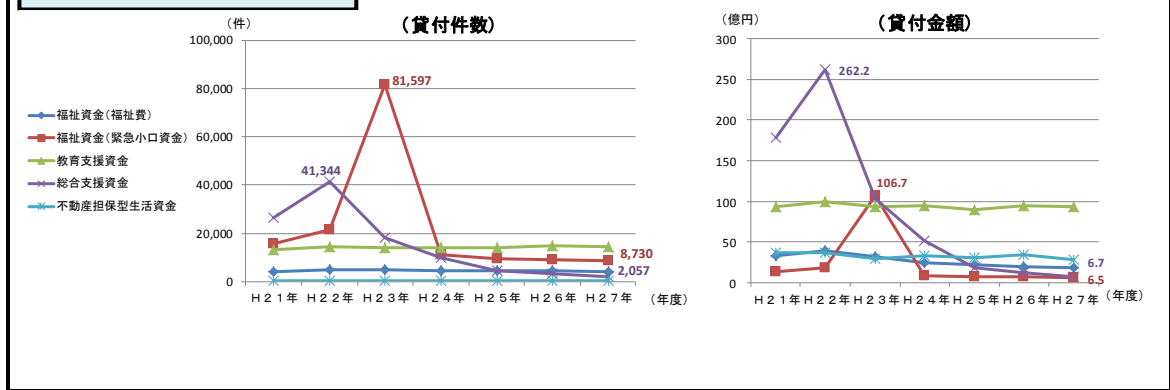
- ・低所得世帯：資金の貸付けにあわせて必要な支援をうけることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（市町村民税非課税相当）
- ・障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- ・高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

### 生活福祉資金の種類

※下線部は、生活困窮者自立支援法の施行に伴う見直しの主な点。

	概要
総合支援資金	<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付により自立が見込まれ、</p> <p><b>○原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意、</b></p> <p>○低所得世帯であって収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難、</p> <p>○実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営める・償還を見込める、</p> <p>○失業等給付、生活保護等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄えない、</p> <p>等の要件を満たす世帯に、①生活支援費、②住宅入居費、③一時生活再建費、として貸し付ける。</p> <p>貸付金額は、都道府県社協が借入申込者における資金の用途や必要性、償還能力を勘案の上、真に必要な額について決定するものとし、二人以上世帯で月額20万円以内、単身世帯で15万円以内、<b>貸付期間は原則として3ヶ月（最長12月まで延長可）</b>。</p>
福祉資金	<p>低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の一部に対し、</p> <p>① 福祉費（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用、資金目的に応じて貸付上限額を設定）、</p> <p>② 緊急小口資金（<b>公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき等</b>、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用、10万円以内）、</p> <p>として貸し付ける。</p> <p>緊急小口資金については、<b>原則として自立相談支援事業等による支援と、実施主体・関係機関からの貸付後の継続的支援に同意することを要件。</b></p> <p>市町村社協の受付から<b>送金まで概ね1週間以内</b>とし、分割貸付・並行してアセスメントを行うことにより必要最小限の額で対応。</p>
この他、教育支援資金・不動産担保型生活資金 等	

## 利用実績



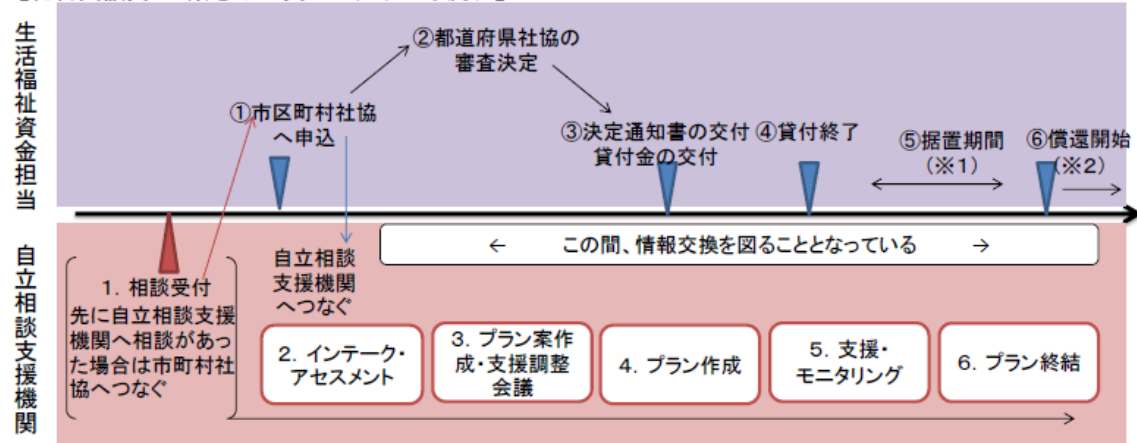
(出典：平成 21 年度～27 年度 生活福祉資金貸付制度実施状況等調)

## 両制度の連携の枠組み

○特に総合支援資金、緊急小口資金については平成 27 年度から見直しを行い、現状では、以下のよう  
な流れで両制度が連携する枠組みとなっている。

※ 自立相談支援事業のプラン作成 (2～4) と貸付の審査決定・貸付金の交付等 (2～③)  
のタイミングや、プラン終結 (6) と償還開始 (⑥) のタイミングは、個別ケースにより様々。

### 【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】



※1: 総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。  
 ※2: 総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

(資料：厚生労働省「第 5 回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会資料」より)

### 3. 調査の実施概要

#### (1) アンケート調査

##### ①調査目的

生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度（自立相談支援機関）の双方の立場からみた連携状況、課題認識、ギャップ等を把握することを目的として、社会福祉協議会（生活福祉資金貸付事業担当）および自立相談支援機関の相談員を対象として調査を実施した。

##### ②調査対象

全国の人口 10 万人以上の自治体（288 ヵ所）における市区町村社会福祉協議会および自立相談支援機関

##### ③調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。調査票の回収にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

##### ④調査実施時期

平成 28 年 8 月 30 日（火）～9 月 30 日（金）

##### ⑤回収結果

調査の対象となった 288 自治体のうち、回答があったのは、社会福祉協議会対象が 218 自治体（回収率 75.7%）、自立相談支援機関が 229 自治体（回収率 79.5%）であった。

なお、調査対象 288 自治体に設置されている自立相談支援機関数は 395 機関であり、そのうち 299 機関（回収率 75.7%）から回答があった。

図表 1-3-1 アンケート調査の回収結果

	調査対象数	回収数	回収率
①社会福祉協議会	288	218	75.7%
②自立相談支援機関	288	229	79.5%
（自立相談支援機関数）	395	299	75.7%



## (2) ヒアリング調査

### ①調査目的

自立相談支援事業の利用を要件とする「総合支援資金」「緊急小口資金」について、一定程度の貸付実績を有するとともに、償還を視野に入れた効果的な連携方策をとられていると考えられる自治体を選定し、各自治体における社会福祉協議会および自立相談支援機関を調査対象として、平成 27 年度の見直し事項に関する実態、具体的な連携状況、情報共有と役割分担の詳細、フォローアップにおける双方の関わり方、効果的な連携方策の工夫等、アンケート調査だけでは確認しづらい実態を把握することを目的として実施した。

### ②調査対象

以下のような条件により対象候補 10 ヶ所を抽出した。可能な限り、対象自治体における社会福祉協議会の生活福祉資金貸付担当者と、自立相談支援機関の相談支援員の両者にヒアリング調査を実施した。

なお、上記のほか、アンケート調査速報の集計・分析の補完、およびヒアリング調査で把握すべき事項についてより実態に即した聞き取り項目として整理するため、アンケート調査回収後、先行して 2 ヶ所の自治体を訪問し、プレヒアリング調査を実施した。

また、実施主体である都道府県社協による意見も把握するため、総合支援資金、緊急小口資金の貸付件数が多く、総合支援資金貸付期間中の市町村社協との面談実施率等の取組状況を踏まえた上で、訪問ヒアリング自治体を含む都道府県エリアから 2 ヶ所を抽出した。

- アンケート回答自治体（人口 10 万人以上）を中心に抽出。
  - ※加えて、人口 10 万人に満たない地域の実情も把握するため、人口 10 万人未満自治体についても、生活福祉資金等の貸付実績が一定程度ある地域を 2～3 ヶ所程度抽出。
  - ※「政令指定都市」については、市社協と区社協における生活福祉資金貸付業務の内容や実施方法等の運用体制が地域ごとに大きく異なるため、ヒアリング候補からは除外することとした。
- 総合支援資金において平成 27 年度以降の償還実績があり、アンケート回答による償還状況も参考にしながら抽出（償還を見据えた自立相談支援機関との連携方策の整理にあたり）。
- 総合支援資金、緊急小口資金とも一定の実績がある地域から抽出。
- 生活福祉資金貸付制度との併用が期待される「家計相談支援事業」実施地域をできるだけ選定
- 原則、独自の貸付制度等に取り組み・活用している地域を選定。
- 社協で自立相談支援事業を受託しているか、別機関で実施か（選定の際、両者を含めつつ、バランスを考慮して選定）。

### (3) 研究会の開催

学識経験者、生活福祉資金貸付制度の担当相談員、自立相談支援機関の職員等をメンバーとして、研究会を設置し、調査方法・内容の精査、各種調査結果とりまとめ等について検討した。研究会委員および開催経過は下記の通りである。

図表 1-3-2 研究会委員

#### 【委員】

氏名	所属・役職
池上 実	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部 部長
大浦 浩平	社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会 経営管理課 主任
柿木 真紀子	八尾市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 主査
岸 浩光	上尾市健康福祉部 生活支援課 主査
◎新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授
濱里 正史	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部 就労準備支援総括責任者

◎座長

(五十音順、敬称略)

#### 【オブザーバー】

氏名	所属・役職
三浦 正樹	厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長補佐
城所 亮平	厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室
久野 美智	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部

(敬称略)

図表 1-3-3 開催経過

日時		検討内容
準備会	平成 28 年 8 月 8 日	○調査の進め方について ○アンケート調査の実施について ○今後の進め方
第 1 回	平成 28 年 10 月 26 日	○アンケート調査の速報について (報告) ○ヒアリング調査の進め方について
第 2 回	平成 28 年 12 月 6 日	○アンケート調査の追加分析について ○ヒアリング調査の実施について
第 3 回	平成 29 年 3 月 14 日	○ヒアリング調査結果について ○報告書とりまとめについて ○論点整理

## 第2章 アンケート調査結果

### 1. 社会福祉協議会対象アンケート調査結果

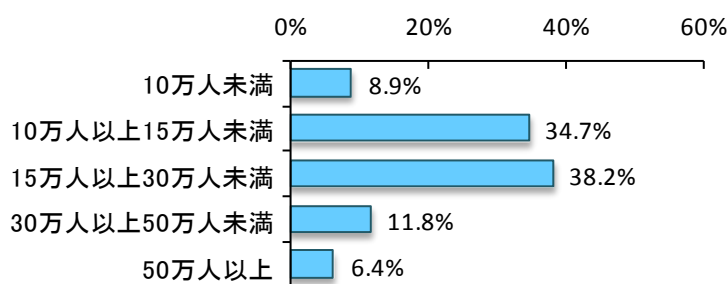
#### (1) 回収状況

- ・調査対象となった288自治体のうち、218自治体から回答があった。(回収率75.7%)
- ・政令指定都市については、20市を対象としたが、回答のあったのは19市であり、そのうち11市においては各区社協から回答があり(107区分回収)、集計の対象となる回収票数(市社協+区社協)は、314件であった。

#### (2) 調査対象の概要

- ・回答のあった314社協の人口規模別の内訳をみると、「15万人以上30万人未満」が38.2%、「10万人以上15万人未満」が34.7%であり、あわせて約7割を占める(「人口10万人未満」は、すべて指定都市の区社協である。)
- ・市の種別では、一般市区が165件(52.5%)と最も多く、次いで指定都市(区社協)が107件(34.1%)、中核都市が34件(10.8%)、指定都市(市社協)が8件(2.5%)である。

図表 2-1-1 人口規模別 (N=314)

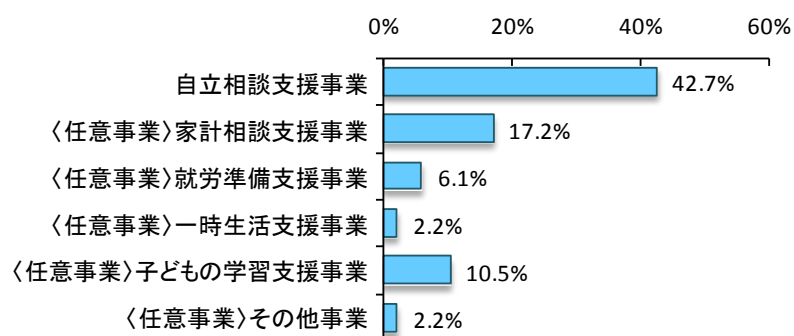


図表 2-1-2 人口規模別・市の種別 (N=314)

	指定都市	指定都市 (区)	中核市	一般市	合計
10万人未満	0 0.0%	28 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	28 100.0%
10万人以上15万人未満	0 0.0%	29 26.6%	0 0.0%	80 73.4%	109 100.0%
15万人以上30万人未満	0 0.0%	49 40.8%	4 3.3%	67 55.8%	120 100.0%
30万人以上50万人未満	0 0.0%	1 2.7%	25 67.6%	11 29.7%	37 100.0%
50万人以上	8 40.0%	0 0.0%	5 25.0%	7 35.0%	20 100.0%
合計	8 2.5%	107 34.1%	34 10.8%	165 52.5%	314 100.0%

- ・「自立相談支援事業」を受託している社協が 42.7% を占めた。
- ・このうち、「貸付担当と同じ部署（貸付と担当者別）」が 43.3%、「貸付担当と同じ部署（貸付と兼務）」が 21.6% であり、6 割以上が、自立相談支援事業と生活福祉資金の担当部署が同じ体制であった。

図表 2-1-3 生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況（N=314、複数回答）



図表 2-1-4 生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況と実施している部署

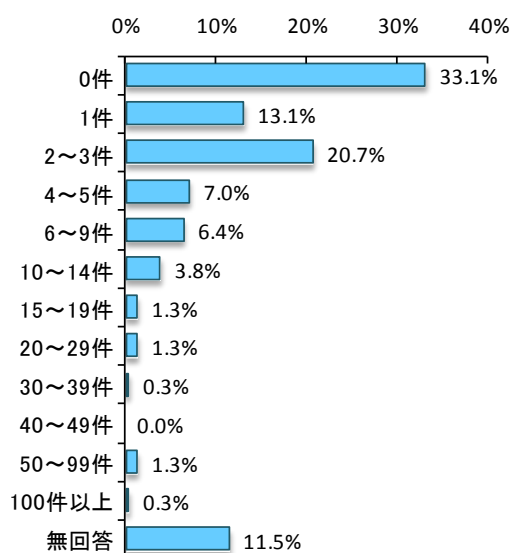
	貸付担当と同じ部署（貸付と兼務）	貸付担当と同じ部署（貸付と担当者別）	貸付担当と別の部署	貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	無回答	合計
自立相談支援事業	29 21.6%	58 43.3%	43 32.1%	3 2.2%	1 0.7%	134 100.0%
家計相談支援事業	2 3.7%	29 53.7%	21 38.9%	0 0.0%	2 3.7%	54 100.0%
就労準備支援事業	2 10.5%	11 57.9%	5 26.3%	0 0.0%	1 5.3%	19 100.0%
一時生活支援事業	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
子どもの学習支援事業	7 21.2%	14 42.4%	10 30.3%	1 3.0%	1 3.0%	33 100.0%
その他事業	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%

### (3) 生活福祉資金貸付事業の実績

#### ①「総合支援資金」の貸付状況

- ・調査対象社協における平成27年度貸付決定件数は、貸付実績のない「0件」が33.1%。
- ・調査対象社協の約8割が人口30万人未満であることから、平均すると貸付決定件数が0～5件程度となる社協が大多数である。
- ・平成26年度と比較すると、平成27年度の貸付決定件数は全体平均6.8件から4.4件へと減少した。平成27年度より、貸付決定件数のうち、ほとんどが自立相談支援事業利用となっている。

図表 2-1-5 平成27年度「総合支援資金」貸付決定件数 (N=314)



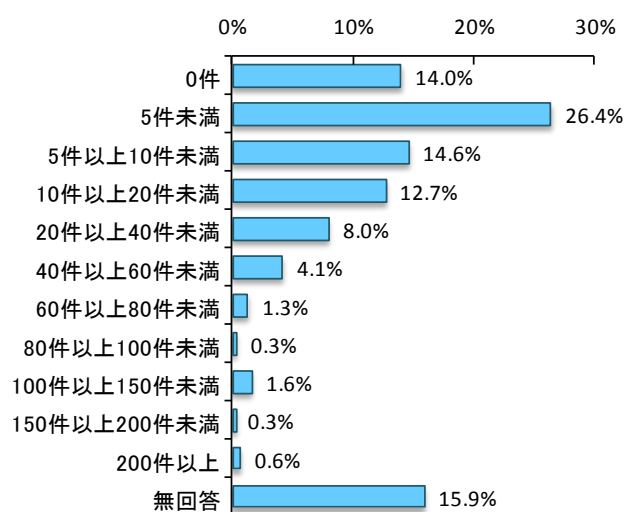
図表 2-1-6 平成26年度と平成27年度における「総合支援資金」の貸付状況 (N=314)

	平成26年度	平成27年度	
	貸付決定件数	貸付決定件数	うち、自立相談支援事業利用
10万人未満	3.6件	1.5件	1.0件
10万人以上15万人未満	4.3件	3.0件	2.3件
15万人以上30万人未満	4.8件	2.9件	2.6件
30万人以上50万人未満	14.7件	9.2件	9.0件
50万人以上	23.6件	16.4件	14.4件
全体	6.8件	4.4件	3.8件

## ②「緊急小口資金」の貸付状況

- ・小口の貸付であるなど資金の特性から、総合支援資金と比べ、比較の実績件数が多い。
- ・平成 27 年度の貸付決定件数のうち自立相談支援事業の利用率は、半数かそれ以下となっており、総合支援資金と比べ、自立相談支援事業を利用しないケースも多いことがうかがえる。

図表 2-1-7 平成 27 年度「緊急小口資金」貸付決定件数 (N=314)



図表 2-1-8 平成 26 年度と平成 27 年度における「緊急小口資金」の貸付状況 (N=314)

	平成26年度	平成27年度	
	貸付決定件数	貸付決定件数	うち、自立相談支援事業利用
10万人未満	2.0件	1.7件	0.6件
10万人以上15万人未満	9.8件	10.0件	4.4件
15万人以上30万人未満	14.0件	12.4件	5.3件
30万人以上50万人未満	41.5件	40.4件	12.8件
50万人以上	30.2件	30.3件	12.1件
全体	15.9件	15.2件	6.0件

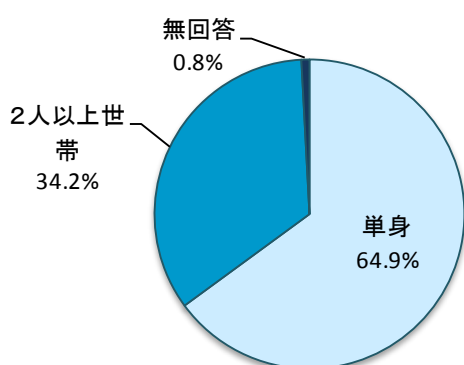
#### (4) 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付

平成 27 年 4 月～平成 28 年 7 月 1 日までに、自立相談支援事業を利用し、「総合支援資金（生活支援費）」を貸付したケースについて、1 社協につき、貸付決定時期が早いものから順に 5 件まで、ケースの概要を記載してもらったところ、175 社協から 479 件の回答があった。記載のあったケースについてみると、以下のようなものである。

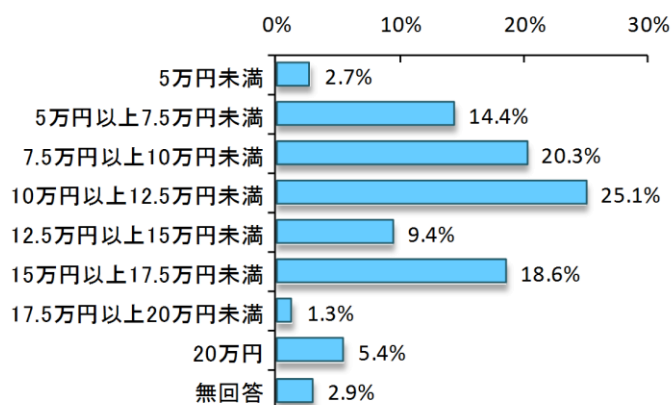
##### ① 申込時の世帯情報と借入額

- ・回答のあった 479 件の申込時の世帯情報は、「単身」が 64.9%、「2 人以上世帯」が 34.2%。
- ・総合支援資金（生活支援費）の借入月額は、「10 万円以上 12.5 万未満」が 25.1%、「7.5 万円以上 10 万円未満」が 20.3%などとなっている。

図表 2-1-9 申込時の世帯情報 (N=479)



図表 2-1-10 借入額（生活支援費） (N=479)



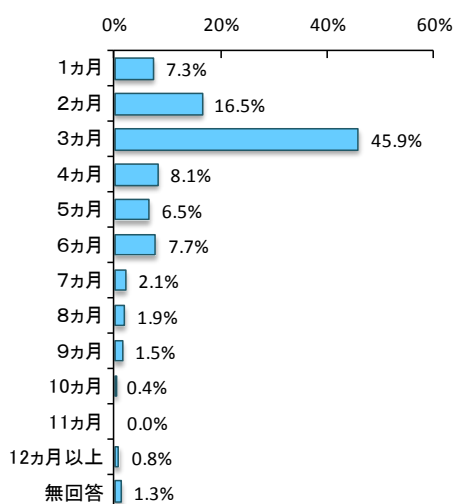
図表 2-1-11 借入額（単身、2人以上世帯別）

	単身		2人以上世帯		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万円未満	8	2.6%	5	3.0%	0	0.0%
5万円以上7.5万円未満	44	14.1%	23	14.0%	2	50.0%
7.5万円以上10万円未満	77	24.8%	20	12.2%	0	0.0%
10万円以上12.5万円未満	89	28.6%	31	18.9%	0	0.0%
12.5万円以上15万円未満	23	7.4%	22	13.4%	0	0.0%
15万円以上17.5万円未満	58	18.6%	29	17.7%	2	50.0%
17.5万円以上20万円未満	0	0.0%	6	3.7%	0	0.0%
20万円	1	0.3%	25	15.2%	0	0.0%
無回答	11	3.5%	3	1.8%	0	0.0%
合計	311	100.0%	164	100.0%	4	100.0%

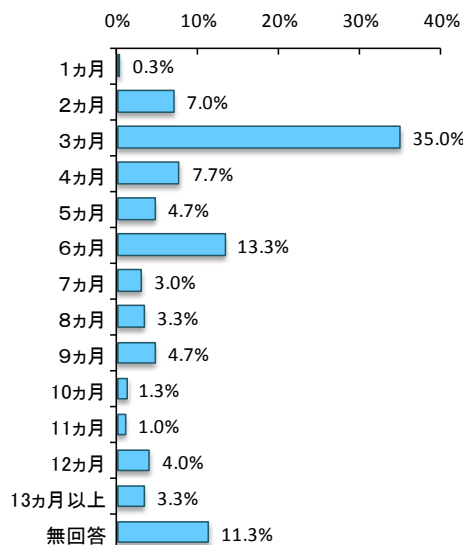
## ②貸付期間

- ・479件の貸付ケースにおける貸付期間は、「3ヵ月」が最も多く、45.9%であった。
- ・また、自立相談支援機関によるプランの作成があり、社協でその支援期間を「把握している」と回答のあった300件についてみると、自立相談支援機関による支援期間も「3ヵ月」が35.0%と最も多く、次いで「6ヵ月」が13.3%であった。

図表 2-1-12 貸付期間 (N=479)



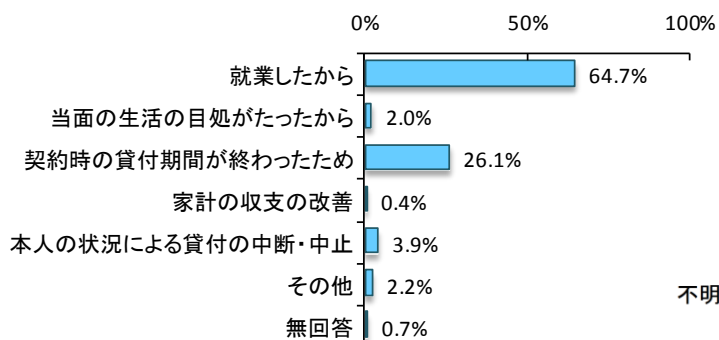
図表 2-1-13 プラン (自立相談支援機関)の支援期間 (N=300)



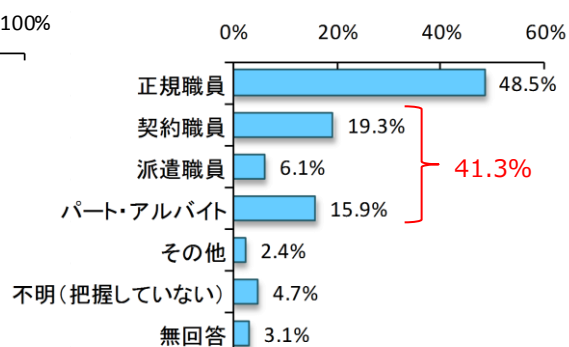
## ③貸付の終了状況

- ・貸付ケースのうち、95.2%にあたる456件が「現在、貸付を終了」しており、「貸付を終了した理由」としては、「就業したから」が64.7%と最も多く、次いで「契約時の貸付期間が終わったため」が26.1%であった。
- ・貸付を終了した理由が「就業したから」と回答した295件の貸付終了時の就業形態は、「正規職員」が48.5%と約半数を占める。非正規職員にあたる「契約職員」(19.3%)、「派遣職員」(6.1%)、「パート・アルバイト」(15.9%)のケースはあわせて約4割であった。

図表 2-1-14 貸付を終了した理由 (N=456)



図表 2-1-15 終了時の就業形態 (N=295)

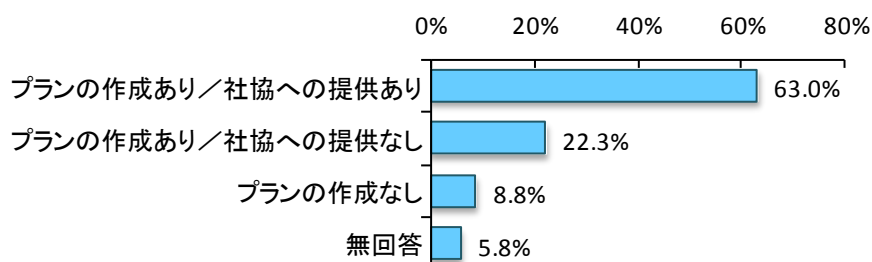




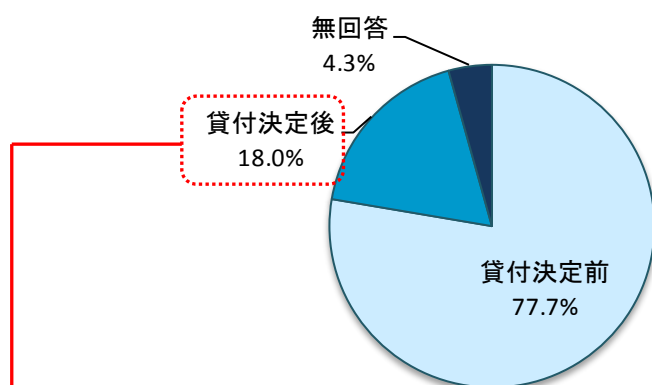
#### ④社協への自立相談支援機関によるプランの提供

- ・自立相談支援事業を利用した貸付において、自立相談支援機関によるプランが作成され、社協に提供されたケースは 63.0%であった。それ以外は、プランが作成されたものの社協への提供がないケースである。また、プランが作成されていないケースも一定程度ある。
- ・自立相談支援機関によるプランを情報共有している場合について、その初回プランの作成時期としては、「貸付決定前」が 77.7%と最も多い。「貸付決定後」である場合も、約半数は貸付決定後「1 ヶ月」前後で作成されている。

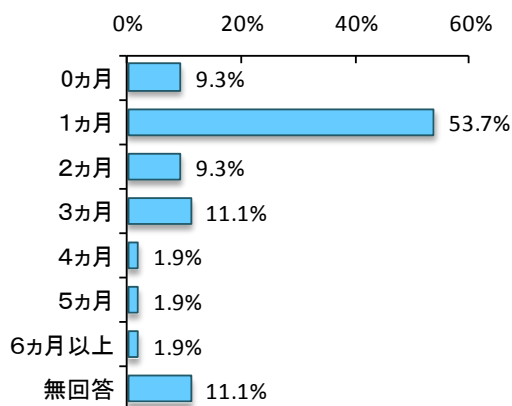
図表 2-1-16 自立相談支援機関によるプランの作成状況 (N=479)



図表 2-1-17 初回プランの作成時期 (N=300 件)



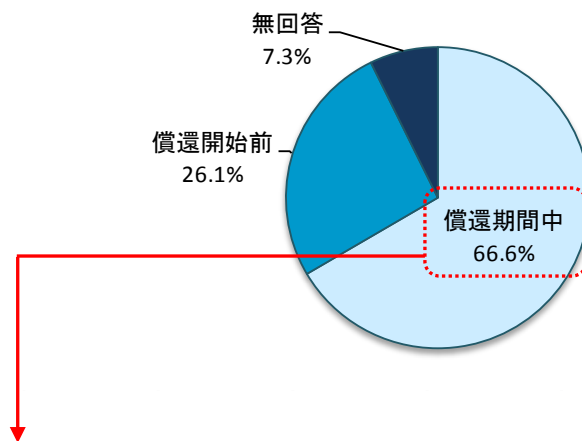
図表 2-1-18 貸付決定後何ヶ月後に作成したか (N=54 件)



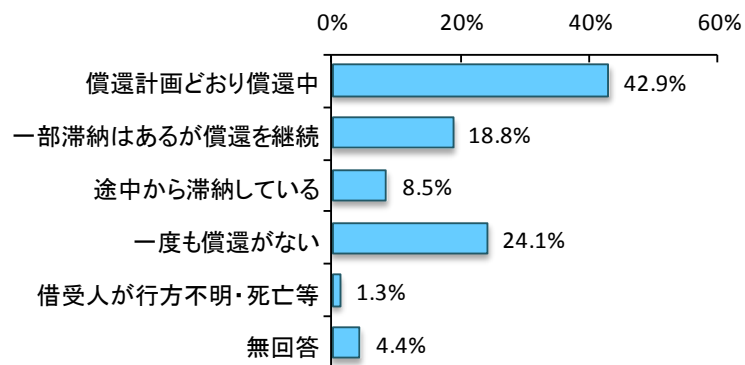
## ⑤償還の状況

- ・現在「償還期間中」のケース 319 件（66.6%）における現在の償還状況は、「償還計画どおり償還中」が 42.9%、「一部滞納はあるが償還を継続」が 18.8%と、償還を行っているケースが約 6 割だが、「途中から滞納している」（8.5%）、「一度も償還がない」（24.1%）など適切に償還が行われていないケースも 3 割程度ある。

図表 2-1-19 現在の償還（N=479）



図表 2-1-20 現在の償還状況について（「償還期間中の場合」N=319 件）



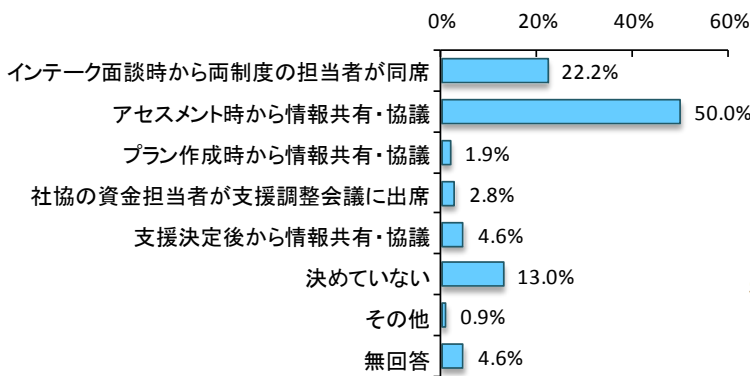
## (5) 「総合支援資金」における自立相談支援事業との連携の状況

平成 27 年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」それぞれ 1 件以上の実績がある社協のうち、自立相談支援事業を受託・かつ同じ部署で実施（担当者が兼務）の場合を除く 108 件を対象とし、自立相談支援事業との連携状況について集計した。

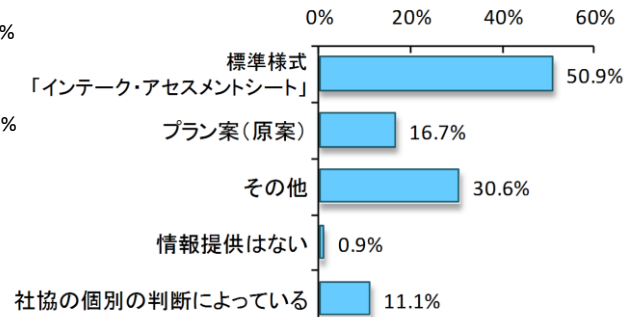
### ①借入申込前（借入申請書の提出に至るまで）における連携状況

- ・連携の具体的なタイミングとしては、全体では「アセスメント時から情報共有・協議」が半数を占めた。自立相談支援事業の受託有無別にみると（図表 2-1-23）、自立相談支援事業の受託ありの社協では、「インテーク面談時から両制度の担当者が同席」も 38.3%と多い。（受託なしの社協では、9.8%）
- ・社協が貸付申請の妥当性を判断する情報としては、自立相談支援機関による「インテーク・アセスメントシート」が 50.9%と最も多く、「その他」（30.6%）、「プラン案」（16.7%）と続く。「その他」に記載のある 25 件としては、口頭（電話含む）が最も多く、他に相談受付・申込票、独自の面談記録、家計相談支援事業に関する書類（家計相談支援員作成の書類含む）などがあげられている。

図表 2-1-21 連携開始の具体的なタイミング (N=108)



図表 2-1-22 貸付申請の妥当性を判断する情報 (N=108、複数回答)



図表 2-1-23 連携の具体的なタイミング（自立相談支援事業の受託有無別）

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
インテーク面談時から両制度の担当者が同席	18	38.3%	6	9.8%
アセスメント時から情報共有・協議	24	51.1%	30	49.2%
プラン作成時から情報共有・協議	2	4.3%	0	0.0%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席	0	0.0%	3	4.9%
支援決定後から情報共有・協議	0	0.0%	5	8.2%
決めていない	1	2.1%	13	21.3%
その他	1	2.1%	0	0.0%
無回答	1	2.1%	4	6.6%
合計	47	100.0%	61	100.0%

## ②借入申込・貸付決定後における支援内容と役割分担・情報共有

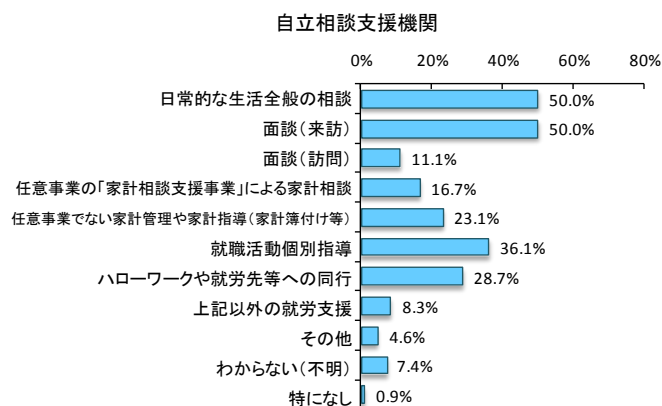
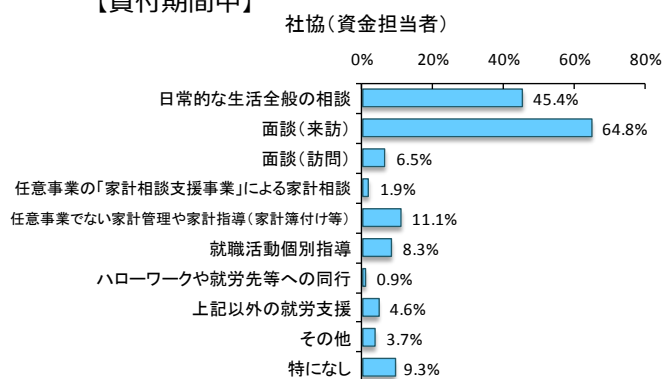
貸付期間中、据置期間中、償還開始後の各段階における、社協（資金担当者）と自立相談支援機関それぞれが行う借受人に対する支援内容についてたずねた。

（※自立相談支援機関による支援内容は、社協の担当者が把握しているものを記入）

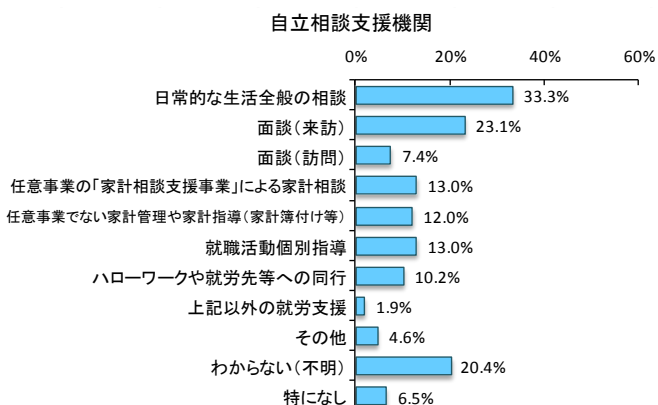
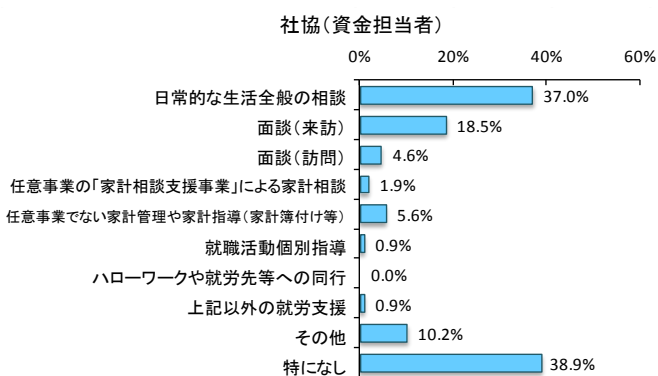
- ・「貸付期間中」では、社協と自立相談支援機関の双方とも「日常的な生活全般の相談」「面談（来訪）」が多く、特に社協では「面談（来訪）」（64.8%）による確認が行われている。
- ・自立相談支援機関では、面談等のほか「就職活動個別指導」、「ハローワークや就労先等への同行」といった就労支援や家計相談も実施されている。貸付期間を終え、据置期間、償還開始後になるにつれ、生活全般の相談や面談等とともにこれらの実施割合も徐々に低くなっており、借受人に対する支援や関わりが少なくなっている状況がうかがえる。

図表 2-1-24 借受人に対する支援内容（N=108）

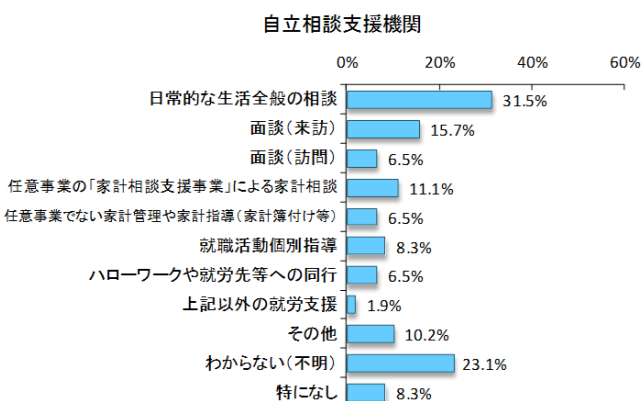
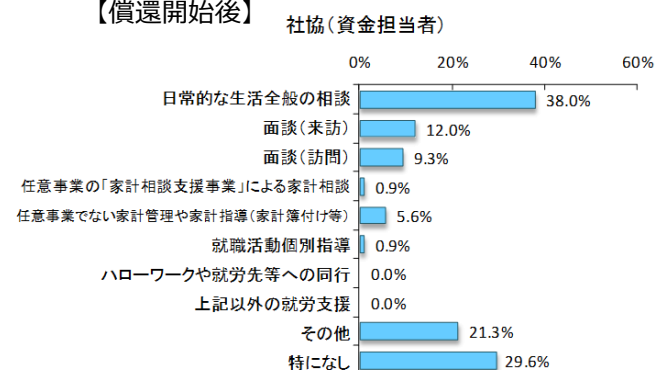
### 【貸付期間中】



### 【据置期間中】



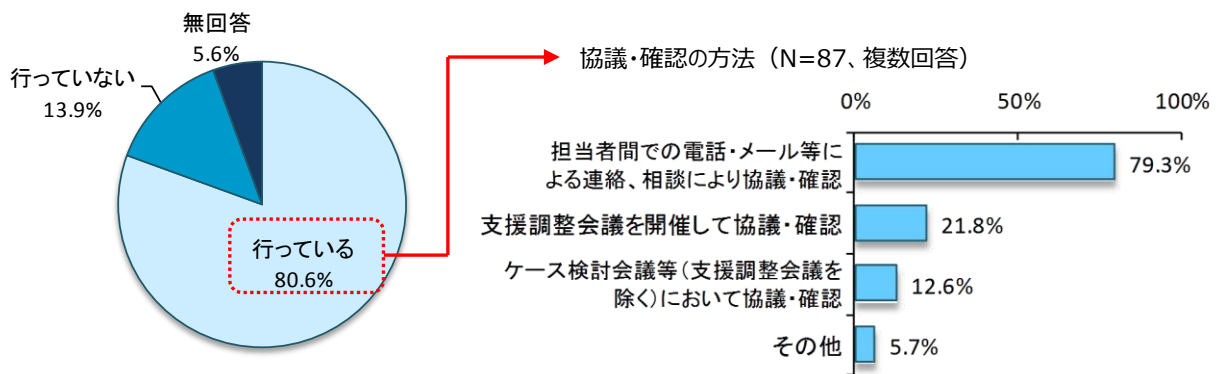
### 【償還開始後】



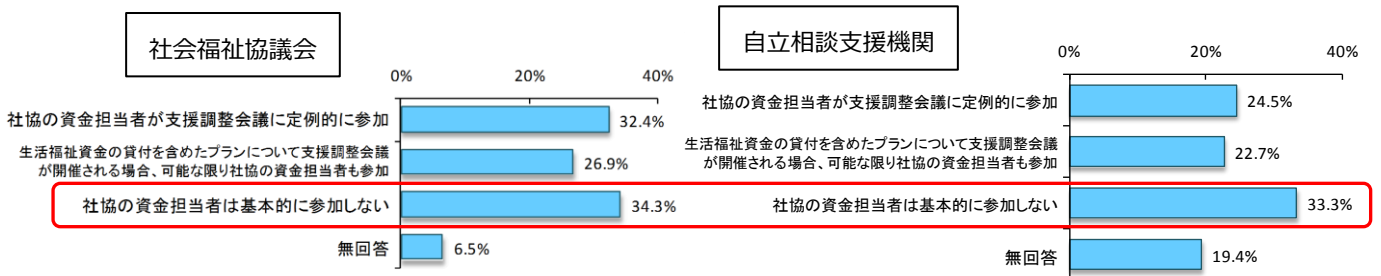
### ③貸付終了の判断・合意

- ・総合支援資金の貸付を終了する際に、社協と自立相談支援機関の双方の担当者が協議・確認を「行っている」が80.6%、「行っていない」が13.9%である。
- ・自立相談支援機関と一緒に貸付終了の判断・確認を行っている場合、「担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認」が79.3%と大多数で、「支援調整会議を開催して協議・確認」は2割程度（21.8%）であった。
- ・支援調整会議への社協の参加状況として、「社協の資金担当者は基本的に参加しない」が約3割を占め、情報共有にあたり支援調整会議を利用していない地域もあると考えられる。
- ・貸付が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を自立相談支援機関と一緒に「行っている」が54.6%と半数を占める。なお、自立相談支援機関対象調査の回答結果においては「行っている」が37.7%、約4割と若干下回っている。

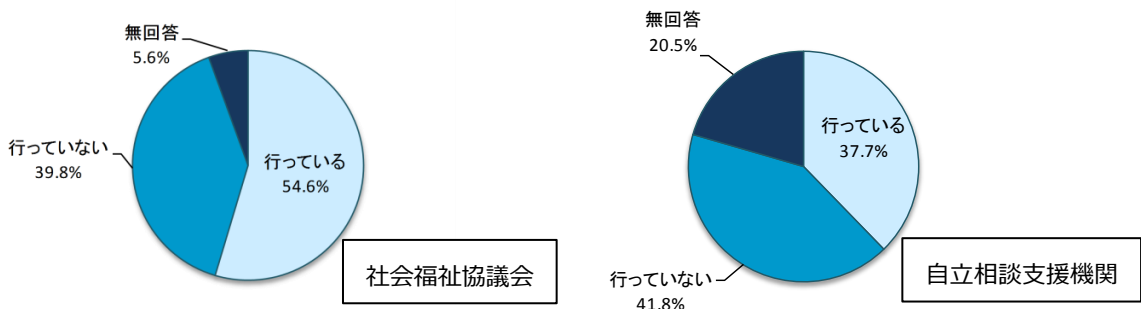
図表 2-1-25 自立相談支援機関との貸付終了に関する協議・確認の実施状況 (N=108)



図表 2-1-26 支援調整会議への社協の資金担当者の参加状況 (N=108 社会福祉協議会、N=273 自立相談支援機関)



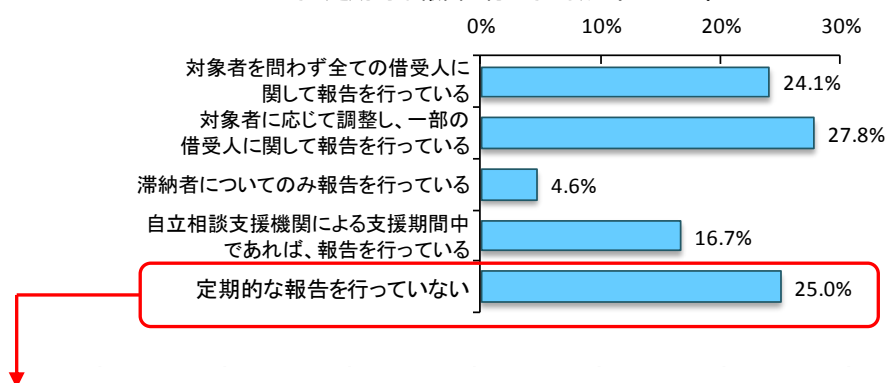
図表 2-1-27 自立相談支援機関と社協の貸付担当による貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討の実施状況 (N=108 社会福祉協議会、N=273 自立相談支援機関)



#### ④償還・フォローアップにおける自立相談支援機関との情報共有

- ・自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況について、約 75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して償還状況に関して何らかの報告を行っている。なお、「定期的な報告を行っていない」が 25.0%を占めるが、その理由について記載のある 25 件をみると、自立相談支援機関から問い合わせがあれば報告を行うなど、個別ケースにおいて必要に応じて連絡を取り合っている実態もうかがえる。
- ・また、滞納が滞っている人に対して自立相談支援機関に情報提供を行っているかどうかについては、「情報提供は行っていない」が 32.4%となっている。

図表 2-1-28 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況  
についての定期的な報告を行っているか (N=108)

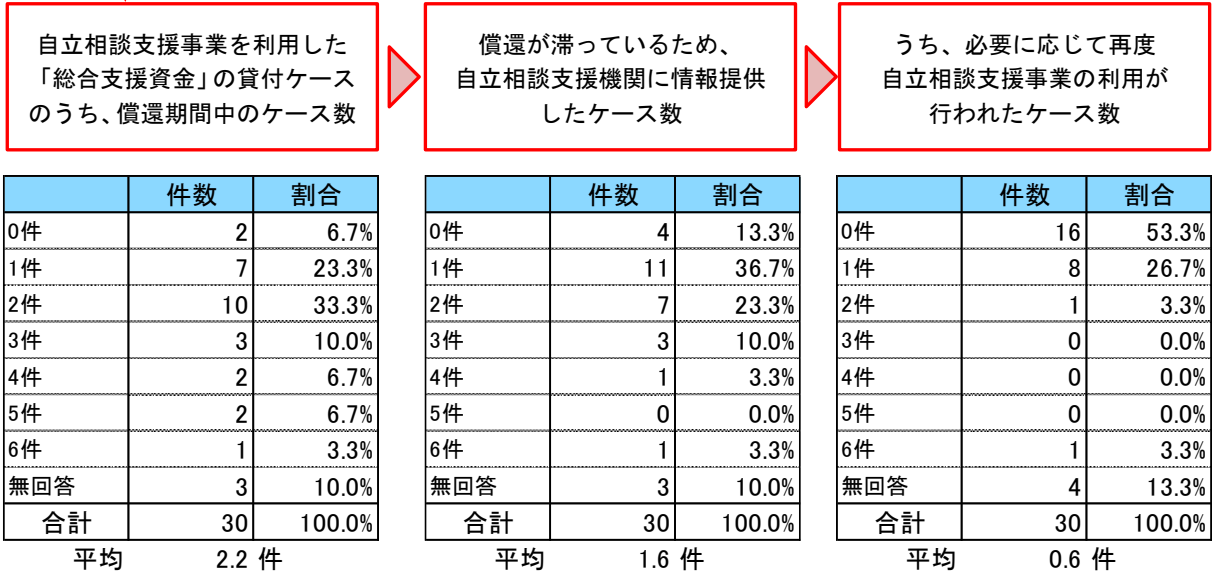


#### 「定期的な報告を行っていない」理由

- 償還ケースがないため (3 件)
- 滞納ケースがないため (4 件)
- 必要に応じて実施しているため (9 件)
  - ・償還状況が思わしくないケースについて、現状等の照会をかけている。
  - ・自立相談支援機関から問い合わせがあれば応じている。
  - ・状況に応じて、その都度協議、報告を行っている。
  - ・定期的に償還状況を報告することにより、自立相談支援機関に債権管理のような業務を負わせることを避けるため。必要に応じて償還状況を報告することはあるが、定期的な報告の必要性はないと考えている。
  - ・総合支援資金の償還については貸付側の問題であり、自立相談支援機関に報告しても意味がないが、不定期に個別のケースで報告することもある。 など
- 都道府県社協が実施しているため (2 件)
  - ・償還状況の詳細は県社協が把握しているため。ただし、自立相談支援機関から照会があれば、個別に確認して回答している。
  - ・償還状況資料は 3 ヶ月に 1 度、県社協から送付される。償還中の貸付者は多数である。自立相談支援事業者からの問い合わせがあれば報告を行っている。
- 社協のみで対応のため (1 件)
- 相談支援が終了しているため (2 件)
- その他 (4 件)
  - ・借受者と連絡が取れない。
  - ・自立相談支援機関から、償還への協力が得られていないため。
  - ・借受人が他都市へ転居のため。
  - ・その様な機会を設けていないが、近々設けていく予定。

図表 2-1-29 償還が滞っているケースについて自立相談支援機関に情報提供を行っているか (N=108)

	件数	割合
償還が滞っている概ねのケースにおいて 行っている	30	27.8%
自立相談支援機関による支援期間中であれば、 行っている	30	27.8%
情報提供を行っていない	35	32.4%
無回答	13	12.0%
合計	108	100.0%



<自立相談支援事業の受託有無別>

- ・自立相談支援事業の受託有無別にみると、「自立相談支援事業の受託なし」の社協では、償還状況について「定期的な報告を行っていない」が 37.7%、償還が滞っているケースについて自立相談支援機関に情報提供を行っているかについても「情報提供を行っていない」が 50.8%と、自立相談支援事業を受託している社協よりも高くなっている。

図表 2-1-30 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況についての定期的な報告を行っているか(自立相談支援事業の受託有無別)

(複数回答)

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
対象者を問わず全ての借受人に関して報告を行っている	18	38.3%	8	13.1%
対象者に応じて調整し、一部の借受人に関して報告を行っている	18	38.3%	12	19.7%
滞納者についてのみ報告を行っている	0	0.0%	5	8.2%
自立相談支援機関による支援期間中であれば、報告を行っている	9	19.1%	9	14.8%
定期的な報告を行っていない	4	8.5%	23	37.7%
全体	47		61	

図表 2-1-31 償還が滞っているケースについて自立相談支援機関に情報提供を行っているか  
(自立相談支援事業の受託有無別)

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
償還が滞っている概ねのケースにおいて行っている	25	53.2%	5	8.2%
自立相談支援機関による支援期間中であれば、行っている	14	29.8%	16	26.2%
情報提供を行っていない	4	8.5%	31	50.8%
無回答	4	8.5%	9	14.8%
合計	47	100.0%	61	100.0%



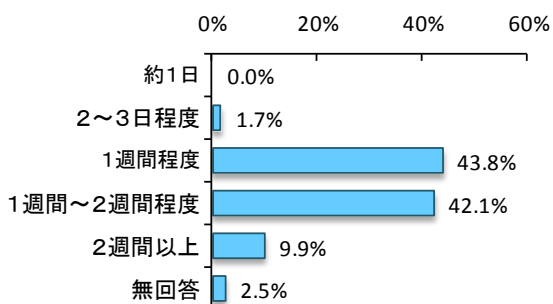
## (6) 「緊急小口資金」について

平成 27 年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」それぞれ 1 件以上の実績がある 121 件について集計した。

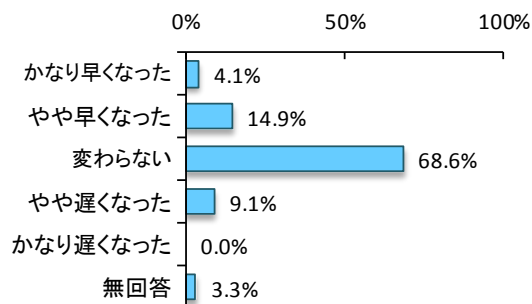
### ① 「緊急小口資金」の相談から貸付決定・資金の送金までの期間

- 相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間は、「1 週間～2 週間程度」(43.8%)、「1 週間程度」(42.1%)が多く、平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度の施行前と比べた場合、「変わらない」という回答が 68.6%と大半であった。「やや早くなった」(14.9%)「かなり早くなった」(4.1%)と、早くなったという認識のある社協も 2 割程度ある。

図表 2-1-32 相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間 (N=121)



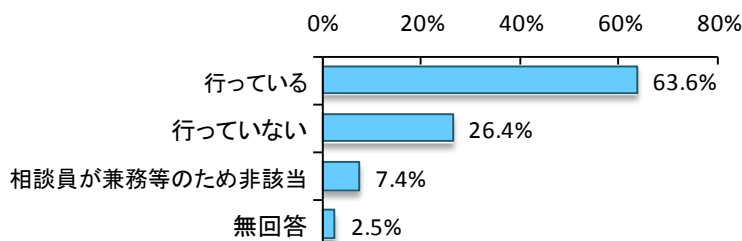
図表 2-1-33 制度開始前の期間と比較した変化 (N=121)



### ② 貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供

- 貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供を「行っている」が 63.6%、「行っていない」が 26.4%である。なお、現在、償還期間中のケースについて償還状況を見ると、自立相談支援事業の利用有無にかかわらず、半数程度、償還が滞っている。

図表 2-1-34 貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供 (N=121)



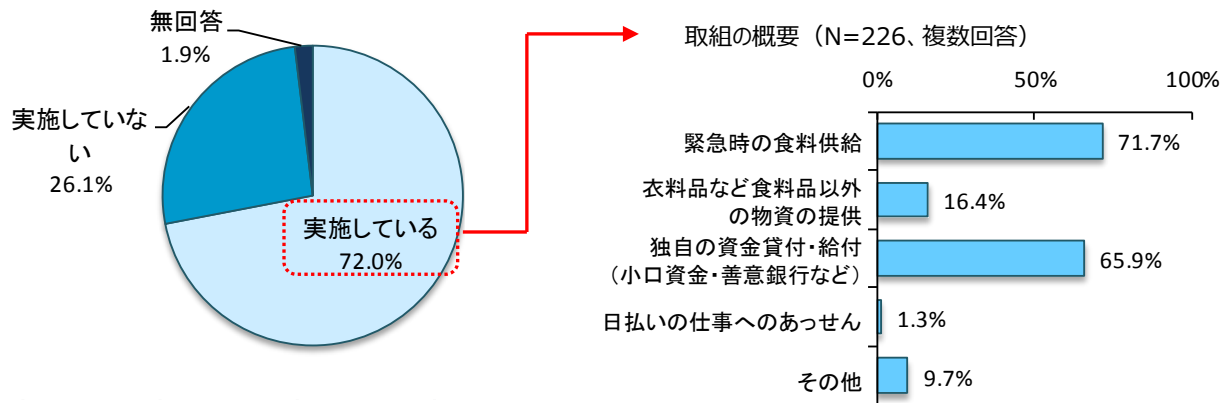
図表 2-1-35 平成 28 年 7 月 1 日時点の「緊急小口資金」の概ねの償還状況

	ケース数		
		平均	うち、自立相談支援事業利用
現在、償還期間中のケース数	平均	19.5件	平均 9.5件
償還が滞っているケース数	平均	10.9件	平均 5.1件

## (7) 生活福祉資金貸付事業以外の取組の実施状況

- 生活福祉資金貸付事業以外の独自の生活困窮者支援に対する取組を「実施している」が約7割で、実施している取組としては、「緊急時の食料提供」が71.7%、「独自の資金貸付・給付（小口資金・善意銀行など）」が65.9%と多く実施されている。

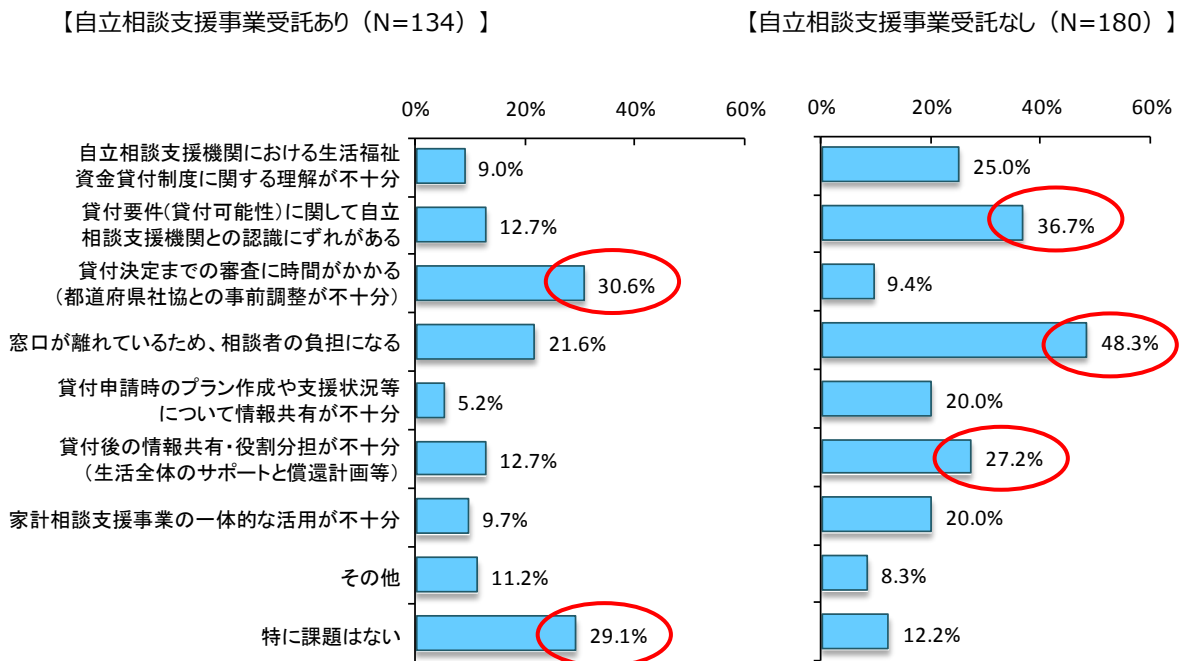
図表 2-1-36 独自の生活困窮者支援に対する取組実施の有無 (N=314)



## (8) 生活困窮者自立支援制度との連携における運用上の課題

- ・ 自立相談支援事業の受託有無別にみると、「自立相談支援事業の受託あり」の社協では、生活福祉資金と自立相談支援事業の両方を同一組織内で運用・対応できることから、「特に課題はない」が29.1%であるほか、「貸付決定までの審査に時間がかかる（都道府県社協との事前調整が不十分）」が30.6%であった。
- ・ 一方、「自立相談支援事業の受託なし」の社協では、「窓口が離れているため、相談者の負担になる」が48.3%と最も多く、次いで「貸付要件（貸付可能性）に関して自立相談支援機関との認識にずれがある」（36.7%）や、「貸付後の情報共有・役割分担が不十分」（27.2%）、「自立相談支援機関における生活福祉資金貸付制度に関する理解が不十分」（25.0%）など、貸付申請時や貸付後を見据えた連携についての課題を示唆するものがある。

図表 2-1-37 生活困窮者自立支援制度との連携における運用上の課題



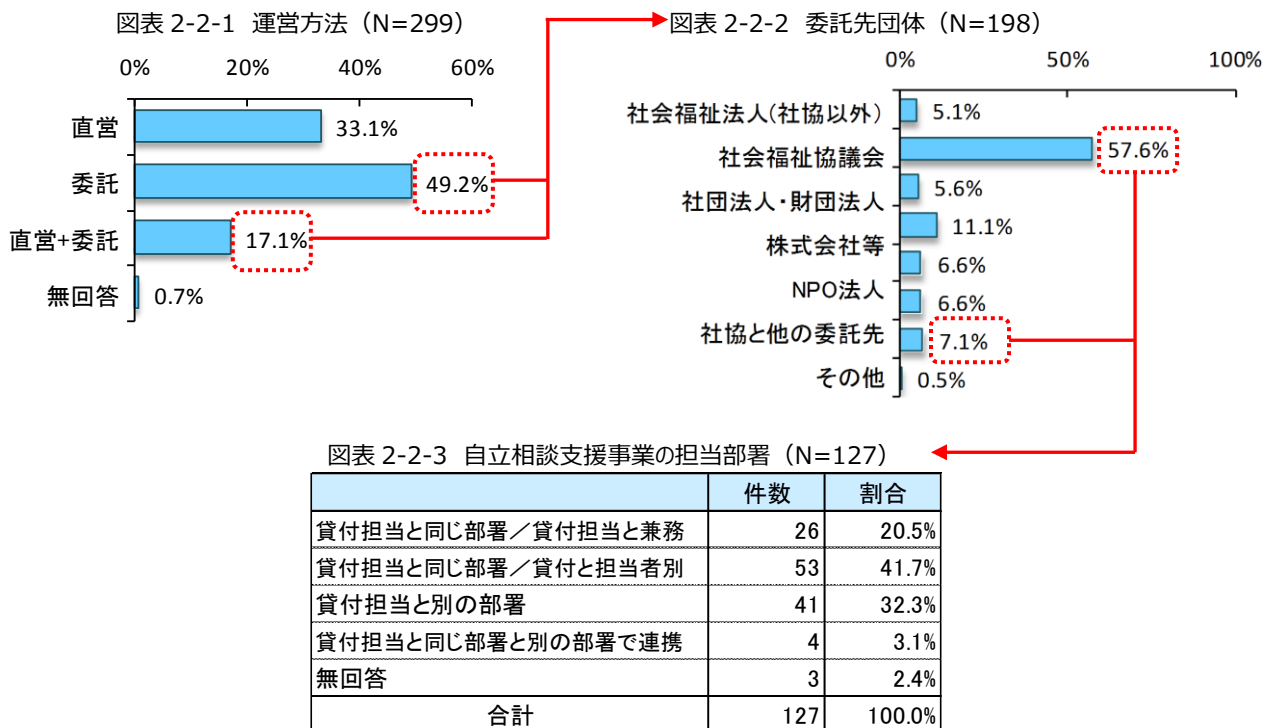
## 2. 自立相談支援機関対象アンケート調査結果

### (1) 回収状況

- ・調査対象となった 288 自治体のうち、229 自治体から回答があった。(回収率 79.5%)
- ・調査対象 288 自治体に設置されている自立相談支援機関数は 395 機関であり、そのうち 299 機関 (回収率 75.7%) から回答があり、集計の対象となる回収票数は 299 件であった。

### (2) 調査対象の概要

- ・回答のあった 299 機関の運営方式は、「委託」が 49.2%、「直営」が 33.1%、「直営+委託」が 17.1%であり、委託の場合（「委託」「直営+委託」）の委託先としては、「社会福祉協議会」が 57.6%、「社協と他の委託先」が 7.1%であり、あわせて約 6 割を占める。
- ・委託先が社協である自立相談支援機関の担当部署としては、「貸付担当と同じ部署（貸付と担当者別）」(41.7%) が最も多く、「貸付担当と同じ部署（貸付担当と兼務）」(20.5%) をあわせると「貸付担当と同じ部署」が約 6 割、「貸付担当と別の部署」は 3 割程度。



(参考) 調査対象 299 自立相談支援機関の人口規模別

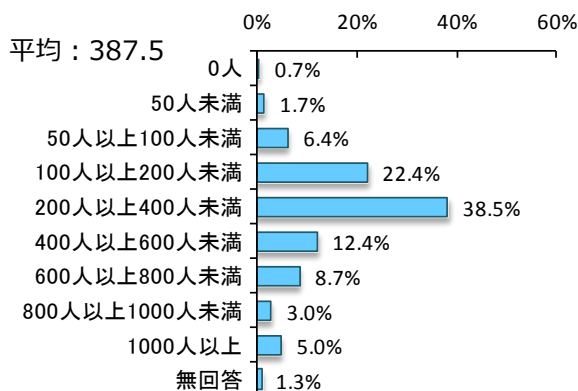
人口規模	件数	割合
10万人以上15万人未満	84	28.1%
15万人以上30万人未満	77	25.8%
30万人以上50万人未満	43	14.4%
50万人以上100万人未満	25	8.4%
100万人以上	70	23.4%
合計	299	100.0%

### (3) 相談支援及び生活福祉資金の利用実績

- ・ 自立相談支援機関における相談実績人数、うち生活福祉資金の貸付相談・申請のあった概ねの人数、さらに、その中で貸付決定した概ねの人数は、以下のものである。

図表 2-2-4 平成 27 年度における相談実績等 (N=299)

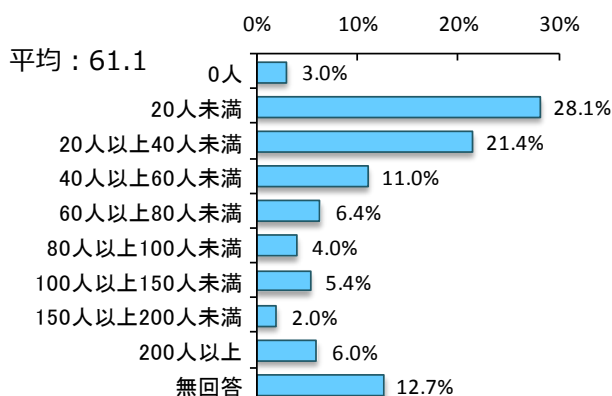
#### ① 自立相談支援機関における相談実績人数



人口規模別 平均件数

人口規模別	平均(件)
10万人以上15万人未満	220.2
15万人以上30万人未満	360.2
30万人以上50万人未満	667.4
50万人以上100万人未満	723.0
100万人以上	328.4

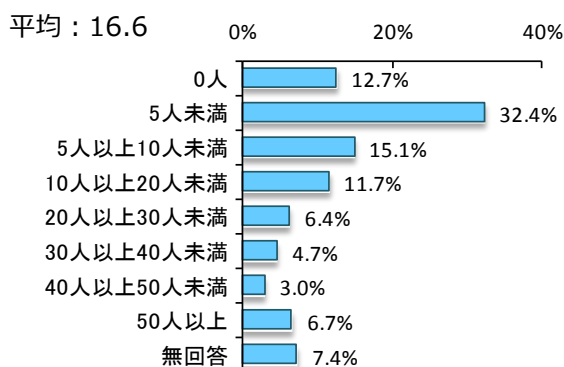
#### ② 生活福祉資金の貸付け相談・申請があった概ねの人数



人口規模別 平均件数

人口規模別	平均(件)
10万人以上15万人未満	37.7
15万人以上30万人未満	68.2
30万人以上50万人未満	116.6
50万人以上100万人未満	83.4
100万人以上	41.4

#### ③ 生活福祉資金の貸付決定した概ねの人数



人口規模別 平均件数

人口規模別	平均(件)
10万人以上15万人未満	11.2
15万人以上30万人未満	17.1
30万人以上50万人未満	31.0
50万人以上100万人未満	35.9
100万人以上	8.0

#### (4) 「総合支援資金」における生活福祉資金貸付制度との連携の状況

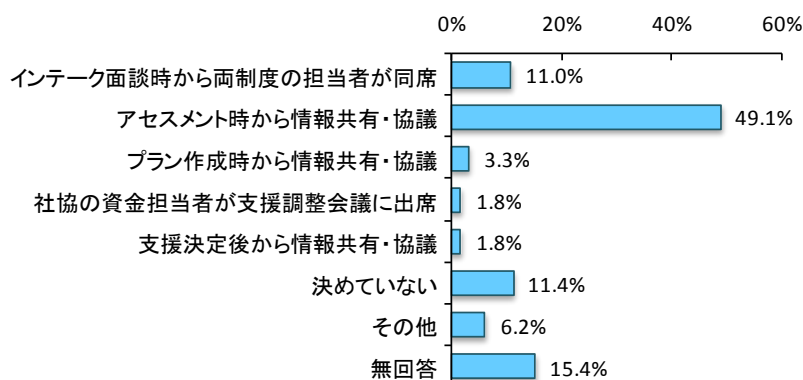
自立相談支援事業を社協が受託かつ貸付担当と同じ部署で実施（相談支援員と貸付担当者が兼務）の場合を除く 273 件を対象とし、「総合支援資金（生活支援費）」における生活福祉資金貸付制度との連携の状況について集計した。

##### ①借入申込前（借入申請書の提出に至るまで）における連携状況

###### a. 社協の資金担当者との連携開始の具体的なタイミング

- ・連携の具体的なタイミングとしては、全体では「アセスメント時から情報共有・協議」が半数を占めた。
- ・自立相談支援事業の運営団体が「社協」か「社協以外（直営の場合や、委託で社協以外が運営等）」の別でみると、「社協が運営」の場合は「インテーク面談時から両制度の担当者が同席」も 20.8%であるが、「社協以外が運営」では 5.2%であった。

図表 2-2-5 連携開始の具体的なタイミング (N=273)



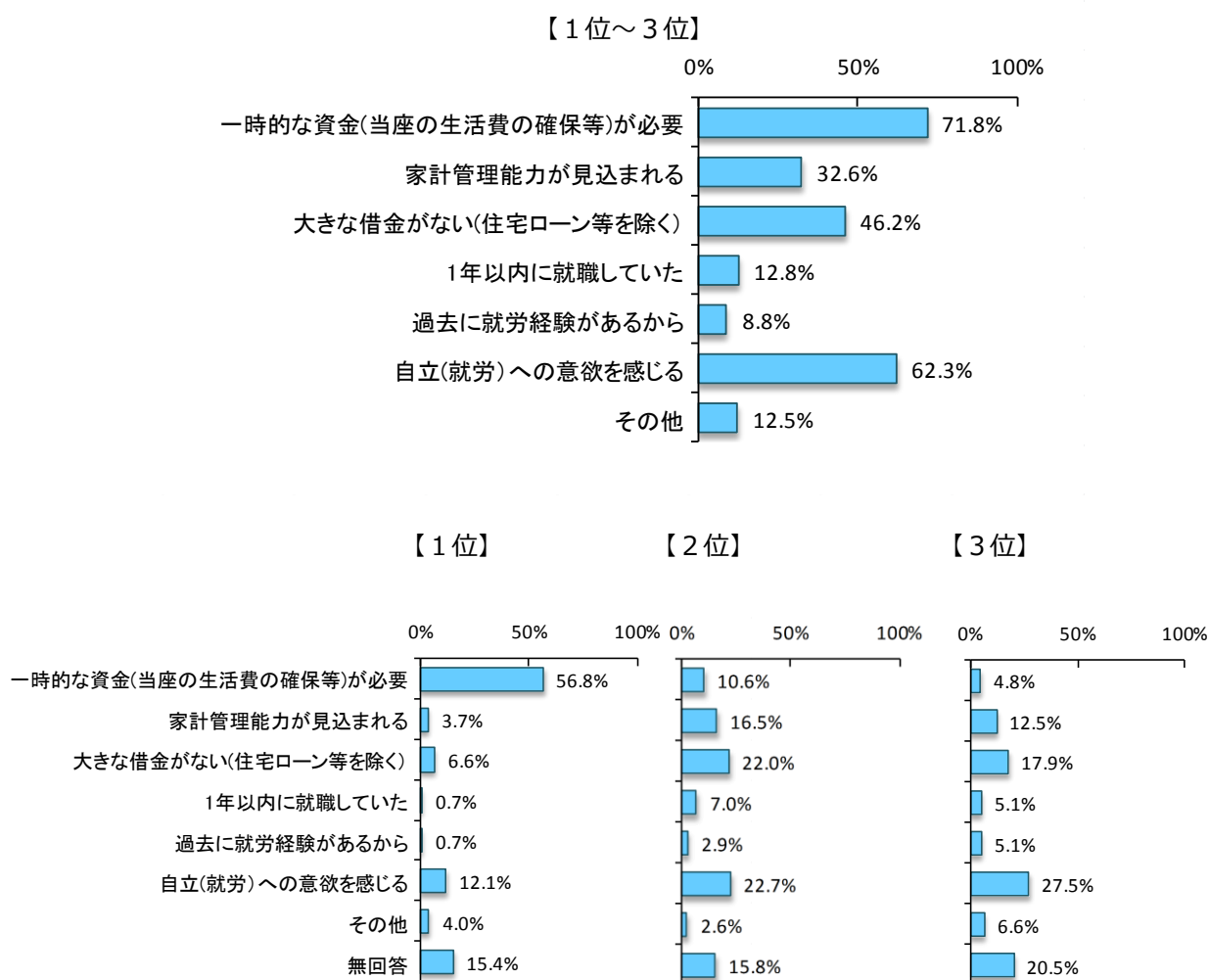
図表 2-2-6 連携の具体的なタイミング（自立相談支援事業の運営が「社協」・「社協以外」）

	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
インテーク面談時から両制度の担当者が同席	21	20.8%	9	5.2%
アセスメント時から情報共有・協議	54	53.5%	80	46.5%
プラン作成時から情報共有・協議	3	3.0%	6	3.5%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席	0	0.0%	5	2.9%
支援決定後から情報共有・協議	0	0.0%	5	2.9%
決めていない	2	2.0%	29	16.9%
その他	6	5.9%	11	6.4%
無回答	15	14.9%	27	15.7%
合計	101	100.0%	172	100.0%

b. 生活困窮者の貸付利用の検討にあたり、重視する条件

- 生活困窮者の貸付利用の検討にあたり、特に重視する条件を順に3つまで回答してもらったところ、「一時的な資金（当座の生活費の確保等）が必要」（71.8%）が最も重視されている状況がうかがえる。次に、「自立（就労）への意欲を感じる」（62.3%）、「大きな借金がない（住宅ローン等を除く）」（46.2%）などが続いている。

図表 2-2-7 生活困窮者の貸付の検討にあたり、特に重視する条件等（N=273、複数回答）

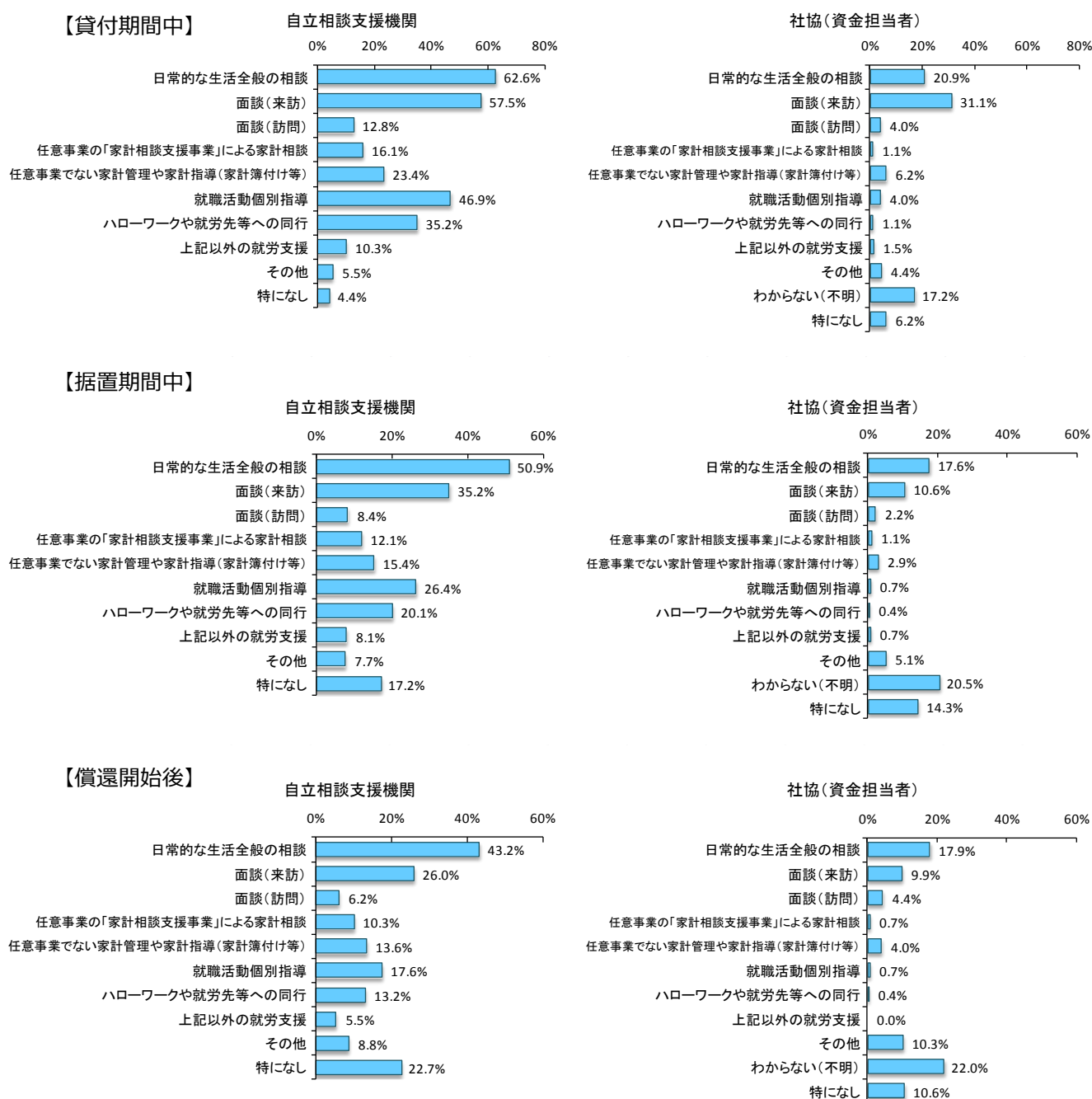


## ②借入申込・貸付決定後における支援内容と役割分担・情報共有

貸付期間中、据置期間中、償還開始後の各段階における、自立相談支援機関と社協（資金担当者）それぞれが行う借受人に対する支援内容についてたずねた。（※社協（資金担当者）による支援内容は、自立相談支援機関の担当者が把握しているものを記入）

- ・自立相談支援機関では、「日常的な生活全般の相談」「面談（来訪）」、次いで「就職活動個別指導」、「ハローワークや就労先等への同行」といった就労支援や、家計相談等が行われている。社協対象の調査結果と同様、貸付期間を終え、据置期間、償還開始後になるにつれ、それらの実施が少なくなり、「特になし」の割合が高くなっている。

図表 2-2-8 借受人に対する支援内容 (N=273)

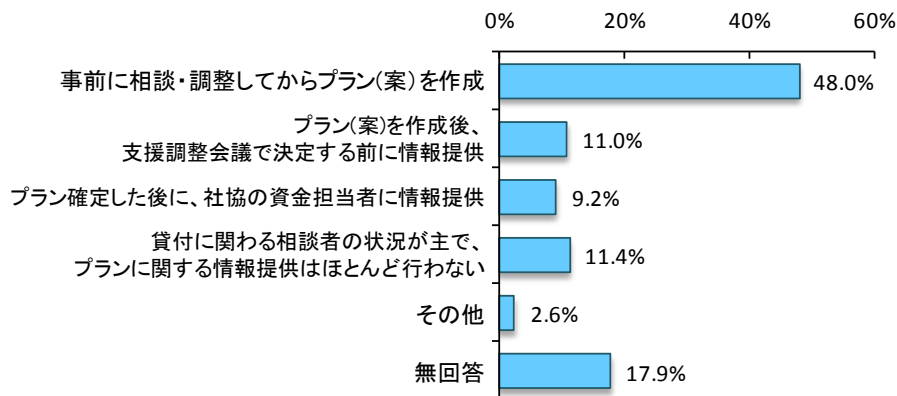




### ③自立相談支援機関におけるプラン作成

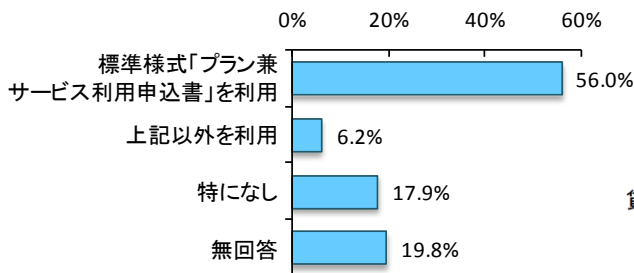
- ・初回プランの内容を社協と共有するタイミングとしては、「事前に相談・調整してからプラン（案）を作成」が約半数である。「プラン（案）を作成後、支援調整会議で決定する前に情報提供」（11.0%）、「プラン確定した後に、社協の資金担当者に情報提供」（9.2%）とあわせると、全体の約7割はいずれかのタイミングでプランの共有を行っているが、「プランに関する情報提供はほとんど行わない」（11.4%）もあり、1割程度の自立相談支援機関において、プランの共有がなされていない。

図表 2-2-9 初回プランの社協との共有のタイミング (N=273)

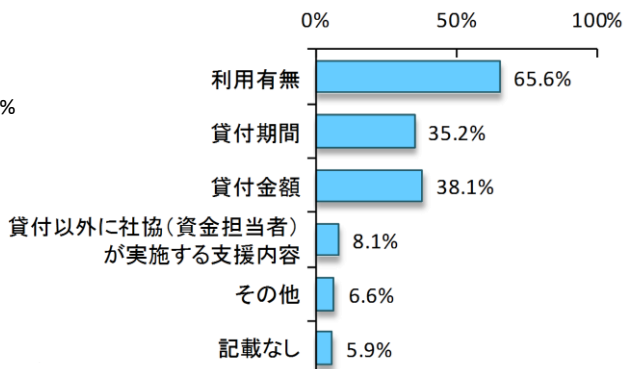


- ・社協とプランを共有する際の様式は、「標準様式「プラン兼サービス利用申込書」を利用」が5割強である。プランにおいて、生活福祉資金の利用に関する記載内容としては、「利用有無」が65.6%、次いで「貸付金額」が38.1%、「貸付期間」が35.2%などとなり、支援内容や役割分担等の詳細の情報は多くは記載されていない状況がうかがえる。
- ・自立相談支援機関によるプラン（支援内容）と総合支援資金の貸付期間・償還時期等とは、6割程度において整合性が図られているものの、整合を図ることができていないか、一部のケースにとどまっているという回答も2割程度存在する。

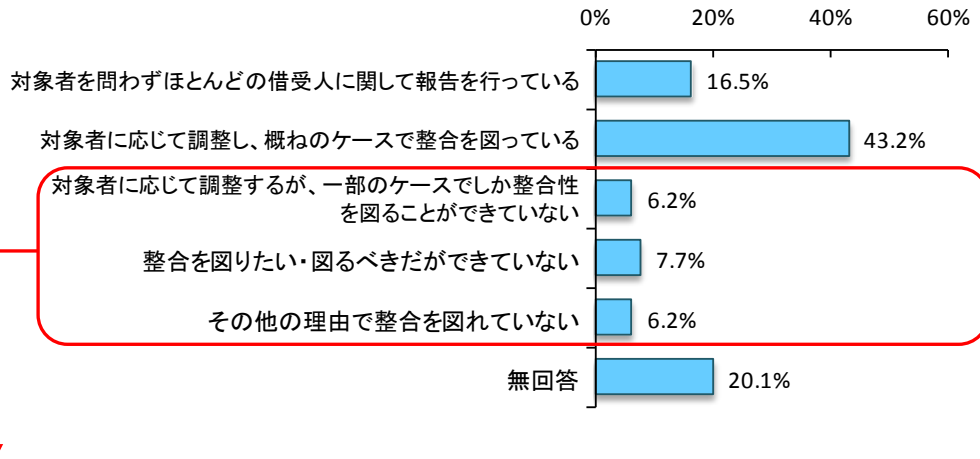
図表 2-2-10 社協とプランを共有する際の様式 (N=273)



図表 2-2-11 生活福祉資金利用に関する記載内容 (N=273)



図表 2-2-12 自立相談支援事業の支援内容と、貸付期間・償還時期等との整合性 (N=273)



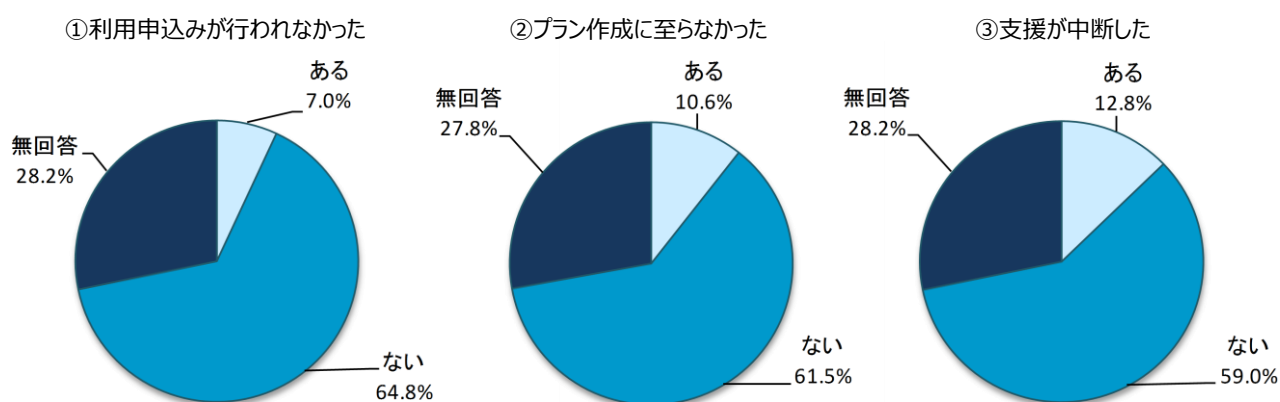
「整合を図れていない」理由

- 実績がない・少ない (14 件)
  - ・回答に足る実例がない。
  - ・総合支援資金の利用実績はなく、両者の間で連携について取り決めがない。
  - ・総合支援資金の利用が難しく、支援計画や内容の整合を図る段階に至らない。
  - ・貸付に至った人がほとんどいないため。 など
- 連携が図られていない (11 件)
  - ・貸付の内容については対象者と社協の間で調整されており、自立相談支援機関が詳細まで関わって決めることはない。
  - ・貸付の延長、終了の判断には自立相談支援機関の判断を要しないため。
  - ・当初の説明では、社協としての貸付期間及び償還時期等の整合を見据えるまで要求されてはおらず、また貸付を行っている社協と当窓口が離れていることや、当窓口が繁忙で体制的に余裕がないこともあり、そこまでの整合を図れていない現状にある。これらの連携は今後の課題である。
  - ・生活の立て直しと償還期限までの支援は本来連動することが理想とは思いますが、支援者の状況が日々変化する中で、両機関が足なみを揃えて即応するのは物理的にも人材的にも容易ではないと思う。
  - ・貸付が就職後、初回給与受領までの「緊急小口資金」が多く、自立相談支援機関としての関わりが薄れていく中（就職と共に支援終了や1～2ヶ月の就労見守り後の終了）で、社会福祉協議会側と十分な議論が出来ていないため。 など
- 情報が不足している (3 件)
  - ・償還時期等の情報共有ができていない。 など
- プランが先行している (3 件)
  - ・早急な就労支援が必要なため、プラン作成のタイミングでは、貸付については利用予定で作成することが多く、整合を図れていない。 など
- その他 (6 件)
  - ・「貸付を受ける」ことが主目的となってしまう、個々の支援内容に応じた対応を検討する考えにまで至っていないため。
  - ・総合支援資金は、居住確保給付金とセットで行うことが多く、プランは、住宅確保給付金の給付期間や自立促進支援事業に合わせている。
  - ・プランの共有は行っていないため。貸付期間及び償還時期等の整合を図るためには、家計相談支援との連携を進め、共有を図った方がよいのでは。
  - ・忙しくてそこまで手が回らない。 など

#### ④「総合支援資金」の貸付を利用したケースについて

- 平成 27 年度に自立相談支援事業の利用を前提として「総合支援資金」の貸付を利用したケースのうち、①自立相談支援事業の利用申込が行われなかったケース、②自立相談支援事業の利用申込はあったが、プラン作成まで至らなかったケース、③プラン作成後に自立相談支援事業による支援が中断したケースは、それぞれ全体の 1 割程度ある。
- 一部において、自立相談支援事業の利用を前提としながらも、実際の支援が行われず貸付のみの支援となってしまったケースが 1 割程度存在する。

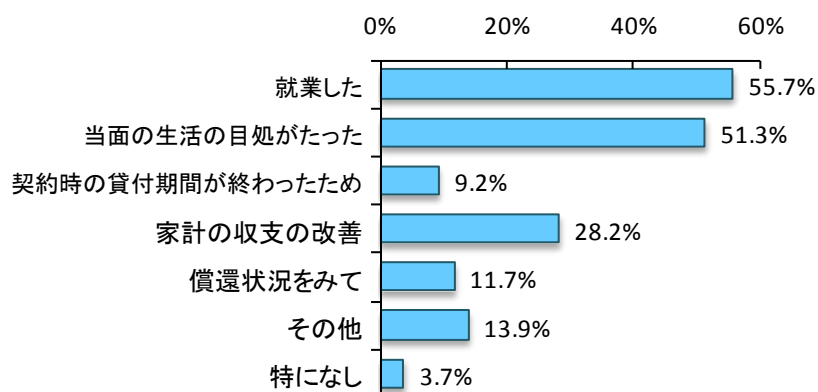
図表 2-2-13 平成 27 年度「総合支援資金」の貸付を利用したケースについて (N=273)



#### ⑤「総合支援資金」利用ケースにおける自立相談支援機関による支援終了の判断

- 「総合支援資金」利用ケースにおける自立相談支援機関による支援を終了する場合の判断については、「就業した」が 55.7%、「当面の生活の目処がたった」が 51.3%と多く、次いで「家計の収支の改善」が 28.2%である。

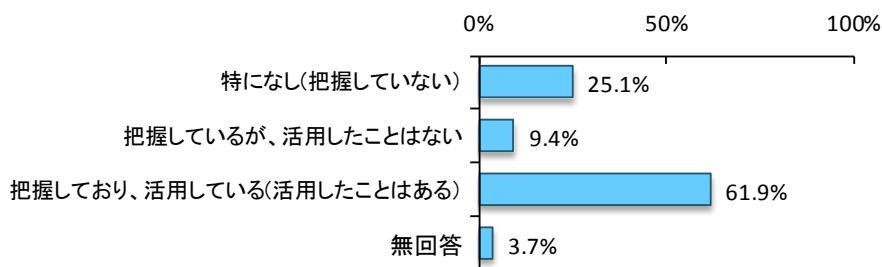
図表 2-2-14 支援を終了する場合の判断 (N=273、複数回答)



## (5) 生活福祉資金貸付事業以外の貸付事業の把握・活用状況について

- 生活福祉資金貸付事業以外の貸付事業を「把握しており、活用している（活用したことがある）」は61.9%にのぼり、「特になし（把握していない）」は25.1%であった。

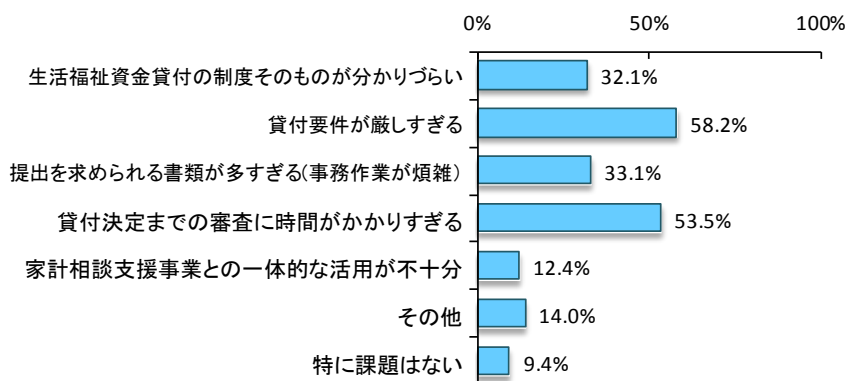
図表 2-2-15 独自の生活困窮者支援に対する取組実施の有無（N=299）



## (6) 生活福祉資金貸付制度との効果的な連携にあたって

- 生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題として、「貸付要件が厳しすぎる」、「貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる」といったことが多くあげられている。
- 特に、社協以外が運営する自立相談支援機関において、上記の貸付要件や審査時間に関する課題のほか、「生活福祉資金貸付の制度そのものが分かりづらい」という意見も多い。
- 一方、社協が運営の自立相談支援機関においては、審査時間についての課題を指摘する意見が最も多くあげられている。

図表 2-2-16 生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題（N=299）



(複数回答)

	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
生活福祉資金貸付の制度そのものが分かりづらい	28	22.0%	68	39.5%
貸付要件が厳しすぎる	49	38.6%	125	72.7%
提出を求められる書類が多すぎる(事務作業が煩雑)	51	40.2%	48	27.9%
貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる	61	48.0%	99	57.6%
家計相談支援事業との一体的な活用が不十分	16	12.6%	21	12.2%
その他	18	14.2%	24	14.0%
特に課題はない	20	15.7%	8	4.7%
全体	127		172	

### 3. 調査結果の分析・ポイント

#### (1) 「総合支援資金」の貸付期間

- ・ 自立相談支援事業を利用し、総合支援資金（生活支援費）を貸付したケースについて、175社協から回答のあった479件の貸付期間を集計すると、「3ヵ月」が約半数を占め、自立相談支援機関によるプランの支援期間も「3ヵ月」が最も多く（35.0%）、次いで「6ヵ月」（13.3%）。
- ・ 終了した理由は「就業したから」が6割強であり、貸付終了時の就業形態は「正規職員」が約半数を占め、非正規職員は約4割であった。
- ・ 貸付終了時の就業形態が①正規職員、②非正規職員の別についても、貸付期間と自立相談支援機関によるプランの支援期間に大きな差はみられなかった。また、社協が把握している自立相談支援機関による支援内容としては、家計相談と比べ就労支援の実施の方が多くみられる。

図表 2-3-1 「貸付期間」と自立相談支援機関による「プランの支援期間」  
 ※貸付終了理由が「就業したから」で、終了時の就業形態が  
 ①正規職員、②非正規職員（契約・派遣・パート）の別に集計

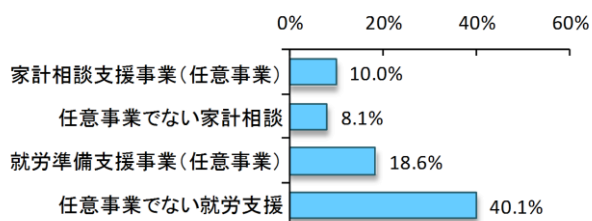
【貸付期間】

	①正規職員		②非正規職員	
	件数	割合	件数	割合
1ヵ月	10	7.0%	10	8.2%
2ヵ月	26	18.2%	21	17.2%
3ヵ月	54	37.8%	52	42.6%
4ヵ月	15	10.5%	15	12.3%
5ヵ月	10	7.0%	9	7.4%
6ヵ月	11	7.7%	8	6.6%
7ヵ月	4	2.8%	2	1.6%
8ヵ月	3	2.1%	3	2.5%
9ヵ月	3	2.1%	0	0.0%
10ヵ月	2	1.4%	0	0.0%
11ヵ月	0	0.0%	0	0.0%
12ヵ月以上	0	0.0%	2	1.6%
無回答	5	3.5%	0	0.0%
合計	143	100.0%	122	100.0%
平均	3.6ヵ月		3.7ヵ月	

【プランの支援期間】（把握している場合のみ）

	①正規職員		②非正規職員	
	件数	割合	件数	割合
1ヵ月	1	1.1%	0	0.0%
2ヵ月	5	5.5%	6	6.8%
3ヵ月	34	37.4%	32	36.4%
4ヵ月	6	6.6%	8	9.1%
5ヵ月	4	4.4%	5	5.7%
6ヵ月	8	8.8%	13	14.8%
7ヵ月	6	6.6%	1	1.1%
8ヵ月	3	3.3%	2	2.3%
9ヵ月	5	5.5%	1	1.1%
10ヵ月	3	3.3%	1	1.1%
11ヵ月	2	2.2%	1	1.1%
12ヵ月	4	4.4%	0	0.0%
13ヵ月以上	3	3.3%	5	5.7%
無回答	7	7.7%	13	14.8%
合計	91	100.0%	88	100.0%
平均	5.7ヵ月		5.0ヵ月	

図表 2-3-2 支援内容（自立相談支援機関によるプラン作成があり、社協で把握している場合）  
 ※全体：N=409

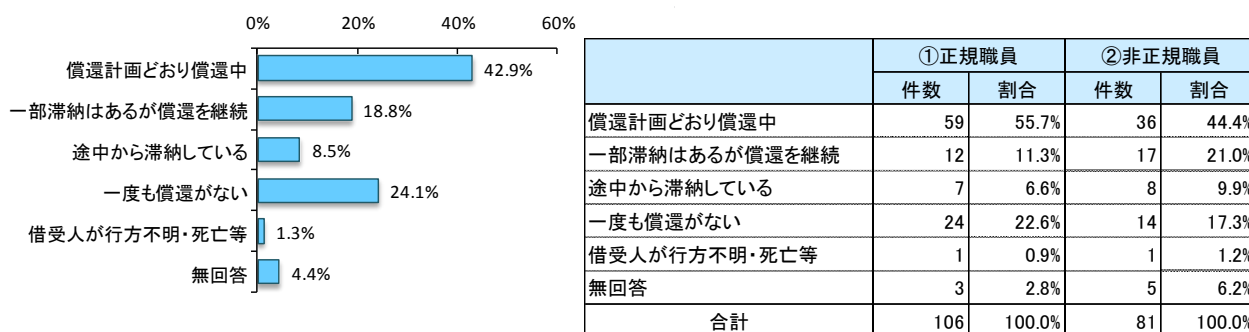


(複数回答)

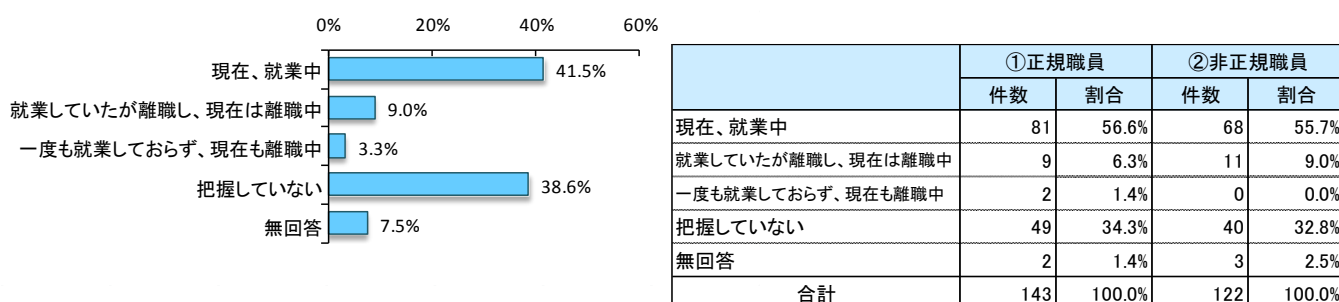
	①正規職員		②非正規職員	
	件数	割合	件数	割合
家計相談支援事業(任意事業)	14	11.8%	12	11.1%
任意事業でない家計相談	8	6.7%	9	8.3%
就労準備支援事業(任意事業)	17	14.3%	21	19.4%
任意事業でない就労支援	65	54.6%	36	33.3%
全体	119		108	

- ・現在、償還中のケースにおける償還状況として、全体では、償還が行われているケースが約6割、「途中から滞納している」等、適切に償還がおこなわれていないケースが約3割程度。
- ・現在の就業状況として、「把握していない」が約4割を占め、「把握している」場合において「現在、就業中」が約4割であった。
- ・償還状況や、現在の就業状況について、貸付終了時の就業形態が正規職員か、非正規職員かにより大きな差はみられなかった。

図表 2-3-3 現在の償還状況について（「償還期間中の場合」N=319）



図表 2-3-4 現在の就業状況（N=439）



## （2）貸付終了の判断

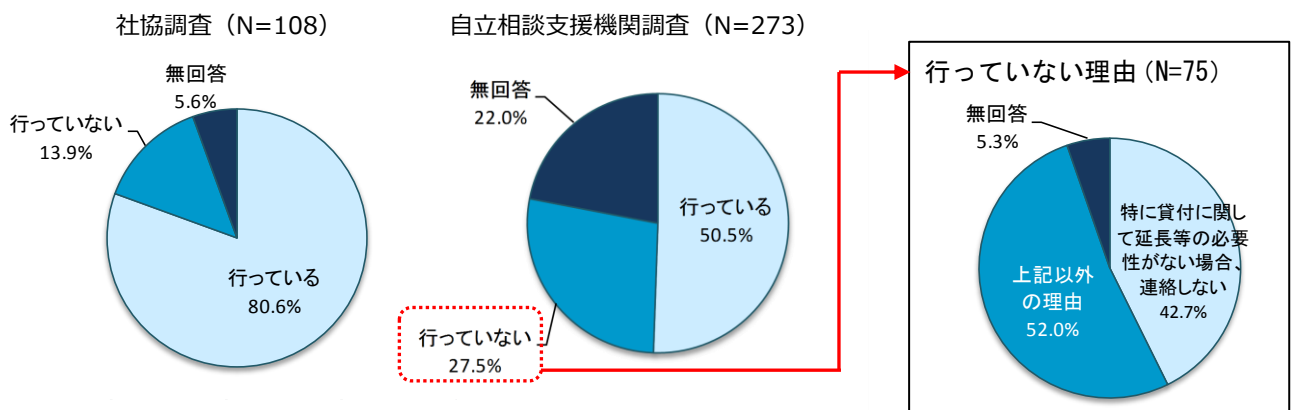
- ・貸付を終了した理由は、社会福祉協議会調査結果によると「就業したから」が6割強。次いで、「契約時の貸付期間が終わったため」が3割弱（P44 参照）。
- ・一方、自立相談支援機関調査において、『「総合支援資金」利用ケースにおける自立相談支援機関による支援終了の判断』を複数回答でたずねた結果、「就業した」が5割強、次いで「当面の生活の目処がたった」が約5割、「家計の収支の改善」が約3割であった（P63 参照）。

→社協による貸付終了、自立相談支援機関による支援の終了の判断理由として共通に「就業した」ことが大半に位置付けられている。一方、自立相談支援機関では、「当面の生活の目処がたった」も支援終了の理由として多い。ケースによっては、その後の生活安定までの支援を十分に行わなければ、就労による償還の継続が難しい可能性もあるのではないかと。

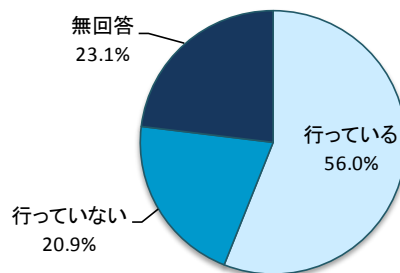
### (3) 貸付終了に関する両者間での合意と評価

- ・社協と自立相談支援機関、双方の担当者間で、貸付終了に係る判断について一緒に協議・確認を「行っている」のは、社協調査で約 8 割、自立相談支援機関調査で約 5 割と差があった。
- ・自立相談支援機関調査で、両者間で貸付終了の確認を「行っていない」が約 3 割であり、その理由としては「特に貸付に関して延長等の必要性がない場合、連絡しない」が約 4 割。
- ・同じく自立相談支援機関調査で、自立相談支援機関による支援を終了する場合、社協の資金担当者に連絡・確認を「行っている」が 5 割強、「行っていない」が約 2 割。  
 →自立相談支援機関として貸付の延長の必要性がなく、社協に延長を申し出ない場合、あるいは自立相談支援機関として支援の終了を社協に連絡していない場合に、借受人の自立への状況について十分に確認できないまま「契約時の貸付期間が終わったため」と機械的に送金が終了しているケースも一定数ある可能性。

図表 2-3-5 両者間で貸付終了に関する確認を行っているかどうか（再掲）



図表 2-3-6 支援を終了する場合の社協への連絡・確認（自立相談支援機関、N=273）



【参考】図表 2-3-7 両者間で貸付終了に関する確認を行っているかどうか（※自立相談支援事業の受託有無）

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
行っている	43	91.5%	44	72.1%
行っていない	2	4.3%	13	21.3%
無回答	2	4.3%	4	6.6%
合計	47	100.0%	61	100.0%

	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
行っている	62	61.4%	76	44.2%
行っていない	19	18.8%	56	32.6%
無回答	20	19.8%	40	23.3%
合計	101	100.0%	172	100.0%

#### (4) 社協へのプラン提供（自立相談支援事業の利用を前提とした貸付）

- ・自立相談支援事業を利用した貸付において、自立相談支援機関によるプランが作成され、社協に提供されたケースは約6割。
- ・自立相談支援機関調査から、初回プランの社協との共有のタイミングとして、「事前に相談・調整してからプラン案を作成」が半数、「支援調整会議後で決定する前に情報提供」、「プラン確定した後に、社協の資金担当者に情報提供」とあわせると、約7割がいずれかのタイミングでプランを共有している。一方、1割程度の自立相談支援機関において、プランの共有が行われていない状況がうかがえた（P61 参照）。
- ・社協とプランを共有する際は、「標準様式「プラン兼サービス利用申込書」を利用する」が約6割で、貸付利用に関してプランに記載する内容としては（複数回答）、「利用有無」が6割強、貸付期間や貸付金額は4割弱と、支援内容や役割分担等に関する情報はそれほど具体的には記載されていない状況がうかがえる。

#### (5) 両者の役割分担・情報共有の実態

- ・連携開始の具体的なタイミングとしては、両調査結果とも「アセスメント時から情報共有・協議」が約半数を占めた。
- ・実際の連携状況としては、社協が自立相談支援事業を運営している場合と、そうでない場合で異なり、社協が自立相談支援事業を受託・運営している場合、「インテーク面談時から両制度の担当者が同席」も2~4割ある。（逆に、社協と自立相談支援機関の運営が別々の場合、インテークから両者が同席する、という回答は1割に満たない。）

#### (6) 償還開始後の連携状況

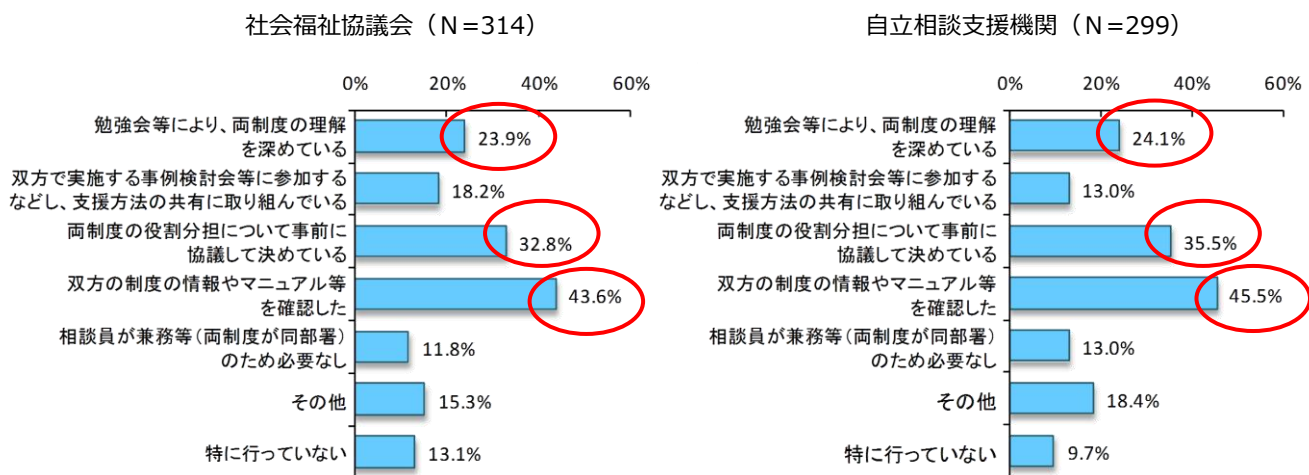
- ・自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付について、約75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して償還状況に関して何らかの報告を行っている。「定期的な報告を行っていない」が25.0%を占めるが、その理由からは、個別ケースにおいて必要に応じて連絡を取り合っている実態もあり、償還状況に関して何らかの情報共有が行われている。
- ・償還が滞っているケースについて、自立相談支援機関に情報提供を行っているかどうかについて、「概ね行っている」、「自立相談支援機関による支援期間中であれば行っている」「情報提供は行っていない」がそれぞれ3割程度。
- ・自立相談支援機関を社協が受託している場合、借受人の償還状況についての情報が共有されやすくなっている（P51、52 参照）。
  - 貸付終了後、半年間の据置期間を経て償還が始まることから、償還期間に入った時点で、多くの場合、自立相談支援機関の利用は終了している。償還が滞るなどの状況が生じた場合には、その理由を確認の上、必要に応じて自立相談支援事業と連携を図ることが重要であるが、このフェーズでの連携が十分行われていない地域もある可能性。



## (7) 両制度の理解・連携のための取組

- 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金の両制度の担当者が、お互いの制度の理解や役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取組として、「双方の制度の情報やマニュアル等を確認した」、「両制度の役割分担について事前に協議して決めている」、次いで「勉強会等により、両制度の理解を深めている」となっている。

図表 2-3-8 実施している取組内容（複数回答）



### 社会福祉協議会

(複数回答)

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
勉強会等により、両制度の理解を深めている	39	29.1%	36	20.0%
双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる	29	21.6%	28	15.6%
両制度の役割分担について事前に協議して決めている	56	41.8%	47	26.1%
双方の制度の情報やマニュアル等を確認した	62	46.3%	75	41.7%
相談員が兼務等（両制度が同部署）のため必要なし	37	27.6%	0	0.0%
その他	26	19.4%	22	12.2%
特に行っていない	2	1.5%	39	21.7%
全体	134		180	

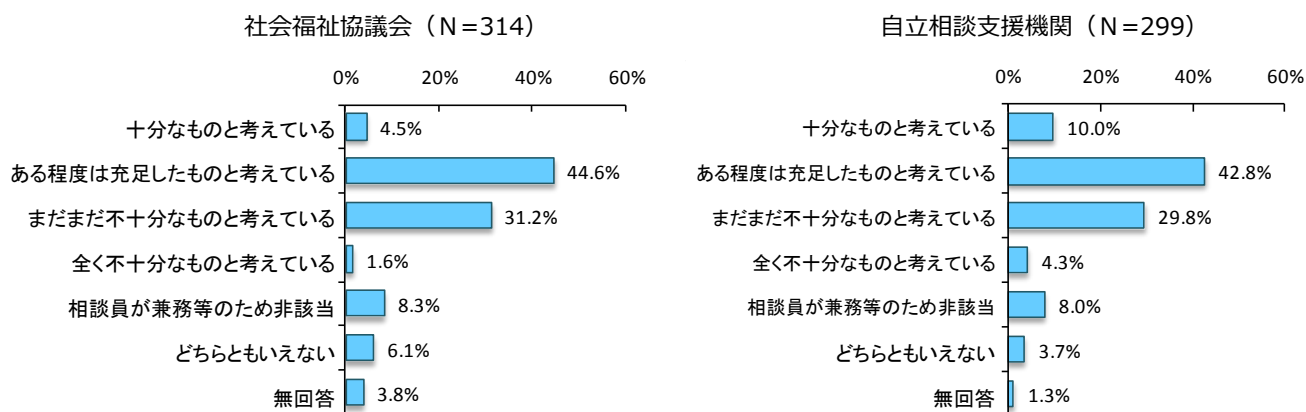
### 自立相談支援機関

(複数回答)

	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
勉強会等により、両制度の理解を深めている	31	24.4%	41	23.8%
双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる	22	17.3%	17	9.9%
両制度の役割分担について事前に協議して決めている	50	39.4%	56	32.6%
双方の制度の情報やマニュアル等を確認した	48	37.8%	88	51.2%
相談員が兼務等（両制度が同部署）のため必要なし	39	30.7%	0	0.0%
その他	24	18.9%	31	18.0%
特に行っていない	2	1.6%	27	15.7%
全体	127		172	

- ・相互の理解やコミュニケーションの充足状況としては、特に社協（貸付）と自立相談支援機関が別組織の体制において、「不十分なものと考えている」との認識が多くなっている。

図表 2-3-9 相互の理解やコミュニケーションの充足状況



社会福祉協議会

	自立相談支援事業の受託あり		自立相談支援事業の受託なし	
	件数	割合	件数	割合
十分なものと考えている	11	8.2%	3	1.7%
ある程度は充足したものと考えている	70	52.2%	70	38.9%
まだまだ不十分なものと考えている	18	13.4%	80	44.4%
全く不十分なものと考えている	0	0.0%	5	2.8%
相談員が兼務等のため非該当	26	19.4%	0	0.0%
どちらともいえない	6	4.5%	13	7.2%
無回答	3	2.2%	9	5.0%
合計	134	100.0%	180	100.0%

自立相談支援機関

	社協が運営		社協以外が運営	
	件数	割合	件数	割合
十分なものと考えている	22	17.3%	8	4.7%
ある程度は充足したものと考えている	61	48.0%	67	39.0%
まだまだ不十分なものと考えている	15	11.8%	74	43.0%
全く不十分なものと考えている	2	1.6%	11	6.4%
相談員が兼務等のため非該当	24	18.9%	0	0.0%
どちらともいえない	2	1.6%	9	5.2%
無回答	1	0.8%	3	1.7%
合計	127	100.0%	172	100.0%

## (8) 償還状況からみた支援内容

### ①総合支援資金

社会福祉協議会対象調査票において、総合支援資金（生活支援費）の自立相談支援事業利用ケースの概要に記載のあった479件のうち、「現在、償還期間中」の319件について、

- ・「現在の償還状況」が「1. 償還計画通り償還中」または「2. 一部は滞納があるが償還を継続」→「**償還あり**」
- ・「現在の償還状況」が「3. 途中から滞納している」「4. 一度も償還がない」「5. 借受人が行方不明・死亡等」「無回答」→「**償還なし**」

として集計。

- ・「償還あり」と「償還なし」とも、貸付期間は3ヵ月が最も多く、1ヵ月・2ヵ月もあわせると、全体の7割を占める。自立相談支援期間によるプランの支援期間も3ヵ月が最も多いが、平均では「償還あり」が5.1ヵ月、「償還なし」が4.7ヵ月。
- ・償還状況別に自立相談支援機関による支援内容をみると、「償還あり」では、任意事業による家計相談支援及び就労準備支援が、「償還なし」に比べて若干実施割合が高くなっている。一方、「償還なし」では、任意事業でない家計相談や就労支援の実施割合が高くなっている。
- ・全体としてまだ任意事業の実施率が低く、サンプル数が限られていること等について留意が必要ではあるが、貸付と併せて任意事業による家計相談支援事業や就労準備支援事業を実施することで、償還状況の向上につながる可能性が考えられる。

図表 2-3-10 貸付期間

	償還あり		償還なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1ヵ月	13	6.6%	11	9.0%	24	7.5%
2ヵ月	34	17.3%	24	19.7%	58	18.2%
3ヵ月	95	48.2%	54	44.3%	149	46.7%
4ヵ月	17	8.6%	12	9.8%	29	9.1%
5ヵ月	9	4.6%	8	6.6%	17	5.3%
6ヵ月	17	8.6%	5	4.1%	22	6.9%
7ヵ月	4	2.0%	2	1.6%	6	1.9%
8ヵ月	0	0.0%	3	2.5%	3	0.9%
9ヵ月	3	1.5%	0	0.0%	3	0.9%
10ヵ月	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
11ヵ月	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12ヵ月以上	1	0.5%	1	0.8%	2	0.6%
無回答	4	2.0%	1	0.8%	5	1.6%
合計	197	100.0%	122	100.0%	319	100.0%
平均	3.4ヵ月		3.3ヵ月		3.3ヵ月	

図表 2-3-11 プランの支援期間（自立相談支援機関）

	償還あり		償還なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1ヵ月	1	0.8%	0	0.0%	1	0.5%
2ヵ月	9	7.1%	5	6.1%	14	6.7%
3ヵ月	53	41.7%	35	42.7%	88	42.1%
4ヵ月	9	7.1%	6	7.3%	15	7.2%
5ヵ月	7	5.5%	4	4.9%	11	5.3%
6ヵ月	13	10.2%	7	8.5%	20	9.6%
7ヵ月	3	2.4%	3	3.7%	6	2.9%
8ヵ月	3	2.4%	3	3.7%	6	2.9%
9ヵ月	3	2.4%	3	3.7%	6	2.9%
10ヵ月	2	1.6%	0	0.0%	2	1.0%
11ヵ月	1	0.8%	2	2.4%	3	1.4%
12ヵ月	5	3.9%	1	1.2%	6	2.9%
13ヵ月以上	5	3.9%	2	2.4%	7	3.3%
無回答	13	10.2%	11	13.4%	24	11.5%
合計	127	100.0%	82	100.0%	209	100.0%
平均	5.1ヵ月		4.7ヵ月		5.0ヵ月	

図表 2-3-12 償還状況別・支援内容

(複数回答)

	償還あり		償還なし		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
任意事業による家計相談支援	18	10.8%	10	9.2%	28	10.1%
任意事業でない家計相談支援	15	9.0%	13	11.9%	28	10.1%
任意事業による就労準備支援	36	21.6%	14	12.8%	50	18.1%
任意事業でない就労支援	63	37.7%	53	48.6%	116	42.0%
全体	167		109		276	

## ②緊急小口資金

※平成 27 年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」のそれぞれで 1 件以上の実績がある 121 件のうち、償還状況に記載のあった 104 件で集計

※具体的には、

平成 27 年度に生活困窮者自立支援制度がスタートした後の、「緊急小口資金」の貸付ケースのうち、①「現在、償還期間中のケース数」うち ②「償還が滞っているケース数」を記入。

→ここでは、①－②＝③「償還ができていないケース数」として、①に対する③の割合を算出

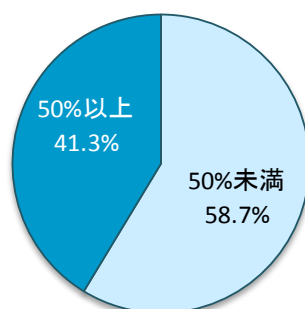
※母数が限られることや、設問設計上「総合支援資金」「緊急小口資金」のそれぞれで 1 件以上の実績がある社協のみ回答となっているため、調査対象全体に対して人口規模が若干大きい地域が抽出される傾向があるなど、結果の捉え方に留意が必要。

- ・自立相談支援事業の利用の有無に関わらず半数程度は償還が滞っている状況である。
- ・償還期間中のケースのうち「償還できていないケース数」の割合としてみると、「50%以上」が約 4 割、「50%未満」が約 6 割。

図表 2-3-13 平成 28 年 7 月 1 日時点の「緊急小口資金」の概ねの償還状況

	ケース数					
			うち、自立相談支援事業利用	うち、自立相談支援事業利用していない		
現在、償還期間中のケース数	平均	19.5件	平均	9.5件	平均	10.6件
	合計	2071件	合計	1003件	合計	1103件
		n=106		n=106		n=104
償還が滞っているケース数	平均	10.9件	平均	5.1件	平均	5.0件
	合計	1147件	合計	537件	合計	517件
		n=105		n=105		n=103

図表 2-3-14 平成 28 年 7 月 1 日時点の「緊急小口資金」の概ねの償還状況 (N = 104)



- ・ 自立相談支援事業の受託状況を「50%未満」、「50%以上」のそれぞれでみても半々程度であり、実施体制による影響はあまりみられない。
- ・ 任意事業の受託状況をみると、「50%以上」では家計相談支援事業の受託が 27.9%であり、「50%未満」では 9.8%にとどまるのに対し、実施の割合が高くなっている。
- ・ 貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供を「行っている」と回答した割合をみると、「50%未満」では約 5 割であるのに対し、「50%以上」では約 8 割と高くなっている。また、「行っている」場合の具体的な情報共有の方法として、「50%以上」では、「電話・メール等による連絡」「自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有」「社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認」「面談に両制度の担当者が同席」などの実施割合が「50%未満」に対して高くなっている。
- ・ 緊急小口資金の償還状況の向上に対し、家計相談支援事業を実施していることや、貸付後の自立相談支援機関との電話・メール等の連絡、プランの共有、支援調整会議の参加、面談に両制度の担当者が同席するなどの実質的な情報共有を図ることが有効に働いている可能性がある。

図表 2-3-15 償還状況の割合が「50%未満」「50%以上」別の取組状況

**自立相談支援事業の受託の有無**

	償還状況の割合が 50%未満		償還状況の割合が 50%以上		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立相談支援事業の受託あり	29	47.5%	23	53.5%	52	50.0%
自立相談支援事業の受託なし	32	52.5%	20	46.5%	52	50.0%
合計	61	100.0%	43	100.0%	104	100.0%

**受託している生活困窮者支援制度関係事業**

(複数回答)

	償還状況の割合が 50%未満		償還状況の割合が 50%以上		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立相談支援事業	29	47.5%	23	53.5%	52	50.0%
〈任意事業〉家計相談支援事業	6	9.8%	12	27.9%	18	17.3%
〈任意事業〉就労準備支援事業	2	3.3%	3	7.0%	5	4.8%
〈任意事業〉一時生活支援事業	0	0.0%	2	4.7%	2	1.9%
〈任意事業〉子どもの学習支援事業	3	4.9%	6	14.0%	9	8.7%
〈任意事業〉その他事業	2	3.3%	1	2.3%	3	2.9%
全体	61		43		104	

貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供

	償還状況の割合が 50%未満		償還状況の割合が 50%以上		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
行っている	34	55.7%	34	79.1%	68	65.4%
行っていない	21	34.4%	7	16.3%	28	26.9%
相談員が兼務等のため非該当	6	9.8%	2	4.7%	8	7.7%
合計	61	100.0%	43	100.0%	104	100.0%

情報共有の方法(「1.行っている」と回答した場合)

(複数回答)

	償還状況の割合が 50%未満		償還状況の割合が 50%以上		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
電話・メール等による連絡	15	44.1%	22	64.7%	37	54.4%
自立相談支援機関のプランによる情報 提供・共有	10	29.4%	17	50.0%	27	39.7%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を 除く)	7	20.6%	5	14.7%	12	17.6%
社協の資金担当者が支援調整会議に 出席・確認	13	38.2%	16	47.1%	29	42.6%
面談に両制度の担当者が同席	5	14.7%	11	32.4%	16	23.5%
その他	3	8.8%	2	5.9%	5	7.4%
全体	34		34		68	

## 4. 自由記入による主な意見の整理

### (1) 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携について

生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携における課題について、社会福祉協議会対象調査及び自立相談支援機関対象調査のそれぞれにおいて尋ねたところ、主な意見は以下のとおりであった。

#### ①社会福祉協議会側からみた課題

「自立相談支援機関との連携における運用上の課題」(N=314 社会福祉協議会、複数回答)として多く回答のあった「a. 窓口が離れているため相談者の負担になる」「b. 貸付要件(貸付可能性)に関して自立相談支援機関との認識にずれがある」「c. 貸付後の情報共有・役割分担が不十分(生活全般のサポートと償還計画等)」のそれぞれにおける主な意見(自由記入結果)を整理した。

#### a. 「窓口が離れているため相談者の負担になる」

移動に伴う相談者の負担や時間を要する点のほか、両事業の担当者同士の連絡が取りづらい、お互いの業務の状況が見えない等の意見があげられている。

- ・関係機関は同じ建物内に置くことが望ましい。(相談者の移動時間に伴い、気持ちの変化も生じる。)
- ・窓口がそれぞれ離れた場所に存在しているので、連携が取りづらく情報共有が少ない。
- ・窓口が離れているため、移動や同じ相談が2回必要になるなど、相談者の負担が大きい。
- ・市役所全体で貸付相談という支援機関を紹介せず、社協に回されることが多い。市役所と社協の場所が離れている為、相談者がたらい回しになってしまうことがある。
- ・窓口が離れているため、お互いの業務の状況が見えない。
- ・相談者が相談された当日に自立支援機関に連絡をしても担当者との面談が翌日以降になってしまう為、対応が少し遅れる事もある。
- ・窓口を一元化することにより、相談者の負担の軽減を図るとともにより効率的・効果的な事業の運用に結びつけたい。
- ・初回面接以降の窓口が市内で1か所だけになっているので、2カ所に増やし、相談者の負担を軽減してほしい。(※政令指定都市の区社協)

## b. 「貸付要件（貸付可能性）に関して自立相談支援機関との認識にずれがある」

生活福祉資金貸付制度に関する理解が十分でない、本人の自立に向けて貸付が本当に有効かどうかといった見解にずれがあるなどの理由から、やりづらさを感じている実態がうかがえる。

- 貸付の対象外の方について、なぜ借りにくいのかといった話がよく出るため、事前に制度の理解を深める場があるとよい。
- 対象世帯の自立につながる支援が貸付であるかどうかの判断が一致しないことが課題。
- 生活の状況と課題を分析して、収入バランスをみてから、貸付要件に該当するか検討するようにしてほしい。
- 困窮してお金のない方の相談に対しても、詳しく話を聞かずに、貸付の対象かどうかの判断をしており、全体的な支援が行われていない。相談者にも貸付の話を提案し、償還能力があるかどうかも判断せず、貸付につながればそれで終了という感じである。貸付後も継続的な支援が行われていない。
- 相談者の自立支援を、就労または生活保護と捉えている向きがあり、貸付を受けて世帯の自立を支援するという視点が無く、資金相談が少ない。
- 債務を抱える相談者が多い中、就労がゴールとなっているため、世帯の自立を後押しする家計支援の視点が欠落しており、貸付相談に至っていない。
- 明らかに貸付対象外と分かるケースであっても、必ず資金担当に何とか貸付できないかと打診があり、貸付対象の判断を仰ぐかたちとなっているため資金担当としては負担である。また、自立支援側から貸付対象になるとの連絡を受け、相談者と面談をするが、結果貸付対象外であり、再度自立支援側に案内するなど、相談者の負担になるため、貸付制度についての知識・理解を深めていただきたい。
- 自立相談支援機関が総合支援資金と緊急小口資金等の貸付の該当要件を十分に理解していない。
- 生活福祉資金貸付制度と自立相談支援機関の視点が違うため、仕方がない部分はあるが、貸付要件に合わない場合にも、自立相談支援機関の方が納得されないことがあり、やりづらさを感じることがある。
- 借金をさせても生活保護にはしないという姿勢が強すぎる。就労可能な状況になったとしても借金がある状態からのスタートになり、世帯の為になるとは思えない。貸付担当と支援機関が世帯の見立てについて共有していける工夫が必要。
- 生活福祉資金が負債（将来的に相談者の負担）になることの認識に大きなズレがある。
- 貸付により、一時的困窮状態を脱することができても、その後の生活状況に具体的な自立へ向けての困窮者本人の方策が見えてこないなど、貸付することによる自立への見込みに疑問を感じるケースがある。
- 貸付可能性について、実際より穏やかにとらえている傾向がある。例えば、負債を抱えているケースでは、可能性が非常に低くなる事を、当方も度々説明しているが、都道府県社協としても自立支援の窓口担当者に説明する機会を設けてほしい。



### c. 「貸付後の情報共有・役割分担が不十分」

自立相談支援機関による貸付後を含めた継続的な支援を望む意見、プランや支援調整会議等による貸付後の支援状況に関する情報共有が行われていないなどの課題があげられている。

- 貸付後も継続的な支援が行われていない。
- 相談者の中には、安定して就労することや家計のやりくりが難しい方、もしくは何らかの障害があるように見受けられる方も多くいる。そのため、貸付後に離職や音信不通になる方もあり、後追いをしながら関わる必要があると感じている。
- 関係者連携の意識が無いためか相談記録がほとんど来ず、相談者から一からの聞き取りになることが多い。また、支援プラン上は長期目標や支援方策がきれいに整理されているが、支援期間終了後の関わりに疑問を感じる。
- 自立相談支援機関による支援状況がほぼ不明であり、常にこちらから尋ねなければ情報提供・共有がなされない状況である。支援調整会議の案内を受けたことが一切なく、支援プランの共有もされていないため相談者に対して個々に対応しているのが実情である。
- 寄り添い支援という立場は重々承知しているが、一時的に貸付を行っても、滞納になるケースが多い。就労することで、貸付後の支援が離れがちになっているように思う。家計支援にしても、強制はできないとのことだが、貸付の立場からすると、生活再建に繋がらないならば貸付をする意味がない。長期的な寄り添い支援を期待したい。
- 総合支援資金の据置期間中にプラン終了となり、償還状況について情報共有ができない。

## ②自立相談支援機関側からみた課題

「生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題」（N=299 自立相談支援機関、複数回答）として多く回答のあった「a. 貸付要件が厳しすぎる」「b. 貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる」「c. 提出を求められる書類が多すぎる（事務作業が煩雑）」のそれぞれにおける主な意見（自由記入結果）を整理した。

### a. 「貸付要件が厳しすぎる」

自立相談支援機関から具体的な指摘が多くあったのは、雇用保険受給者の非該当、自己都合離職による失業給付の3ヵ月間の給付制限の場合に対象外とされる点などについてであった。

次いで、「貸付要件」そのものが実施要項等の定めにある事項のほか、相談者の状況や地域の実情等を踏まえた上で都道府県社協の「審査基準」に基づくというシステムであることに対し、「わかりにくい」ため、貸付要件を明確化することや、都道府県社協による審査において地域差があることを指摘する意見などもあった。そのほか、保証人に関すること、債務がある場合の対応、就労の見込みについての判断等に関する意見があった。

また、緊急小口資金については、要件を緩和してより少額の貸付ができないか、というニーズのほか、返済能力や返済計画の基準、証拠書類に対する緩和を望む意見などがみられた。

#### 【雇用保険受給者の非該当、自己都合離職による失業給付の3ヵ月間の給付制限について】

- ・①自己都合で退職した場合、3ヵ月の給付制限があるが、緊急小口資金の10万円では不足し、総合支援資金は雇用保険の受給資格があると対象とならないため制度のはざまに陥ってしまい、結果生活保護を利用せざるを得なくなることもある。緊急小口資金もしくは総合支援資金の要件の緩和を希望する。②債務がある方の貸付について、個別の判断もあると思うが、家計相談を利用している方の場合はそれを条件に柔軟な判断をお願いしたい。
- ・①退職で失業給付を受けるまでの給付制限期間3ヵ月が非該当である点、②雇用保険の受給額は人それぞれなのに、一律に雇用保険受給者が総合支援資金の非該当となる点、③離職期間に関する条件は定められていないにも関わらず、離職期間が長いと返済能力が低いと見なされ実際の審査が通りにくい点、④年金担保融資は自己破産時に免責となるのに、生活再建を目的とした生活福祉資金貸付が免責にならないことに疑問あり。
- ・総合支援資金は、雇用保険受給者（予定者を含む）を非該当としている。実際には少額年金の方や、失業給付の3ヵ月間の給付制限の方もいる。その方が貸付を利用できるようにすれば、早期に困窮状態から抜け出せる可能性がある。
- ・ケースによっては、失業手当の受給資格がある場合でも貸付対象にしてほしい。（特に、3ヶ月間の給付制限期間があるケース）
- ・雇用保険の失業等給付を受けている方やその受給資格がある場合について、現行では貸付できないが、貸付可能としていただきたい。
- ・雇用保険受給者については、給付制限（3ヵ月）があっても対象外となり住居確保給付金を活用できずに生活保護を申請することを選択する相談者がいる。給付制限期間内の貸付について利用出来るよう改善していただきたい。
- ・雇用保険受給資格者のうち、自己退職者の場合、3ヵ月給付制限期間があり、緊急小口資金の

利用は受給 1 ヶ月前からでないとう利用出来ない。相談者は、退職後からの生活費の確保が出来ていない・出来ない人が多いため、雇用保険受給資格者には、総合支援資金の生活支援費の利用が出来るように希望する。返済は、受給が始まってから 1 ヶ月分ずつ返済していくという案を希望する。

- ・貸付要件の「失業等給付を受けていると該当しない」点については、貸付要件から外すことを希望する。
- ・例えば、失業保険給付制限 3 ヶ月の期間、生活費がなく就職活動もできない。総合支援資金は要件に合致しないため、必要性があっても活用できない。原則要件に合致しない場合であっても自立相談支援機関がプラン策定し、断続的に支援を行うことにより、必要性が判断される場合は例外を認めるなどの要件を緩和してほしい。

#### 【貸付要件の明確化について】

- ・貸付基準を誰にでも分かるように明確化してほしい。
- ・貸付の要件として記載している項目よりも要件が複雑である。
- ・貸付可否の基準の明確化：貸付対象者の基準要件が不明瞭でわかりづらい。
- ・要件が厳しすぎるため、福祉的要素が損なわれている。就職が決まり、安定した収入が確保されているにもかかわらず、過去の生活状況（お金の使い方が適切でなかった等）を理由に貸付を受けられないことがあった。このようなケースには柔軟に対応してほしい。
- ・貸付要件そのものがわかりづらい。初回面談時に確認しておくべき事項が明確でない（チェック項目等を示してもらいたい）
- ・審査の根拠が不透明で明示されている条件に固執しているため、本当に必要な人に制度が届いていない。自立相談支援センターは個別支援で、生活福祉資金貸付制度は世帯単位のため、要件に該当しないことが多い。
- ・貸付の審査基準が曖昧で、要綱に記載のない理由で県社協に貸付を断られる場合がある。公平に貸付を行うためには貸付要件を満たしている場合には一律に貸付を行うべきである。
- ・貸付可能な要件が厳しすぎる。チェック票には多額の債務とあるが、実際には多額でなくても債務・滞納があれば対象外になる。借入申込チェック票以外の要件がある為、整合性をしっかりと取ってほしい。
- ・貸付要件を明確化し、どういう場合であれば貸付できるか、貸付できない場合はなぜ貸付できないかを相談者にきめ細かく説明していただきたい。
- ・貸付の対象範囲が未だによく分からない。もう少し対象を明確にしてほしい。HP 等での周知もほとんど見られない。また、貸付要件が厳しく、審査に時間が掛かりすぎるため、昨年度は 1 人も貸付につながる人が出てこなかった。（貸付まで 1 ヶ月半から 2 ヶ月掛かると説明を受けたことがあるが、それだけの期間待たせられる困窮者などいない。生活困窮者の現状をもっと知って、理解してほしい。制度として活用したくてもできない。）
- ・生活困窮者支援だが、想定している相談者イメージと生活福祉貸付制度が想定している相談者イメージが異なっているように感じる。困窮者の相談では、「恒常的に生活費が不足」している人が多く、「償還」するための行動に制限があるものも多い。背景も様々である。一律に対象外にしてしまうのはいかなるものか。当面貸付要件などもっと具体的に記載してほしい。
- ・貸付対象となり得るケースをわかりやすくしてほしい。緊急を要する際の速やかな対応をお願いしたい。

#### 【都道府県社協による審査について】

- ・生活福祉資金貸付制度は全国共通のものであるが、都道府県社協によって審査基準が異なり、特に××県は審査が厳しい。H22～23 年度頃は、比較的審査が緩やかであったものが、

近年では審査が厳しいため、利用件数も少ない。全国で審査基準を統一して、利用しやすい制度としていただきたい。

- ・貸付主体（県社協）の可否判断が不可解な場合もあり、支援対象者に支援メニューと情報提供や利用あっせんをしづらい意識がある。
- ・生活福祉資金のパンフレットに記載されている要件以外の貸付要件が県社協の裁量による判断が多く、貸付の利用基準が分からない。(例)貸付期間終了の目安、償還能力の判断、外国人の利用可否、債務状況による判断
- ・貸付要件はあるものの、市社協と県社協との調整の中で貸付の要否が決まるため、わかりにくさが否めない。
- ・貸付審査基準を明確にして、市社協や関係機関（自立支援機関等）に明示してほしい。人によって貸付基準、条件が変わるのはやめてほしい。県社協のその場その場の審査判断で最終的に却下・貸付不承認になると、相談者・自立支援機関ともに多大な無駄な労力を使うことになる。必要書類の一部提出について後日提出や事情がある場合の考慮を認めてほしい。住民票・印鑑登録証明手数料の捻出もままならない相談者が多いことを理解してほしい。
- ・市社協と県社協の意見が異なるようで、市社協は償還の見込がないと考えていても、県社協は自立相談機関が行うのであればと貸付を許可する。
- ・市町により貸付受けやすい、受けにくいがあるようである。本市においては貸付を受けやすく困窮者の自立につながっていると考える。貸付の条件がそれぞれで違うのか、柔軟に対応する裁量が各団体で違うのかわかりにくい。

#### 【保証人に関する事項について】

- ・保証人について、本人の状況に応じた対応を求める。
- ・生活困窮者の多くは、保証人や親族支援が期待できないため、保証人を求められた場合は、利用できなくなってしまう。
- ・連帯保証人についても、生活困窮者の中には立てられない人が多数いる。

#### 【借金について】

- ・相談者の多くが困窮によりカードローン借りている。それ故「生活が成り立っていない」との理由で、市社協窓口相談時点で断られている。また相談に来た時点で早急にお金を必要としていることが多く、貸付要件の緩和と審査時間の短縮を希望する。
- ・借金額のみを注視するのではなく、その借金を誠実に返済しているかなどの返済能力も鑑みて、ある程度、弾力的な運営が望まれる。
- ・生活に困窮している世帯は相談に来た時点で借金が100万円を超えている対象者が多く、借りられないことが多いため、条件緩和をしてもらいたい。

#### 【就労の見込みについて】

- ・「就職していて、雇用契約書がある方」に限定しているとされており、活用できない。
- ・離職後2年以内で6ヵ月以上連続就労していた相談者を対象としており、上記同様活用出来ず生活保護を申請することを選択する相談者がいる。連続就労についての条件を緩和していただきたい。
- ・せめて企業に採用が決まっている人に対しては、貸付要件を緩めてくれると思う。

#### 【緊急小口資金について】

- ・緊急小口の申請の要件が、返済見込みや就労状況等、厳しい。
- ・貸付要件の緩和、また少額（5千円～1万円）の貸付制度を設けてほしい。

- ・緊急支援対応としての貸付（緊急小口資金）について
  - ①例えば、所持金が 1,000 円しかない、食べるものも交通費もない。さらに住民票や所得課税証明書をとるお金もないという困窮者に対して、即座に対応ができる貸付が必要である。（例えば、とりあえず 10,000 円の貸付を早急に作る制度等）
  - ②本人確認の書類を持たない人（免許証・国民健康保険証・マイナンバーカード等を持たない人）に対して、期限切れのものや住民票等で対応できないかケースバイケースで考慮してほしい。
  - ③返済能力や返済計画の基準や証拠書類（医療見積書・失業保険認定書等）の提出が厳しすぎ、急ぐ利用者に対して対応できないので緩和してほしい。
- ・生活困窮者自立支援法の施行により緊急小口資金については自立相談支援機関の支援がある場合には要件緩和がなされたものであると認識しているが実例がない。
- ・自由に使える少額（10 万円）の貸付を検討してほしい。
- ・初回給与が出るまでのつなぎの生活費の不足で、緊急小口資金の制度での貸付を利用する事例が多いが、勤務開始と給与締日の関係で、初回給与後ごくわずかで 2 回目の給与まで生活費不足の相談もあり、今は緊急小口資金制度が利用できない。このような例も緊急小口資金制度の対象にしてほしい。
- ・給付制限がある雇用保険受給者でも、傷病等により離職せざるを得なかったことが医師の診断書により証明された場合、給付制限を受けずに受給することが可能となるが、通院費用や診断書料の支払いが出来ないため、給付制限を解除することが出来ず、生活保護を申請することを選択する相談者がいる。給付制限を解除するための病院代についても、利用出来るよう改善していただきたい。

#### 【その他】

- ・審査主体が都道府県社協であるため審査に時間がかかる。また、支援現場のニーズとの間にギャップがあるのではないかと。特に審査の基準が返済の可否に重点が置かれているため、支援対象が極度に狭まってしまうため、自立支援機関が利用のあつせんがしやすい制度としてもらいたい。
- ・低所得世帯の捉え方を貸付種類ごとで、柔軟に対応してほしい。生活保護基準を超え、県社会福祉協議会が定めた低所得世帯基準までの範囲を低所得世帯とする捉え方では該当する者が限られる。とくに住居確保給付金制度と総合支援資金との整合性がないことから、利用実績が全くない状況になるのは当然である。
- ・恒常的な生活費の不足や、就労等による収入の見込みが望めない方については、対象にならない場合が多い。困窮者の多くは借金を抱え、就労先が見つからないといった方が多いため、連携の課題になっている。
- ・総合支援資金の貸付要件で、一定額以上の債務がある方の利用が不可であることや、住居確保給付金の決定が確実に得られることや、現に住居を喪失している方に対しての制度利用が困難な場合が多い。
- ・要件や提出書類が厳しすぎると思う。1 件に集中的に取り組む状態となり、他の相談者の支援まで手が回らなくなってしまう。相談段階で断られる場合がほとんどである。
- ・生活困窮を理由として貸付を求めている者の多くが、早急な貸付実行を望んでいる。申込にあたっては、自立支援機関の申込も求めている以上、貸付要件の透明性と貸付に至るまでの緊急性を意識した事務連携が望まれる。
- ・自立相談支援センターを通じて貸付を利用する方は、多少でも生活再建の見通しが立っているため、センターを利用した貸付に関しては審査を緩和すべきである。
- ・総合支援資金については、平成 25 年度の改正により要件が厳しくなったこともあり該当者が

激減した。むやみに貸付をすれば解決する訳ではないが、基本的に貸付相談に繋がるような方は雇用形態自体が不安定であり、再就職をした場合であっても再び生活困窮に陥るリスクが高い。現状では、有効求人倍率も改善しており雇用が動いている実感があるが、次に雇用情勢が悪化した際にはすでに総合支援資金の借受人（償還中および滞納）に一定の緩和策がない場合には、雇用保険も利用できない場合には即生活保護となってしまう。

- ・総合支援資金（貸付対象世帯の居住確保給付金受給者又は対象者）に限られてはいるが居住確保給付金の適用者以外でも申請可能とするべきではないか。少なくとも（生活支援費と住宅入居費）については、貸付条件を緩和すべき。
- ・総合支援資金は、失業して住居を失った人に対し、まずアパートを見つけ契約するように指導するなど、実際には極めて困難な前提で貸付を行うことになっているため、利用できる人が限られている。また、貸付の対象者の世帯収入や世帯の就労状況を見るなど、個人では対象となっても、世帯の状況で書類を揃えられないなど、利用が難しいケースもあるため、個人単位の貸付としてほしい。
- ・最低生活費を下回る収入でも生活保護を受けずにやっていきたいというご本人の強い希望がある場合、近い将来安定的な収入が見込める、世帯の状況が継続して把握できるのであれば貸付を認めてもらいたい。
- ・貸付要件が厳しく、申請しても不承認になることが多い。総合支援資金で、再就職予定で初回給料日までのつなぎの申請の場合、雇用契約書の提出が必要となるが、就労先によっては、書いてもらうことが難しいこともある。就労予定先に雇用契約書をほしいと相談しにくいという声がある。
- ・総合支援資金の貸付要件として自己都合による離職は認めない、働き手ではなくあくまで世帯主が申請者として取り扱われる等、生活困窮者自立支援制度との乖離が見られる。
- ・他に負債がない方であれば、消費者金融に短期融資を申し込む方が現実的。しかし、負債を抱えている方が相談に来られることの方が多く、そうなると、貸付審査が通らない。何のための制度かが分かりにくい。制度が複雑(総合・福祉・小口・臨時・教育)なため、相談者にとって、それぞれの条件を理解したうえで申し込むことは難しい。審査内容が不明瞭なので、つなぐにつなげない。受付機関（市区町村社協）と審査機関(都道府県社協)が分かれているので、現場で判断できることが少なすぎる。
- ・償還がきちんとされるようにしたうえで、貸付要件が緩和されること。

#### 【参考】社会福祉協議会対象調査における「貸付要件」等に関する意見・要望

- ・（総合支援資金）①自己退職した場合、雇用保険受給までに日数がかかるが、申請不可であり、自立支援の目的と異なる。②公的年金受給者は、生活保護費より少額でも申請不可であり、自立支援の目的と異なる。
- ・「緊急小口資金」については、すでに緊急時に対応できなくなっている。名称の変更や運用の見直しが必要だと思う。
- ・総合支援資金や緊急小口資金について、自立相談支援機関を利用することが要件であれば、緊急性の高い案件が多いので、それに対応できる速さでの審査や条件緩和、貸付費目の見直しなど、現状に即した貸付体制整備による連携が望まれる。
- ・①貸付決定までの期間、及び提出書類が多すぎる（野宿者の身分証、連絡先、住民票等）、②償還回数が短すぎる（だいたい1万円は短期間返済金としては高すぎる）
- ・雇用保険給付開始まで（給付制限が3ヶ月ある場合）小口資金貸付10万円ですなぐことは難しい。金額を拡大し、分割交付できる貸付制度があるとよい（総合支援資金より少額で）
- ・生活福祉資金緊急小口資金に関して、申請時に申請書類が多く申請者の負担が大きい場合があ

る。また、申請から送金までの期間が約1週間程度の期間を必要とする場合もあり、緊急の困窮者への対応手段として更なる申請の時短化が必要と思われる。

- ・ 県社協での審査会を月1回から回数を増やす必要がある。
- ・ 県社協において、生活困窮者自立支援制度施行後の貸付のあり方（要件・自立相談支援機関との連携・役割分担等）について明確に示されたい。
- ・ 生活困窮者の中には、住まいがない場合や、食べ物・交通手段がない等、緊急性が高いケースが多い。早急な対応をするため、もう少し審査期間を短縮してもらえると支援の輪が広がる。
- ・ 貸付の相談に来られる方は、今をしのぐお金がない・未就労といった課題を抱えた方が多くいる。そのような中、提出書類の不備等で送金時期が遅れるといったケースも少なくない。困窮されている方に迅速な対応がとれる制度や連携が必要と考える。

## b. 「貸付決定までの審査に時間がかかる」

「時間がかかる」という回答が多いことから、どのくらいの時間を望むかについて具体的な記載があるものを抽出すると、総合支援資金では現状の1ヵ月程度から「2週間程度」、緊急小口資金では現状の1週間程度よりもさらに短縮されるべき、といった意見があった。

### 【総合支援資金について】

- ・ 貸付決定に係る審査会が月1回と聞いており、貸付申請してから期間がかかりすぎる。2週間以内で決定できるようにしてほしい。
- ・ 申請から決定まで1ヵ月は時間がかかりすぎる。
- ・ 審査機関が1ヵ月程度かかっているのので、2週間程度を希望
- ・ 審査決定まで1ヵ月近くかかる事があるが、この1ヵ月をどう生活していくか、また不承認となった場合の対応も検討する必要があるため、少しでも審査決定までの時間は短縮してもらいたい。
- ・ 確保給付金の活用の際、生活費については総合的支援資金を利用することになるが、月1回の審査では間に合わない。随時貸付の審査を行うべきであると考え。
- ・ 総合支援資金の入金日が1週間先のため、住宅入居にどうしても日数がかかってしまう。また、一時生活支援資金も同様のことがいえる。
- ・ 福祉資金などは貸付に至るまで約1ヵ月であることから、生活困窮者は緊急に資金が必要な場合もあるため、貸付に至るまでの期間短縮の検討を要する。
- ・ 資金の借入を緊急に対応できれば、自立に向けての支援ができるであろうと考えられる相談ケースがあるにもかかわらず、決定までの時間がかかる為、あきらめなければならないことがある。
- ・ 審査に時間を要するため、その間にお金がない方にとっては収入が予定されていても利用できないものになっている。
- ・ 総合支援資金の貸付申込から決定までの審査期間が長いため、住居確保給付金の支給要件は適合していても手持ち金が僅少だと、住居確保給付金の利用は断念させ、生活保護を案内せざるを得ないケースがあるため、審査機関の短縮を図られたい。

### 【緊急小口資金について】

- ・緊急小口貸付も審査に1週間かかるため緊急時に利用できない。
- ・緊急小口資金については審査から着金まで時間が早い方が望ましく、1日～2日の差で繋ぎきれず生活保護申請へ繋ぐ場合もある。
- ・緊急かつ一時的に困窮する世帯への貸付である「緊急小口資金」でも送金まで1週間程度かかるため、そのスケジュールでは対応できない生活状況の方も多し。条件緩和や書類の簡素化、送金までの迅速な対応が望まれる。
- ・緊急小口資金については、およそ1週間で決定・支給してもらっているが、対象者の「緊急」の度合いがより切迫していて、一週間待てない方もいることから、金額の上限を下げつつ要件の緩和と審査決定期間の短縮された別の「もっとも緊急的な対応ができる資金」の制度を設けてもらえるとありがたい。
- ・貸付決定までの複数回の面談の改善（できれば1～2回の面談で）特に、緊急小口資金の貸付申請においては就労が決まって給料が入る前の生活資金獲得で申請することが多いため、できれば必要な面談は就労前に済ませてほしい。就労時間の合間を縫って、あるいは就職早々に遅刻早退して面談時間を確保することは利用者にとって難しい。
- ・貸付決定までの審査期間を短縮してほしい。（緊急の場合、少額で良いのでその場で貸付できるものがあるとよい）。

### c. 「提出を求められる書類が多すぎる」

「提出を求められる書類が多すぎる」という意見に対して、具体的な記載があったものをみると以下のようなものである。ひとつには、提出書類に手数料のかかるものがあり相談者が負担できない場合があることに対してであり、その他は、書類を揃えることの相談者の負担や、そこにかかる手間と時間が利用しづらさにつながっているとの意見であった。

#### 【必要書類の手数料の負担について】

- ・添付書類である住民票や印鑑証明、診断書等の書類発行手数料を負担することが生活困窮者には困難なケースが多いため、書類提出の見直しについて検討を要する。
- ・提出書類に有料のものがあるが、貸付が却下された場合、無駄な負担になってしまう。
- ・住民票等、提出を求める公的証明書にもコストがかかり、また、時間も要する。
- ・会社の都合で離職証明や退職証明に時間がかかるケースや雇用証明書が就職後に渡されるケースなどに対応できていない。
- ・申請をする際に現にお金がなく、住民票、課税証明書をそろえるお金を用意できない人がいる。申請する際の負担について何か良い方法を考えていくべきだと思う。
- ・提出書類に手数料を要するものがあり、手数料の拠出ができない人は、要件を満たしていても借りることができない。
- ・申請段階で所持金が少ない方も多し中、住民票・印鑑証明等取得のための手数料が負担となる。一部の公的手続きのように手数料を免除してもらえないか。

#### 【その他】

- ・提出の困難な書類について、柔軟に対応してほしい。多重債務相談において、時効の援用をすることになった相談者が貸付相談に際し、時効援用の内容証明郵便の提出をするも、債権者が交付する「債務消滅を証する文書」の提出を求められた。しかし、債権者はそのような文書は交付しない旨主張された。この相談者は貸付してもらえず、この先も社会福祉協議会では債務



超過の扱いにされ、万が一にも貸付を相談することがあった場合は貸付要件を欠き、貸付されることはないようである。

- 申請書類の書き方が分からない方に対してサポートしてもらいたい。書き方だけ説明して自宅で作成、郵送してもらったところ、書類不備や聞き取った内容と異なるため、虚偽の申告で貸付不可になることがあった。
- 生活困窮自立支援制度の相談者は、すぐにでも支援を必要としている方が大半であり、手続き上の書類を揃えることの手間や決定までに時間がかかることは、相談者への負担が大きい。迅速に手続きができ、早期に結果が分かればよい。
- 生活保護受給予定者が受給までの生活費として緊急小口資金貸付を利用したい場合、行政の保護担当課より連絡があれば印鑑証明は不要になるなどがあれば、印鑑をなくした人や未登録の人にとっては便利に利用しやすくなるのではないかと思われる。
- 申請書類が多く、提出を断念してしまう。
- かなり生活に困窮してからの相談が多いため、書類をそろえること、貸付に時間がかかることで、相談を諦めて、生活保護相談を選ぶ人が増えている。

### ③その他の意見について

前項①②において主な項目ごとに整理した意見のほか、以下のような意見・要望等がある。

自立相談支援事業だけでなく任意事業との連携の必要性について、両制度の担当者からも意見があげられている。償還に結び付けるためには、家計相談支援事業の利用により家計を健全にすることが必要という認識であるが、実情として相談員の体制や、借受人の支援に対する姿勢（家計管理の介入が難しい場合など）等から任意事業を実施している場合でもケースにより活用できていない場合もあることがうかがえた。このようなことを背景に、貸付の対象要件に家計相談支援事業の利用を必須にすべき、という意見もみられる。

また、就職活動支援のための資金が必要ではないかという意見や、県社協・市社協・自立相談支援機関の三者間会議等を開催してはどうか、総合支援資金生活支援費借入者が、毎月社協に提出する就職活動報告書等の書類について、自立支援機関を経て、社協へ提出する方法をとってはどうか、など、関係機関が円滑に連携するための更なる方策についての意見などがあげられている。

#### ○社会福祉協議会側からの意見

##### 【自立相談支援事業及び任意事業との連携に係る要望等】

- ・家計相談と就労準備支援事業は市として行ってほしい。
- ・自立相談支援事業の就労準備支援事業は支援内容がわかりやすく、貸付と直結していると思う。しかし、緊急小口資金の貸付にともなう相談支援では、相談者の就労状況から来所して相談する時間や毎日の家計簿をつける手間など負担になるため、継続的な支援が難しい。また、緊急で貸付を受け金銭的な問題が解決をしてしまうと、家計支援の拒否や社協との関わりを断とうとする問題がある。また一方では、社協への依存につながり自立に繋がらない危険性もある。
- ・総合支援資金貸付時に住居確保給付金だけしか関わりがない。家計相談等の支援を相談者にしたい。
- ・資金借入を希望する方で、生活福祉資金の貸付対象者としては厳しい場合、自立相談支援機関が総合的に家計相談支援する方策が少ない。
- ・多くの生活困窮者はお金の使い方に課題があり、貸付をするだけでは、根本的な解決にならないため、すべての貸付において、家計相談が必要であると考える。「貸付を受ける者は、定期的な家計相談の指導に従わなければならない」等、ある程度の強制力を家計相談事業や生活福祉資金等に持たせなければ、助言や支援もその場限りで過ぎてしまうこともあるので、そういった権限付与の検討が必要だと思う。
- ・任意事業の家計相談支援が未実施。
- ・対象者が家計相談を拒否することが多い。家計相談支援事業の支援内容が、対象者の課題に適していない。
- ・グリーンコープでの貸付のシステムが望ましいと思われる。
- ・ファイナンシャルプランナー等専門職の配置を希望している。

##### 【その他】

- ・改善点という事ではないが、××市の場合生活困窮者支援制度は市役所内で対応している関係で、その機関とは過去から生活福祉資金においても密接に連携を取ってきた。社協と場所も離

れているため、なるべく相談者が行ったり来たりという負担をかけないようにしてきた。担当機関には生活福祉資金の制度や、貸付の可否に関する情報を細かく提供してきたため、何でもこちらに相談を持ちかけてくるという事は無く、借りられそうな案件しか連絡はなく、うまく連携が図られている。

- ・生活困窮者自立支援窓口に来るほとんどの相談者は新たな貸付をできるような状況ではない。返せる見通しの立つ仕事の仕方をしてきている人がほとんどいない状況であり、多くの負債を抱えているのが現状である。真の連携は自立→貸付、ではなく、借りれば何とかかなると思ってくる相談者のキャッチを貸付が行い、貸せない・貸さないところから自立につなぐ、貸付自立が実際の連携の姿ではないかと思う。

#### ○自立相談支援機関側からの意見

##### 【家計相談支援事業との一体的な活用が不十分】

- ・家計相談員とのスケジュール調整に時間がかかり、家計相談が必要であるにもかかわらず家計相談につながずに貸付申請しているケースが多い。貸付申請において家計相談事業を必須とし、相談支援員と家計相談員を同じ窓口配置してほしい。
- ・対象者要件に、家計相談支援事業の必須利用を追加：返済の見通しが明確化し、支援要否判断の時間短縮につながる。
- ・貸付制度を利用するにあたり、家計相談支援事業の利用を原則とする。(家計相談支援事業を任意事業から必須事業とすることが望ましい)
- ・必ず家計相談支援事業との一体的な体制とすることで借りたが返済に困るケースが少なくなるのではないかと。互いにもっと返済がきっちり最後まで出来るような仕組みをしっかりとものにすれば困りごとの改善に近づくのではないかと。
- ・負債が多い等、貸付を行っても世帯の生計を改善することが困難(赤字体質の家計である等)と判断されるケースは貸付けてもらえないが、家計相談を利用するなどして家計を健全にする努力を行うことを条件に貸付可能としていただきたい。
- ・償還に結びつかないので、家計相談支援の連携が必要と思える。
- ・生活福祉資金貸付制度を活用している相談者が償還するに当たって家計相談支援事業との一体的活用が必要である。
- ・家計相談を実施している自治体の場合は貸付の利用条件として家計相談の継続的な利用を課してもよいと思う。
- ・家計相談支援事業の斡旋書が求められるケースがあるにもかかわらず、自立相談支援事業のプランや斡旋書の作成より先に貸付決定がなされることがある。

##### 【制度に関する要望等】

- ・雇用保険受給開始まで(給付制限が3ヵ月ある場合)小口貸付10万円につながぐことは厳しい。金額を拡大し、分割交付できる貸付制度があるとよい。(総合支援資金より少額で)
- ・就職が決定し入社日(就労)までの日数が少ない時、セカンドハーベスト(食糧支援)だけでは足りないケースも見られ、定期や昼食代等の金額を2~3日で提供できたらと思う。
- ・就職活動に係る費用について緊急小口資金の貸付が可能な場合、数回に分けて分割交付を希望する。(例えば、就職活動用に5万円、内定した場合には初回給料のつなぎとして残金を分割交付とする仕組み。その場合には、据え置き期間の延長も必要となることも考える必要がある。)
- ・信用情報を貸付申請時に必要としない点は公的貸付としてグレーな部分が認められてよいが、就職活動支援のための資金(総合支援資金と就職決定後の緊急小口資金の間に位置するような新たな資金)を希望する。
- ・生活困窮者の相談は、不安定な生活、何もない状況からの出発であり、就労訓練事業等、就活

のための資金が必要だが、返済計画が立たず、貸付制度につながらないこと。特に、生活困窮者の就労訓練事業利用が可能のように、制度利用中の生活費の補完の仕組みが必要。

- ・既に議論はされていると思われるが、現行の緊急小口資金程度の貸付であれば、県社協の実施ではなく、基礎自治体も関わる形で市町村社協が実施者となる新たな制度創設や運用の変更がなされると地域に応じた貸付、あるいは社会資源づくりに繋がる。
- ・数万円あれば生活保護に陥らない場合もあるため緊急小口資金よりも少額で貸付要件も緩やかな制度の創設を希望する。
- ・借受人に収入がある場合には、確実に償還がなされる仕組みが必要。貸付要件の緩和が必要な一方で給付ではない資金ということを考えると、公平性や公共性を鑑み持続可能性を高める必要がある。稼働者に限らず生活保護受給者も含め償還額を下げてでも滞納させない仕組みができないか償還の在り方に関して改善を希望する。
- ・県社会福祉協議会・市社会福祉協議会・各生活困窮者自立相談支援機関の三者間会議等を開催してほしい。貸付審査や債券管理などの実情が生活困窮者自立相談支援機関に伝わっていないことから、あっせんした相談者の大半は対象とならないもので、相談者に余計な期待と負担をかけている。又、相談現場の実情が県社会福祉協議会へ伝えられない。
- ・貸付借入決定後の連携強化。総合支援資金生活支援費借入者が、毎月社協に提出する就職活動報告書等の書類について、自立支援機関を経て、社協へ提出する方法はいかがか。自立支援機関では、就職決定に向けたプラン等を作成し支援を行っているが、独自での直接的な金銭給付や貸付機能を持たない為、なかなか相談者のモチベーションにつながる事が難しい場合がある。その際、社協の貸付と連携強化が出来れば、もっと相談者のモチベーションの向上につながり、就職に結びつく等の自立を支援出来るのではと考えている。
- ・貸付要件を緩和して、資金の借入により一時的に生活を維持してもらうのも方法ではあるが、同時に未償還についての課題が危惧される。そこで「貸付」ではなく「給付」の制度の創設が検討できれば、就職活動を行うための交通費や携帯電話の費用などを有期（3ヶ月程度を想定）で支給し、住宅確保給付金とセットで運用することにより効果が見込まれ、これにより、「単発での派遣就労」等にも積極的に出向くことが可能になるのではないかと考えている。車を処分すると再度取得するのは困難なため、自立のための機会確保のために車を手放さなくても済む生活保護以外の制度があるとよいのでは。
- ・不動産担保型生活資金の条件も緩和し積極的に活用するべきである。
- ・高齢者(後期高齢者)の相談が増加する中、不動産担保型生活資金、年金担保貸付以外の対応(手だて)

#### 【その他】

- ・自立相談支援機関と連携して支援を行うということだが、社協から貸付が決定したのか、決定内容、貸付が受けられなかった理由などの情報提供が行われていない。今後、貸付を受けられるかどうかで、支援方針も変わってくるため、前述の内容について情報提供してほしいと思う。
- ・県社協、市社協のどちらが主体となって、いつどのように指導や督促をするのかなどの役割分担がわかりづらい。相談者が自身の課題に向き合うためには、貸付けた側からの積極的な指導や督促が必要になることもあると思うが、そうなっていないケースがあり、返済しないまま相談者の気持ちが離れていったことがあった。
- ・社会福祉協議会の貸付は書類も多く、要件も厳しい。携帯電話料金さえ払えば、携帯電話が使用できるようになり、日雇いの仕事探しができ、なんとか生活再建の第一歩が踏み出せるようなケースも多々ある。このようなケースに携帯電話の延滞金相当でもすぐに貸付できればと思う。
- ・制度として運用していく以上は対応に限界があるのも充分理解できるが、できる限り柔軟な制

度になるといい。貸し付けたら終わりではないという部分を貸す側、借りる側双方に意識づけるような仕掛けやツールがあるといい。

- 総合支援資金や緊急小口資金の貸付に対して自立相談支援事業の利用を貸付要件に追加した形となっており、借受人にとっての目に見える形でのメリットにはなっていない。自立相談支援事業への相談をすることで、他の要件の1つを緩和（たとえば総合支援資金での失業後の雇用保険を未申請で受給まで時間がかかる場合）できるといったことがないと、自立相談支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携の必要性や意味が相談者には理解してもらえないのではないかと。
- 自立相談支援機関として就職・職場定着の見守り期間を経たのちプランの終了としている。据置・償還期間が長期の場合、自立相談や家計相談終了となってしまう、その後の返済の見守りができない。支援終了時や完済時の終結の対応の決まりがない。
- 生活福祉資金の返済が滞っている方へ、自立支援との効果的なアプローチを構築してほしい。
- 返還終了までプラン期間に入れることが決まっていないので、多くは貸付決定後に終結している。
- 支援調整会議への出席は、各市の社協の体制によって難しい場合がある（体制にばらつきがある、専任ではない）
- 現在の貸付担当者は、相談者のために貸付制度が正しく利用できるよう熱心に対応してくれるが、貸付に必要な書類や返済計画を作成する事務量も多く、県社協とのやり取りが一番の負担になっていると感じる。自立相談支援機関との連携によって、市町村社協の貸付担当者の負担が減るような改善を望む。

## (2) 緊急小口資金について

緊急小口資金の貸付決定・資金送金までの期間について、平成 27 年度の見直し前と比べ、「早くなった」「遅くなった」と回答した理由について尋ねたところ以下のとおりである。

「かなり早くなった」と回答した 5 件の中では、「県社協の対応が早くなった」「申請前に事前調整を行うことで貸付決定までの時間が短縮された」などの理由があげられている。「やや早くなった」では、自立相談支援機関によるアセスメントや協働の相談体制によって、相談者の生活状況の把握・整理が進み、貸付判断や申請書類の作成がスムーズになった、との回答が多くみられる。

### 【社会福祉協議会対象調査】

<p>○「かなり早くなった」と回答した理由</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県社協の対応が早くなった。</li><li>・ 申請前に電話連絡でケースの共有を行うようになった。</li><li>・ 市社協で申請書を受け付けた段階で、県社協へ書類を FAX で送付し内容を確認するようにした。(事前調整で貸付決定までの期間が短縮された)</li><li>・ 都道府県社協と情報を早くに FAX 等で情報提供を行った。自立相談支援機関の関わりで申請書類の不備が緩和された。</li><li>・ 開始以前は 2 週間程度で送金となっていたが、自立支援制度がスタートした後は、5 日程度で送金されている。</li><li>・ 生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、自立相談支援機関の職員と協働し支援することで適切なアセスメントや家計支援等、必要に応じて支援方法が確立し、貸付相談から貸付決定・送金までの大幅な時間削減につながった。</li></ul>
<p>○「やや早くなった」と回答した理由</p>
<p><b>【相談者の生活状況等が把握しやすくなったことにより申請手続きがスムーズになった】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活困窮者自立支援制度の利用により詳細に生活状況が分かるので、貸付の決裁が短時間で承認されるようになった。</li><li>・ 自立相談支援事業の担当職員と連携し、本人の状況生活状況等の把握が早く、確実にできるようになったことで、申請書類が整えやすくなっている。</li><li>・ 貸付申請をする以前に自立相談支援機関において十分にアセスメントをしてあることから申請書類を作成する時間が短縮されて、貸付決定までの期限は短くなった。</li><li>・ 自立相談支援機関と合同で相談対応をしていることから、相談者の生活状況を詳細・明確に把握できるので貸付対象者として取り扱ってよいかの判断がスムーズにできるようになった。</li><li>・ 対象者の自立の目途や支援内容が、自立支援機関のプラン作成により明確になった。そのため、県社協による貸付判断がやや早くなった印象を受けた。</li><li>・ 社協よりも先に、自立相談支援事業所に行かれると、本人の生活状況などが整理される。その為、自立相談支援事業所が貸付の必要性を感じた場合は、事前に社協へ連絡をもらえ、社協へ来られる前に申請に必要な書類等を本人に伝えることができるので、その分手続きの時間が省ける。</li><li>・ 自立相談支援機関にて、申請書類作成支援するため。</li><li>・ 家計収支を含む全体的な支援計画が見える化されたため、判断が早くなった。</li></ul>

### 【その他】

- ・ 自立相談支援事業への申し込みを受け付けたことで審査がスムーズになった気がする
- ・ 自立相談支援機関を利用する申請者の承認が下りるまでの期間が短いケースが多い。
- ・ 自立相談支援機関との連携が図られることで、生活困窮者の自立に向けた対応が以前よりも出来るようになってきている。
- ・ 県社協担当者と FAX や電話で連絡をとりあいながら借入申込書を作成するようになったため、事務手続きが早くなった。また、県社協での申込書受付から貸付決定、送金までの時間が短縮された。
- ・ 民生委員の調査書が不要になった為、提出書類が早く揃うようになりスムーズに申請できるようになった。
- ・ 事前に貸付の専門員と必要種類などの調整を行ったうえで、申請がなされるようになったから。
- ・ 貸付専門員の各区への巡回相談日を増やした為、申請書類の受取りが早くなったから。
- ・ 借用書のとりつけが申請時と同時になった分、早くなった。
- ・ 以前は送金日が週に 1 回だったが、現在は 2 回が可能となったため。
- ・ 借受世帯の状況によって、可能な限り配慮していただいているため。
- ・ 制度に位置付けされたこと。(法の趣旨等に鑑みて早くなったものと思われる。)
- ・ 迅速に対応して頂いていると感じるから。
- ・ 平成 27 年以前は、××県独自の「小口資金」の運用であったため、自立相談機関とは別に地区民生委員の意見書を必須条件としており、また他の生活福祉資金同様に「決定後、借用書が申請者に郵送され、それを××県社協に郵送後に入金」となっていたので、約 3 週間送金までかかっていた。

### ○「変わらない」と回答した理由

- ・ 申請書類や、決定までのスケジュールに変更がないため。
- ・ 同じ部署で担当しているため、相談・手続きに要する時間は特に変わらないため。
- ・ 県社協での審査期間に変化が見られなかったため。
- ・ 自立相談支援機関のプラン提供により、相談者の生活状況は把握しやすくなったが、決定までの期間に変化はない。
- ・ 事務手続き上、一定の日数がかかるため。
- ・ ほとんどのケースが、就職決定後の初回給与までのつなぎや、公的給付支給開始までのつなぎであり、従前の貸付申請と大差なく手続きが進められたため。
- ・ 自立相談支援機関との連携による申請理由は、就職決定後、初回給与までのつなぎの生活費であることが大半であり、自立相談支援機関側も社協を紹介して支援終了となる為、相互の書類のやり取りも簡易に行なうので、特に期間の変化はないと考える。
- ・ 自立相談支援機関のアセスメント及び支援方針決定の期間や、貸付後の収支計画、償還時の収支計画（見通しも含む）などを一緒に検討する時間が必要なため、実質的には相談から借入申込みまでの期間は変わらない。貸付決定及び資金の送金の期間は、従前より××県社協に書類を進達後 3～4 日に対応しており、この期間も変化はない。
- ・ 情報共有、必要書類の受け渡しがスムーズにできている。
- ・ 生活困窮者の制度を利用する、しないに限らず、要件に当てはまる方で必要書類をそろえるのに 2 週間くらいはかかってしまう。
- ・ 初回の相談から自立相談支援事業担当者と同席して対応しているため。
- ・ 自立相談機関と連携して、貸付を行うケースが少ないため。

○「やや遅くなった」と回答した理由

- ・貸付申請前に自立相談支援機関を通すことが必須事項になったためその分少し時間がかかる。
- ・貸付と自立相談支援機関を別の機関で行っている。そのため、日程等の調整があり、相談から貸付まで時間がかかるようになった。
- ・就業が決まり初回給与までの貸付など、社協の中で済んだ受付が、自立相談支援機関への受付も行うことでその分遅くなった。
- ・最初に社協窓口へ来る相談者には、一度自立相談支援機関へ行ってからまた来るよう案内するため（自立相談支援が要件となる相談者に対して）。また、審査の段階で、自立支援機関の具体的な支援方法を確認することを求められることが多いため。
- ・自立支援機関に依頼して、提出してもらい意見書があるため、少し時間を要することになった。

○「かなり遅くなった」と回答した理由

- ・事前相談や必要書類の作成、確認書類の受領と申請書類を提出するまでの日数が増加。申込者との面談回数も増加。また、県社協が受付するまでの日数も増えている。



### (3) 独自の貸付事業等の有効性について

独自の貸付事業等については、生活福祉資金の貸付要件に合わず対象とならない相談者にも柔軟に対応できることや、より短い時間で貸付決定の判断を行うことができるなどのメリットがあげられている。利用者の状況に応じた貸付の選択肢の幅が広がることで、次の収入を得るまでの生活費を確保することなどが可能となり、自立を支えるツールとして活用されている。

生活福祉資金を利用する場合や、生活保護の申請に至るまでにおいても時間を要するため、つなぎのツールとして活用することで、他制度をスムーズに利用することができる、という意見も多い。

#### 【自立相談支援機関対象調査】

##### ○独自貸付を活用することによるメリットや効果

- ・目の前の「今」困っている内容に「すぐ」支援ができる体制を整えることで、途切れなく生活再建までの支援を行うことができる。①貸付不可、手持ち金・食料なく、近々住宅退居決定→引っ越し手伝い及び家財道具を含む新住所設定(社会貢献事業)→新住所で保護申請まで(当市は保護相談予約制のため)食材支援(善意銀行)②貸付申請可だが、手持ち金・食料なし→食材支援(善意銀行)→総合支援資金及び住居確保申請→総合入金までの貸付(緊急援護資金)
- ・生活福祉資金貸付までの申請にかかる必要書類の準備、費用ともに期間を要するため、独自の貸付制度を活用し、緊急的な支援が行える。
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業で該当しない場合でも、グリーンコープで貸付を受けるとことや、くらしサポート事業で生活福祉資金貸付にかかる証明書類の取得費用や光熱水費、今日明日の食料等の支援を得ることができている。
- ・緊急的な状況でその日の食事にも事欠く場合は、応急処置として食糧支援が有効となっている。また生活保護を申請してから決定までの間の生活費が不足する場合や、ライフラインが停止している場合、今後収入の見込みがあるが見通しが不透明な場合、緊急小口資金の10万円だけでは生活費を工面することが困難な場合等、生活福祉資金だけでは対応が不十分であり、条件が整わないため貸付が出来ない場合等に有効となっている。
- ・フォーマルなサービスでは支援できない、または期間的に間に合わない制度の間をうめることで切れ目のない支援ができ、ケースとの信頼関係の構築にもつながっている。
- ・窓口に来所する相談者は、早期の問題解決が望まれる場合がほとんどである。しかし、生活福祉資金貸付は、要件が非常に厳しく、申請に必要な書類も多いうえに、審査に時間がかかることから、活用できた実績はほとんどない。そのような状況の中、市社会福祉協議会独自の貸付制度や市社会福祉協議会を通じた支援制度は、要件も申請書類も簡潔であり、支援の可否の判定も早いと、活用するメリットも効果もある。
- ・生活福祉資金の貸付よりも更に緊急対策が必要なときに活用している。
- ・相談者の生活が困窮していても生活福祉資金や緊急小口資金貸付が要件等を満たさず利用ができない場合があり、善意銀行やフードバンクなどを利用することで食事やライフラインの確保などを図ることができる。
- ・低所得者以外でも生活資金の貸付を受けることができる。社協に貸付を断られた場合でも紹介先として提示することができる。
- ・生活福祉資金に該当しない相談者が多数いる中で、独自貸付には該当し、生活を立て直すこと

ができる場合がある。

- ・小口資金：少額であるが、貸付まで時間がかからず、申請書も簡単なもののため利用しやすい。就労して給与が出るまでの間の「つなぎ資金」として活用。フードバンク：食料をもらうことで他の支援にお金を利用することができる。貸付を利用できない方への一時的な支援となっている。
- ・緊急を要する場合や、少額の貸付で一時的な困窮から抜け出せる場合等、独自貸付を活用する事により、早期対応が可能となり、問題が大きくなる前に処理できるケースが増える。
- ・メリット：緊急的に必要な支出がある時に、要件に合えば貸付できる、一週間程度で貸付することが可能であるため、スムーズな対応ができる、返済についても、相談をしながら分割返済ができる。効果：生活を圧迫することなく返済ができ、本人にとっても緊急的に貸付できることで目の前の課題に対して一時的ではあるが解決できたことで、気持ちが落ち着き、他の課題に目を向けていくことができる。
- ・生活福祉資金の対象経費にあてはまらない場合や福祉委の申請書類を整えることが困難な方に対して対応ができる。
- ・ほとんどのケースが社協の貸付要件を満たさず、民間団体による貸付は、緊急支援としてとても役に立っている。
- ・生活福祉資金の貸付開始前や、収入があって生活保護の受給は不可だが、何らかの理由で金銭を消費してしまい、食料に困っている際の受け皿になってもらっている。
- ・多重債務に陥った人に対して社会福祉協議会も含めた公的な機関での貸し付けは非常に困難な状況であるが、××県生活再生相談窓口ではこのような対象者に対しての支援を積極的に行っている。また、債務整理だけではなく、その後の家計管理を行うことで生活再建に役立つ。
- ・生活福祉資金以外の貸付金があることで、利用者にとっては貸付金の選択肢が増え、より利用者のニーズに近い貸付を受けることができる。
- ・社会福祉協議会の貸付を利用するよりも迅速に対応できる。返済状況についても内部ですぐに確認できるため、家計相談とあわせてフォローすることができる。
- ・生活福祉資金貸付が利用できないことが多いため、補完的な役割を果たしていると考え。生活のつなぎの意味合いでは、一定の効果を上げているものと考え。
- ・生活福祉資金の申請から決定までの時間的余裕がない場合の対応に効果がある。生活福祉資金の対象外でありながらも他の方法による支援が困難なケースに対応できる。
- ・生活福祉資金緊急小口資金と比べて、申請時に提出を求める書類が少なく、申請者の負担が軽減される。
- ・緊急な事情に配慮し、状況によっては申込日に貸付が可能（上限額あり）であり、生活福祉資金入金までのつなぎとして利用できる。
- ・県社協でなく市社協で貸付判断可能のため、迅速に貸付処理ができる。次の収入が入るまでの生活費に充てられるので、生活保護申請をせずに済み、その結果、自立の助長につなげやすい。

# 第3章 ヒアリング調査結果

## 1. ヒアリング調査実施概要

### (1) 訪問先一覧

本調査研究においてヒアリング調査を実施した訪問先は、下記のとおりである。

図表 3-1-1 ヒアリング調査訪問先一覧

対象自治体 訪問日時	地域	社会福祉協議会		自立相談支援機関				
		職員 体制	貸付決定件数 ( ) 内、自立相談 支援事業利用	職員 体制	運営 方式	自立相 談支 援事 業を 社協が 受託	家計相 談支 援事 業の 実施 有無	家計相 談支 援事 業を 社協が 受託
A市 H29.2.7	東北	・常勤(兼任) : 4名	総合 : H26/17件 H27/17件(17) 緊急 : H26/48件 H27/25件(6)	・常勤(専任) 3名 ・非常勤(専任) 5名	直営	—	○	
B市 H29.1.19	東北	・常勤(兼任) : 2名 ・常勤(専任) : 3名※嘱託職員	総合 : H26/71件 H27/27件(26) 緊急 : H26/144件 H27/128件(43)	・常勤(専任) 1名 ・常勤(兼任) 7名	委託			
C市 H29.1.26	関東	・常勤(専任) 1名 ・常勤(兼任) 1名	総合 : H26/3件 H27/2件(2) 緊急 : H26/15件 H27/17件(8)	・常勤(専任) 7名	委託		○	
D市 H29.1.18	関東	・常勤(兼任) 3名	総合 : H26/9件 H27/4件(4) 緊急 : H26/11件 H27/12件(12)	・常勤(兼任) 5名	委託	○	○	○
E市 H29.2.6	東北	・常勤(兼任) 1名	総合 : H26/15件 H27/20件(20) 緊急 : H26/55件 H27/30件(30)	・常勤(専任) 1名 ・常勤(兼任) 3名	委託	○	○	○
F市 H29.2.3	関東	・常勤(専任) 1名 ※臨時職員	総合 : H26/1件 H27/3件(3) 緊急 : H26/11件 H27/19件(12)	・常勤(専任) 4名	委託	○	○	○
G市 H29.2.20	近畿	・常勤(専任) 1名 ・常勤(兼任) 1名	総合 : H26/11件 H27/2件(2) 緊急 : H26/27件 H27/4件(2)	・常勤(専任) 3名	直営	—	○	○
H市 H29.2.14	中国 ・ 四国	・常勤(兼任) 1名	総合 : H26/0件 H27/3件(3) 緊急 : H26/7件 H27/16件(16)	・常勤(専任) 7名 ・常勤(兼任) 1名	委託	○	○	

対象自治体 訪問日時	地域	社会福祉協議会		自立相談支援機関				
		職員 体制	貸付決定件数 ( ) 内、自立相談 支援事業利用	職員 体制	運営 方式	自立相 談支援 事業を 社協が 受託	家計相 談支援 事業の 実施 有無	家計相 談支援 事業を 社協が 受託
I市 H29.2.16	関東	・常勤(兼務): 2名	総合: H26/0件 H27/4件(4) 緊急: H26/2件 H27/2件(2)	・常勤(専任): 3名	委託			
J市 H29.2.14	中部	・常勤(兼務): 3名 ※自立相談支援 員と兼務	総合: H26/0件 H27/4件(4) 緊急: H26/37件 H27/27件(7)	・常勤(兼任): 3名 ※貸付の相談員と 兼務	委託	○	○	○

図表 3-1-2 都道府県社協ヒアリング調査の実施先

対象自治体 訪問日時	総合支援資金		緊急小口資金		備 考
	平成 27 年	平成 28 年 (4~11月)	平成 27 年	平成 28 年 (4~11月)	
K 県社会福祉協議会 H29.2.27	76	35	324	192	町村部の自立相談支援事業を受託
L 県社会福祉協議会 H29.3.8	61	21	386	236	町村部の自立相談支援事業を受託

図表 3-1-3 プレヒアリング調査の実施先

対象自治体 訪問日時	地域	社会福祉協議会		自立相談支援機関				
		職員 体制	貸付決定件数 ( ) 内、自立相談 支援事業利用	職員 体制	運営 方式	自立相 談支援 事業を 社協が 受託	家計相 談支援 事業の 実施 有無	家計相 談支援 事業を 社協が 受託
M市 H28.9.30	関東	・常勤(兼務): 2名	総合: H26/2件 H27/0件(0) 緊急: H26/1件 H27/3件(3)	・常勤(兼任): 1名 ・常勤(専任): 2名	委託	○	○	○
N市 H29.10.3	関東	・常勤(兼務): 2名	総合: H26/7件 H27/3件(3) 緊急: H26/5件 H27/5件(5)	・常勤(専任): 2名	直営	—		

## (2) 調査実施時期

平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月

## 2. ヒアリング調査結果

### (1) 社会福祉協議会（生活福祉資金担当）・自立相談支援機関ヒアリング調査

#### ①平成 27 年度見直し後の実態

ヒアリング対象地域の多くにおいて、平成 27 年度見直し後、前年度実績に対して貸付件数（特に総合支援資金）が減少している。見直し事項による直接的な影響は明確ではないが、貸付の要件として自立相談支援事業を介することで、アセスメントを通じた本人の状態像の詳細が把握しやすくなった、生活保護へのつながりを含め、貸付対象者が適正に整理された側面があるのではないかとの見解が示されている。

緊急小口資金については、自立相談支援事業を社協が受託するヒアリング先等、一部において、原則、自立相談支援事業とセットでの利用が行われているが、ほとんどの地域では、仕事が決まった後の初任給や、失業給付、生活保護受給までのつながりといった利用目的から、自立相談支援事業を併用していない状況がみられる。

A 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付を希望して自立相談支援機関に訪れた場合にも、聞き取りをする中で資金を貸すとよりリスクになる場合や、すぐに生活保護につなげた方がいいケースもある。そのため、見直し後の貸付件数が減っている可能性はある。</li> <li>・自立相談支援事業の利用の要件化に伴う見直しにおいて、緊急小口資金で光熱費の滞納分への充当も認められたこともあり、使いやすくなった。</li> </ul>
B 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金は、仕事が決まったのちの初任給までのつながり、失業給付がおりるまでのつながりに利用されるケースがほとんどで、自立相談支援事業の利用は少ない。</li> <li>・制度として、自立相談支援機関とセットになったことで、課題を解きほぐし、目標に基づいたプランで定期面談を約束でき、また、プランでつながり先・出口を明確にした上で関係機関等に協力してもらうといった機能的な連携が可能となった。</li> <li>・貸付後、就職したものの、また離職して戻ってくる、といった事例は少なくなってきた。就労定着以降地域の見守りまでプランで組み込んでいることも機能しているのではないか。</li> </ul>
C 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金、緊急小口資金とも、平成 27 年度見直し事項による影響はほとんどない。緊急小口資金については、就職が決まっており初任給までのつながりなどに多く利用され、自立相談支援機関による伴走支援を必要としないと判断して利用しないケースもある。</li> <li>・要件化後、手続としては、これまでの申請書類に加えて自立相談支援機関の利用申込書類を添付するだけなので、特段の手間等が増えたという感覚はない。</li> <li>・社協職員として個人的な見解ではあるが、貸付担当と、生活支援を主体に行う自立担当が別組織であることはよかったと考えている。貸付担当が生活支援を行おうと、例えば訪問して様子を聞く、仕事探しを手伝うなどしようとしても、「お金を返してほしいから来るのだろう」といった見方をする人や、極度に連絡を拒否する人などがおり、介入しづらいケースがある。そこを自立が別のアプローチで介入してくれる面は</li> </ul>

	<p>ありがたいと感じている。</p>
D市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金、緊急小口資金とも100%自立利用。※県社協からの指導</li> <li>・緊急小口資金については、仕事が決まったのちの初任給までのつなぎ、失業給付がおりるまでのつなぎに利用されるケースが全体の9割となっている。</li> <li>・社協内部で自立相談支援機関と貸付の両方を運用していることから、要件化されたことで手間やハードルが上がった等の影響は今のところ特に生じていない。</li> <li>・自立相談支援事業の要件化に伴う所要の見直しにおいては、むしろ総合支援資金で償還期限が「20年以内」から「10年以内」となるなど厳格化された面があり、それが件数の減少にひびいているのではないかと。</li> <li>・緊急小口資金については、償還期限が8月以内から12月以内となったことで、1回あたりの返済額が少なくなることで借受人の負担が軽減されている面があると思われる。なお、緊急の申込みから資金の振込までの期間は1週間から10日かかり、これは制度施行前後で変化はない。主に書類の確認・やり取り等に時間がかかることと、都道府県社協から裏付け書類など追加の問合せなどがある場合もあり、このくらいはかかってしまう。→このため、本当に緊急的な支援が必要な方へは独自貸付等を活用。</li> </ul>
E市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金、緊急小口資金とも100%自立利用。</li> <li>・自立相談支援事業とセットになり、プラン内で償還を目標に位置づけることによって、借りっぱなしのケースが少なくなったことや、自立の目的を持って貸付を行うことができるようになったこと、仕事に就いた後も一定程度離職しないか見守りをするようになったため、今までと比べると好影響が出ていると思われる。</li> <li>・緊急小口資金については相談受付から平均申請に至るまで10日前後、申請してから県社協の判断が早く10日程度かかるため、時間はよりかかるようになった印象。</li> <li>・自立相談支援事業と貸付がセットになったことや、自立相談支援窓口が同じ庁舎内にあることが影響して、生活保護につなぎやすくなった面はある。また、同じ理由として、緊急小口資金の平成27年度以降の新たな傾向としては、生活保護受給までのつなぎに使われることがほとんど。制度施行後、行政からの依頼が一気に増えている。</li> </ul>
F市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金は100%自立利用。</li> <li>・緊急小口資金は、生活保護受給までのつなぎとして利用されるケースが多く、その場合に自立相談支援事業を利用していない。</li> <li>・26年度から27年度にかけて総合支援資金も緊急小口資金も貸付件数が増加しているが、現場の感覚としては、自立相談支援事業の要件化や所要の見直し等の影響というよりは、年度での相談状況によるものと考えられる。</li> </ul>
G市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援制度開始前までは、社協で受付、アセスメント、貸付可否の判断を一手に担っており、自己完結しなければならない状況であったが、自立相談支援機関が事前にアセスメントをしっかりとってからつないでくれるため、事務手続きがスムーズになったと感じる。</li> <li>・社協に直接相談に訪れた方についても、要件に合致せず貸付不可となった場合のつなぎ先があることは社協にとっても安心感があり、非常に重要であると感じている。</li> <li>・制度開始前は、貸付が本人の自立にとって妥当だと言い切れない方についても、他の支援ツールがないため、貸付を検討せざるを得ないケースがあったように思う。自立相談支援事業がはじまったことで、貸付以外の支援ツールが広がり、本人の自立にとってどの支援が有効か考える選択肢が増えた。</li> </ul>

H市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な数字は整理できていないが、平成 27 年度以降、自立相談支援事業とセットになったことで生活福祉資金、市社協独自の貸付、ともに償還率が明らかに高くなった。</li> <li>・要因としては、自立相談支援機関が伴走支援しているのが大きい。例えば、返済支払のために自立相談支援機関に毎月訪問することをルーティン化したことや、家計相談支援事業により具体的な償還計画を設定していることが大きい。</li> <li>・制度施行前であれば、計画通り返せるか、返せないかの 2 択で、返せないとなれば、気まずくなって連絡が取りづらくなり滞納が溜まっていくという悪循環が見られ、実際に 26 年度は独自貸付件数が多かったが、適切に返済ができない人も多かった。</li> <li>・現在であれば、まずは返済計画を家計相談支援員としっかり立てて、もし、返済が厳しくなれば、その分返済額を減らす等の変更ができるようになり、利用者にとっても、返せる・返せない、の 2 択ではなく少額でも返し始めようという動きになってきた。</li> <li>・県社協とのコミュニケーションがよくなってきたところも大きい。市社協としても自立相談や家計相談支援員と相談しながら、県社協に訴える能力が高くなってきたこともある。</li> <li>・貸付について、社協だけで受け止めるのではなく、自立相談支援機関で 1 クッションある方がより効果的に支援ができる。相談者の状況について全体像をつかみやすい。</li> </ul>
I市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金は初回給与までのつながりがほとんどで、自立相談支援機関につながらないケースも多い。申請から資金の振込までは概ね 1 週間から 10 日程度かかり、制度施行前後での変化はない。</li> <li>・社協側としては、自立と原則セットにしたことによって、①要件に合わない人（貸付できない層）への対応策・つながりができた＝「自立に受け止めてもらうこと」ができる、②貸付以外の支援方策によって自立支援が可能となったこと、が良かったと感じている。</li> </ul>
J市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金の貸付決定件数は、平成 23 年頃ピークにその後減少し続け、26 年度までほとんどない状況であった。27 年から再び相談と件数が出てくるようになり、自立相談支援事業を始めたことで就労可能層の相談が増えてきたことによると考えている。</li> <li>・総合支援資金については基本的な要件を満たす人がほとんどいないため、借入相談はあるものの申請に至らない場合が多い。</li> <li>・平成 27 年度から自立利用が要件化された後、以前は条件を厳しく見ていたが、県社協による審査がゆるやかになった印象はある。</li> <li>・緊急小口資金で、ライフライン等の滞納分に充てられるようになったことは良かった。今までは「滞納分を支払ったのでお金がなくなった」なら貸すことができたが、そうした場合、必ず貸付決定できるという保証はなく、もし申請が通らなかったときに本人が立ち行かなくなる可能性がある。</li> <li>・自立相談支援事業の利用が要件化したことによって、以前よりも借受人に対する状況確認等が把握しやすくなり、さらに貸付期間を原則 3 ヶ月と短くなったことにより、全体的な焦げ付きリスクは低くなったと感じている。</li> </ul>

## ②両制度における連携の状況

社協内で両制度とも実施されている場合、同じ課内で日頃より顔を合わせているなど情報共有が円滑に行われやすい。

一方、自立相談支援機関と社協（貸付担当）が離れている場合、制度施行後しばらくは、相談者の誘導の仕方、どちらがイニシアティブをとるか等、連携に苦労した地域も多いようであった。実際の個別ケースに応じた検討や、支援調整会議、双方が運営する協議会等において協議を繰り返し、具体的なノウハウを蓄積することで、効果的・効率的な連携方策を試行している。

相談者をたらい回しにしない、負担の軽減、といった観点から、貸付申請の際に自立相談支援機関が同行することや、またその逆として、貸付の相談に訪れた人のうち自立相談支援機関の利用が必要と判断されたケース等において、両事業の担当者が面談に同席するなど対応がなされている。

A市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初は新たな書類を用意することや、両者で確認する事項が多く、またそれぞれの機関の立地が離れているため相談者の誘導の仕方などで苦労したが、現時点ではかなり解消されてきたと考えている。</li> <li>・当初は貸付を希望して相談に来られた人であっても、貸付に適している人、適していない人のある程度の見極めを自立相談支援員が認識できているため、市社協との間においても見解の相違が発生することはほとんどないが、相談者にお互いの制度をどのように案内するかについては相談者の誤解を生まないよう工夫が必要。</li> </ul>
B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関と社協とは、徒歩10分ほど離れたところに立地。</li> <li>・インテーク時から収入や債務状況等の聞き取りを行い、自立相談支援機関内で共有。支援調整会議には社協の貸付担当者も同席するが、そこに貸付に関するプランとして出す前には、事前に社協と自立相談支援機関とで協議を行っておく。</li> <li>・制度施行後により、2年目になって社協とはより密接に連携が取れるようになってきた。特に住居確保給付金の相談を自立支援機関が担当するようになり、また生活福祉資金とセットで展開することで、社協の貸付担当や市担当者との連携を密接に取る必要性が出てきた。</li> <li>・個々の事例において、「こういうケースはどう対応するか」といったことで支援調整会議をはじめ、インフォーマルな形でも協議を重ねてきて、社協へ最近ようやくお互いの役割分担が明確になってきた。</li> </ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の相談窓口と社協（貸付担当窓口）は離れた場所にある。</li> <li>・もともとケースを通じた常日頃からのコミュニケーションがあることに加え、自立相談支援機関が開催する運営委員会に社協も参加してもらう、逆に、社協が福祉権利擁護センターとして主催する会議に自立相談支援機関も参加するなど相互の交流があるため、両制度の運用にあたり共通理解ができています。</li> <li>・自立相談支援機関側からすると、貸付が必要と思えば、すぐ社協に相談し、生活福祉資金だけでなく独自資金も含めて本人に適切と考えられる資金を決める流れである。</li> <li>・基本的に、貸付に関しては、プランを作成する前から社協の貸付担当と相談しながら利用する形である。月1回定例開催の支援調整会議にも社協が参加している。（支援調整会議に貸付担当が入っていることで、自立の支援ケースも共有できるため、自立</li> </ul>



	<p>で受け付けた相談者が実は社協の貸付を利用したことがあり返済できていない人であることがわかる、といったこともある)</p>
D市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会で自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を受託。生活福祉資金担当と生活困窮（自立、家計相談、就労準備）担当が同じ部署で、担当者が別。→日常的な連携・情報共有に役立っている。</li> <li>・基本的に、自立相談支援事業を利用した貸付に関しては、アセスメント時から貸付担当と自立の担当者として情報共有している。支援調整会議を月1回程度、市保護課と社協とで開催しており、そこには貸付担当者も毎回出席する。</li> <li>・自立相談支援事業を利用した総合支援資金（生活支援費）の貸付ケースの多くは貸付期間が2~3ヵ月程度。一方、自立相談支援機関による支援期間（プラン）は、同期間かそれよりも長く4~6ヵ月程度かかる場合がある。基本的に、短期間の貸付にして返済の負担を少なくし、その当座の生活費を得られる期間に集中して就職活動に向かえる状況にすることが貸付を利用する目的の1つと考えている。</li> </ul>
E市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ社協内での対応となるため、相互に情報共有ができています。</li> <li>・支援調整会議は月1回だが、ケース検討会議は週に1回自立相談支援事業所で開催、社協の貸付担当も毎回出席している。</li> <li>・支援終了した人であっても、県社協からの償還状況をみながら状況をみて連絡をすることもある。また、プラン終了時の支援調整会議においても必要に応じて本人確認を行うことはある。</li> <li>・総合支援貸付と緊急小口に関しての民生委員との関わりはほとんどない。</li> <li>・就労支援については、ハローワークとの連携がある。自立相談支援窓口のある市庁舎内に、ハローワークの出先端末があり、就労支援ナビゲーターも常駐しており、相談者の就労支援の連携を図っている。その他、若者サポートステーションや、任意事業による就労準備支援事業との連携がある。</li> </ul>
F市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の職員と貸付担当者が同じ課で机を並べているので、日頃より顔の見える関係でコミュニケーションがとれ、ケースの共有ができています。</li> </ul>
G市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関と社協の距離は車で7分程度。</li> <li>・自立から社協に紹介する際は、必ず自立の相談員が同席している。（ほとんどのケースでは相談者を車で社協まで連れて行き、そのまま面談実施）</li> <li>・自立としては、比較的就労に近いと思われる方を貸付に案内するようにしている。就労までに準備期間を一定程度要する方は申請が通らないと予想されることに加え、仮に申請が通っても就労できなかった場合に借金が残るので、本人の自立を見据えた場合、適切な支援とはならない。申請が通るか否か、本人に償還できる可能性があるか否かを見据えて社協への紹介を行っている。</li> <li>・支援調整会議は随時で月5~6回程度開催。参加メンバーはケースに合わせて決めており、固定の参加メンバーはいない。随時で参加してもらっているのは、子ども相談支援課、子ども家庭課、社協（貸付担当/学習支援担当）、ハローワーク、保健センター、医療ソーシャルワーカー、税務担当課、保険年金担当課、消費生活課等。</li> </ul>
H市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の相談窓口は社協のすぐ隣にある施設に設置し、任意事業を含む3つの委託先も同じ部屋に拠点を設けている。</li> <li>・自立相談支援機関として毎日朝礼を行い、情報共有を行っている。それとは別に、困難ケースについては随時ケース担当会議を開催、月1~2回程度で議論しており、ケ</li> </ul>

	<p>ースによっては社協貸付担当の参加もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援調整会議は月 2 回定例で実施、市の担当課長・係長、自立相談支援機関の職員、社協職員が関わり、ケースに応じて障がいの関係機関が参加することもある。</li> </ul>
I 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金を借りたい人というのは、単に貸付だけではない生活相談が必要なケースも多く、先に社協に貸付相談があった場合にも、自立相談支援機関を案内し、アセスメントの結果、やはり貸付の必要性があるという場合、あらためて社協で手続をしてもらう流れとなっている。</li> <li>・自立相談支援機関では、貸付以外の支援方策によって自立に向かえる場合もあり、それは相談者によっても良いことであるため、制度施行後しばらくやり取りした中で今のスタイル（一度自立相談支援機関でのアセスメントを受けた上で貸付）となった。</li> <li>・自立相談支援機関で先に相談があり、社協の貸付につながったケースも数件ある。要件に合いそうな人がいれば、事前に電話等により要件など確認の上、社協に案内する。</li> </ul>
J 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お金を借りたい」というような相談も、一度自立相談支援窓口として相談を受けた後に必要に応じて貸付制度につなぐため、生活保護受給までのつなぎとしての緊急小口資金の利用を含め、100%自立とセットということになる。</li> </ul>

### ③相談者との関わり、フォローアップ

総合支援資金においては、多くの場合、償還時期には自立相談支援機関による支援が終了しており、またケースの蓄積がある中でマンパワーにも限りがあることから、自立相談支援機関が関わっていない実態も少なくない状況が垣間見える。そうした中、社協の貸付担当における滞納情報などを自立相談支援機関とともに共有することで、滞納をきっかけに再度の介入を行うケースもあり、借受後の双方における情報共有の重要性が示唆される。

緊急小口資金については、基本的に次の就職や初任給までの「つなぎ」で利用するケースが多いため、自立相談支援機関の利用を申込み、プランを作成した場合にも、その後に面談を行うなどの継続的な関わりが難しいとの課題を指摘する声もあった。

A 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週に 1 回ファイナンシャルプランナーが来ており、家計相談に関する対応も行う。その他同じ市役所内にあるハローワークの出先端末（職員常駐）とも連携する。本人支援のために登場人物が多くなるため、可能な限り、自立相談支援機関の職員が面談をセッティング、窓口としても、自立相談支援員が対応する。ただし、市社協の窓口までは同行はしていない。</li> <li>・支援調整会議は月 1 回、社協の貸付担当者が参加。貸付中、償還中については報告があり、随時状況の確認を行っている。</li> <li>・支援途中であれば、利用者が償還中に滞納しているかの情報は共有する。償還が危うくなりそうであれば双方で情報を共有して対応策を練る。</li> <li>・支援が終結した人のフォローは難しい。滞納者への対応は原則県社協で行っており、市社協は償還指導に同行することや、情報共有を行う立場にある。償還の役割を一部担う市社協として、どの程度自立相談支援機関に頼っていいか悩むところもある（ケースによっては借受人が自立相談支援機関への情報提供を拒否する場合もある）。</li> </ul>
-----	---

B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間中、相談者は、住居確保給付金を利用する場合、ハローワーク、自立相談支援機関の担当者、社協の担当者とそれぞれ月に1~4回面談することになる。それぞれが別の場所にあり、それぞれで話をする事から相談者にとっては負担になるかもしれない。しかし、目標を定めたプランを設定した上でのことであり、多くの関係者が本人のために動くこと、多様な関係者間との面談は本人への意欲向上とともに、本人を立体的に捉える上でも重要である。貸付を通じてそうしたアセスメントの深化が期待できる。</li> <li>・プランの目標として「償還」を位置づけているわけではなく、償還は社協が行うこととなっていることから、償還状況についての情報は自立相談支援機関にはない。そのため、滞納情報があれば、更なる困窮状態に陥ることを予防することができる可能性はある。もっと滞納情報を活用してのニーズの掘り起こしの余地はある。</li> <li>・一方、自立相談支援機関としてのフォローアップについては、ケースが数多く蓄積していることもあり、支援が終了して3ヵ月以上経過したものについてはほとんど追跡できていない状態にあるのは課題。</li> </ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に貸付を申請するにあたっては、事前連絡等を行ったうえで自立の職員が相談者に同行して社協と一緒に相談、手続を行う。</li> <li>・自立相談支援機関としては就職・職場定着の見守り期間を経た後プランの終了としているが、据置・償還期間が長期の場合、自立相談や家計相談は終了となっている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※貸付の利用の有無に関わらず、就労準備支援事業を利用したのち就職する方においては定着支援を経てプラン終了とする場合が多い。</li> </ul> </li> <li>・自立相談のプラン終了後においても、返済が滞っている場合にはそのことをきっかけに双方で情報共有を行い、「その人の生活はどうなっているのか」確認し、危機的状況であれば自立相談支援機関も介入する。今も、社協と自立相談支援機関の両方の貸付事業を利用している方がいるが、どちらにも返済がないことがわかり、連絡がつかないため一緒に訪問しようかと相談しているケースがある。</li> </ul>
D市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金については、基本的に次の就職までの「つなぎ」で利用するケースが多いため、自立相談支援機関の利用も申込みつつも（プラン作成した場合も）、その後に面談を行うなどの継続的な関わりはできない場合が多い。相談者も日中仕事をしているので電話連絡くらいしかできない場合も多く、そこで「仕事をしているから」面談に応じられない、といったことがわかれば、それ以上介入する必要はないかという判断である。</li> <li>・今のところ、自立相談支援機関が関わることで「償還状況がよくなった」というまではいっていない。ただ、貸付の担当者としては、「償還が終わるまで自立相談支援機関に継続的に関わってもらいたい」と考えている。</li> <li>・多くの場合、償還時期には自立相談支援機関によるプランも終了／支援終了していることが多い。自立を利用した貸付で滞納などがあった場合に、自立の相談員が「その後の様子うかがい」として連絡をとり、再び失業したなどの状況がわかり、自立相談支援機関で再受付したケースが1~2件あった。しかし、自立の担当者が出てきて「返済」のお願いをするのは難しく（貸す側・借りる側の関係になると利用者も「避けたい」気持ちが強くなることに加え、自立から利用者に返済のお願いをするのは自立の本来の役割ではないため）、あくまでフォローアップ、というニュアンスでしか連絡がとれない。また、再び連絡がとれた場合も、多くは就職状況・収入等が変化してい</li> </ul>

	<p>るため、家計の状況等から償還計画を見直さなければならない難しさがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付けを行った後、償還期間中に訪問などでフォローすることが望ましいと考えるが、マンパワー不足から実施は難しい状況。</li> </ul>
E市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付を希望する相談者との間では、ご自身のお金の状況を聞き取りつつ、制度の趣旨や要件、就労支援の中身について説明を行っており、制度の趣旨を理解してくれた人にしか貸付を行っていない。</li> <li>・相談者との面談の中で、目標を意識化させることが重要。例えば、目的の一つが「働く」であれば、その先に償還があることも意識付ける。それにより償還に対し、より意欲的になっていくものと思われる。</li> <li>・償還率についてのデータはまだ今年度分が算出されていないため、27年度の見直し後の償還率への影響については確かなことがいえない。自立相談支援機関が関わっている人でも滞納している人も実際にはいる。しかし、同じ社協内でのことなので、償還が滞っている人や、今後滞る可能性がある人についてもいち早く把握できている。</li> </ul>
F市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付の利用者を含め、自立相談支援機関のプランとして、まずは就労支援メイン、就職が決定してからは家計相談メインに切り替えるパターンが多い。</li> <li>・就職が決まった後、初回給与が支払われるまでのつなぎとして貸付を利用するケースもあり、そうしたケースも自立相談支援事業の利用を通じて貸付期間中から家計相談が入り、貸付終了後も生活安定のめどが立つまで週1回程度の面談を行うなどして支援を継続している。</li> <li>・就職後等に行われる家計相談の内容としては、実際に給与明細を持ってきてもらい月々の収入と支出を確認し、収入範囲でどの程度の生活費とすることが妥当か等、自分自身で確認してもらうことが一番のポイントである。</li> <li>・概ね現状の就労状況が継続し、収入・支出のバランスと本人の家計管理への自覚がある程度できるようになり、家計の安定に向かえそうだと判断した時点で自立相談支援事業による支援を終了としている。</li> <li>・ハローワークの就労促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）は、専属の担当者が希望の求人に対応してくれることや、予約がとれるため待ち時間がなくなることで、1人の相談者に対して同じナビゲーターに対応してもらうことが可能であるなどのメリットがあり、利用することが多い。</li> <li>・民生委員の関与としては、世帯の状況把握や定期的な見守りなどをお願いする形である。母子世帯や高齢者世帯と同居するひきこもりの稼働年齢層などが中心。高齢者世帯における困窮層（子がひきこもり等）の把握に関しては、地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談でつながれる場合もある。</li> </ul>
G市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インテーク時：自立相談支援機関での受付ケースにおいて貸付が有効と思われる場合、相談員が社協へ同行し、一緒に面談をする。</li> <li>・プラン作成・支援過程：総合支援資金の場合、月2回の社協の面談が必須である。その面談に自立相談支援機関の相談員も同席している。（同席を必須化はしていないものの、概ねのケースで同席できている状況）これとは別に、定期的に自立相談支援機関の相談員との面談を行う。</li> <li>・償還：緊急小口資金は据置期間が短いため、まだ自立相談支援機関によるプランの支援期間中であるケースもあり、償還やフォローの連携が可能である。総合支援資金については、据置期間が長く、自立相談支援期間のプランが終了しているケースがほと</li> </ul>

	<p>んどであることから、ケースバイケースとなっており、連携が難しいのが実情である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還の督促は県社協が行うが、日々の電話連絡や訪問等は市社協で行っている。</li> </ul>
H市	<p>インテーク時：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規のケースで初期の相談時には、できるだけ家計相談支援事業の職員も同席し、インテークを実施し、金銭に関わるところの聞き取りを行っている。相談者の時短と負担を軽減することが重要である。</li> <li>・逆に、社協へ貸付の相談がきても、貸付だけの対応はあまり行わず、まずは自立相談支援機関を紹介し、そこで広範な課題の聞き取りを行ってもらおう。社協だけで対応してしまうと、貸付目的でアクセスした相談者に対して、貸付の利用可否という関わりにならざるを得ず、課題の本質に迫りにくいところがある。</li> </ul> <p>プラン作成・支援過程：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協独自の貸付も、自立相談支援事業の利用とセットにするケースがほとんど。</li> <li>・貸付の斡旋があった全借受人の償還状況一覧表を作成して償還状況を報告し、プラン終了者についても情報提供をしている。</li> </ul> <p>フォローアップの方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援調整会議で終結を判断し、3ヵ月程度は様子を見るが、その後についてほとんど追跡できていない状態にあるのは課題。</li> <li>・基本的に貸付利用者が就職したことにより支援終結とはしておらず、返済の見込みや返済に信頼がおけるようになった場合、支援終結としている。</li> <li>・終結後も社協からは返済状況を確認しており、返済が滞った利用者に対して、生活状況を確認し適切な助言等を行うように努めている。</li> </ul> <p>償還：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務の返済状況については、常に自立相談支援機関と社協との間で情報共有を行い、可能な限り同席を行う。</li> <li>・プラン期間中の対象者については、自立相談支援員もしくは家計相談支援員から連絡を受ける形にしている。プラン終了者については社協が主体で関わる。</li> </ul> <p>滞納者への対応：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には自立相談支援員、家計相談支援員とも情報共有している。</li> <li>・償還が適切に行われていないとき、貸付担当者から情報を入手した場合、家計相談員も、本人へ電話相談もしくは自宅訪問を行い、支払いができない状況把握に努め、今後支払いができるように助言や家計相談を行い、再建に向けて促す。</li> </ul>
I市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協の独自貸付事業を利用したケースについては、滞納があった場合に自立側に連絡をして確認をとってもらおうなどしている。</li> <li>・自立相談支援機関側は、社協から滞納等の情報が入った場合、プラン支援中であれば本人に連絡をとるようにしている。支援終了している場合、あえて自立相談支援機関側から連絡を入れることはあまりない。</li> </ul>
J市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付は概ね3ヵ月区切り。</li> <li>・就労準備支援事業の受託団体は、企業とのつながりがかなり豊富で幅広く情報を持っているため、連携しながら就労支援を行うと概ね3～6ヵ月ほどで仕事が決まる。</li> <li>・自立相談支援機関との連携なしに貸付担当だけで支援していた頃は、長期に貸付していたケースも多かった。今はより短い期間で就労が可能となったことで、貸付期間はより短く、その後の返済の負担を軽減できている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業の内容としては、主に就職先のあっせん、面接の練習、同行などである。総合支援資金の利用ケースも、自立相談支援機関の申込みケースも、ほとんど就労準備支援事業を利用している。</li> </ul>
--	---

#### ④家計相談支援事業等の活用

家計相談支援事業を実施している地域においては、自立相談支援事業を利用した貸付において、概ね家計相談支援を行っている場合が多い。貸付時のアセスメントが効果的に行われるということや、返済計画の作成等により先を見通した上でより信頼性を伴う貸付が可能となること、また、貸付中から定期面談を継続することにより、借受人自身の家計管理や返済への自覚を促すといった面で効果的であるなどの意見がある。

A市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付制度利用者は、原則、全員が家計相談支援事業を利用する。</li> <li>・ただし、全員が家計相談支援事業の受託団体による相談対応を受けるわけではなく、まずは自立相談支援員との間で、支払帳票類を整理することや、滞納状況の確認、毎月の収支記録をつけることとなっている。</li> </ul>
B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計相談支援事業は任意事業として実施していないが、自立相談支援事業の一環として家計相談には対応しており、全相談員がそういう意識をもって、特にインテーク時には留意して臨んでいる。</li> </ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関受託団体のネットワークによる独自の貸付相談事業については、家計相談支援事業が伴走することを前提に貸付を行っている。</li> <li>・自立相談支援事業のケースにおいても家計相談支援事業の利用が有効な場合が多い。 →家計の「見える化」と「中長期的な生活の見通し」ができることが有効。自立相談支援機関にきた相談のうち、家計相談が必要そうだと判断すれば、初回面談から家計相談支援員に入ってもらい、自立相談支援機関の相談員が簡単な家計指導を行うこともできなくはないが、「中長期的な生活の見通し」を含め、家計相談の部分を専門の相談員が担ってくれることで、自立相談支援機関の相談員はその他の課題に集中することができるため、負担が軽減される側面もある。</li> <li>・社協の貸付担当の意見として、「お金を貸してほしい」と貸付相談に訪れる人には、少なからず「現状の生活が回っていないのにさらにお金を借りたい」場合がある。そのままでは借りられたとしても生活がよくなるかわかっているため、家計相談を利用していただくことが重要。現状では、家計相談支援事業を利用するにも本人の同意がないと難しいので、家計相談を受けることを前提として貸付が行われる方が望ましいのではないかと。</li> </ul>
D市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、自立相談支援事業を利用した貸付のケースは、全て家計相談支援を行う。</li> <li>・特に、初期の貸付の申請段階から、面談等で把握した状況を踏まえ、「現状から・働いて収入の見込みはどのくらい・いつ頃・いくらずつ返済するのか」を整理する。 →申請時、返済計画として作成（返済計画書類作成のためにも家計相談を利用）。</li> <li>・家計相談支援事業については、ここを整理することがまず大事であり、また、その後の家計相談をしていく中で、収入と支出の帳尻が合わず、よくよく確認すると、本人</li> </ul>

	<p>が申告していない負債が発覚する場合もある。家計相談支援事業の実施にあたりファイナンシャルプランナーも雇用しており、ケースによって協力し合っている。</p>
E市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計相談支援事業は特定のスタッフが対応しているわけではなく、普段の相談の延長線上に家計相談を行っている。インテーク時から生活状況を確認しながら、公共料金の支払いや家計の状況等を確認し、必要に応じてワークシートを活用。</li> <li>・貸付を受けながら家計相談を受ける人はほぼいない。多重債務の人が家計相談支援事業を受ける傾向があり、貸付には馴染まないのではないか。</li> </ul>
F市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度からは、自立相談支援事業を利用した貸付のほとんどにおいて、家計相談支援事業を利用している。</li> <li>・自立相談支援事業によるプランを作成することによって、貸付担当者だけでなく、特に家計相談を行うことで生活全般の見守りで関わっていけるということが重要。</li> <li>・償還の状況についても家計相談の面談や連絡等により確認することもしやすく、また貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけを行うことにもつながっている。</li> </ul>
G市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業を利用した貸付ケースについて、家計相談支援事業の実施は約半数程度。自立相談支援機関、社協ともに家計相談は不可欠であると認識しており、貸付申請者全てに家計相談の利用を勧めている。利用に至らない半数は本人の拒否によるもの。</li> <li>・自立相談支援機関としては、貸付利用有無を問わず基本的にはほぼ全ての相談者に家計相談の活用を勧めるものの、本人が抵抗感を示すケースが多いことに対して課題を感じている。</li> <li>・家計相談を開始しても、数ヶ月で本人が自己管理できるようになることはほぼ不可能である。1～2 年程度家計相談支援を実施したケースでは、概ね自力で家計管理ができるようになる。今まで家計管理をしていなかった人が家計管理をする習慣を身に着けるのに、数ヶ月では身につかない。長期的な支援が必要である。</li> </ul>
H市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付しているケースについて、概ね家計相談支援事業を併用する。</li> <li>・家計相談を行うことにより、貸付担当者やその他の支援関係者に対しても、家計（数字）が見える化することにより、理解や協力を求めやすくなるので効果的である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①県社協との事前協議において、ケースによっては申請書の作成をサポートしてくれ、返済計画等を作成してもらっている。（県社協より、償還が不安だからということでもリクエストされる場合もある）</li> <li>②キャッシュフローを整理することで、利用者にとって先の見通しができ（金銭面の目処が立つ）安心し、不安感の払拭につながっている。相談者自身も、ここがいけなかったか、ということ意識できるようになり、より緻密な返済計画も立てやすくなった。</li> <li>③自立相談支援事業の相談支援員、または、貸付の担当職員だけで面談するよりも、家計相談支援員とセットで対応すると、相手の実態がよく見えることにつながっており、アセスメントが効果的にできている。</li> </ul> </li> <li>・ただし、家計相談支援員と社協の貸付担当者との間でのギャップが生じる場合もある。具体的には、家計相談支援員が関わることで、例えば 20 万円まで貸し付けしてもらえれば自立ができそうだという感触を持っていても、限度額や償還可能性の面からは、その額では貸付できないケースもある。</li> </ul>

J市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計相談支援事業はまだスタートして間もないが、「家計の見える化」という点で重要だと認識している。貸付の相談に来られる方の9割が家計を把握していない（収入はわかっているが支出を整理できていない）。</li> <li>・現在は、自立相談支援事業が始まる以前から貸付利用者に対して使っていた家計相談シート（県内で使用されている様式）を活用して家計相談を行っている。</li> <li>・自立相談「本人の自立に向けた支援」と、家計相談「家計面から生活を長期的にみる」ということは支援の視点が異なるため、本来は、貸付担当、自立支援、家計相談、それぞれの役割を担う相談員がおり、1人の相談者に対応の方がよいのかもしれない。</li> <li>・多角的な視点、各々の立場で守るべきところのせめぎ合いをしながら本人の支援にとってベストなものを検討していくことができるメリットがある。</li> </ul>
----	--

### ⑤独自貸付等の有無・利用状況

総合支援資金や緊急小口資金では、要件上や対応に要する時間等の面でカバーできない部分において、独自の貸付事業等が活用されている。また、生活福祉資金と独自の貸付事業等を組み合わせることで、支援の幅を広げることにつながっている。

A市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度施行以前より続いている独自貸付資金「市民小口資金」がある。原資は市からの借入金で、被保護者等の場合は福祉事務所長の証明印が必要で、それ以外の方は原則としてA市に居住し、かつ保証能力の十分ある者が保証人となり、最大6万円まで無利子で貸与。翌月から返済可能で最長12ヶ月まで分割払いが可能。</li> <li>・年間利用件数は約300件（申請額は相談者により異なる）</li> <li>・生活保護を含め収入がないと借りることができないことになっているため、無職・無収入の人にとっては利用が困難である。</li> <li>・その他市社協として、食料支援も行っており、1人・1週間分をセットにして提供することもある。最近はコープからの提供物もある。</li> </ul>
B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇県と□□県で展開している「消費者信用生協」は、多重債務者の課題解決のため、市町村からの預託により基金を造成し貸している。</li> <li>・県社協の独自事業としては、ライフラインが止まりそうな危機的な人に、5万円までの給付を行うものがある。これまでに10人程度が利用、月1~2件の利用がみられる。</li> <li>・独自事業の一環として「食糧支援」も行っている。フードバンクから提供をもらい、月30件程度と比較的稼働している。</li> </ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金だけでは対象がかなり絞られてきてしまうため、自立や社協に独自の貸付や給付事業等があることで、さまざまな組み合わせを検討して相談者のバリエーションに応じた支援（資金ニーズ）に対応できている。</li> </ul>
D市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーマンショックを受けて創設された独自貸付けとして、定期的な収入がある方（年金含む）に対し、家計相談支援事業の利用とセットで5,000円を貸付けている（ただし、同資金を以前借入れたことがあり、その返済が完了していない者は対象外）。</li> <li>・もともと市社協の独自貸付として市内（または隣接する市内）に保証人を立てることを条件に10万円の貸付けを行うシステムを持っていたものの、保証人のハードルをクリアできる対象者がほとんどいなかったことから、要件のハードルを下げ、少額で</li> </ul>



	<p>も使い勝手の良い独自貸付システム創設の必要性を感じ、上記の 5000 円の貸付システムを設けるに至った経緯がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自貸付けにはリピーターも多い。そうした方は家計に何等かの課題を抱えていることが多いため、基本的には家計相談支援とセットで独自貸付けを提供することとしている（一部、新規の方にはアセスメントのうえ判断し、家計相談利用なしで貸し付ける場合もある）</li> </ul>
E 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協が法人格を取得した当時の独自資金がある。目的は当時から同じで「困窮者の経済的自立と生活意欲の助成を図ることを目的とした貸付」。据置期間はなく翌月から返済、3 万円が限度額で保証人が必要。</li> <li>・自立プランに位置づけるまでは至らず、当座の生活資金として活用されることが多い（ホームレスの人、今日食べるものもない人等）。27 年度で 417 件。生活保護が決まるまでのつなぎとして活用されることもある。26 年度前は 300 件程度だったので制度施行後、増えたことになる。</li> <li>・償還率は 60%程度。上限 3 万円なので、就職するための衣服購入、検診費用などに使われることもある。</li> <li>・低所得層の年金受給者等にとっては、何かあったときのセーフティネットにはなっているであろう。</li> </ul>
F 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で展開されているフードバンクの利用が多い。</li> <li>・社協の独自貸付事業（貸付額：5 万円～10 万円）があるが、連帯保証人を求めることなど使い勝手があまりよくなく、利用はほとんどない。（昨年度も利用件数はゼロ）</li> </ul>
G 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協独自の小口貸付を行っている（実績は年 30 数件程度）。上限は 5 万円で、生保受給（もしくは申請中）世帯は上限 3 万円（次回生保支給日に全額返済）。保証人を立てることが条件であり、基本的に 3～4 日の間に貸付決定が可能。ただし、緊急を要するケースや生保ケースは保証人なしでも貸付可能で、最短で翌日の貸付も可能。</li> <li>・自立相談支援機関から独自資金の利用にいたる方は一定数いるが、基本的に自立相談での見立てで生活保護へのつなぎが必要と判断された方の受給までのつなぎとして活用されるケースが主であり、自立相談と並行しての独自資金の利用ケースはほとんどない。</li> <li>・社協の独自の取組として、H26 年度より居場所支援を実施している。対象は主に親元に住んでいるニートやひきこもりで、居場所を兼ねた仕事の練習の場を提供している。具体的には、繁忙期の企業での単発の作業で、企業が利用者に謝礼（500 円程度）を支払っている。</li> <li>・また、畑作業を週に 1 回提供してくれている企業もあり、ここではボランティアとして作業することで昼食を提供いただいている。その畑で作った野菜を生活困窮者に寄付する事業も行っている。</li> </ul>
H 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協の独自貸付として、2 つある。</li> <li>・「法外援護資金」は上限 10 万円、据置 2 ヶ月、保証人原則必要、年度によって 20～30 件程度。もう一つは「生活安定対策資金貸付状況」で最大 20 万円、据置 2 ヶ月、法外援助事業とほぼ同じだが、上限金額が異なる。</li> <li>・もともと社協で原資を集めて、社協の判断で自由に貸付することができる。対象は、償還、自立の見込みがある人。県の貸付は、転居費用は出ないが、市社協の独自では出せることもある。生活福祉資金で対応不可な場合でも、生活安定対策資金等の方が</li> </ul>

	<p>利用しやすい場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭的には県社協の生活福祉資金の方が大きいですが、生活困窮者は、少しのお金で自立生活につながる部分が大きく、返済がしやすい面も考慮すると少額のものも有効。</li> <li>・現金給付の独自事業として、緊急要援護者支援事業がある。その日の食料がない方等に対し、400～500円程度を提供。</li> </ul>
I市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協の独自貸付事業「生活一時資金」：上限3万円、連帯保証人及び民生委員の紹介書類・署名捺印必要（緊急性が高い場合、省略することもある）。即日貸付が可能。要件としては、返済可能性が見込まれる人。</li> <li>・H27年度貸付実績は120件程度。自立相談支援機関における相談者のうち、この独自貸付を利用したケースは10～20件程度。</li> </ul>
J市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協の独自貸付事業：上限3万円。緊急小口資金に乗せることができないケースに使うことが多い。当日の現金支給が可能のため、ライフラインが止まるなどの緊急ケース等にも利用可能。（年間6件程度の実績）</li> <li>・フードバンクの利用</li> <li>・市社協独自の現物支給（多少の備蓄）</li> <li>・本人の返済の負担を考えると、できるだけ多額の貸付は利用せず、他で代用可能ならばそれに対応するというのも一つの方法ではある。</li> </ul>

## ⑥その他

貸付とあわせて自立相談支援機関が関わるケースの中には、日常生活自立支援事業への移行が適切と判断され、連携がなされる場合があることや、住居確保給付金との関係性、地域特性による課題等について意見をいただいた。

A市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用時の要件が厳しく、もう少し緩和してもらえれば、より多くの人に適用できるのではないかと。（例えば、相談者が県社協へ償還金額の相談をし、当初の月1万円の償還を5千円に変更することにしたが、差額の5千円が「滞納」の位置づけになる等）</li> <li>・公的給付金を受領している場合にも、給付額が少額の場合、もう少し収入があれば自立に向けてのステップが踏みやすくなる場合もあり、一定額までは認めるなどの緩和措置があると助かるのではないかと。</li> <li>・過去に職歴が転々としている場合、雇用継続の可能性が低いということで貸付の審査にマイナス（貸付不可）になることがあり、雇用継続の見込みについて、例えば自立相談支援機関のプランに位置付ける等のフォローを前提に検討いただけるとよい。</li> <li>・自立相談支援機関と市社協の間だけでなく、県社協とも事前調整を図り貸付可能性についての見解を一致させておくことが重要と感じる。</li> </ul>
B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親の方々は、年明けあたりから無理を重ねて進学のために駆けずり回って、手遅れな状態になってから相談に来られることも多い。現在は要件化されていないが、社協の貸付相談を通じてリファーマーがあれば、教育支援資金の利用者においても自立相談支援機関がプランを作成して関わるケースは頻繁にある。</li> </ul>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金と住居確保給付金の決定時期について、いずれかが決まるか決まらないかによって制度の利用可否に関わるため、支援調整会議等でもよく議論になる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付を行い、あわせて家計相談支援事業により家計相談を行ってみるが、2 ヶ月程度たってもレシートの管理など、どうしても自分でできない方もいる。そうした方の中には、日常生活自立支援事業につなぐこともある。日常生活自立支援事業の方を先に勧めても、通帳を他人にわたして管理される、といったことに躊躇して拒否される場合もあるが、一度、家計相談という形で、自力でやってみていただき、「やはり難しい」ということを本人もわかれば、その後、日常生活自立支援事業の方に移行し、金銭管理によって返済を見通しつつ生活をされる方もいる。</li> </ul>
D 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度が始まる以前に総合支援資金の貸付をしたケースについて、償還が滞っているということで制度施行後に自立相談支援機関が関わったところ、軽度の知的障がいがあることが明らかになったケースがある。軽度の知的のため一般就労では長続きせず、生活に困る日々が続いていたため、福祉的就労を勧めると、本人の理解も得られた。その後は、日常生活自立支援事業により金銭管理を行っている。→自分で働くことができる人（一般就労）であれば「家計相談支援事業」、障がいがある場合等には、「日常生活自立支援事業」の利用と、ケースに応じて検討している。</li> </ul>
E 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援事業を受託し、相談支援をスタートした当初は、生活福祉資金は一つの武器になるという期待があったが、意外と活用のタイミングはそう多くはなく、結局、生活保護に行くしかないと感じるときもある。</li> <li>・教育支援資金に関し、県社協から「気になるケースについては自立相談支援機関と情報共有を行うこと」といった通達もあったが、実際はあまりケースとしては共有できていない。逆に、自立相談支援機関側から支援の一環として教育支援資金につなげたことはある。</li> <li>・自立相談支援機関の相談者の中で、浪費癖があり家計のやりくりが全くできず、家計相談の範囲を超えていると判断し、日常生活支援事業で金銭管理を対応してもらうことでプランを作成したことはあった。</li> </ul>
F 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金と総合支援資金を組み合わせたいケースが多いが、両制度の要件が異なるためにそれがかなわない場合が出てくる（総合支援資金が受けられないケースが多い）。そうすると、法外援護等の他のサービス利用も含め検討することとなる。</li> <li>・住居確保給付金は市役所、総合支援資金は社協と、窓口が異なるため、双方のサービスを受けられるかどうかの確認や調整に手間取る。また、双方とも書類を揃えることが相談者にとってかなりの負担になっていると感じる。</li> </ul>
G 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人がおらず部屋が借りられない方が多い。工場の多い土地柄外国人も多く（自立に訪れる方の 1 割は外国人）、外国人の方は社協の貸付に適さないケースが多く、保証人が立てられず住居探しにも苦労するケースがほとんどで、使える社会資源が限られている。</li> </ul>
H 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関側として、支援が終結してからも気になる人にハガキを出す等フォローアップもそれなりにしているが、ケースが積み重なれば、負担になる。どこまで丁寧になればいいかキリがないこともあり悩ましいところもある。</li> </ul>
I 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の方との連携は、関わるケースの地域にもよる。生活困窮者（制度）について知っていただき、地域内で気にかけてもらうという意味も込めて、社協の独自資金</li> </ul>

	の署名捺印の手続をお願いしている面もある。
Ｊ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労自立で支援を終了した場合の「就労」は、地域の事業所の特性もあり（正規での採用がほとんどない）概ね非正規である。</li> <li>・民生委員の関与は多くはなく、社協からつなぐ必要性を感じた場合をお願いする。</li> <li>・実際には難しいとは思いますが、貸付ではなく短期的な給付の方がカバーできる層が広がるのではないかと感じる。貸付の場合、どうしても返済が再スタートの足かせになってしまうためである。条件付きの給付（翌月に就労した場合、貸付から給付になる等）であってもよいかもしれない。</li> </ul>

## (2) 都道府県社会福祉協議会ヒアリング調査結果

### ①平成 27 年度見直し後の実態

貸付担当者と自立相談支援機関担当者の両方の視点で本人の状況を把握し、貸付利用についての見解を示すことができるようになったことが貸付対象者の適正化に寄与しているのではないか、アセスメントを通じて貸付だけによらない必要な支援につなげやすくなったこともひとつの効果ではないかといった意見があった。また、見直しにより総合支援資金において貸付期間を原則 3 ヶ月とされたことは、貸付が長期化しないようになったという点で効果的であったと考えられている。

<p>K 県社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度以降で原則、自立相談支援事業の利用が要件となったことは、貸付担当だけでなく相談者に対して多様な人が関わり、アセスメントを通じて貸付だけによらない必要な支援につなげやすくなったことが 1 つの効果と考えられる。</li> <li>緊急小口資金について、平成 28 年度直近の実績では、自立相談支援事業とセットになった貸付が約 4 割あり、全体として、貸付ケースのうち償還が続いているのが 8 割程度となっている。相談時のアセスメントが良い方向に影響が出ていると思われる。</li> <li>総合支援資金において、貸付期間を原則 3 ヶ月（最長 12 月まで延長可）と見直しがなされたことも、貸付が長期化しないようになったという点で効果的であったと考える。</li> <li>県内の事例としては、その他の見直し事項による影響はほとんどみられない。緊急小口資金ではライフライン復旧に関わる費用の支払いにも利用できるようになり助かった面はあると思われるが、若干実績があった程度である。</li> </ul>
<p>L 県社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借受人の立場からすると、手順の手間が増え、ハードルが上がっているように感じられるかもしれないが、県社協の立場としては、支援者が増えたことで本当に貸付が必要な方に利用していただくことや、支援が必要な方への対応がとりやすくなったと感じている。</li> <li>貸付担当だけで対応していた際は、「貸付が妥当かどうか」という視点が中心になりがちだが、自立相談支援機関担当者と両方の視点で本人の状況を把握し、貸付利用についての見解を示すことができるようになったことは意義があると思われる。</li> <li>市社協から都道府県社協への相談においても、「この方はこういう支援によってこのように自立できる」ということを明確に意見してくれることが多くなった。それは、相談者に貸付制度についての理解を得ることにもつながっていると感じる。</li> <li>平成 27 年の見直し以降、貸付期間は概ね 3 ヶ月がほとんどで、延長の申出があるケースは少ない。3 ヶ月がんばってみてうまくいかない場合、借金を増やすだけになる可能性が高く、生活保護を含めて他の支援方策を模索することが基本になっているのではないか。</li> <li>なお、3 ヶ月で貸付が終了する理由としては、正規・非正規問わず主に就労。ただ、もともと就労経験が浅い人が多いため、就職しても正規職員になることが難しく、</li> </ul>

	<p>また離職してしまう場合も多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から貸付の相談に来られる方のほとんどが負債を抱えている。住宅や自動車のローン以外で 200 万円以上の負債がある場合、負のスパイラルに陥る可能性が高いため基本的には貸すべきではないとの判断としているが、概ね 200 万円以内であれば要件外とはせず相談に対応してきた。このため負債状況に関する事項としては、平成 27 年度の見直しに関わらず、ほぼ従来どおりの対応である。</li> <li>・緊急小口資金の申請から資金の振込までは概ね 1 週間であり、生活困窮者自立支援法施行前後でほとんど変化はない。</li> <li>・県内自治体においては、ほとんど社協が自立相談支援事業を受託していることもあり、制度施行後に運用面で困るようなことはあまり生じていない。</li> <li>・政令市においては、自立相談支援機関の拠点箇所が限られており、それに対して貸付の窓口である区社協は区ごとにあるため、総合支援資金や緊急小口資金の申請を行うにあたり、自立相談支援機関による同意書を得るなどの手続のため距離的なハードルが高くなってしまっているところもあるのではないか。</li> </ul>
--	--

## ②貸付申請・審査のプロセス

県社協において、できる限り迅速な対応がなされるよう、貸付可能性（償還の見込み等）や必要書類の確認等において市区町村社協との事前調整がなされている。また、貸付の審査においては、これまでの利用実績や償還状況等を踏まえ、地域の実情に応じた検討がなされていることが把握された。

自立相談支援事業の利用の要件化に伴う手続きとしては、貸付の申請時や貸付決定後も自立相談支援機関によるプランが提供されない場合もあるとのことであった。審査時点では、従来の貸付相談受付票や市区町村社協担当者との確認により対応がなされているが、借受人との償還までの関わりを見据える上ではプランの内容を共有することは重要であり、情報共有の観点から今後の課題と認識されている。

K 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査のポイントとしては、要件に合致しているか、年齢、負債の状況、所得、自立に向けての可能性（償還の可能性）などを確認するが、基本的には書面と、市社協の担当者の意見を参考にする。第三者だからこそその客観的な視点で判断するように努めている。</li> <li>・実際に申請書を提出していただく前での市町村社協との事前調整も重要である。</li> <li>・現場との間で見解が分かれる場合があることのひとつとしては負債額であり、これからの収入の見込みと返済が可能かどうかについて意見交換や確認を行うことがある。</li> <li>・緊急小口資金については、書類が整えば最短で 3 日、長くて 10 日以内には入金できるように対応している。総合支援資金では、スムーズに書類が揃えば 2 週間弱ほどで振り込みを行うように努めている。（局内審査会等はなく、書面審査が中心）</li> <li>・総合支援資金、緊急小口資金とも自立相談支援事業を利用した貸付において、支</li> </ul>
-------	--

	<p>援調整会議のタイミングが合わない場合やプランの作成が間に合わない状況があり、申請時点でプランが作成されているということは少ない。このため、申請においては受付時の利用同意書のみ先に添付してもらい、プランは審査決定以降に提出されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、速やかな対応が求められるため、市町村社協側で従来から活用している相談受付票や、市社協職員の意向等を鑑みて審査・判断を行っている。</li> </ul>
L 県社協	<p>総合支援資金：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援資金においては、書類が整えば、申請から資金の振込までは早くても10日から2週間弱。相談件数が多い時期などは1ヵ月程度かかる場合もある。</li> <li>・総合支援資金の相談ケースの実態として、これまで仕事をしてきて何らかの理由で失業したため貸付が必要になったというような方はほとんどない。短期のアルバイト経験のみや、最近に多いのは、親の年金で20～30年ほとんど仕事をせず暮らしてきたが、親が亡くなって生活に困るようになったというような方。多くは仕事に一度就けたとしても1ヵ月もしないうちに辞めてしまうなどの状況に陥りやすい。</li> <li>・そうした背景から、貸付の判断において就労経験は重要視しており、働いた経験がほとんどない方については見込みを十分考慮した上でないと貸付を行わない方が結果的に本人のためではないかという考え方もある。このため平成24年頃から、前述の負債額の目安（概ね200万円以内）とともに、「離職後2年以内、かつその中で6ヵ月以上自活できていたこと」という2つを基本ルールとした経緯がある。</li> <li>・市町村社協の担当者の方でも、相談者の就労可能性等を判断してから県社協に相談してくれており、また就労経験が少なくとも本当に「働きたい」という意欲のある人についてはできるだけ前向きな検討を行うようにしている。</li> <li>・工業が盛んであるため、派遣のほか外国人労働者が非常に多く、総合支援資金の相談も半分は外国人という状況。（教育支援資金も半分程度が外国人の相談）</li> <li>・外国人対応ということで、以前は通訳を入れてもらい申請書が提出されれば貸付に対応していたが、通訳できちんと契約内容が伝わっているか疑問が残ることや、実際に滞納した場合に手紙や電話をしてもつながらないなどの状況が続いた。このため、26年からは、ひらがなが読めること、ローマ字でも構わないので日本語が書けること、という2つを要件として見直した。</li> </ul> <p>緊急小口資金：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金の用途としては、①生活保護受給までのつなぎ、②初回給与支払までのつなぎ、③その他、がほとんどで、①と②で約8割を占め、残り2割が③で、その③のうちの半分程度で自立相談支援事業の利用が行われるようなイメージである。</li> </ul> <p>手続きについて：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付の申請書とあわせて自立相談支援事業の利用同意書を添付してもらおう。</li> <li>・プランは申込書とセットで提出をお願いしてはいるが、申請時や貸付決定後もプランが提出されないことも多い。都道府県社協としても、確認を行うべきところもあり課題。</li> </ul>

### ③償還時の取組について

都道府県社協と市区町村社協との共同で償還指導面接が行われており、その際に把握した借受人の生活状況等を踏まえ、必要に応じて自立相談支援機関の介入が行われるケースもみられている。

K 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還に関しては大きく 2 つの活動がある。一つは、滞納者に半年に一回督促状を出すこと、二つ目としては償還指導面接。</li> <li>・「償還指導面接」は、2 年に 1 回、隔年で全市町村社協と連携して行っている。この面接では、滞納者や面談が必要と思われる対象者をリストアップし、その人に向けての相談会を開催するもの。年度の始めの頃に、管内の全ての社協に打診をし、希望があれば毎年でも実施する。</li> <li>・償還活動はあくまでも県社協の責任で行っており、市町村社協にとってはメインの業務にはなりにくい。それでも毎年多くの社協から償還指導面接を行ってほしいとの要望があがる。市町村社協としても、ケースがその後どうなったか気になっているということと、また、市町村社協の独自貸付事業を併用している方もあり、その返済も含めて面接したいというニーズもあると思われる。</li> </ul>
L 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還業務については、県社協自体が行うもののほか、市町社協とで事務委託契約を締結し、貸付から償還終了までの業務を共同で行っている。</li> <li>・平成 24 年から 27 年 3 月までは、予算がついていたため償還相談員 2 名を配置し、市町社協職員と滞納世帯に訪問し、生活状況の把握と償還指導を行ってきた。27 年 4 月からは県社協と市町社協職員で訪問活動を実施しているが、面談率は 40% 程度にとどまる。</li> <li>・訪問先のピックアップは、6 ヶ月以上滞納しており、最近連絡をとれていない方。中には、訪問したことで失業や電気・ガスが止められているなど新たな困窮課題が把握されることもあり、自立相談支援機関が関与する場合もある。</li> </ul>

### ④家計相談支援事業等の活用

任意事業である家計相談支援事業の実施地域が少ないこともあり、県社協としてはまだ十分に家計相談支援事業による具体的な効果を把握する段階にはきていないようであった。

K 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業を利用した貸付における家計相談支援事業との連携の状況・効果について、明確には認識していない。理由としては、県内で任意事業である家計相談支援事業を行っている自治体が少ないということと、実施・未実施とも自立相談支援事業の一環で、簡単なレシートの記録等の家計相談を行っている場合が多いという実状による。</li> <li>・任意事業の家計相談支援事業を含めたプランかどうかの確認は行っているが、例えばグリーンコープ等が行っているような専門的な家計支援がなされているというよりも、むしろ丁寧に話を聞くことや、少しでも家計の管理がうまく進められ</li> </ul>
-------	--



	<p>るよう、寄り添い型で意欲の向上につなげるなどのことが効果的なような印象を持っている。</p>
L 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計相談支援事業は県内で実施している自治体自体が少ない。</li> <li>・数は少ないながらも、実施地域においては、自立相談や貸付の面談の最初から家計相談支援員が同席するほか、長期スパンでライフサイクルイベント（子どもの学費等）なども考慮した家計の計画を立てて相談に対応するなどしており効果的であると感じる。</li> </ul>

### ⑤その他

生活福祉資金貸付制度を生活困窮者自立支援制度の支援ツールとして有効に活用するにあたり、これまでの貸付制度の創設・経緯を踏まえ、対象者層をあらためて整理することの重要性や、教育支援資金など他の資金の相談ケースとの連携、住居確保給付金と総合支援資金の関係性等について意見をいただいた。

K 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な連携を図るにあたっては、生活福祉資金を生活困窮者自立支援制度の支援ツールとしてのどのような目的に位置づけるのか、対象者層とともにあらためて整理することも重要ではないか。</li> </ul>
L 県社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援資金の利用ケースにおいては、お金があればあるだけ使ってしまうなど金銭感覚のない親からの借入相談などもあり、貸付を行ったとしても世帯の生活がよくなると予想されるケースにおいては自立相談支援機関による支援を併用すべきと感じる。</li> <li>・住居確保給付金と生活福祉資金との併用は多い。住居確保給付金は対象範囲が広く、その中で総合支援資金も適用可能な対象が含まれる。住居確保給付金だけが決まっても入居ができないため、基本的には総合支援資金の貸付決定の判断をまわって住居確保給付金も決定されることが望ましい。しかし、住居確保給付金の方が先に決定することが多いため、特に生活福祉資金と住居確保給付金の窓口が別の場合には連携をとっていただけるとよい。</li> </ul>



# 【資料編】



## 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度 の連携に関する実態調査（アンケート）

当会では、現在、厚生労働省の平成 28 年度社会福祉推進事業において「生活困窮者自立支援制度との連携を踏まえた生活福祉資金貸付制度の実態と今後のあり方に関する調査研究」を実施しております。本調査研究では、平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い所要の見直しが行われた生活福祉資金と、生活困窮者自立支援制度の連携に関する現状と課題を整理し、今後の効果的・効率的な連携のためのあり方についてとりまとめることを目的としています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、生活福祉資金貸付事業にご尽力されている貴社会福祉協議会におきまして、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 【調査の対象】

人口 10 万人以上の自治体の市区町村社会福祉協議会を対象とさせていただきます。なお、同じ自治体の自立相談支援機関を対象として、別途アンケート調査を実施しているところです。

### 【回収について】

記入の済んだ調査票については、**9月30日（金）まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂か、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返信ください。

### 【ご記入に際して】

- 生活福祉資金貸付事業についての設問となっております。生活福祉資金貸付事業を**主な業務として担当されている職員の方（主担当者）**がご記入ください。
- 本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- 特に断りのない場合は、**平成 28 年 7 月 1 日時点**での回答をお願いします。
- 政令指定都市社協におかれましては、実質的に生活福祉資金の相談受付・窓口対応を担っている都市社協内（本部）もしくは各区における担当職員（主担当者）いずれかにご記入をお願いいたします。※各区でご回答いただく場合には、お手数ですが、市社協より区社協へ調査票の配布・ご依頼をお願いいたします。

### 【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送にて、または、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/syakyo.html>

### 【調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT）<sup>ヒット</sup>東京事務所（担当：辻、鈴木）  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-8-2 新橋ウエストビル 6F  
TEL03-5472-7337 FAX:03-5472-8330

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部 貸付アンケート調査担当  
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階  
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105  
E-mail:seikatsu@hit-north.or.jp

## 1. 市区町村社協名、ご担当者のご連絡先等

都道府県		市区町村社協名	
生活福祉資金 担当部署名		記入日	平成 年 月 日
担当者名		職種	
電話番号		F A X	
E-mail			

## 2. 生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況

貴社協において受託している生活困窮者自立支援制度関係事業に○をつけてください。

また、受託している場合、貴社協内の担当部署についてご回答ください。

	受託 事業に ○	実施してい る場合	実施している部署（いずれかに○）		
			①貸付担当と 同じ部署	②貸付担当と 別の部署	③貸付担当と 同じ部署と 別の部署で 連携
			貸付と 兼務	貸付と 担当者別	
1. 自立相談支援事業		→			
任意 事業	2. 家計相談支援事業		→		
	3. 就労準備支援事業		→		
	4. 一時生活支援事業		→		
	5. 子どもの学習支援事業		→		
	6. その他事業		→		

## 3. 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解について

①生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解や役割分担、自立相談支援機関とのコミュニケーションを図るために実施している取組内容について、あてはまるもの全てお答えください。また、あてはまるものについては、その実施回数等をお答えください。

- 勉強会等により、両制度の理解を深めている ⇒今年度実施回数：約\_\_\_\_\_回
- 双方で実施する事例検討会等（支援調整会議を含まない）に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる ⇒今年度実施回数：約\_\_\_\_\_回
- 両制度の役割分担について事前に協議して決めている
- 双方の制度の情報やマニュアル等を確認した
- 相談員が兼務等（両制度が同部署）のため必要なし
- その他（\_\_\_\_\_）
- 特に行っていない

②社協（資金担当者）と自立相談支援機関との連携を図るために行われている上記取組について、相互の理解やコミュニケーションの充足状況として、最もあてはまると思われるものをお答えください。

- 十分なものと考えている
- ある程度は充足したものと考えている
- まだまだ不十分なものと考えている
- 全く不十分なものと考えている
- 相談員が兼務等のため非該当
- どちらともいえない

#### 4. 生活福祉資金貸付事業の実績について

##### (1) 相談件数・貸付件数について

①平成27年度における貸付相談件数（合計、延べ人数）をお答えください。

貸付相談件数（合計、延べ人数）	件
-----------------	---

※前頁「2. 生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況」で、自立相談支援事業を貴社協で受託しており、自立相談支援事業の担当部署が「①貸付担当と同じ部署」の場合 → (2)(3)の設問にご回答ください

②上記の貸付相談件数（合計、延べ人数）のうち、自立相談支援事業から相談をつながれたケース(※)は概ね何件程度ありましたか。また、その中で、生活福祉資金の利用が適切と判断され、申請・貸付決定に至ったケースは何件程度でしたか。おおまかにお答えください。

(※貸付利用につなぐ前に貸付可能かどうかを確認するための打診等を含む。)

自立相談支援機関で相談受付し、貴社協につながれたケース数	約	件
------------------------------	---	---

↓

生活福祉資金の申請・貸付決定に至ったケース数	約	件
------------------------	---	---

③生活福祉資金貸付の申請・貸付に至らなかったケースを含め、生活困窮課題に対応する支援が必要と考えられ、貴社協から自立相談支援機関につないだケースは概ね何件程度ありましたか。

貴社協で相談受付し、自立相談支援機関につないだケース数	約	件
-----------------------------	---	---

##### (2) 「総合支援資金」の貸付状況について

・平成26年度と平成27年度における「総合支援資金」の貸付状況をお答えください。

平成26年度	貸付決定件数	件
平成27年度	貸付決定件数	件
	うち、自立相談支援事業利用	件

##### (3) 「緊急小口資金」の貸付状況について

・平成26年度と平成27年度における「緊急小口資金」の貸付状況をお答えください。

平成26年度	貸付決定件数	件
平成27年度	貸付決定件数	件
	うち、自立相談支援事業利用	件

平成27年度における自立相談支援事業の利用による貸付決定件数について

「総合支援資金」と「緊急小口資金」それぞれ1件以上の実績がある  
→次頁以降の質問にご回答ください

左記以外（両方またはいずれかの貸付決定実績がない（0件））  
→P13以降の質問にご回答ください

#### 5. 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付について

①平成27年4月から現在（平成28年7月1日時点）までに、自立相談支援事業を利用した「総合支援資金(※)」の貸付ケースのうち、貸付決定時期が早いものから順に5件までについて、以下の設問にご回答ください。

※総合支援資金のうち「生活支援費」を貸付したケースについてお答えください。

No.1	貸付決定時期	平成( )年 ( )月	申込時の世帯情報	1. 単身 2. 2人以上世帯
1) 貸付期間	( )ヵ月		借入額(生活支援費)	月額( )円
2) 貸付の終了状況	1. 現在、貸付終了している 2. 貸付継続中 →5)へ			
貸付を終了した理由	1. 就業したから 2. 当面の生活の目処がたったから 3. 契約時の貸付期間が終わったため(自動的に終了) 4. 家計の収支の改善 5. 本人の状況による貸付の中断・中止 6. その他( )			
	終了時の就業形態 (「1. 就業したから」と回答した場合)	1. 正規職員 2. 契約職員 3. 派遣職員 4. パート・アルバイト 5. その他( ) 6. 不明(把握していない)		
3) 償還の状況	1. 償還期間中 2. 償還開始前			
現在の償還状況について (「1. 償還期間中」の場合)	1. 償還計画どおり償還中 2. 一部滞納はあるが償還を継続 3. 途中から滞納している 4. 一度も償還がない 5. 借受人が行方不明・死亡等			
4) 現在の就業状況	1. 現在、就業者 2. 就業していたが離職し、現在は離職中 3. 一度も就業しておらず、現在も離職中 4. 把握していない			
5) 自立相談支援機関によるプランの状況	1. プランの作成あり/社協への提供あり 2. プランの作成あり/社協への提供なし 3. プランの作成なし			
プランの支援期間について	1. 把握している 2. 把握していない			
	初回プランの作成(支援開始)時期	1. 貸付決定前 2. 貸付決定後 →貸付決定後( )ヵ月		
支援内容について(利用有無)	プランの支援期間 約( )ヵ月 1. 家計相談支援事業(任意事業) 2. 任意事業でない家計相談 3. 就労準備支援事業(任意事業) 4. 任意事業でない就労支援			

No.2	貸付決定 時期	平成( )年 ( )月	申込時の 世帯情報	1. 単身 2. 2人以上世帯
1) 貸付期間	( )ヵ月		借入額(生活支援費)	月額( )円
2) 貸付の終了状況	1. 現在、貸付終了している 2. 貸付継続中 →5)へ			
貸付を終了した理由	1. 就業したから 2. 当面の生活の目処がたったから 3. 契約時の貸付期間が終わったため(自動的に終了) 4. 家計の収支の改善 5. 本人の状況による貸付の中断・中止 6. その他( )			
	終了時の就業形態 (「1. 就業したから」と回答した場合)	1. 正規職員 2. 契約職員 3. 派遣職員 4. パート・アルバイト 5. その他( ) 6. 不明(把握していない)		
3) 償還の状況	1. 償還期間中 2. 償還開始前			
現在の償還状況 について(「1. 償還期間中」の場合)	1. 償還計画どおり償還中 2. 一部滞納はあるが償還を継続 3. 途中から滞納している 4. 一度も償還がない 5. 借受人が行方不明・死亡等			
4) 現在の就業状況	1. 現在、就業中 2. 就業していたが離職し、現在は離職中 3. 一度も就業しておらず、現在も離職中 4. 把握していない			
5) 自立相談支援機関 によるプランの状況	1. プランの作成あり/社協への提供あり 2. プランの作成あり/社協への提供なし 3. プランの作成なし			
プランの支援期間 について	1. 把握している 2. 把握していない			
	初回プランの作成 (支援開始)時期	1. 貸付決定前 2. 貸付決定後 →貸付決定後( )ヵ月		
支援内容について (利用有無)	プランの支援期間 約( )ヵ月 1. 家計相談支援事業(任意事業) 2. 任意事業でない家計相談 3. 就労準備支援事業(任意事業) 4. 任意事業でない就労支援			

No.3	貸付決定 時期	平成( )年 ( )月	申込時の 世帯情報	1. 単身 2. 2人以上世帯
1) 貸付期間	( )ヵ月		借入額(生活支援費)	月額( )円
2) 貸付の終了状況	1. 現在、貸付終了している 2. 貸付継続中 →5)へ			
貸付を終了した理由	1. 就業したから 2. 当面の生活の目処がたったから 3. 契約時の貸付期間が終わったため(自動的に終了) 4. 家計の収支の改善 5. 本人の状況による貸付の中断・中止 6. その他( )			
	終了時の就業形態 (「1. 就業したから」と回答した場合)	1. 正規職員 2. 契約職員 3. 派遣職員 4. パート・アルバイト 5. その他( ) 6. 不明(把握していない)		
3) 償還の状況	1. 償還期間中 2. 償還開始前			
現在の償還状況 について(「1. 償還期間中」の場合)	1. 償還計画どおり償還中 2. 一部滞納はあるが償還を継続 3. 途中から滞納している 4. 一度も償還がない 5. 借受人が行方不明・死亡等			
4) 現在の就業状況	1. 現在、就業中 2. 就業していたが離職し、現在は離職中 3. 一度も就業しておらず、現在も離職中 4. 把握していない			
5) 自立相談支援機関 によるプランの状況	1. プランの作成あり/社協への提供あり 2. プランの作成あり/社協への提供なし 3. プランの作成なし			
プランの支援期間 について	1. 把握している 2. 把握していない			
	初回プランの作成(支援開始)時期	1. 貸付決定前 2. 貸付決定後 →貸付決定後( )ヵ月		

No.4	貸付決定 時期	平成( )年 ( )月	申込時の 世帯情報	1. 単身 2. 2人以上世帯
1) 貸付期間	( )ヵ月		借入額(生活支援費)	月額( )円
2) 貸付の終了状況	1. 現在、貸付終了している 2. 貸付継続中 →5)へ			
貸付を終了した理由	1. 就業したから 2. 当面の生活の目処がたったから 3. 契約時の貸付期間が終わったため(自動的に終了) 4. 家計の収支の改善 5. 本人の状況による貸付の中断・中止 6. その他( )			
	終了時の就業形態 (「1. 就業したから」と回答した場合)	1. 正規職員 2. 契約職員 3. 派遣職員 4. パート・アルバイト 5. その他( ) 6. 不明(把握していない)		
3) 償還の状況	1. 償還期間中 2. 償還開始前			
現在の償還状況 について(「1. 償還期間中」の場合)	1. 償還計画どおり償還中 2. 一部滞納はあるが償還を継続 3. 途中から滞納している 4. 一度も償還がない 5. 借受人が行方不明・死亡等			
4) 現在の就業状況	1. 現在、就業中 2. 就業していたが離職し、現在は離職中 3. 一度も就業しておらず、現在も離職中 4. 把握していない			
5) 自立相談支援機関 によるプランの状況	1. プランの作成あり/社協への提供あり 2. プランの作成あり/社協への提供なし 3. プランの作成なし			
プランの支援期間 について	1. 把握している 2. 把握していない			
	初回プランの作成 (支援開始)時期	1. 貸付決定前 2. 貸付決定後 →貸付決定後( )ヵ月		
支援内容について (利用有無)	プランの支援期間 約( )ヵ月 1. 家計相談支援事業(任意事業) 2. 任意事業でない家計相談 3. 就労準備支援事業(任意事業) 4. 任意事業でない就労支援			

No.5	貸付決定 時期	平成( )年 ( )月	申込時の 世帯情報	1. 単身 2. 2人以上世帯
1) 貸付期間	( )ヵ月		借入額(生活支援費)	月額( )円
2) 貸付の終了状況	1. 現在、貸付終了している 2. 貸付継続中 →5)へ			
貸付を終了した理由	1. 就業したから 2. 当面の生活の目処がたったから 3. 契約時の貸付期間が終わったため(自動的に終了) 4. 家計の収支の改善 5. 本人の状況による貸付の中断・中止 6. その他( )			
	終了時の就業形態 (「1. 就業したから」と回答した場合)	1. 正規職員 2. 契約職員 3. 派遣職員 4. パート・アルバイト 5. その他( ) 6. 不明(把握していない)		
3) 償還の状況	1. 償還期間中 2. 償還開始前			
現在の償還状況 について(「1. 償還期間中」の場合)	1. 償還計画どおり償還中 2. 一部滞納はあるが償還を継続 3. 途中から滞納している 4. 一度も償還がない 5. 借受人が行方不明・死亡等			
4) 現在の就業状況	1. 現在、就業中 2. 就業していたが離職し、現在は離職中 3. 一度も就業しておらず、現在も離職中 4. 把握していない			
5) 自立相談支援機関 によるプランの状況	1. プランの作成あり/社協への提供あり 2. プランの作成あり/社協への提供なし 3. プランの作成なし			
プランの支援期間 について	1. 把握している 2. 把握していない			
	初回プランの作成 (支援開始)時期	1. 貸付決定前 2. 貸付決定後 →貸付決定後( )ヵ月		

6. 「総合支援資金」における自立相談支援事業との連携の状況について

※以下は、総合支援資金のうち「生活支援費」を貸付したケースについてご回答ください  
(住宅入居費、一時生活再建費のみの場合は除く)。

●自立相談支援事業を貴社協で受託し、貸付担当と同じ部署で実施、かつ相談員が自立相談支援事業と兼務の場合 →P12以降の設問にご回答ください。

(1) 借入申込前 (借入申請書の提出に至るまで)

①自立相談支援機関の担当者との連携開始の具体的なタイミングとして、両者間で決めているもの、または実態上最も多いものを1つだけお答えください。(※結果的に貸付決定に至らないケースも含む)

1. インテーク面談時から両制度の担当者が同席 2. アセスメント時から情報共有・協議 3. プラン作成時から情報共有・協議 4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席 5. 支援決定後から情報共有・協議 6. 決めていない 7. その他 ( )
---

②自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付について、自立相談支援事業から提供された、どのような情報によって貸付申請の妥当性を判断していますか。

1. 標準様式「インテーク・アセスメントシート」 2. プラン案 (原案) 3. その他 ( ) 4. 情報提供はない 5. 社協の個別の判断によっている
---

③上記による情報提供は、貸付の必要性や可能性等の貸付利用にかかる判断や検討に参考になりましたか。

1. かなり参考になった 2. やや参考になった 3. わからない 4. あまり参考にならなかった 5. ほとんど参考にならなかった
(その理由: )

(2) 借入申込・貸付決定後 (支援内容と役割分担・情報共有)

・貸付期間中、据置期間中、償還開始後の各段階における、資金の借受人に対する支援内容と役割分担、自立相談支援機関との情報共有の実施状況についてご記入ください。

※支援の実施内容は、平均的なケースにおいて、基本ルールとして決めているもの・実態として多いものをご回答ください。また、頻度については平均的な回数 (相談者1人あたり) をお答えください。  
※自立相談支援機関による支援内容は、把握しているものをご記入ください。

	借受人に対する支援内容 (※複数回答)		情報共有の方法 (※複数回答)
	社協 (資金担当者)	自立相談支援機関	
貸付期間中	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 ( ) 9. その他 ( ) 10. 特になし	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 9. その他 ( ) 10. わからない (不明) 11. 特になし	1. 電話・メール等による連絡 → ( ) 回 2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有 3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く) 4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認 5. 面談に両制度の担当者が同席 6. その他 ( ) 7. 特に情報共有していない
据置期間中	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 ( ) 9. その他 ( ) 10. わからない (不明) 11. 特になし	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 9. その他 ( ) 10. わからない (不明) 11. 特になし	1. 電話・メール等による連絡 → ( ) 回 2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有 3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く) 4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認 5. 面談に両制度の担当者が同席 6. その他 ( ) 7. 特に情報共有していない
償還開始後	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 ( ) 9. その他 ( ) 10. 特になし	1. 日常的な生活全般の相談 2. 面談 (来訪) → ( ) 回 3. 面談 (訪問) → ( ) 回 4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談 5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等) 6. 就職活動個別指導 7. ハローワークや就労先等への同行 8. 上記以外の就労支援 9. その他 ( ) 10. わからない (不明) 11. 特になし	1. 電話・メール等による連絡 → ( ) 回 2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有 3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く) 4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認 5. 面談に両制度の担当者が同席 6. その他 ( ) 7. 特に情報共有していない



**(3) 貸付終了の判断・合意**

①自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の終了や延長、中止などの判断について、自立相談支援機関と一緒に協議・確認を行っていますか。(実態として最も多い方に1つだけ○)

1. 行っている 2. 行っていない

【協議・確認の方法】※「1. 行っている」と回答した場合 (複数回答)

1. 担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認  
 2. 支援調整会議を開催して協議・確認  
 3. ケース検討会議等 (支援調整会議を除く) において協議・確認  
 4. その他 ( )

【行っていない理由】※「2. 行っていない」と回答した場合

1. 自立相談支援機関から延長等の申し出がない場合、特に確認しない  
 2. 上記以外の理由 ( )

②支援調整会議への社協の資金担当者の参加状況

1. 社協の資金担当者が支援調整会議に定例的に参加  
 2. 生活福祉資金の貸付を含めたプランについて支援調整会議が開催される場合、可能な限り社協の資金担当者も参加  
 3. 社協の資金担当者は基本的に参加しない

③自立相談支援機関によるプラン評価の段階で、貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を自立相談支援機関と一緒にを行っていますか。

1. 行っている 2. 行っていない

【評価・検討の方法】※「1. 行っている」と回答した場合 (複数回答)

1. 担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認  
 2. 支援調整会議を開催して協議・確認  
 3. ケース検討会議等 (支援調整会議を除く) において協議・確認  
 4. その他 ( )

**(4) 償還・フォローアップ**

①自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況について、自立相談支援機関に定期的な報告を行っていますか。

1. 対象者を問わず全ての借受人に関して報告を行っている
2. 対象者に応じて調整し、一部の借受人に関して報告を行っている
3. 滞納者についてのみ報告を行っている
4. 自立相談支援機関による支援期間中であれば、報告を行っている
5. 定期的な報告を行っていない

↓  
 主な理由

②償還が滞っているケースについて、自立相談支援機関に情報提供を行っていますか。

1. 償還が滞っている概ねのケースにおいて行っている
2. 自立相談支援機関による支援期間中であれば、行っている
3. 情報提供を行っていない

→「1」と回答した場合、以下にお答えください。

- ・平成27年4月から現在 (平成28年7月1日時点) までに、自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付ケースのうち、償還期間中であるものの償還が滞っているため、自立相談支援機関に情報提供・共有したケース数をお答えください。
- ・そのうち、必要に応じて再度、自立相談支援の利用が行われた場合 (現時点で再支援が終了している場合を含む)、その件数をご回答ください。

自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付ケースのうち、償還期間中であるケース数	約	件
償還が滞っているため、自立相談支援機関に情報提供・共有したケース数	約	件
うち、必要に応じて再度自立相談支援事業の利用が行われたケース数	約	件

## 8. 「緊急小口資金」について

①平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度がスタートした後、「緊急小口資金」の相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間として、最も多いものはどれですか。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1. 約 1 日  | 2. 2～3 日程度     |
| 3. 1 週間程度 | 4. 1 週間～2 週間程度 |
| 5. 2 週間以上 |                |

②上記①の期間は、生活困窮者自立支援制度の開始以前（自立相談支援機関の利用が貸付要件となる前）に比べて変化がありましたか。

- |             |             |          |
|-------------|-------------|----------|
| 1. かなり早くなった | 2. やや早くなった  | 3. 変わらない |
| 4. やや遅くなった  | 5. かなり遅くなった |          |

③上記②と回答された理由を記入してください。

④自立相談支援事業を利用した「緊急小口資金」の貸付において、貸付決定・資金の送金後、自立相談支援機関と定期的に情報共有を行っていますか。(実態として最も多い方に1つだけ○)

- |                 |           |                  |
|-----------------|-----------|------------------|
| 1. <u>行っている</u> | 2. 行っていない | 3. 相談員が兼務等のため非該当 |
|-----------------|-----------|------------------|

【情報共有の方法】※「1. 行っている」と回答した場合（複数回答）

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 電話・メール等による連絡 →約 ( ) 回  |
| 2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有 |
| 3. 合同ケース検討会議等（支援調整会議を除く）  |
| 4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認  |
| 5. 面談に両制度の担当者が同席          |
| 6. その他 ( )                |

⑤平成 27 年度に生活困窮者自立支援制度がスタートした後の、「緊急小口資金」の貸付ケースのうち、現在（平成 28 年 7 月 1 日時点）償還期間中にあるケースについて、概ねの償還状況をお答えください。

	ケース数		うち、自立相談支援事業利用	
	約	件	約	件
現在、償還期間中のケース数	約	件	約	件
償還が滞っているケース数	約	件	約	件

## 9. 生活困窮者支援に対する生活福祉資金貸付事業以外の取組の実施状況

・生活困窮者自立支援制度による各事業及び生活福祉資金貸付事業以外に、貴社協で独自に生活困窮者支援に対する取組を実施していますか。実施している場合、どのような取組にご回答ください。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1. <u>実施している</u> | 2. 実施していない |
|------------------|------------|

取組の概要（複数回答可）

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 緊急時の食料供給                |
| 2. 衣料品など食料品以外の物資の提供        |
| 3. 独自の資金貸付・給付（小口資金・善意銀行など） |
| 4. 日払いの仕事へのあっせん            |
| 5. その他 ( )                 |

具体的  
な内容

## 10. 生活困窮者支援制度との効果的な連携にあたって

・生活困窮者自立支援制度の施行に伴う、自立相談支援機関との連携における運用上の課題としてあてはまるものをお答えください（※複数回答可）。

また、具体的に改善を希望する点などがあれば、ご回答ください。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 自立相談支援機関における生活福祉資金貸付制度に関する理解が不十分   |
| 2. 貸付要件（貸付可能性）に関して自立相談支援機関との認識にずれがある  |
| 3. 貸付決定までの審査に時間がかかる（都道府県社協との事前調整が不十分） |
| 4. 窓口が離れているため、相談者の負担になる               |
| 5. 貸付申請時のプラン作成や支援状況等について情報共有が不十分      |
| 6. 貸付後の情報共有・役割分担が不十分（生活全体のサポートと償還計画等） |
| 7. 家計相談支援事業の一体的な活用が不十分                |
| 8. その他 ( )                            |
| 9. 特に課題はない                            |

改善を希望  
する点

具体的に

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【自立相談支援機関調査票】

## 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度 の連携に関する実態調査（アンケート）

当会では、現在、厚生労働省の平成28年度社会福祉推進事業において「生活困窮者自立支援制度との連携を踏まえた生活福祉資金貸付制度の実態と今後のあり方に関する調査研究」を実施しております。本調査研究では、平成27年4月から生活困窮者自立支援法の施行に伴い所要の見直しが行われた生活福祉資金と、生活困窮者自立支援制度の連携に関する現状と課題を整理し、今後の効果的・効率的な連携のためのあり方についてとりまとめることを目的としています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、自立相談支援事業にご尽力されている貴自治体におきましても、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 【調査の対象】

人口10万人以上の自治体における自立相談支援機関を対象とさせていただきます。なお、同じ自治体の社会福祉協議会（貸付担当部署）を対象として、別途アンケート調査を実施しているところです。

### 【回収について】

記入の済んだ調査票については、**9月30日（金）まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂るか、下記「調査票の提出先」までFAXにてご返送ください。

### 【ご記入に際して】

1. 本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
2. 特に断りのない場合は、**平成28年7月1日時点**での回答をお願いします。
3. 回答主体において、複数の自立相談支援機関を設置している場合は、お手数ですが、全ての機関ごとに（設置箇所数分）ご記入をお願いいたします。

### 【調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：<sup>ヒット</sup>HIT）東京事務所（担当：辻、鈴木）  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-8-2 新橋ウエストビル6F  
TEL:03-5472-7337 FAX:03-5472-8330

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部 貸付アンケート調査担当  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館 3階  
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105  
E-mail:seikatsu@hit-north.or.jp

### 【調査票のダウンロード】

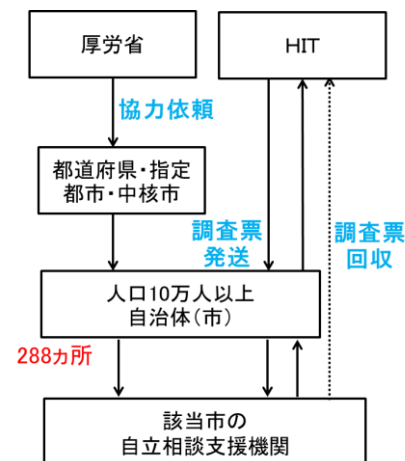
ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送にて、または、前述「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/O1.html>

### 【本調査の作業手順】

各自治体のご担当者様におかれましては、自立相談支援機関に調査票を送付し、回収期限に間に合うよう調査票への記入依頼を行っていただけますようお願いいたします。なお、回答主体において、複数の自立相談支援機関を設置している場合は、お手数ですが、全ての機関ごとに（設置箇所数分）ご記入をお願いします。

自立相談支援機関から回答のあった調査票については、各自治体で取りまとめの上、当会（※前述「調査票の提出先」）までお送りいただくか、各自立相談支援機関から直接お送りいただけますようお願いいたします。



1. 自立相談支援機関名、ご担当者のご連絡先等

都道府県		記入日	平成 28 年 月 日
自治体			
自立相談支援機関名			
担当者名		職種	
電話番号		F A X	
E-mail			

2. 自立相談支援機関の基本情報について

①運営方法（いずれかに○）

1. 直営	2. 委託	3. 直営+委託
-------	-------	----------

「2. 委託」「3. 直営+委託」の場合、委託先団体名

委託先	1. 社会福祉法人（社協以外）	2. 社会福祉協議会
	3. 医療法人	4. 社団法人・財団法人
	5. 株式会社等	6. NPO 法人
	7. その他（ ）	
名称		

「2. 社会福祉協議会」の場合、自立相談支援事業の担当部署

担当部署	1. 貸付担当と同じ部署/貸付担当と兼務
	2. 貸付担当と同じ部署/貸付と担当者別
	3. 貸付担当と別の部署
	4. 貸付担当と同じ部署と別の部署で連携

②任意事業の実施状況

貴自治体における各任意事業の実施状況についてお答えください。

任意事業	実施している場合	実施体制（いずれかに○）		
		①自立相談支援事業機関が実施（受託）	②自立相談支援機関と実施者は異なる	③自立相談支援機関と別の機関で連携
1. 家計相談支援事業	→			
2. 就労準備支援事業	→			
3. 一時生活支援事業	→			
4. 子どもの学習支援事業	→			
5. その他事業	→			

3. 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解について

①生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解や役割分担、社協（資金担当者）とのコミュニケーションを図るために実施している取組内容について、あてはまるもの全てをお答えください。

また、あてはまるものについては、その実施回数等をお答えください。

1. 勉強会等により、両制度の理解を深めている ⇒今年度実施回数：約\_\_\_\_\_回
2. 双方で実施する事例検討会等（支援調整会議を含まない）に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる ⇒今年度実施回数：約\_\_\_\_\_回
3. 両制度の役割分担について事前に協議して決めている
4. 双方の制度の情報やマニュアル等を確認した
5. 相談員が兼務等（両制度が同部署）のため必要なし
6. その他（ ）
7. 特に行っていない

②自立相談支援機関と社協（資金担当者）との連携を図るために行われている上記取組について相互の理解やコミュニケーションの充足状況として、最もあてはまると思われるものをお答えください。

1. 十分なものと考えている
2. ある程度は充足したものと考えている
3. まだまだ不十分なものと考えている
4. 全く不十分なものと考えている
5. 相談員が兼務等のため非該当
6. どちらともいえない

4. 相談支援及び生活福祉資金の利用実績等について

①平成 27 年度における相談実績等を以下にご記入ください。

①自立相談支援機関における相談実人数（平成 27 年度） ※注 1	人
②生活福祉資金の貸付相談・申請があった概ねの人数 ※注 2	人
③生活福祉資金の貸付決定した概ねの人数	人
「総合支援資金」利用	人
「緊急小口資金」利用	人

注 1) スクリーニングの結果、自立相談支援事業の利用につながらなかった相談ケースを含む。

注 2) 生活福祉資金の全ての資金について、結果として貸付決定に至らなかった場合を含めた相談人数をお答えください。自立相談支援機関ではなく、先に市町村社協へ借入の相談があり、自立相談支援事業の利用につながったケースも含む。

②平成 27 年度の 1 年間の相談実人数のうち、先に社協（貸付担当部署）で相談受付し、自立相談支援機関につながれたケース（※）はどのくらいありますか。

1. 非常に多い（8 割以上）
2. 多い（6～8 割）
3. 約半分（4～6 割）
4. 少ない（2～4 割）
5. 非常に少ない（2 割以下）
6. 相談員が兼務等のため上記に非該当

※社協の貸付担当窓口において生活福祉資金（全ての資金）の借入の相談があり、単に貸付けを行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えている場合など、状況に応じて自立相談支援事業の利用につながれたケースの概ねの割合をお答えください。

5. 「総合支援資金」における生活福祉資金制度との連携の状況について

※以下は、総合支援資金のうち「生活支援費」を貸付したケースについてご回答ください  
(住宅入居費、一時生活再建費のみの場合は除く)。

● 自立相談支援事業を社協が受託し、貸付担当と同じ部署で実施、かつ相談員が貸付担当と兼務の場合 →P8以降の設問にご回答ください。

(1) 借入申込前 (借入申請書の提出に至るまで)

①社協の資金担当者との連携開始の具体的なタイミングとして、両者の間で決めているもの、または実態上最も多いものを1つだけお答えください。(※結果的に貸付決定に至らないケースも含む)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インテーク面談時から両制度の担当者が同席</li> <li>2. アセスメント時から情報共有・協議</li> <li>3. プラン作成時から情報共有・協議</li> <li>4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席</li> <li>5. 支援決定後から情報共有・協議</li> <li>6. 決めていない</li> <li>7. その他 ( )</li> </ol>
---

②生活困窮者の貸付の検討にあたり、どのような人、または条件を満たす場合に貸付の利用・あつせんを考えますか。特に重視することを下欄より選び、順に3つまで、該当する番号をご記入ください。

1	2	3

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一時的な資金 (当座の生活費の確保等) が必要</li> <li>2. 家計管理能力が見込まれる</li> <li>3. 大きな借金がない (住宅ローン等を除く)</li> <li>4. 1年以内に就職していた</li> <li>5. 過去に就労経験がある</li> <li>6. 自立 (就労) への意欲を感じる</li> <li>7. その他 ( )</li> </ol>
--

(2) 借入申込・貸付決定後 (支援内容と役割分担・情報共有)

・貸付期間中、据置期間中、償還開始後の各段階における、資金の借受人に対する支援内容と役割分担、社協の資金担当者との情報共有の実施状況についてご記入ください。

※支援の実施内容は、平均的なケースにおいて、基本ルールとして決めているもの・実態として多いものをご回答ください。また、頻度については平均的な回数 (相談者1人あたり) をお答えください。  
※社協 (資金担当者) による支援内容は、把握しているものをご記入ください。

	借受人に対する支援内容 (複数回答)		情報共有の方法 (複数回答)
	自立相談支援機関	社協 (資金担当者)	
貸付期間中	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援 ( )</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. わからない (不明)</li> <li>11. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話・メール等による連絡 ( ) 回</li> <li>2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有</li> <li>3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く)</li> <li>4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認</li> <li>5. 面談に両制度の担当者が同席</li> <li>6. その他 ( )</li> <li>7. 特に情報共有していない</li> </ol>
据置期間中	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援 ( )</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. わからない (不明)</li> <li>11. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話・メール等による連絡 → ( ) 回</li> <li>2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有</li> <li>3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く)</li> <li>4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認</li> <li>5. 面談に両制度の担当者が同席</li> <li>6. その他 ( )</li> <li>7. 特に情報共有していない</li> </ol>
償還開始後	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援 ( )</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活全般の相談</li> <li>2. 面談 (来訪) → ( ) 回</li> <li>3. 面談 (訪問) → ( ) 回</li> <li>4. 任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談</li> <li>5. 任意事業でない家計管理や家計指導 (家計簿付け等)</li> <li>6. 就職活動個別指導</li> <li>7. ハローワークや就労先等への同行</li> <li>8. 上記以外の就労支援</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. わからない (不明)</li> <li>11. 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電話・メール等による連絡 → ( ) 回</li> <li>2. 自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有</li> <li>3. 合同ケース検討会議等 (支援調整会議を除く)</li> <li>4. 社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認</li> <li>5. 面談に両制度の担当者が同席</li> <li>6. その他 ( )</li> <li>7. 特に情報共有していない</li> </ol>

**(3) 自立相談支援機関におけるプラン作成**

①「総合支援資金」の貸付申請を行う場合、社協の資金担当者に対し、どのような情報を提供し、借入の相談をしていますか。

1. 標準様式「インテーク・アセスメントシート」	2. プラン案（原案）
3. その他（ ）	4. 情報提供はない

②初回プランの内容は、どのタイミングで、どのように社協の資金担当者と共有していますか。

※実態として最も多いものを1つだけお答えください。

1. 事前に相談・調整してからプラン（案）を作成
2. プラン（案）を作成後、支援調整会議で決定する前に情報提供
3. プラン確定した後に、社協の資金担当者に情報提供
4. 貸付に関わる相談者の状況が主で、プランに関する情報提供はほとんど行わない
5. その他（ ）

③社協の資金担当者とプランを共有する際は、どのような様式を用いていますか。（主に使用するもの1つだけに○）

1. 標準様式「プラン兼サービス利用申込書」を利用	3. 特になし
2. 上記以外を利用（ ）	

④上記で回答したプラン様式において、生活福祉資金の利用については、どのような内容を記載していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 利用有無	2. 貸付期間	3. 貸付金額
4. 貸付以外に社協（資金担当者）が実施する支援内容		
5. その他（ ）	6. 記載なし	

⑤プランの作成にあたり、就労支援の計画など自立相談支援機関としての支援内容と、社協としての貸付期間及び償還時期等の整合を見据えていますか。

1. 対象者を問わずほとんどの場合で整合を図っている
2. 対象者に応じて調整し、概ねのケースで整合を図っている
3. 対象者に応じて調整するが、一部のケースでしか整合を図ることができていない
4. 整合を図りたい・図るべきだができていない
5. その他の理由で整合を図れていない

→主な理由（※「3」「4」「5」に回答した場合、その主な理由をご回答ください。）

⑥平成27年度に自立相談支援事業の利用を前提として「総合支援資金」の貸付を利用したケースについておたずねします。

・自立相談支援事業の利用申込が行われなかったケースはありますか（相談を受けた後、アセスメント・スクリーニング段階で、自立相談支援事業の利用に至らなかった場合）。

1. ある →約（ ）件	2. ない
--------------	-------

・自立相談支援事業の利用申込があったが、プラン作成まで至らなかったケースはありますか。

1. ある →約（ ）件	2. ない
--------------	-------

・プラン作成後に、自立相談支援事業による支援が中断したケースはありますか。

1. ある →約（ ）件	2. ない
--------------	-------

**(4) 貸付終了の判断・合意**

①「総合支援資金」を利用したケースの貸付の終了や延長、中止などの判断について、社協（資金担当者）と一緒に協議・確認を行っていますか。（実態として最も多い方に1つだけ○）

1. 行っている	2. 行っていない
----------	-----------

【協議・確認の方法】※「1. 行っている」と回答した場合（複数回答）

1. 担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認
2. 支援調整会議を開催して協議・確認
3. ケース検討会議等（支援調整会議を除く）において協議・確認
4. その他（ ）

【行っていない理由】※「2. 行っていない」と回答した場合

1. 特に貸付に関して延長等の必要性がない場合、連絡しない
2. 上記以外の理由（ ）

②「総合支援資金」を利用したケースにおいて、自立相談支援機関による支援を終了する場合、社協（資金担当者）に連絡・確認を行っていますか。

1. 行っている	2. 行っていない
----------	-----------

【協議・確認の方法】※「1. 行っている」と回答した場合（複数回答）

1. 担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認
2. 支援調整会議を開催して協議・確認
3. ケース検討会議等（支援調整会議を除く）において協議・確認
4. その他（ ）

③「総合支援資金」を利用したケースにおいて、自立相談支援機関による支援を終了する場合、どのような判断により行っていますか。(あてはまるもの全てに○)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 就業した            | 2. 当面の生活の目処がたった |
| 3. 契約時の貸付期間が終わったため | 4. 家計の収支の改善     |
| 5. 償還状況をみて         | 6. その他 ( )      |
| 7. 特になし            |                 |

④支援調整会議への社協の資金担当者の参加状況

- |  |
|--|
| 1. 社協の資金担当者が支援調整会議に定例的に参加                              |
| 2. 生活福祉資金の貸付を含めたプランについて支援調整会議が開催される場合、可能な限り社協の資金担当者も参加 |
| 3. 社協の資金担当者は基本的に参加しない                                  |

⑤プラン評価の段階で、貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を社協の資金担当者と一緒にしていますか。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. <u>行っている</u> | 2. 行っていない |
|-----------------|-----------|

↓  
【評価・検討の方法】※「1. 行っている」と回答した場合（複数回答）

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認 |
| 2. 支援調整会議を開催して協議・確認              |
| 3. ケース検討会議等（支援調整会議を除く）において協議・確認  |
| 4. その他 ( )                       |

## 6. 生活福祉資金貸付事業以外の貸付事業等の把握・活用状況について

①独自貸付事業等の把握・活用状況

・生活困窮者に対する日頃の相談支援において、生活福祉資金貸付事業以外の独自貸付事業（自治体、社協、NPO等）や、その他の緊急支援のためのインフォーマル資源について、把握もしくは活用されているものはありますか。ある場合、その概要をご回答ください。

- |                             |
|-----------------------------|
| 1. 特になし（把握していない）            |
| 2. 把握しているが、活用したことはない        |
| 3. 把握しており、活用している（活用したことはある） |

→ 具体的な内容（※「2」、「3」に回答した場合、その具体的な内容をご回答ください。）

実施主体：( )
事業等の概要：

実施主体：( )
事業等の概要：

②生活福祉資金貸付以外の独自貸付等の活用による効果

・上記でお答えいただいたような独自貸付等を活用することのメリットや効果についてお答えください。

--

### 7. 生活福祉資金貸付制度との効果的な連携にあたって

・生活困窮者自立支援制度の施行に伴う、生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題としてあてはまるものをお答えください（※複数回答可）。また、具体的に改善を希望する点などがあれば、ご回答ください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1. 生活福祉資金貸付の制度そのものがわかりづらい</li><li>2. 貸付要件が厳しすぎる</li><li>3. 提出を求められる書類が多すぎる（事務作業が煩雑）</li><li>4. 貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる</li><li>5. 家計相談支援事業との一体的な活用が不十分</li><li>6. その他（<input type="text"/>）</li><li>7. 特に課題はない</li></ul> |
|--|



改善を希望 する点	具体的に
--------------	------

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



# 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査

## 【社会福祉協議会】

2016.10.31

調査対象: 人口10万人以上の自治体の市区町村社会福祉協議会(288ヵ所)

調査期間: 平成28年8月30日～9月30日

回収状況:

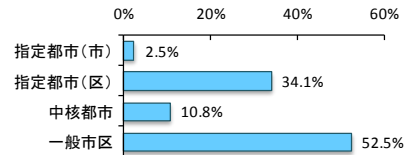
	指定都市	中核都市	一般市区	計 (市)
	調査対象数	20	45	223
回収数	19	34	165	218 (回収率: 75.7%)

↓  
うち、区社協として回答が11市(107区分回収) → 集計の対象となる調査票(市社協+区社協) 314 件

### 1. 基本情報

市の種別

	件数	割合
指定都市(市)	8	2.5%
指定都市(区)	107	34.1%
中核都市	34	10.8%
一般市区	165	52.5%
合計	314	100.0%

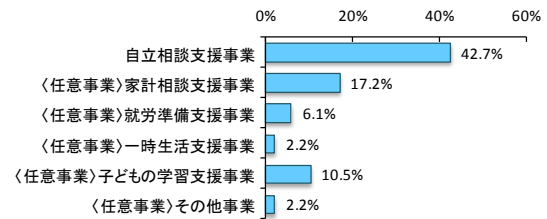


### 2. 生活困窮者自立支援制度関係事業の受託状況

受託している生活困窮者支援制度関係事業

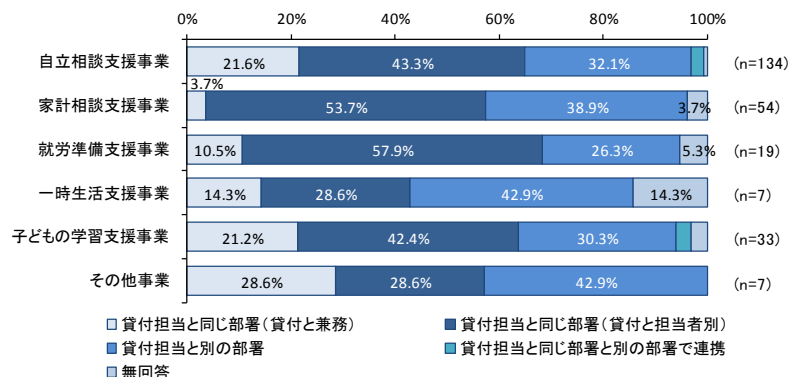
(複数回答)

	件数	割合
自立相談支援事業	134	42.7%
〈任意事業〉家計相談支援事業	54	17.2%
〈任意事業〉就労準備支援事業	19	6.1%
〈任意事業〉一時生活支援事業	7	2.2%
〈任意事業〉子どもの学習支援事業	33	10.5%
〈任意事業〉その他事業	7	2.2%
全体	314	



実施している部署

	貸付担当と 同じ部署 (貸付と兼 務)	貸付担当と 同じ部署 (貸付と担 当者別)	貸付担当と 別の部署	貸付担当と 同じ部署と 別の部署で 連携	無回答	合計
自立相談支援事業	29 21.6%	58 43.3%	43 32.1%	3 2.2%	1 0.7%	134 100.0%
家計相談支援事業	2 3.7%	29 53.7%	21 38.9%	0 0.0%	2 3.7%	54 100.0%
就労準備支援事業	2 10.5%	11 57.9%	5 26.3%	0 0.0%	1 5.3%	19 100.0%
一時生活支援事業	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
子どもの学習支援事業	7 21.2%	14 42.4%	10 30.3%	1 3.0%	1 3.0%	33 100.0%
その他事業	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%

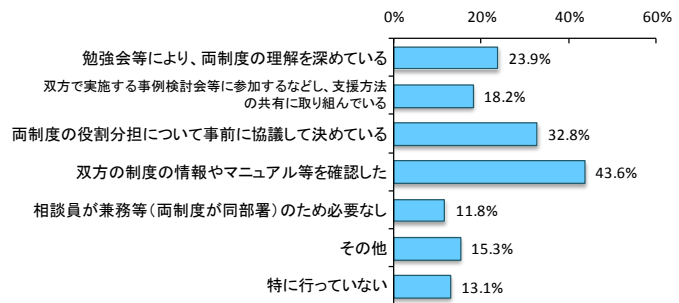


### 3. 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解について

#### ①実施している取組内容

(複数回答)

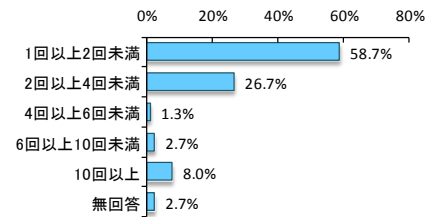
	件数	割合
勉強会等により、両制度の理解を深めている	75	23.9%
双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる	57	18.2%
両制度の役割分担について事前に協議して決めている	103	32.8%
双方の制度の情報やマニュアル等を確認した	137	43.6%
相談員が兼務等(両制度が同部署)のため必要なし	37	11.8%
その他	48	15.3%
特に行っていない	41	13.1%
全体	314	



#### 「1. 勉強会等により、両制度の理解を深めている」の今年度実施回数

	件数	割合
1回以上2回未満	44	58.7%
2回以上4回未満	20	26.7%
4回以上6回未満	1	1.3%
6回以上10回未満	2	2.7%
10回以上	6	8.0%
無回答	2	2.7%
合計	75	100.0%

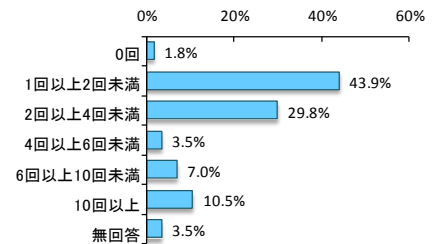
平均 2.4



#### 「2. 双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる」の今年度実施回数

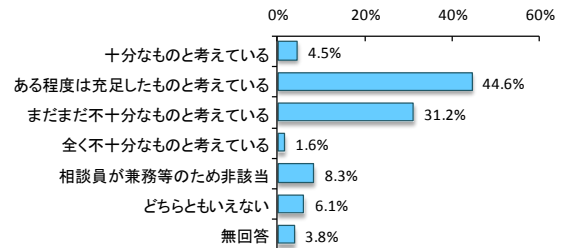
	件数	割合
0回	1	1.8%
1回以上2回未満	25	43.9%
2回以上4回未満	17	29.8%
4回以上6回未満	2	3.5%
6回以上10回未満	4	7.0%
10回以上	6	10.5%
無回答	2	3.5%
合計	57	100.0%

平均 4.6



#### ②相互の理解やコミュニケーションの充足状況

	件数	割合
十分なものと考えている	14	4.5%
ある程度は充足したものと考えている	140	44.6%
まだまだ不十分なものと考えている	98	31.2%
全く不十分なものと考えている	5	1.6%
相談員が兼務等のため非該当	26	8.3%
どちらともいえない	19	6.1%
無回答	12	3.8%
合計	314	100.0%



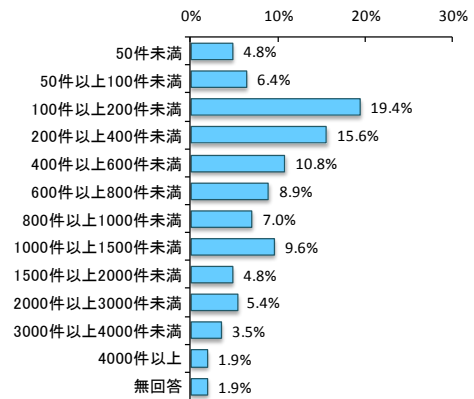
#### 4. 生活福祉資金貸付事業の実績について

##### (1) 相談件数・貸付件数について

###### ① 平成27年度における貸付相談件数(合計、延べ人数)

	件数	割合
50件未満	15	4.8%
50件以上100件未満	20	6.4%
100件以上200件未満	61	19.4%
200件以上400件未満	49	15.6%
400件以上600件未満	34	10.8%
600件以上800件未満	28	8.9%
800件以上1000件未満	22	7.0%
1000件以上1500件未満	30	9.6%
1500件以上2000件未満	15	4.8%
2000件以上3000件未満	17	5.4%
3000件以上4000件未満	11	3.5%
4000件以上	6	1.9%
無回答	6	1.9%
合計	314	100.0%

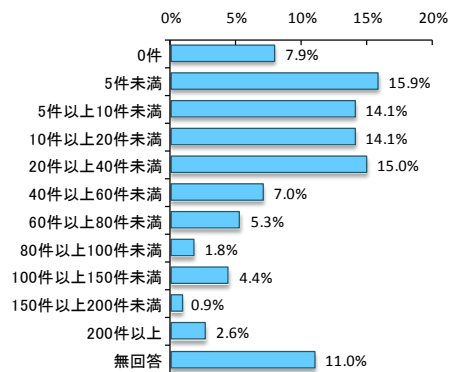
平均 834.9 件



###### ② 自立相談支援機関で相談受付し、社協につながれたケース

	件数	割合
0件	18	7.9%
5件未満	36	15.9%
5件以上10件未満	32	14.1%
10件以上20件未満	32	14.1%
20件以上40件未満	34	15.0%
40件以上60件未満	16	7.0%
60件以上80件未満	12	5.3%
80件以上100件未満	4	1.8%
100件以上150件未満	10	4.4%
150件以上200件未満	2	0.9%
200件以上	6	2.6%
無回答	25	11.0%
合計	227	100.0%

平均 36.9 件

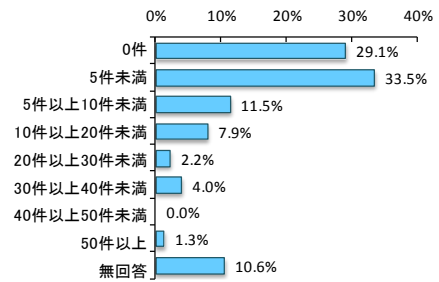


※自立相談支援事業を受託し、同じ部署で実施している場合を除く

###### 社協につながれたケース数の中で、生活福祉資金の申請・貸付決定に至ったケース

	件数	割合
0件	66	29.1%
5件未満	76	33.5%
5件以上10件未満	26	11.5%
10件以上20件未満	18	7.9%
20件以上30件未満	5	2.2%
30件以上40件未満	9	4.0%
40件以上50件未満	0	0.0%
50件以上	3	1.3%
無回答	24	10.6%
合計	227	100.0%

平均 5.8 件

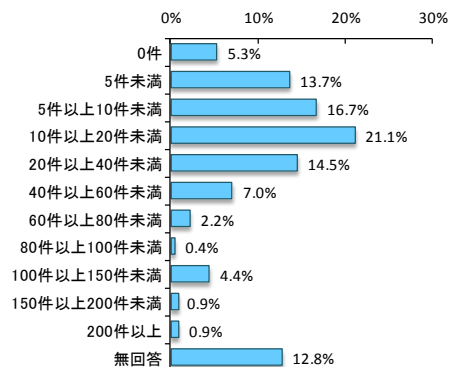


※自立相談支援事業を受託し、同じ部署で実施している場合を除く

###### ③ 社協で相談受付し、自立相談支援機関につないだケース

	件数	割合
0件	12	5.3%
5件未満	31	13.7%
5件以上10件未満	38	16.7%
10件以上20件未満	48	21.1%
20件以上40件未満	33	14.5%
40件以上60件未満	16	7.0%
60件以上80件未満	5	2.2%
80件以上100件未満	1	0.4%
100件以上150件未満	10	4.4%
150件以上200件未満	2	0.9%
200件以上	2	0.9%
無回答	29	12.8%
合計	227	100.0%

平均 25.7 件



※自立相談支援事業を受託し、同じ部署で実施している場合を除く

(2)「総合支援資金」の貸付状況について

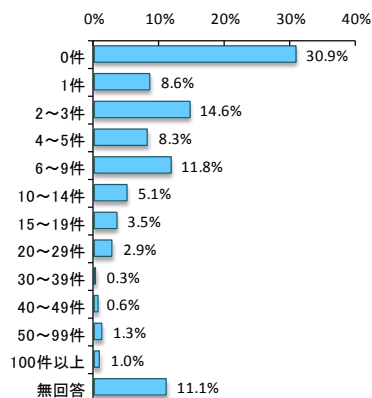
平成26年度と平成27年度における「総合支援資金」の貸付状況

平成26年度	貸付決定件数	平均 6.8件
平成27年度	貸付決定件数	平均 4.4件
	うち、自立相談支援事業利用	平均 3.8件

平成26年度「総合支援資金」貸付決定件数

	件数	割合
0件	97	30.9%
1件	27	8.6%
2～3件	46	14.6%
4～5件	26	8.3%
6～9件	37	11.8%
10～14件	16	5.1%
15～19件	11	3.5%
20～29件	9	2.9%
30～39件	1	0.3%
40～49件	2	0.6%
50～99件	4	1.3%
100件以上	3	1.0%
無回答	35	11.1%
合計	314	100.0%

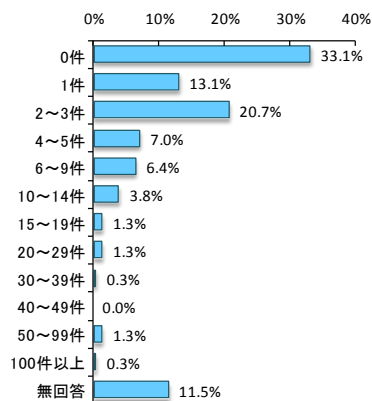
平均 6.8



平成27年度「総合支援資金」貸付決定件数

	件数	割合
0件	104	33.1%
1件	41	13.1%
2～3件	65	20.7%
4～5件	22	7.0%
6～9件	20	6.4%
10～14件	12	3.8%
15～19件	4	1.3%
20～29件	4	1.3%
30～39件	1	0.3%
40～49件	0	0.0%
50～99件	4	1.3%
100件以上	1	0.3%
無回答	36	11.5%
合計	314	100.0%

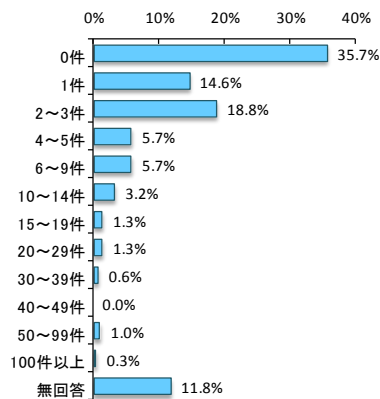
平均 4.4



平成27年度「総合支援資金」貸付決定件数のうち、自立相談支援事業利用

	件数	割合
0件	112	35.7%
1件	46	14.6%
2～3件	59	18.8%
4～5件	18	5.7%
6～9件	18	5.7%
10～14件	10	3.2%
15～19件	4	1.3%
20～29件	4	1.3%
30～39件	2	0.6%
40～49件	0	0.0%
50～99件	3	1.0%
100件以上	1	0.3%
無回答	37	11.8%
合計	314	100.0%

平均 3.8



(3)「緊急小口資金」の貸付状況について

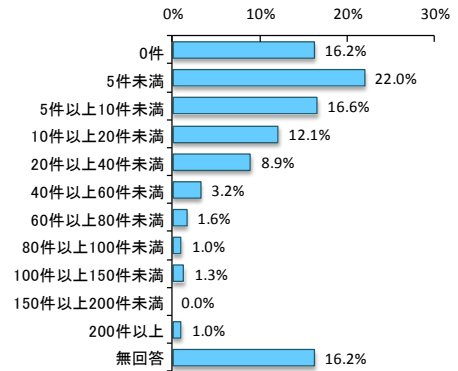
平成26年度と平成27年度における「緊急小口資金」の貸付状況

平成26年度	貸付決定件数	平均 15.9件
平成27年度	貸付決定件数	平均 15.2件
	うち、自立相談支援事業利用	平均 6.0件

平成26年度「緊急小口資金」貸付決定件数

	件数	割合
0件	51	16.2%
5件未満	69	22.0%
5件以上10件未満	52	16.6%
10件以上20件未満	38	12.1%
20件以上40件未満	28	8.9%
40件以上60件未満	10	3.2%
60件以上80件未満	5	1.6%
80件以上100件未満	3	1.0%
100件以上150件未満	4	1.3%
150件以上200件未満	0	0.0%
200件以上	3	1.0%
無回答	51	16.2%
合計	314	100.0%

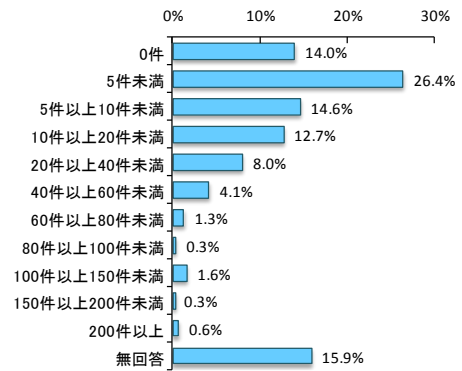
平均 15.9



平成27年度「緊急小口資金」貸付決定件数

	件数	割合
0件	44	14.0%
5件未満	83	26.4%
5件以上10件未満	46	14.6%
10件以上20件未満	40	12.7%
20件以上40件未満	25	8.0%
40件以上60件未満	13	4.1%
60件以上80件未満	4	1.3%
80件以上100件未満	1	0.3%
100件以上150件未満	5	1.6%
150件以上200件未満	1	0.3%
200件以上	2	0.6%
無回答	50	15.9%
合計	314	100.0%

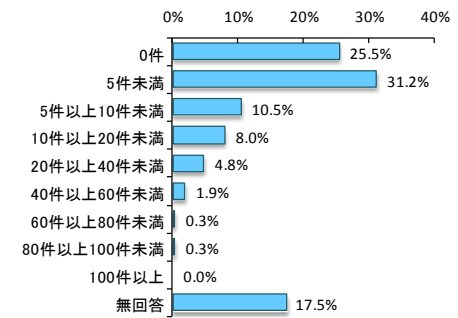
平均 15.2



平成27年度「緊急小口資金」貸付決定件数のうち、自立相談支援事業利用

	件数	割合
0件	80	25.5%
5件未満	98	31.2%
5件以上10件未満	33	10.5%
10件以上20件未満	25	8.0%
20件以上40件未満	15	4.8%
40件以上60件未満	6	1.9%
60件以上80件未満	1	0.3%
80件以上100件未満	1	0.3%
100件以上	0	0.0%
無回答	55	17.5%
合計	314	100.0%

平均 6.0



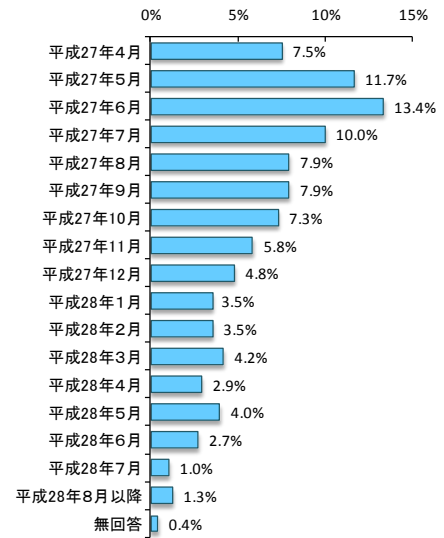
## 5. 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付について

※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金(生活支援費)を貸付したケース」について記載のあった479件(175市区社協)で集計

### ①平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用した総合支援資金(生活支援費)を貸付したケースについて

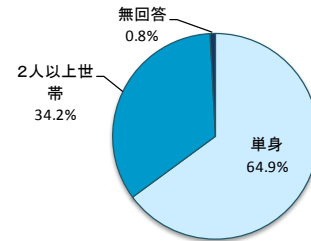
記載のあったケースの「貸付決定時期」

	件数	割合
平成27年4月	36	7.5%
平成27年5月	56	11.7%
平成27年6月	64	13.4%
平成27年7月	48	10.0%
平成27年8月	38	7.9%
平成27年9月	38	7.9%
平成27年10月	35	7.3%
平成27年11月	28	5.8%
平成27年12月	23	4.8%
平成28年1月	17	3.5%
平成28年2月	17	3.5%
平成28年3月	20	4.2%
平成28年4月	14	2.9%
平成28年5月	19	4.0%
平成28年6月	13	2.7%
平成28年7月	5	1.0%
平成28年8月以降	6	1.3%
無回答	2	0.4%
合計	479	100.0%



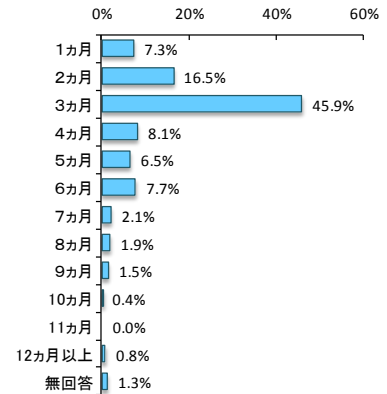
申込時の世帯情報

	件数	割合
単身	311	64.9%
2人以上世帯	164	34.2%
無回答	4	0.8%
合計	479	100.0%



### 1) 貸付期間

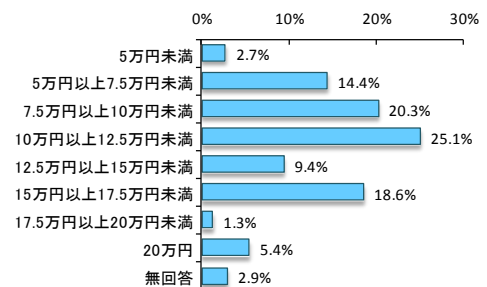
	件数	割合
1ヵ月	35	7.3%
2ヵ月	79	16.5%
3ヵ月	220	45.9%
4ヵ月	39	8.1%
5ヵ月	31	6.5%
6ヵ月	37	7.7%
7ヵ月	10	2.1%
8ヵ月	9	1.9%
9ヵ月	7	1.5%
10ヵ月	2	0.4%
11ヵ月	0	0.0%
12ヵ月以上	4	0.8%
無回答	6	1.3%
合計	479	100.0%



平均 3.6 ヲ月

借入額(生活支援費)

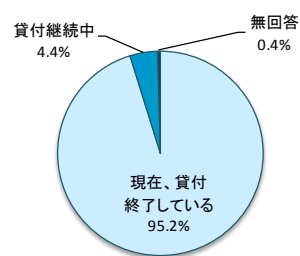
	件数	割合
5万円未満	13	2.7%
5万円以上7.5万円未満	69	14.4%
7.5万円以上10万円未満	97	20.3%
10万円以上12.5万円未満	120	25.4%
12.5万円以上15万円未満	45	9.4%
15万円以上17.5万円未満	89	18.6%
17.5万円以上20万円未満	6	1.3%
20万円	26	5.4%
無回答	14	2.9%
合計	479	100.0%



平均 111,731 円

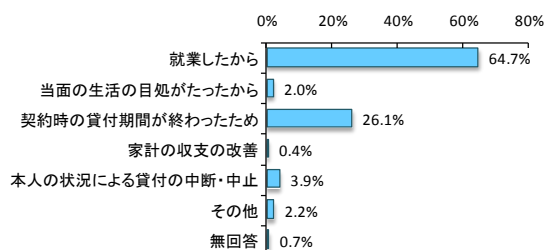
2) 貸付の終了状況

	件数	割合
現在、貸付終了している	456	95.2%
貸付継続中	21	4.4%
無回答	2	0.4%
合計	479	100.0%



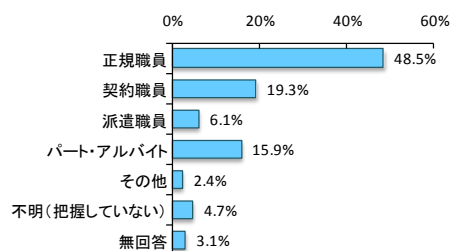
→ 貸付を終了した理由

	件数	割合
就業したから	295	64.7%
当面の生活の目処がたったから	9	2.0%
契約時の貸付期間が終わったため	119	26.1%
家計の収支の改善	2	0.4%
本人の状況による貸付の中断・中止	18	3.9%
その他	10	2.2%
無回答	3	0.7%
合計	456	100.0%



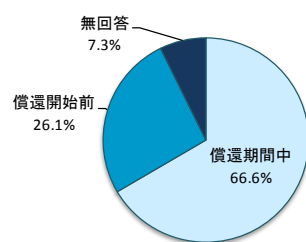
→ 終了時の就業形態(「1. 就業したから」と回答した場合)

	件数	割合
正規職員	143	48.5%
契約職員	57	19.3%
派遣職員	18	6.1%
パート・アルバイト	47	15.9%
その他	7	2.4%
不明(把握していない)	14	4.7%
無回答	9	3.1%
合計	295	100.0%



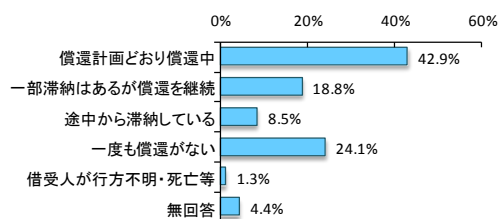
3) 償還の状況

	件数	割合
償還期間中	319	66.6%
償還開始前	125	26.1%
無回答	35	7.3%
合計	479	100.0%



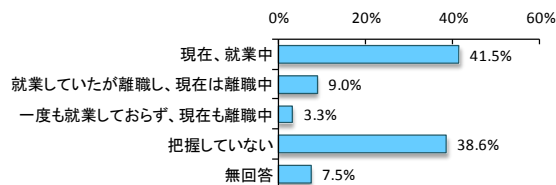
→ 現在の償還状況について(「1. 償還期間中」の場合)

	件数	割合
償還計画どおり償還中	137	42.9%
一部滞納はあるが償還を継続	60	18.8%
途中から滞納している	27	8.5%
一度も償還がない	77	24.1%
借受人が行方不明・死亡等	4	1.3%
無回答	14	4.4%
合計	319	100.0%



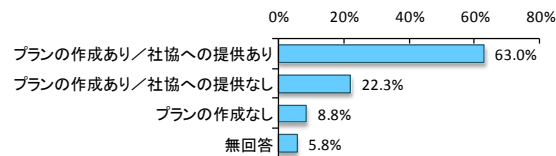
4) 現在の就業状況

	件数	割合
現在、就業者	199	41.5%
就業していたが離職し、現在は離職中	43	9.0%
一度も就業しておらず、現在も離職中	16	3.3%
把握していない	185	38.6%
無回答	36	7.5%
合計	479	100.0%



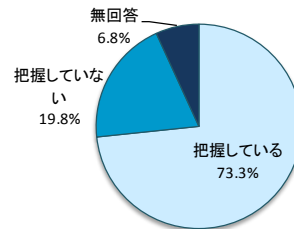
5) 自立相談支援機関によるプランの状況

	件数	割合
プランの作成あり／社協への提供あり	302	63.0%
プランの作成あり／社協への提供なし	107	22.3%
プランの作成なし	42	8.8%
無回答	28	5.8%
合計	479	100.0%



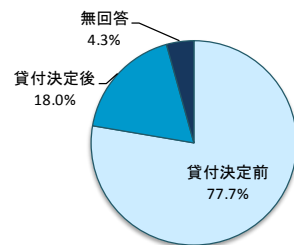
→ プランの支援期間について

	件数	割合
把握している	300	73.3%
把握していない	81	19.8%
無回答	28	6.8%
合計	409	100.0%



→ 初回プランの作成時期

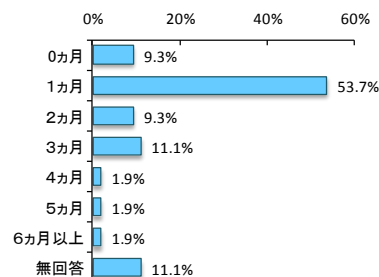
	件数	割合
貸付決定前	233	77.7%
貸付決定後	54	18.0%
無回答	13	4.3%
合計	300	100.0%



→ 「2. 貸付決定後」の場合

貸付決定後何か月後に作成したか

	件数	割合
0か月	5	9.3%
1か月	29	53.7%
2か月	5	9.3%
3か月	6	11.1%
4か月	1	1.9%
5か月	1	1.9%
6か月以上	1	1.9%
無回答	6	11.1%
合計	54	100.0%

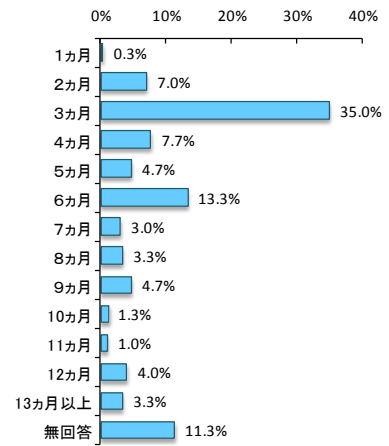




プランの支援期間

	件数	割合
1か月	1	0.3%
2か月	21	7.0%
3か月	105	35.0%
4か月	23	7.7%
5か月	14	4.7%
6か月	40	13.3%
7か月	9	3.0%
8か月	10	3.3%
9か月	14	4.7%
10か月	4	1.3%
11か月	3	1.0%
12か月	12	4.0%
13か月以上	10	3.3%
無回答	34	11.3%
合計	300	100.0%

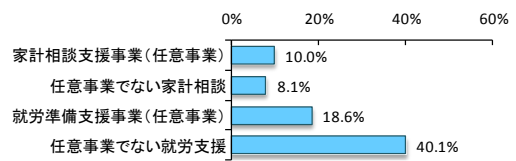
平均 5.4 ヵ月



支援内容について(利用有無)

(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業(任意事業)	41	10.0%
任意事業でない家計相談	33	8.1%
就労準備支援事業(任意事業)	76	18.6%
任意事業でない就労支援	164	40.1%
全体	409	



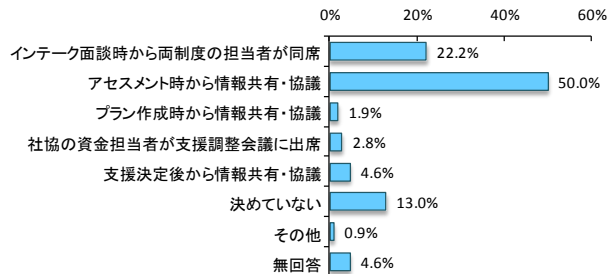
6. 「総合支援資金」における自立相談支援事業との連携の状況について

※平成27年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」それぞれ1件以上の実績がある社協のうち、自立相談支援事業を受託・同じ部署で実施(担当者が兼務)の場合を除く108件で集計

(1)借入申込前(借入申請書の提出に至るまで)

①連携開始の具体的なタイミング

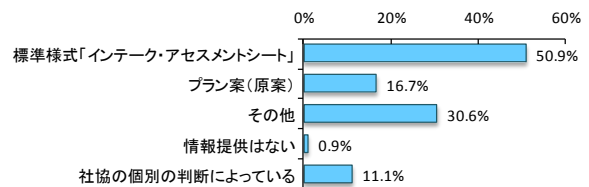
	件数	割合
インテーク面談時から両制度の担当者が同席	24	22.2%
アセスメント時から情報共有・協議	54	50.0%
プラン作成時から情報共有・協議	2	1.9%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席	3	2.8%
支援決定後から情報共有・協議	5	4.6%
決めていない	14	13.0%
その他	1	0.9%
無回答	5	4.6%
合計	108	100.0%



②貸付申請の妥当性を判断する情報

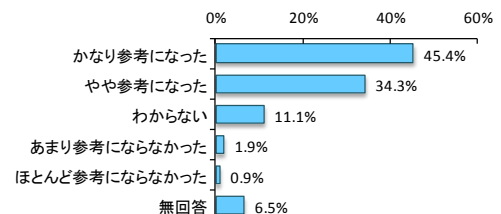
(複数回答)

	件数	割合
標準様式「インテーク・アセスメントシート」	55	50.9%
プラン案(原案)	18	16.7%
その他	33	30.6%
情報提供はない	1	0.9%
社協の個別の判断によっている	12	11.1%
全体	108	



③情報提供の参考度

	件数	割合
かなり参考になった	49	45.4%
やや参考になった	37	34.3%
わからない	12	11.1%
あまり参考にならなかった	2	1.9%
ほとんど参考にならなかった	1	0.9%
無回答	7	6.5%
合計	108	100.0%



(2)借入申込・貸付決定後(支援内容と役割分担・情報共有)

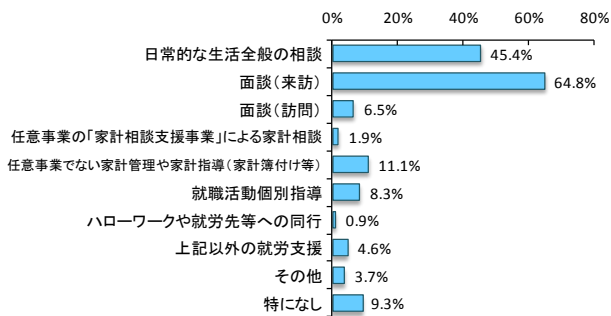
資金の借受人に対する支援内容と役割分担、自立相談支援機関との情報共有の実施状況

〈貸付期間中〉 借受人に対する支援内容

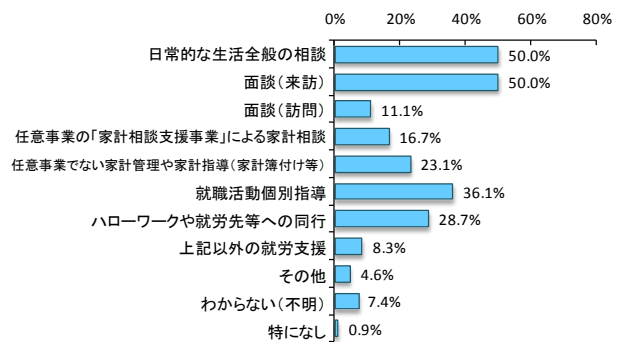
	件数	割合
日常的な生活全般の相談	49	45.4%
面談(来訪)	70	64.8%
面談(訪問)	7	6.5%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	2	1.9%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	12	11.1%
就職活動個別指導	9	8.3%
ハローワークや就労先等への同行	1	0.9%
上記以外の就労支援	5	4.6%
その他	4	3.7%
特になし	10	9.3%
全体	108	

	件数	割合
日常的な生活全般の相談	54	50.0%
面談(来訪)	54	50.0%
面談(訪問)	12	11.1%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	18	16.7%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	25	23.1%
就職活動個別指導	39	36.1%
ハローワークや就労先等への同行	31	28.7%
上記以外の就労支援	9	8.3%
その他	5	4.6%
わからない(不明)	8	7.4%
特になし	1	0.9%
全体	108	

社協(資金担当者)



自立相談支援機関



2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	11	15.7%
2回以上4回未満	15	21.4%
4回以上6回未満	12	17.1%
6回以上10回未満	6	8.6%
10回以上	6	8.6%
無回答	20	28.6%
合計	70	100.0%

平均 4.5

2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	3	5.6%
2回以上4回未満	10	18.5%
4回以上6回未満	4	7.4%
6回以上10回未満	6	11.1%
10回以上	10	18.5%
無回答	21	38.9%
合計	54	100.0%

平均 6.2

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	1	14.3%
2回以上4回未満	2	28.6%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	1	14.3%
無回答	3	42.9%
合計	7	100.0%

平均 4.3

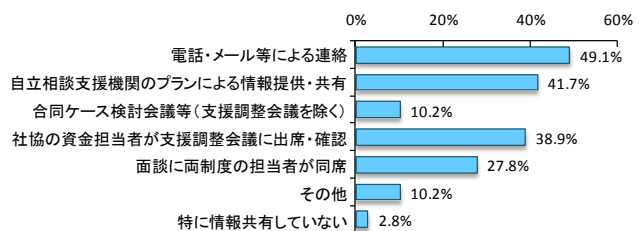
3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	3	25.0%
2回以上4回未満	1	8.3%
4回以上6回未満	3	25.0%
6回以上10回未満	1	8.3%
10回以上	0	0.0%
無回答	4	33.3%
合計	12	100.0%

平均 3.4

〈貸付期間中〉 情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	53	49.1%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	45	41.7%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	11	10.2%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	42	38.9%
面談に両制度の担当者が同席	30	27.8%
その他	11	10.2%
特に情報共有していない	3	2.8%
合計	108	



1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

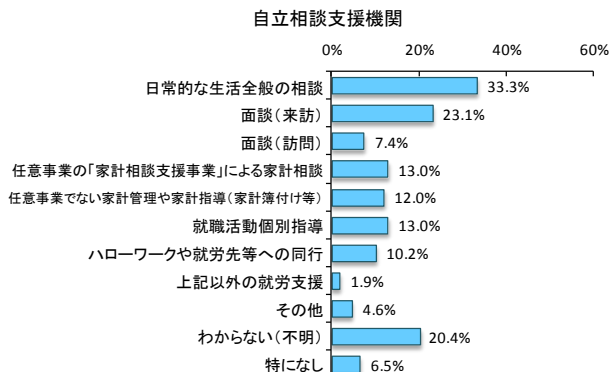
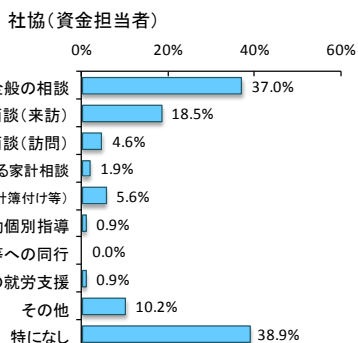
	件数	割合
1回以上2回未満	3	5.7%
2回以上4回未満	12	22.6%
4回以上6回未満	5	9.4%
6回以上10回未満	2	3.8%
10回以上	4	7.5%
無回答	27	50.9%
合計	53	100.0%

平均 4.6

〈据置期間中〉 借受人に対する支援内容

	件数	割合
日常生活全般の相談	40	37.0%
面談(来訪)	20	18.5%
面談(訪問)	5	4.6%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	2	1.9%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	6	5.6%
就職活動個別指導	1	0.9%
ハローワークや就労先等への同行	0	0.0%
上記以外の就労支援	1	0.9%
その他	11	10.2%
特になし	42	38.9%
合計	108	

	件数	割合
日常生活全般の相談	36	33.3%
面談(来訪)	25	23.1%
面談(訪問)	8	7.4%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	14	13.0%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	13	12.0%
就職活動個別指導	14	13.0%
ハローワークや就労先等への同行	11	10.2%
上記以外の就労支援	2	1.9%
その他	5	4.6%
わからない(不明)	22	20.4%
特になし	7	6.5%
全体	108	



2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	6	30.0%
2回以上4回未満	7	35.0%
4回以上6回未満	1	5.0%
6回以上10回未満	1	5.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	5	25.0%
合計	20	100.0%
平均	2.5	

2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回未満	1	4.0%
1回以上2回未満	5	20.0%
2回以上4回未満	4	16.0%
4回以上6回未満	2	8.0%
6回以上10回未満	2	8.0%
10回以上	2	8.0%
無回答	9	36.0%
合計	25	100.0%
平均	3.8	

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

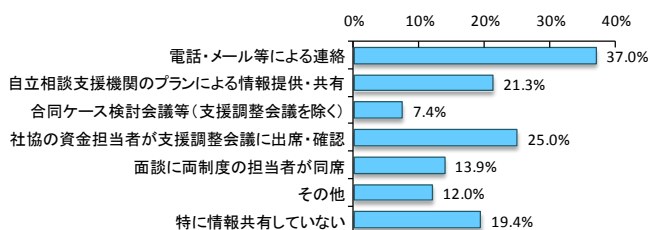
	件数	割合
1回以上2回未満	2	40.0%
2回以上4回未満	1	20.0%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	2	40.0%
合計	5	100.0%
平均	1.7	

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	3	37.5%
2回以上4回未満	1	12.5%
4回以上6回未満	1	12.5%
6回以上10回未満	1	12.5%
10回以上	0	0.0%
無回答	2	25.0%
合計	8	100.0%
平均	2.8	

〈据置期間中〉 情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	40	37.0%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	23	21.3%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	8	7.4%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	27	25.0%
面談に両制度の担当者が同席	15	13.9%
その他	13	12.0%
特に情報共有していない	21	19.4%
合計	108	



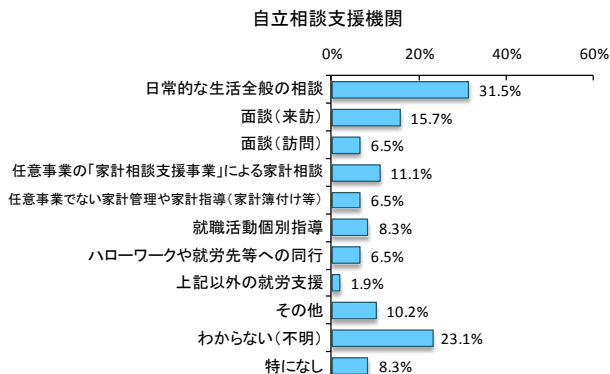
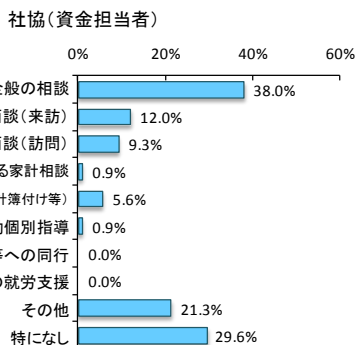
1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	8	20.0%
2回以上4回未満	9	22.5%
4回以上6回未満	2	5.0%
6回以上10回未満	1	2.5%
10回以上	2	5.0%
無回答	18	45.0%
合計	40	100.0%
平均	3.0	

〈償還開始後〉借受人に対する支援内容

	件数	割合
日常的な生活全般の相談	41	38.0%
面談（来訪）	13	12.0%
面談（訪問）	10	9.3%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	1	0.9%
任意事業でない家計管理や家計指導（家計簿付け等）	6	5.6%
就職活動個別指導	1	0.9%
ハローワークや就労先等への同行	0	0.0%
上記以外の就労支援	0	0.0%
その他	23	21.3%
特になし	32	29.6%
合計	108	

	件数	割合
日常的な生活全般の相談	34	31.5%
面談（来訪）	17	15.7%
面談（訪問）	7	6.5%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	12	11.1%
任意事業でない家計管理や家計指導（家計簿付け等）	7	6.5%
就職活動個別指導	9	8.3%
ハローワークや就労先等への同行	7	6.5%
上記以外の就労支援	2	1.9%
その他	11	10.2%
わからない（不明）	25	23.1%
特になし	9	8.3%
全体	108	



2. 面談（来訪）回数（相談者1人あたり）

回数	件数	割合
1回以上2回未満	6	46.2%
2回以上4回未満	2	15.4%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	1	7.7%
無回答	4	30.8%
合計	13	100.0%

平均 4.6

2. 面談（来訪）回数（相談者1人あたり）

回数	件数	割合
1回以上2回未満	2	11.8%
2回以上4回未満	4	23.5%
4回以上6回未満	2	11.8%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	2	11.8%
無回答	7	41.2%
合計	17	100.0%

平均 4.8

3. 面談（訪問）回数（相談者1人あたり）

回数	件数	割合
1回以上2回未満	4	40.0%
2回以上4回未満	0	0.0%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	1	10.0%
無回答	5	50.0%
合計	10	100.0%

平均 2.8

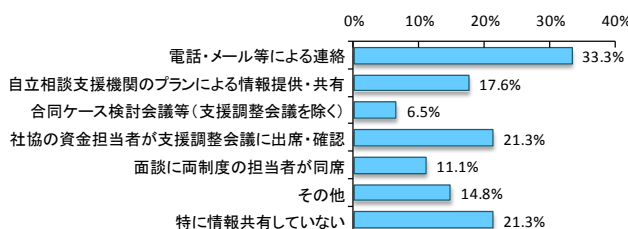
3. 面談（訪問）回数（相談者1人あたり）

回数	件数	割合
1回以上2回未満	1	14.3%
2回以上4回未満	0	0.0%
4回以上6回未満	2	28.6%
6回以上10回未満	1	14.3%
10回以上	0	0.0%
無回答	3	42.9%
合計	7	100.0%

平均 4.3

〈償還開始後〉情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	36	33.3%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	19	17.6%
合同ケース検討会議等（支援調整会議を除く）	7	6.5%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	23	21.3%
面談に両制度の担当者が同席	12	11.1%
その他	16	14.8%
特に情報共有していない	23	21.3%
合計	108	



1. 電話・メール等による連絡の回数（相談者1人あたり）

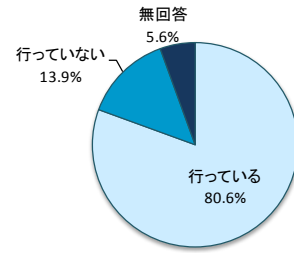
回数	件数	割合
1回以上2回未満	5	13.9%
2回以上4回未満	6	16.7%
4回以上6回未満	2	5.6%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	2	5.6%
無回答	21	58.3%
合計	36	100.0%

平均 4.0

### (3)貸付終了の判断・合意

#### ① 自立相談支援機関との確認を行っているか

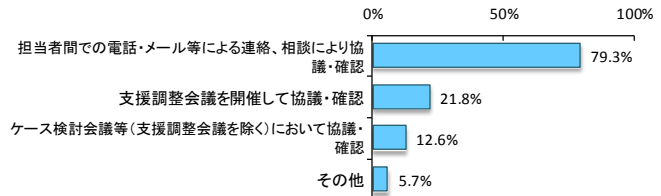
	件数	割合
行っている	87	80.6%
行っていない	15	13.9%
無回答	6	5.6%
合計	108	100.0%



#### 協議・確認の方法（「1.行っている」と回答した場合）

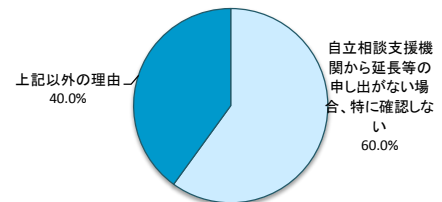
(複数回答)

	件数	割合
担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認	69	79.3%
支援調整会議を開催して協議・確認	19	21.8%
ケース検討会議等(支援調整会議を除く)において協議・確認	11	12.6%
その他	5	5.7%
全体	87	



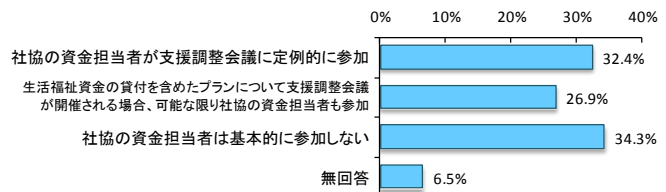
#### 協議・確認を行っていない理由（「2.行っていない」と回答した場合）

	件数	割合
自立相談支援機関から延長等の申し出がない場合、特に確認しない	9	60.0%
上記以外の理由	6	40.0%
合計	15	100.0%



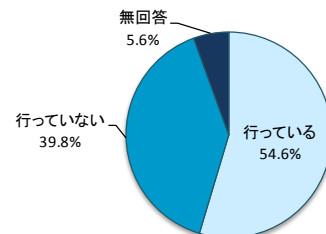
#### ② 支援調整会議への社協の資金担当者の参加状況

	件数	割合
社協の資金担当者が支援調整会議に定例的に参加	35	32.4%
生活福祉資金の貸付を含めたプランについて支援調整会議が開催される場合、可能な限り社協の資金担当者も参加	29	26.9%
社協の資金担当者は基本的に参加しない	37	34.3%
無回答	7	6.5%
合計	108	100.0%



#### ③ 貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を自立相談支援機関と一緒にやっているか

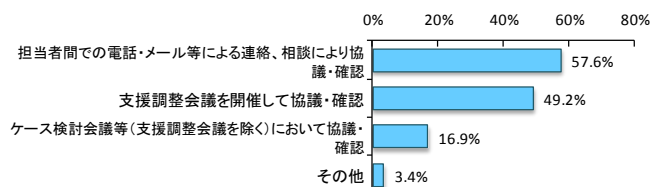
	件数	割合
行っている	59	54.6%
行っていない	43	39.8%
無回答	6	5.6%
合計	108	100.0%



#### 協議・確認の方法（「1.行っている」と回答した場合）

(複数回答)

	件数	割合
担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認	34	57.6%
支援調整会議を開催して協議・確認	29	49.2%
ケース検討会議等(支援調整会議を除く)において協議・確認	10	16.9%
その他	2	3.4%
全体	59	

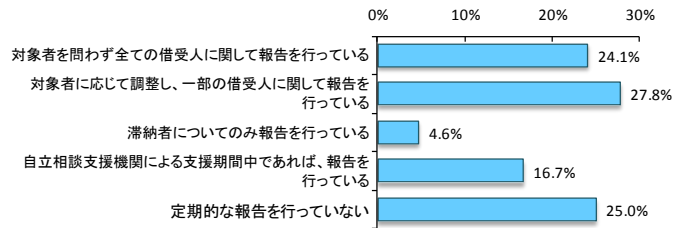


(4)償還・フォローアップ

① 自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付の償還状況についての定期的な報告を行っているか

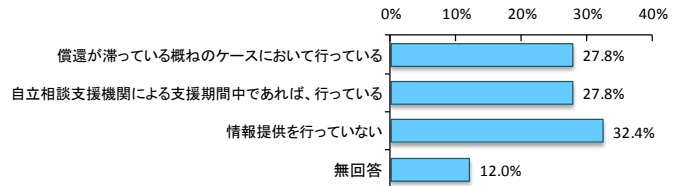
(複数回答)

	件数	割合
対象者を問わず全ての借受人に関して報告を行っている	26	24.1%
対象者に応じて調整し、一部の借受人に関して報告を行っている	30	27.8%
滞納者についてのみ報告を行っている	5	4.6%
自立相談支援機関による支援期間中であれば、報告を行っている	18	16.7%
定期的な報告を行っていない	27	25.0%
全体	108	



② 滞納が滞っているケースについて、自立相談支援機関に情報提供を行っているか

	件数	割合
償還が滞っている概ねのケースにおいて行っている	30	27.8%
自立相談支援機関による支援期間中であれば、行っている	30	27.8%
情報提供を行っていない	35	32.4%
無回答	13	12.0%
合計	108	100.0%

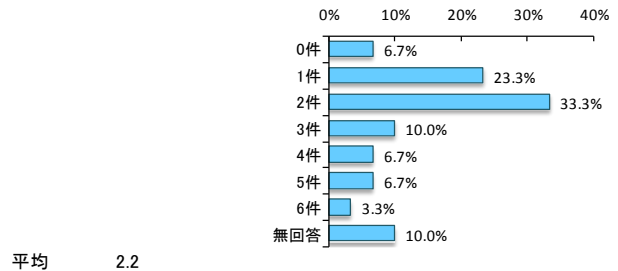


自立相談支援の利用件数(情報提供「1」と回答した場合)

自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付ケースのうち、償還期間中であるケース数	平均	2.2件
償還が滞っているため、自立相談支援機関に情報提供・共有したケース数	平均	1.6件
うち、必要に応じて再度自立相談支援事業の利用が行われたケース数	平均	0.6件

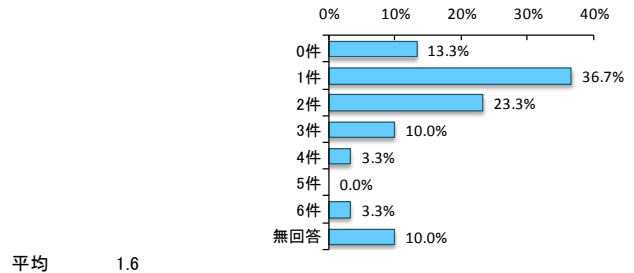
自立相談支援事業を利用した「総合支援資金」の貸付ケースのうち、償還期間中であるケース数

件数	件数	割合
0件	2	6.7%
1件	7	23.3%
2件	10	33.3%
3件	3	10.0%
4件	2	6.7%
5件	2	6.7%
6件	1	3.3%
無回答	3	10.0%
合計	30	100.0%



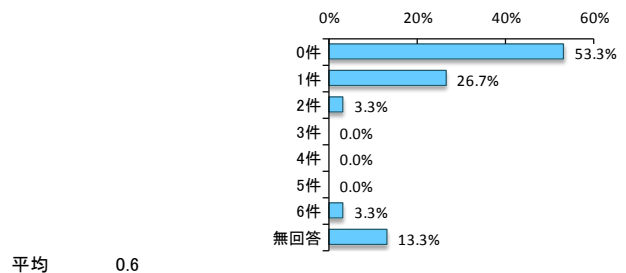
償還が滞っているため、自立相談支援機関に情報提供・共有したケース数

件数	件数	割合
0件	4	13.3%
1件	11	36.7%
2件	7	23.3%
3件	3	10.0%
4件	1	3.3%
5件	0	0.0%
6件	1	3.3%
無回答	3	10.0%
合計	30	100.0%



うち、必要に応じて再度自立相談支援事業の利用が行われたケース数

件数	件数	割合
0件	16	53.3%
1件	8	26.7%
2件	1	3.3%
3件	0	0.0%
4件	0	0.0%
5件	0	0.0%
6件	1	3.3%
無回答	4	13.3%
合計	30	100.0%

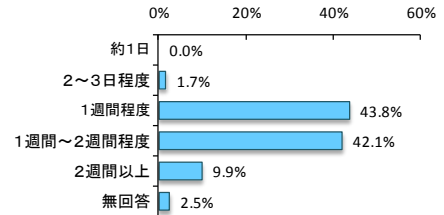


## 8. 「緊急小口資金」について

※平成27年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」のそれぞれで1件以上の実績がある121件で集計

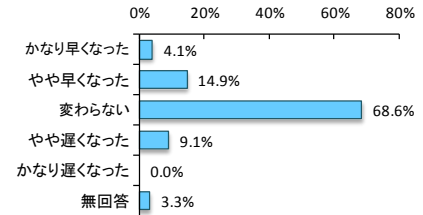
### ①「緊急小口資金」の相談から貸付決定・資金の送金までの平均的な期間

	件数	割合
約1日	0	0.0%
2～3日程度	2	1.7%
1週間程度	53	43.8%
1週間～2週間程度	51	42.1%
2週間以上	12	9.9%
無回答	3	2.5%
合計	121	100.0%



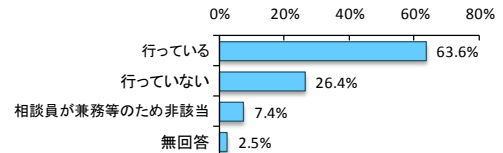
### ②制度開始以前の期間と比較した変化

	件数	割合
かなり早くなった	5	4.1%
やや早くなった	18	14.9%
変わらない	83	68.6%
やや遅くなった	11	9.1%
かなり遅くなった	0	0.0%
無回答	4	3.3%
合計	121	100.0%



### ④貸付決定・資金送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供

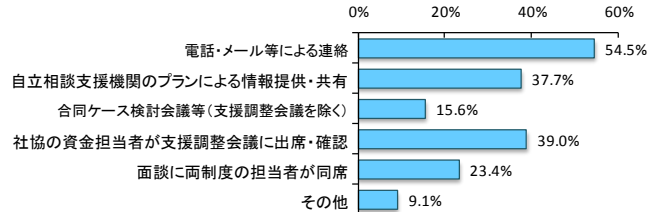
	件数	割合
行っている	77	63.6%
行っていない	32	26.4%
相談員が兼務等のため非該当	9	7.4%
無回答	3	2.5%
合計	121	100.0%



→情報共有の方法(「1.行っている」と回答した場合)

(複数回答)

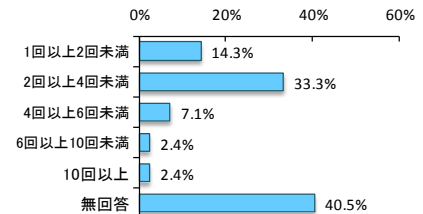
	件数	割合
電話・メール等による連絡	42	54.5%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	29	37.7%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	12	15.6%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	30	39.0%
面談に両制度の担当者が同席	18	23.4%
その他	7	9.1%
全体	77	



→ 1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	6	14.3%
2回以上4回未満	14	33.3%
4回以上6回未満	3	7.1%
6回以上10回未満	1	2.4%
10回以上	1	2.4%
無回答	17	40.5%
合計	42	100.0%

平均 2.8



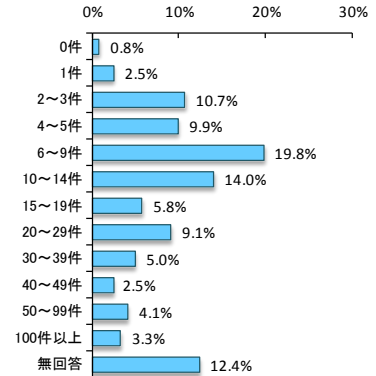
⑤平成28年7月1日時点の「緊急小口資金」の概ねの償還状況

	ケース数	
		うち、自立相談支援事業利用
現在、償還期間中のケース数	平均 19.5件	平均 9.5件
償還が滞っているケース数	平均 10.9件	平均 5.1件

現在、償還期間中のケース数

	件数	割合
0件	1	0.8%
1件	3	2.5%
2～3件	13	10.7%
4～5件	12	9.9%
6～9件	24	19.8%
10～14件	17	14.0%
15～19件	7	5.8%
20～29件	11	9.1%
30～39件	6	5.0%
40～49件	3	2.5%
50～99件	5	4.1%
100件以上	4	3.3%
無回答	15	12.4%
合計	121	100.0%

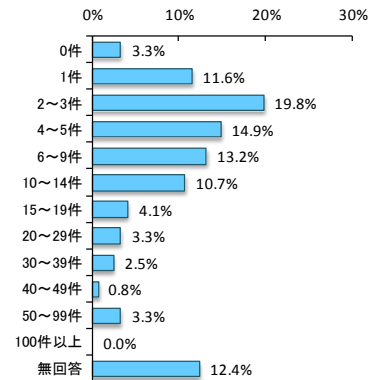
平均 19.5



現在、償還期間中のケース数のうち、自立相談支援事業利用件数

	件数	割合
0件	4	3.3%
1件	14	11.6%
2～3件	24	19.8%
4～5件	18	14.9%
6～9件	16	13.2%
10～14件	13	10.7%
15～19件	5	4.1%
20～29件	4	3.3%
30～39件	3	2.5%
40～49件	1	0.8%
50～99件	4	3.3%
100件以上	0	0.0%
無回答	15	12.4%
合計	121	100.0%

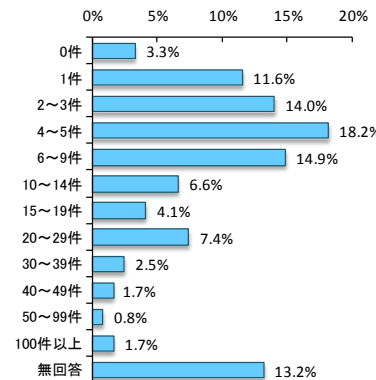
平均 9.5



償還が滞っているケース数

	件数	割合
0件	4	3.3%
1件	14	11.6%
2～3件	17	14.0%
4～5件	22	18.2%
6～9件	18	14.9%
10～14件	8	6.6%
15～19件	5	4.1%
20～29件	9	7.4%
30～39件	3	2.5%
40～49件	2	1.7%
50～99件	1	0.8%
100件以上	2	1.7%
無回答	16	13.2%
合計	121	100.0%

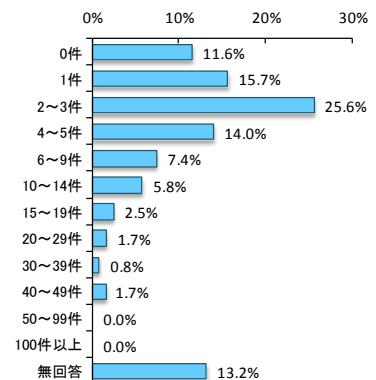
平均 10.9



償還が滞っているケース数のうち、自立相談支援事業利用件数

	件数	割合
0件	14	11.6%
1件	19	15.7%
2～3件	31	25.6%
4～5件	17	14.0%
6～9件	9	7.4%
10～14件	7	5.8%
15～19件	3	2.5%
20～29件	2	1.7%
30～39件	1	0.8%
40～49件	2	1.7%
50～99件	0	0.0%
100件以上	0	0.0%
無回答	16	13.2%
合計	121	100.0%

平均 5.1

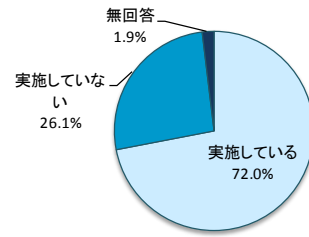




## 9. 生活福祉資金貸付事業以外の取組の実施状況

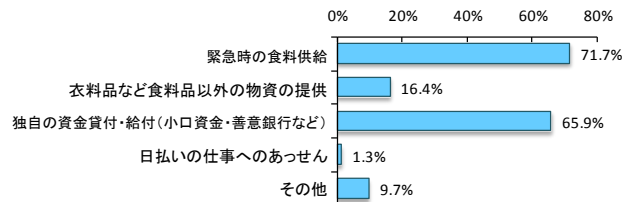
独自の生活困窮者支援に対する取組実施の有無

	件数	割合
実施している	226	72.0%
実施していない	82	26.1%
無回答	6	1.9%
合計	314	100.0%



取組の概要(「1.行っている」と回答した場合) (複数回答)

	件数	割合
緊急時の食料供給	162	71.7%
衣料品など食料品以外の物資の提供	37	16.4%
独自の資金貸付・給付(小口資金・善意銀行など)	149	65.9%
日払いの仕事へのあっせん	3	1.3%
その他	22	9.7%
全体	226	

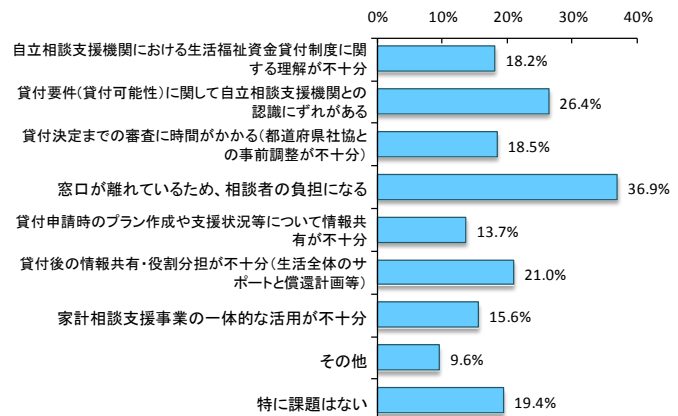


## 10. 生活困窮者支援制度との効果的な連携にあたって

自立相談支援機関との連携における運用上の課題

(複数回答)

	件数	割合
自立相談支援機関における生活福祉資金貸付制度に関する理解が不十分	57	18.2%
貸付要件(貸付可能性)に関して自立相談支援機関との認識にずれがある	83	26.4%
貸付決定までの審査に時間がかかる(都道府県社協との事前調整が不十分)	58	18.5%
窓口が離れているため、相談者の負担になる	116	36.9%
貸付申請時のプラン作成や支援状況等について情報共有が不十分	43	13.7%
貸付後の情報共有・役割分担が不十分(生活全体のサポートと償還計画等)	66	21.0%
家計相談支援事業の一体的な活用が不十分	49	15.6%
その他	30	9.6%
特に課題はない	61	19.4%
全体	314	



# 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査

## 【自立相談支援機関】

2016.11.02

調査対象：人口10万人以上の自治体(288ヵ所)の自立相談支援機関(395ヵ所)

調査期間：平成28年8月30日～9月30日

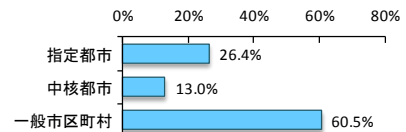
回収状況：

	計				
	指定都市	中核都市	一般市区		
調査対象市町村数	20	45	223	288	
(自立相談支援機関数)	98	51	246	395	
回収 市町村数	15	38	176	229	(回収率：79.5%)
(自立相談支援機関数)	79	39	181	299	(回収率：75.7%)

### 1. 調査対象について

市町村の種類

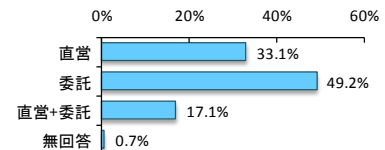
	件数	割合
指定都市	79	26.4%
中核都市	39	13.0%
一般市区町村	181	60.5%
合計	299	100.0%



### 2. 自立相談支援機関の基本情報について

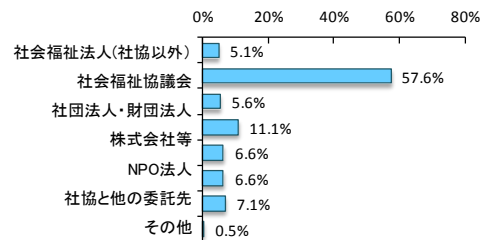
#### ① 運営方法

	件数	割合
直営	99	33.1%
委託	147	49.2%
直営+委託	51	17.1%
無回答	2	0.7%
合計	299	100.0%



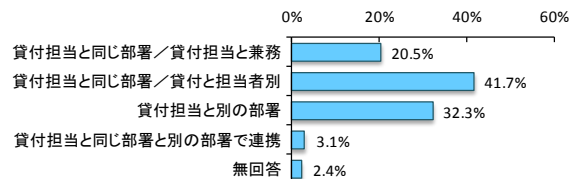
→委託先団体(「2.委託」「3.直営+委託」の場合)

	件数	割合
社会福祉法人(社協以外)	10	5.1%
社会福祉協議会	114	57.6%
社団法人・財団法人	11	5.6%
株式会社等	22	11.1%
NPO法人	13	6.6%
社協と他の委託先	13	6.6%
その他	14	7.1%
無回答	1	0.5%
合計	198	100.0%



→自立相談支援事業の担当部署(「社会福祉協議会」の場合)

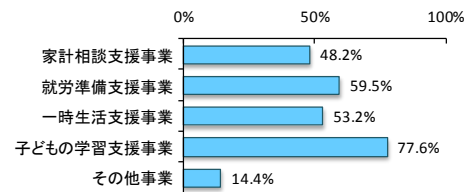
	件数	割合
貸付担当と同じ部署／貸付担当と兼務	26	20.5%
貸付担当と同じ部署／貸付と担当者別	53	41.7%
貸付担当と別の部署	41	32.3%
貸付担当と同じ部署と別の部署で連携	4	3.1%
無回答	3	2.4%
合計	127	100.0%



②任意事業の実施状況

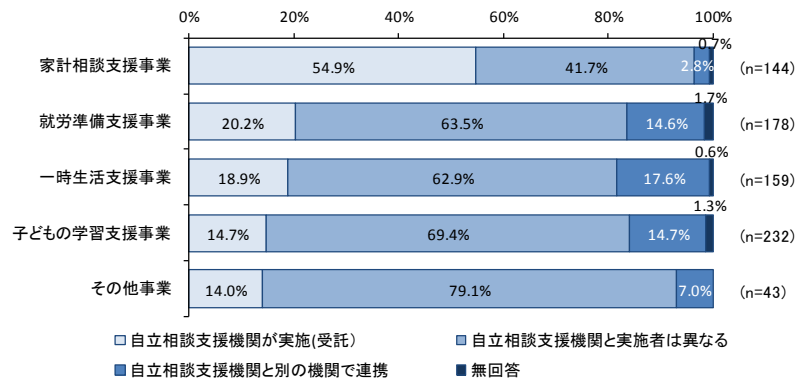
(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業	144	48.2%
就労準備支援事業	178	59.5%
一時生活支援事業	159	53.2%
子どもの学習支援事業	232	77.6%
その他事業	43	14.4%
全体	299	



実施している場合の実施体制

	自立相談支援機関が実施(受託)	自立相談支援機関と実施者は異なる	自立相談支援機関と別の機関で連携	無回答	合計
家計相談支援事業	79 54.9%	60 41.7%	4 2.8%	1 0.7%	144 100.0%
就労準備支援事業	36 20.2%	113 63.5%	26 14.6%	3 1.7%	178 100.0%
一時生活支援事業	30 18.9%	100 62.9%	28 17.6%	1 0.6%	159 100.0%
子どもの学習支援事業	34 14.7%	161 69.4%	34 14.7%	3 1.3%	232 100.0%
その他事業	6 14.0%	34 79.1%	3 7.0%	0 0.0%	43 100.0%

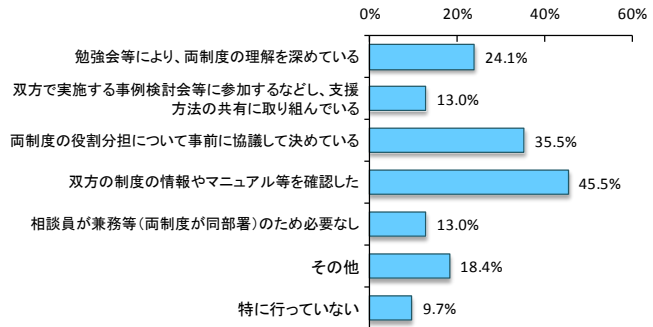


### 3. 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の両制度に関する理解について

#### ①実施している取組内容

(複数回答)

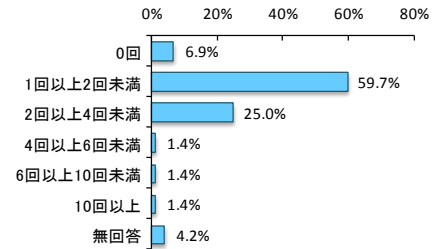
	件数	割合
勉強会等により、両制度の理解を深めている	72	24.1%
双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる	39	13.0%
両制度の役割分担について事前に協議して決めている	106	35.5%
双方の制度の情報やマニュアル等を確認した	136	45.5%
相談員が兼務等(両制度が同部署)のため必要なし	39	13.0%
その他	55	18.4%
特に行っていない	29	9.7%
全体	299	



「1. 勉強会等により、両制度の理解を深めている」の今年度実施回数

	件数	割合
0回	5	6.9%
1回以上2回未満	43	59.7%
2回以上4回未満	18	25.0%
4回以上6回未満	1	1.4%
6回以上10回未満	1	1.4%
10回以上	1	1.4%
無回答	3	4.2%
合計	72	100.0%

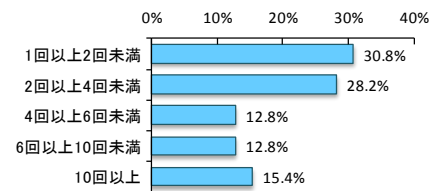
平均 1.5



「2. 双方で実施する事例検討会等に参加するなどし、支援方法の共有に取り組んでいる」の今年度実施回数

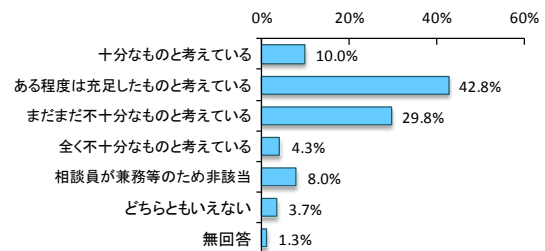
	件数	割合
1回以上2回未満	12	30.8%
2回以上4回未満	11	28.2%
4回以上6回未満	5	12.8%
6回以上10回未満	5	12.8%
10回以上	6	15.4%
合計	39	100.0%

平均 10.6



#### ②相互の理解やコミュニケーションの充足状況

	件数	割合
十分なものと考えている	30	10.0%
ある程度は充足したものと考えている	128	42.8%
まだまだ不十分なものと考えている	89	29.8%
全く不十分なものと考えている	13	4.3%
相談員が兼務等のため非該当	24	8.0%
どちらともいえない	11	3.7%
無回答	4	1.3%
合計	299	100.0%



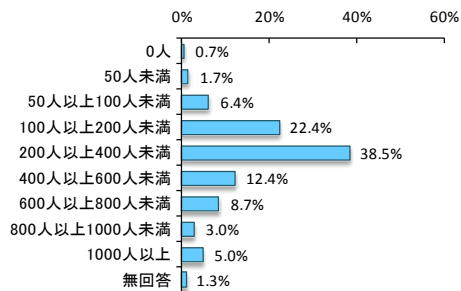
#### 4. 生活福祉資金貸付事業の実績について

##### ①平成27年度における相談実績等

###### ① 自立相談支援機関における相談実績人数(平成27年度)

	件数	割合
0人	2	0.7%
50人未満	5	1.7%
50人以上100人未満	19	6.4%
100人以上200人未満	67	22.4%
200人以上400人未満	115	38.5%
400人以上600人未満	37	12.4%
600人以上800人未満	26	8.7%
800人以上1000人未満	9	3.0%
1000人以上	15	5.0%
無回答	4	1.3%
合計	299	100.0%

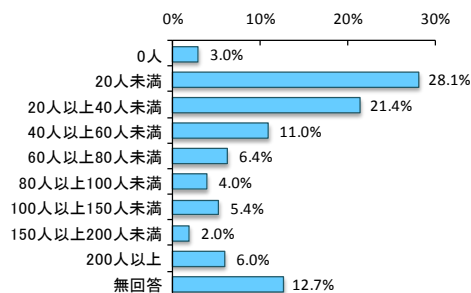
平均 387.5



###### ②生活福祉資金の貸付け相談・申請があった概ねの人数

	件数	割合
0人	9	3.0%
20人未満	84	28.1%
20人以上40人未満	64	21.4%
40人以上60人未満	33	11.0%
60人以上80人未満	19	6.4%
80人以上100人未満	12	4.0%
100人以上150人未満	16	5.4%
150人以上200人未満	6	2.0%
200人以上	18	6.0%
無回答	38	12.7%
合計	299	100.0%

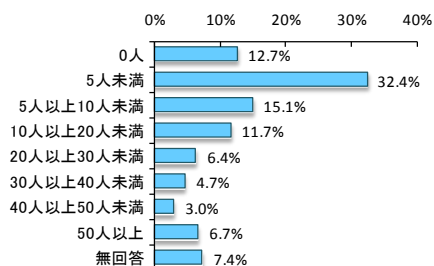
平均 61.1



###### ③生活福祉資金の貸付決定した概ね人数

	件数	割合
0人	38	12.7%
5人未満	97	32.4%
5人以上10人未満	45	15.1%
10人以上20人未満	35	11.7%
20人以上30人未満	19	6.4%
30人以上40人未満	14	4.7%
40人以上50人未満	9	3.0%
50人以上	20	6.7%
無回答	22	7.4%
合計	299	100.0%

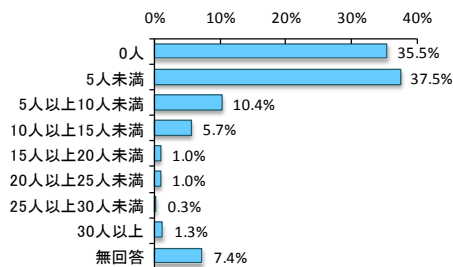
平均 16.6



###### うち「総合支援資金」利用

	件数	割合
0人	106	35.5%
5人未満	112	37.5%
5人以上10人未満	31	10.4%
10人以上15人未満	17	5.7%
15人以上20人未満	3	1.0%
20人以上25人未満	3	1.0%
25人以上30人未満	1	0.3%
30人以上	4	1.3%
無回答	22	7.4%
合計	299	100.0%

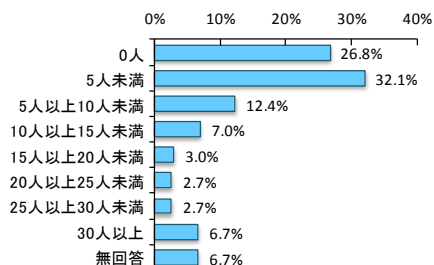
平均 3.6



###### うち「緊急小口資金」利用

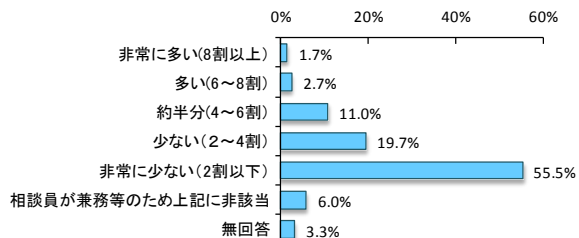
	件数	割合
0人	80	26.8%
5人未満	96	32.1%
5人以上10人未満	37	12.4%
10人以上15人未満	21	7.0%
15人以上20人未満	9	3.0%
20人以上25人未満	8	2.7%
25人以上30人未満	8	2.7%
30人以上	20	6.7%
無回答	20	6.7%
合計	299	100.0%

平均 9.0



##### ②社協相談受付のうち、自立相談支援機関につながれたケース

	件数	割合
非常に多い(8割以上)	5	1.7%
多い(6~8割)	8	2.7%
約半分(4~6割)	33	11.0%
少ない(2~4割)	59	19.7%
非常に少ない(2割以下)	166	55.5%
相談員が兼務等のため上記に非該当	18	6.0%
無回答	10	3.3%
合計	299	100.0%



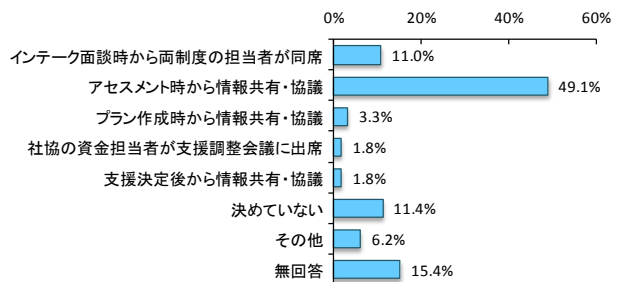
## 5. 「総合支援資金」における生活福祉資金制度との連携の状況について

※自立相談支援事業を社協が受託・貸付担当と同じ部署で実施・かつ相談員と貸付担当者が兼務の場合を除く(273件で集計)

### (1)借入申込前(借入申請書の提出に至るまで)

#### ①社協の資金担当者との連携開始の具体的なタイミング

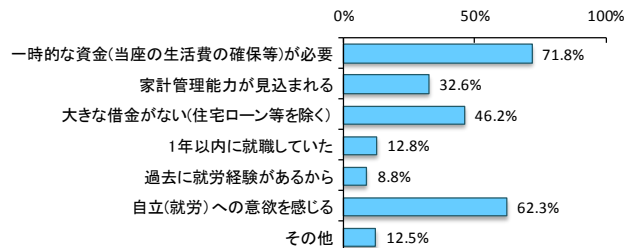
	件数	割合
インテーク面談時から両制度の担当者が同席	30	11.0%
アセスメント時から情報共有・協議	134	49.1%
プラン作成時から情報共有・協議	9	3.3%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席	5	1.8%
支援決定後から情報共有・協議	5	1.8%
決めていない	31	11.4%
その他	17	6.2%
無回答	42	15.4%
合計	273	100.0%



#### ②生活困窮者の貸付の検討にあたり、特に重視する条件等

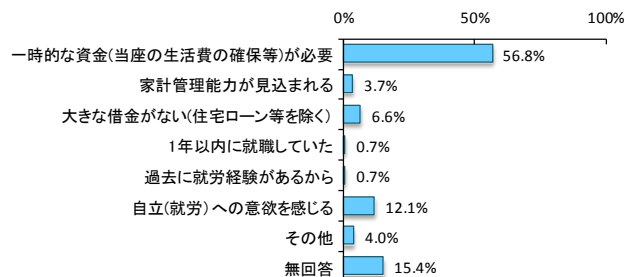
##### 1位～3位 (複数回答)

	件数	割合
一時的な資金(当座の生活費の確保等)が必要	196	71.8%
家計管理能力が見込まれる	89	32.6%
大きな借金がない(住宅ローン等を除く)	126	46.2%
1年以内に就職していた	35	12.8%
過去に就労経験があるから	24	8.8%
自立(就労)への意欲を感じる	170	62.3%
その他	34	12.5%
全体	273	



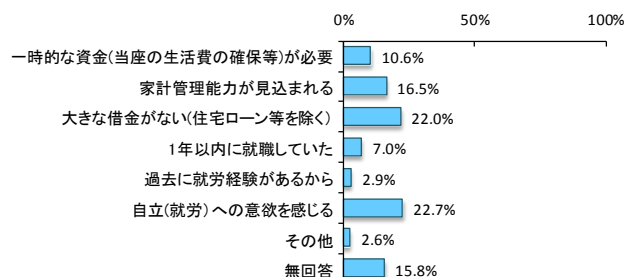
##### 1位

	件数	割合
一時的な資金(当座の生活費の確保等)が必要	155	56.8%
家計管理能力が見込まれる	10	3.7%
大きな借金がない(住宅ローン等を除く)	18	6.6%
1年以内に就職していた	2	0.7%
過去に就労経験があるから	2	0.7%
自立(就労)への意欲を感じる	33	12.1%
その他	11	4.0%
無回答	42	15.4%
合計	273	100.0%



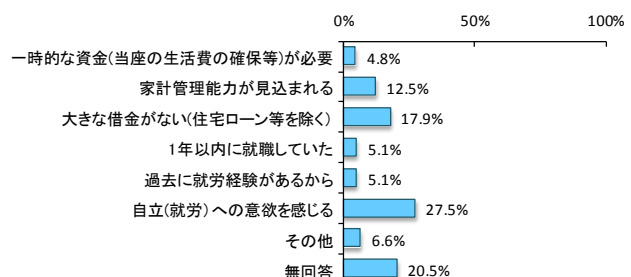
##### 2位

	件数	割合
一時的な資金(当座の生活費の確保等)が必要	29	10.6%
家計管理能力が見込まれる	45	16.5%
大きな借金がない(住宅ローン等を除く)	60	22.0%
1年以内に就職していた	19	7.0%
過去に就労経験があるから	8	2.9%
自立(就労)への意欲を感じる	62	22.7%
その他	7	2.6%
無回答	43	15.8%
合計	273	100.0%



##### 3位

	件数	割合
一時的な資金(当座の生活費の確保等)が必要	13	4.8%
家計管理能力が見込まれる	34	12.5%
大きな借金がない(住宅ローン等を除く)	49	17.9%
1年以内に就職していた	14	5.1%
過去に就労経験があるから	14	5.1%
自立(就労)への意欲を感じる	75	27.5%
その他	18	6.6%
無回答	56	20.5%
合計	273	100.0%



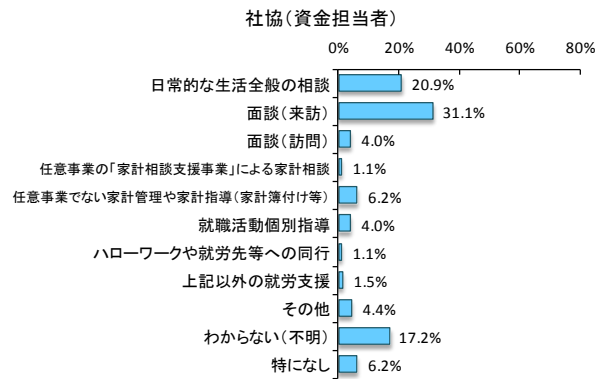
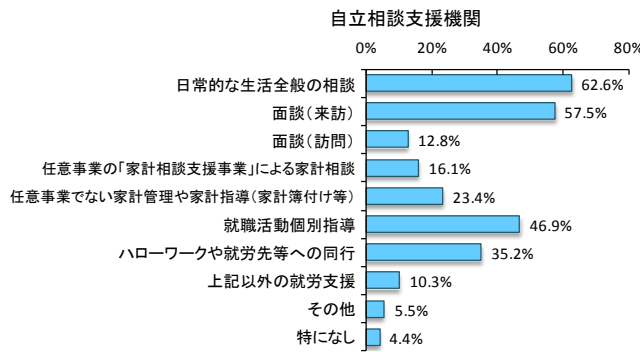
(2)借入申込・貸付決定後(支援内容と役割分担・情報共有)

資金の借受人に対する支援内容と役割分担、自立相談支援機関との情報共有の実施状況

〈貸付期間中〉借受人に対する支援内容

	件数	割合
日常生活全般の相談	171	62.6%
面談(来訪)	157	57.5%
面談(訪問)	35	12.8%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	44	16.1%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	64	23.4%
就職活動個別指導	128	46.9%
ハローワークや就労先等への同行	96	35.2%
上記以外の就労支援	28	10.3%
その他	15	5.5%
特になし	12	4.4%
全体	273	

	件数	割合
日常生活全般の相談	57	20.9%
面談(来訪)	85	31.1%
面談(訪問)	11	4.0%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	3	1.1%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	17	6.2%
就職活動個別指導	11	4.0%
ハローワークや就労先等への同行	3	1.1%
上記以外の就労支援	4	1.5%
その他	12	4.4%
わからない(不明)	47	17.2%
特になし	17	6.2%
全体	273	



2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	16	10.2%
2回以上4回未満	33	21.0%
4回以上6回未満	24	15.3%
6回以上10回未満	12	7.6%
10回以上	23	14.6%
無回答	49	31.2%
合計	157	100.0%

平均 5.4

2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	12	14.1%
2回以上4回未満	23	27.1%
4回以上6回未満	7	8.2%
6回以上10回未満	3	3.5%
10回以上	5	5.9%
無回答	35	41.2%
合計	85	100.0%

平均 3.8

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
0回	1	2.9%
1回未満	1	2.9%
1回以上2回未満	11	31.4%
2回以上4回未満	4	11.4%
4回以上6回未満	4	11.4%
6回以上10回未満	1	2.9%
10回以上	0	0.0%
無回答	13	37.1%
合計	35	100.0%

平均 2.1

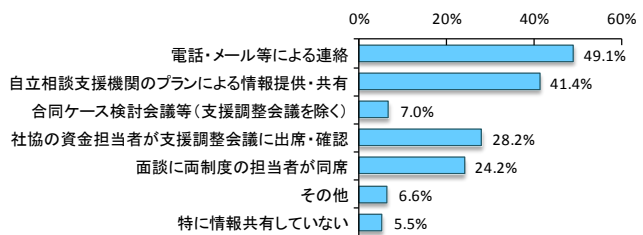
3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	4	36.4%
2回以上4回未満	3	27.3%
4回以上6回未満	1	9.1%
6回以上10回未満	1	9.1%
10回以上	0	0.0%
無回答	2	18.2%
合計	11	100.0%

平均 2.4

〈貸付期間中〉情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	134	49.1%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	113	41.4%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	19	7.0%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	77	28.2%
面談に両制度の担当者が同席	66	24.2%
その他	18	6.6%
特に情報共有していない	15	5.5%
全体	273	



1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

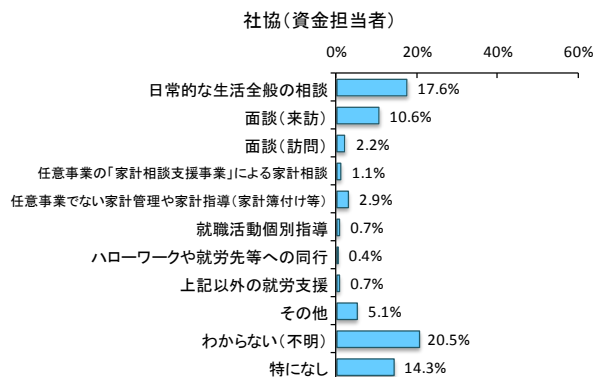
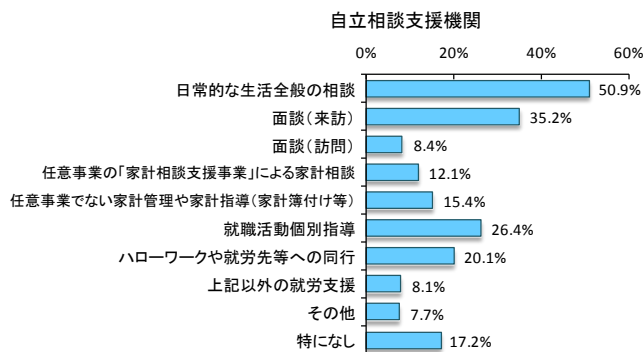
	件数	割合
1回以上2回未満	14	10.4%
2回以上4回未満	46	34.3%
4回以上6回未満	12	9.0%
6回以上10回未満	4	3.0%
10回以上	3	2.2%
無回答	55	41.0%
合計	134	100.0%

平均 3.2

〈据置期間中〉借受人に対する支援内容

	件数	割合
日常生活全般の相談	139	50.9%
面談(来訪)	96	35.2%
面談(訪問)	23	8.4%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	33	12.1%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	42	15.4%
就職活動個別指導	72	26.4%
ハローワークや就労先等への同行	55	20.1%
上記以外の就労支援	22	8.1%
その他	21	7.7%
特になし	47	17.2%
全体	273	

	件数	割合
日常生活全般の相談	48	17.6%
面談(来訪)	29	10.6%
面談(訪問)	6	2.2%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	3	1.1%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	8	2.9%
就職活動個別指導	2	0.7%
ハローワークや就労先等への同行	1	0.4%
上記以外の就労支援	2	0.7%
その他	14	5.1%
わからない(不明)	56	20.5%
特になし	39	14.3%
全体	273	



2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回未満	1	1.0%
1回以上2回未満	14	14.6%
2回以上4回未満	24	25.0%
4回以上6回未満	11	11.5%
6回以上10回未満	2	2.1%
10回以上	1	1.0%
無回答	43	44.8%
合計	96	100.0%

平均 2.9

2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	6	20.7%
2回以上4回未満	5	17.2%
4回以上6回未満	2	6.9%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	16	55.2%
合計	29	100.0%

平均 2.0

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回未満	1	4.3%
1回以上2回未満	6	26.1%
2回以上4回未満	2	8.7%
4回以上6回未満	1	4.3%
6回以上10回未満	2	8.7%
10回以上	0	0.0%
無回答	11	47.8%
合計	23	100.0%

平均 2.4

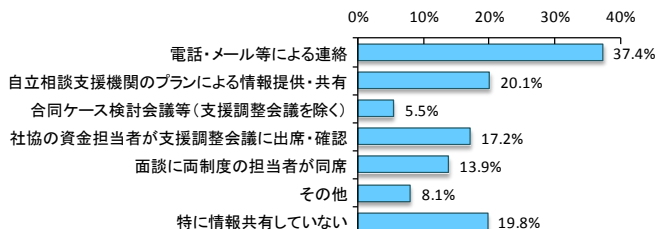
3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
0回	1	16.7%
1回以上2回未満	4	66.7%
2回以上4回未満	0	0.0%
無回答	1	16.7%
合計	6	100.0%

平均 0.8

〈据置期間中〉情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	102	37.4%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	55	20.1%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	15	5.5%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	47	17.2%
面談に両制度の担当者が同席	38	13.9%
その他	22	8.1%
特に情報共有していない	54	19.8%
全体	273	



1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	26	25.5%
2回以上4回未満	22	21.6%
4回以上6回未満	2	2.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	2	2.0%
無回答	50	49.0%
合計	102	100.0%

平均 2.7

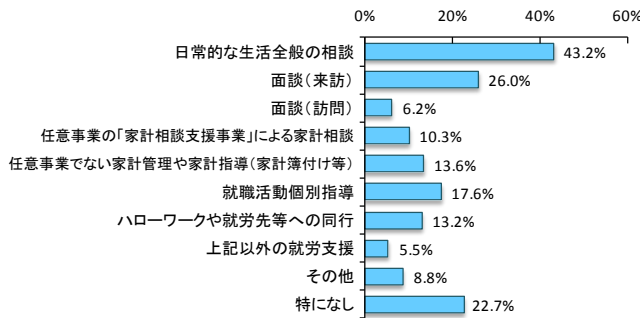


〈償還開始後〉借受人に対する支援内容

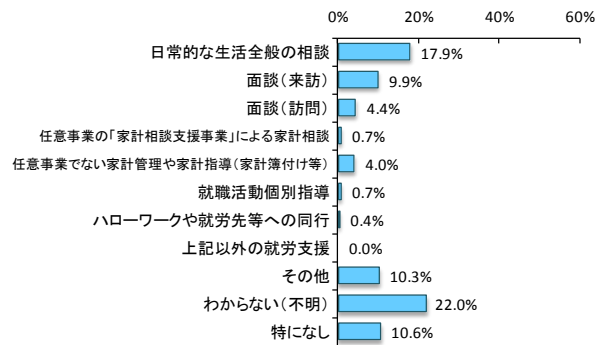
	件数	割合
日常生活全般の相談	118	43.2%
面談(来訪)	71	26.0%
面談(訪問)	17	6.2%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	28	10.3%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	37	13.6%
就職活動個別指導	48	17.6%
ハローワークや就労先等への同行	36	13.2%
上記以外の就労支援	15	5.5%
その他	24	8.8%
特になし	62	22.7%
全体	273	

	件数	割合
日常生活全般の相談	49	17.9%
面談(来訪)	27	9.9%
面談(訪問)	12	4.4%
任意事業の「家計相談支援事業」による家計相談	2	0.7%
任意事業でない家計管理や家計指導(家計簿付け等)	11	4.0%
就職活動個別指導	2	0.7%
ハローワークや就労先等への同行	1	0.4%
上記以外の就労支援	0	0.0%
その他	28	10.3%
わからない(不明)	60	22.0%
特になし	29	10.6%
全体	273	

自立相談支援機関



社協(資金担当者)



2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回未満	1	1.4%
1回以上2回未満	14	19.7%
2回以上4回未満	15	21.1%
4回以上6回未満	7	9.9%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	34	47.9%
合計	71	100.0%
平均	2.0	

2. 面談(来訪)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	8	29.6%
2回以上4回未満	6	22.2%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	13	48.1%
合計	27	100.0%
平均	1.5	

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

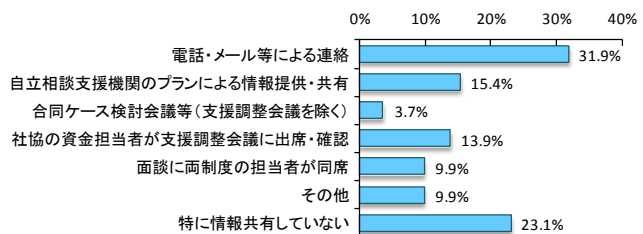
	件数	割合
1回以上2回未満	4	23.5%
2回以上4回未満	2	11.8%
4回以上6回未満	2	11.8%
6回以上10回未満	1	5.9%
10回以上	0	0.0%
無回答	8	47.1%
合計	17	100.0%
平均	2.6	

3. 面談(訪問)回数(相談者1人あたり)

	件数	割合
1回以上2回未満	3	25.0%
2回以上4回未満	3	25.0%
4回以上6回未満	0	0.0%
6回以上10回未満	0	0.0%
10回以上	0	0.0%
無回答	6	50.0%
合計	12	100.0%
平均	1.5	

〈償還開始後〉情報共有の方法

	件数	割合
電話・メール等による連絡	87	31.9%
自立相談支援機関のプランによる情報提供・共有	42	15.4%
合同ケース検討会議等(支援調整会議を除く)	10	3.7%
社協の資金担当者が支援調整会議に出席・確認	38	13.9%
面談に両制度の担当者が同席	27	9.9%
その他	27	9.9%
特に情報共有していない	63	23.1%
全体	273	



1. 電話・メール等による連絡の回数(相談者1人あたり)

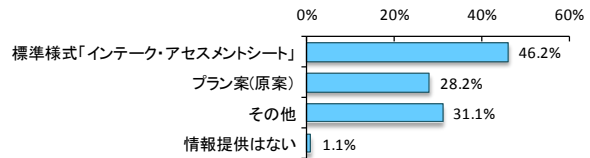
	件数	割合
0回	1	1.1%
1回以上2回未満	22	25.3%
2回以上4回未満	15	17.2%
4回以上6回未満	5	5.7%
6回以上10回未満	1	1.1%
10回以上	0	0.0%
無回答	43	49.4%
合計	87	100.0%
平均	1.9	

**(3) 自立相談支援機関におけるプラン作成**

①「総合支援資金」の貸付申請を行う場合、社協の資金担当者に対し、どのような情報提供、相談をしているか

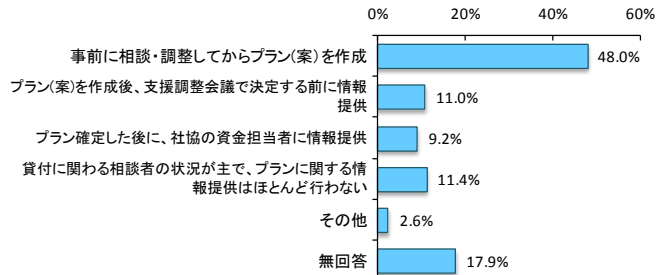
(複数回答)

	件数	割合
標準様式「インターク・アセスメントシート」	126	46.2%
プラン案(原案)	77	28.2%
その他	85	31.1%
情報提供はない	3	1.1%
全体	273	



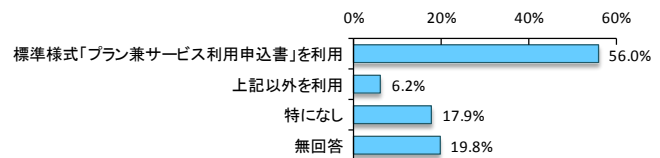
②初回プランの内容の社協との共有のタイミング

	件数	割合
事前に相談・調整してからプラン(案)を作成	131	48.0%
プラン(案)を作成後、支援調整会議で決定する前に情報提供	30	11.0%
プラン確定した後に、社協の資金担当者に情報提供	25	9.2%
貸付に関わる相談者の状況が主で、プランに関する情報提供はほとんど行わない	31	11.4%
その他	7	2.6%
無回答	49	17.9%
合計	273	100.0%



③社協とプランを共有する際の様式

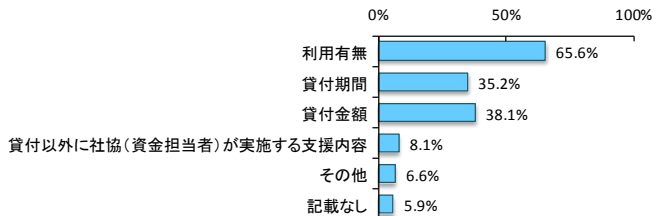
	件数	割合
標準様式「プラン兼サービス利用申込書」を利用	153	56.0%
上記以外を利用	17	6.2%
特になし	49	17.9%
無回答	54	19.8%
合計	273	100.0%



④プラン様式において、生活福祉資金の利用についての記載内容

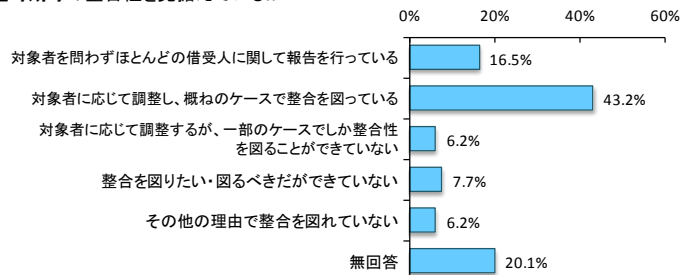
(複数回答)

	件数	割合
利用有無	179	65.6%
貸付期間	96	35.2%
貸付金額	104	38.1%
貸付以外に社協(資金担当者)が実施する支援内容	22	8.1%
その他	18	6.6%
記載なし	16	5.9%
全体	273	



⑤自立相談支援事業としての支援内容と、社協としての貸付期間及び償還時期等の整合性を見据えているか

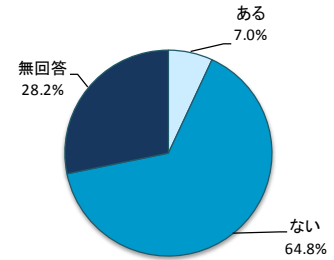
	件数	割合
対象者を問わずほとんどの借受人に関して報告を行っている	45	16.5%
対象者に応じて調整し、概ねのケースで整合を図っている	118	43.2%
対象者に応じて調整するが、一部のケースでしか整合性を図ることができていない	17	6.2%
整合を図りたい・図るべきだができていない	21	7.7%
その他の理由で整合を図れていない	17	6.2%
無回答	55	20.1%
合計	273	100.0%



⑥「総合支援資金」の貸付を利用したケースについて

自立相談支援事業の利用申込が行われなかったケース

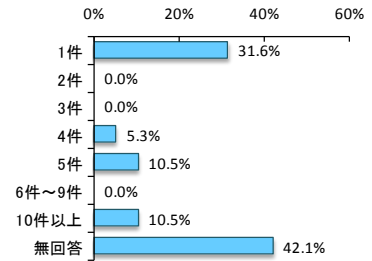
	件数	割合
ある	19	7.0%
ない	177	64.8%
無回答	77	28.2%
合計	273	100.0%



→ 利用に至らなかった件数

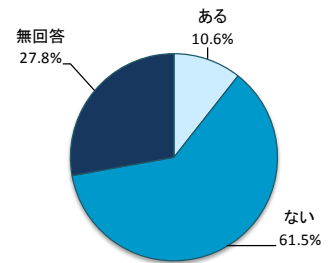
	件数	割合
1件	6	31.6%
2件	0	0.0%
3件	0	0.0%
4件	1	5.3%
5件	2	10.5%
6件～9件	0	0.0%
10件以上	2	10.5%
無回答	8	42.1%
合計	19	100.0%

平均 5.7



自立相談支援事業の利用申込があったが、プラン作成まで至らなかったケース

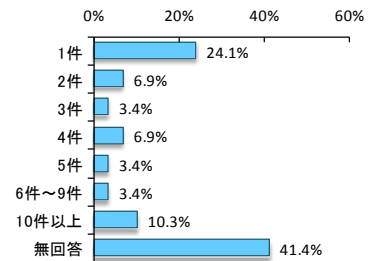
	件数	割合
ある	29	10.6%
ない	168	61.5%
無回答	76	27.8%
合計	273	100.0%



→ プラン作成まで至らなかった件数

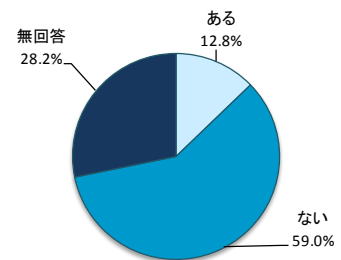
	件数	割合
1件	7	24.1%
2件	2	6.9%
3件	1	3.4%
4件	2	6.9%
5件	1	3.4%
6件～9件	1	3.4%
10件以上	3	10.3%
無回答	12	41.4%
合計	29	100.0%

平均 5.0



プラン作成後に、自立相談支援事業による支援が中断したケース

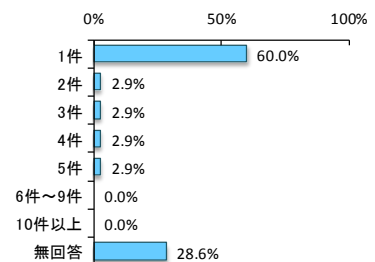
	件数	割合
ある	35	12.8%
ない	161	59.0%
無回答	77	28.2%
合計	273	100.0%



→ 支援が中断した件数

	件数	割合
1件	21	60.0%
2件	1	2.9%
3件	1	2.9%
4件	1	2.9%
5件	1	2.9%
6件～9件	0	0.0%
10件以上	0	0.0%
無回答	10	28.6%
合計	35	100.0%

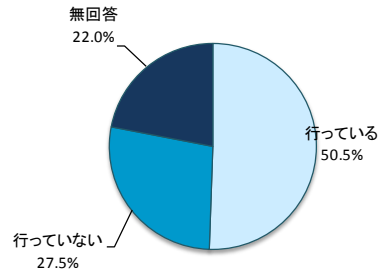
平均 1.4



(4)貸付終了の判断・合意

①社協と一緒に協議・確認を行っているか

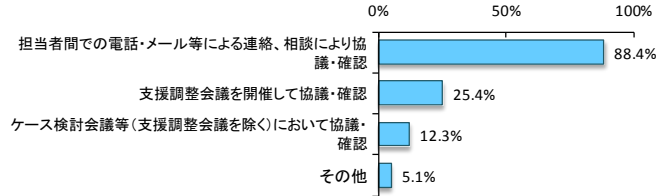
	件数	割合
行っている	138	50.5%
行っていない	75	27.5%
無回答	60	22.0%
合計	273	100.0%



→協議・確認の方法(「1.行っている」と回答した場合)

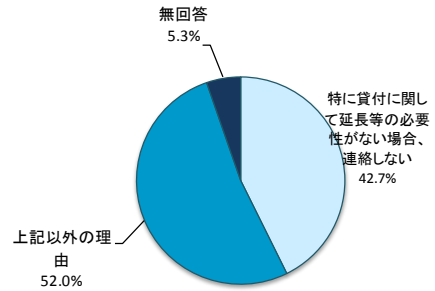
(複数回答)

	件数	割合
担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認	122	88.4%
支援調整会議を開催して協議・確認	35	25.4%
ケース検討会議等(支援調整会議を除く)において協議・確認	17	12.3%
その他	7	5.1%
全体	138	



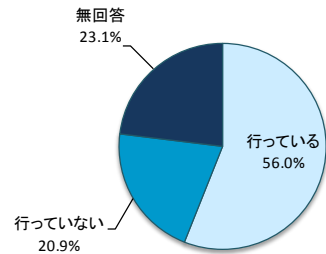
→協議・確認を行っていない理由(「2.行っていない」と回答した場合)

	件数	割合
特に貸付に関して延長等の必要性がない場合、連絡しない	32	42.7%
上記以外の理由	39	52.0%
無回答	4	5.3%
合計	75	100.0%



②支援を終了する場合の社協への連絡・確認

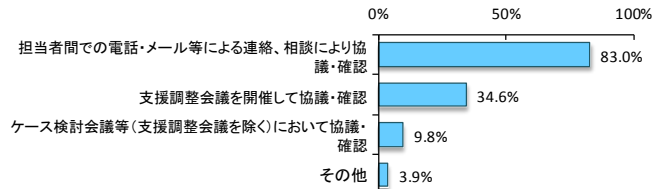
	件数	割合
行っている	153	56.0%
行っていない	57	20.9%
無回答	63	23.1%
合計	273	100.0%



→協議・確認の方法(「1.行っている」と回答した場合)

(複数回答)

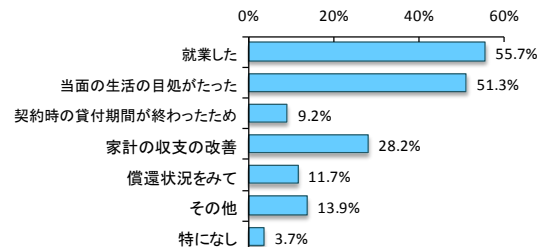
	件数	割合
担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認	127	83.0%
支援調整会議を開催して協議・確認	53	34.6%
ケース検討会議等(支援調整会議を除く)において協議・確認	15	9.8%
その他	6	3.9%
全体	153	



③支援を終了する場合の判断

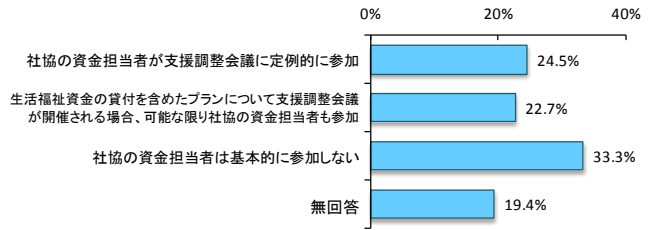
(複数回答)

	件数	割合
就業した	152	55.7%
当面の生活の目処がたった	140	51.3%
契約時の貸付期間が終わったため	25	9.2%
家計の収支の改善	77	28.2%
償還状況をみて	32	11.7%
その他	38	13.9%
特になし	10	3.7%
全体	273	



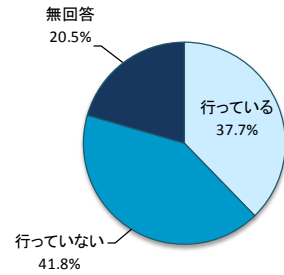
④ 支援調整会議への社協の資金担当者の参加状況

	件数	割合
社協の資金担当者が支援調整会議に定例的に参加	67	24.5%
生活福祉資金の貸付を含めたプランについて支援調整会議が開催される場合、可能な限り社協の資金担当者も参加	62	22.7%
社協の資金担当者は基本的に参加しない	91	33.3%
無回答	53	19.4%
合計	273	100.0%



⑤ プラン評価の段階で、貸付の利用が本人の自立につながったかどうかの評価・検討を社協の資金担当者と一緒にやっているか

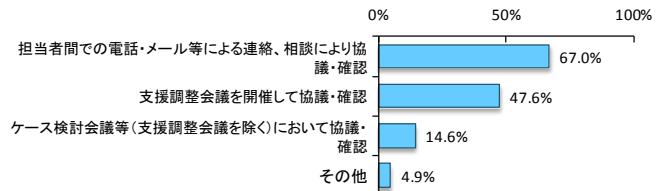
	件数	割合
行っている	103	37.7%
行っていない	114	41.8%
無回答	56	20.5%
合計	273	100.0%



評価・検討の方法(「1.行っている」と回答した場合)

(複数回答)

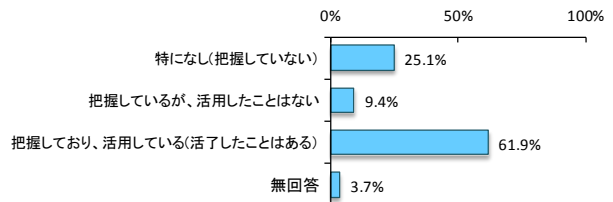
	件数	割合
担当者間での電話・メール等による連絡、相談により協議・確認	69	67.0%
支援調整会議を開催して協議・確認	49	47.6%
ケース検討会議等(支援調整会議を除く)において協議・確認	15	14.6%
その他	5	4.9%
全体	103	



6. 生活福祉資金貸付事業以外の貸付事業との把握・活用状況について

① 独自貸付事業の把握・活用状況

	件数	割合
特になし(把握していない)	75	25.1%
把握しているが、活用したことはない	28	9.4%
把握しており、活用している(活了したことはある)	185	61.9%
無回答	11	3.7%
合計	299	100.0%

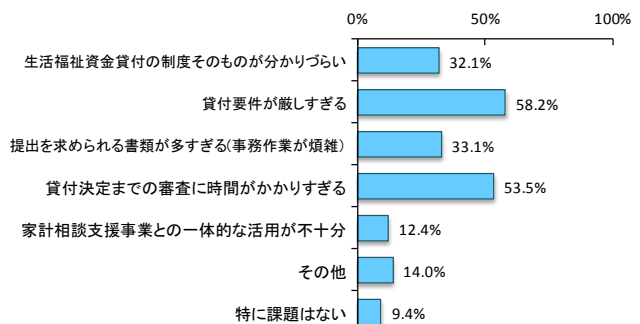


7. 生活困窮者支援制度との効果的な連携にあたって

生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題

(複数回答)

	件数	割合
生活福祉資金貸付の制度そのものが分かりづらい	96	32.1%
貸付要件が厳しすぎる	174	58.2%
提出を求められる書類が多すぎる(事務作業が煩雑)	99	33.1%
貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる	160	53.5%
家計相談支援事業との一体的な活用が不十分	37	12.4%
その他	42	14.0%
特に課題はない	28	9.4%
全体	299	



平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)

**生活困窮者自立支援制度との連携を踏まえた  
生活福祉資金貸付制度の実態と今後のあり方に関する調査研究**

平成 29 年 3 月発行

発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目毎日札幌会館 3 階

TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 8 番 2 号 新橋ウエストビル 6 階

TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330